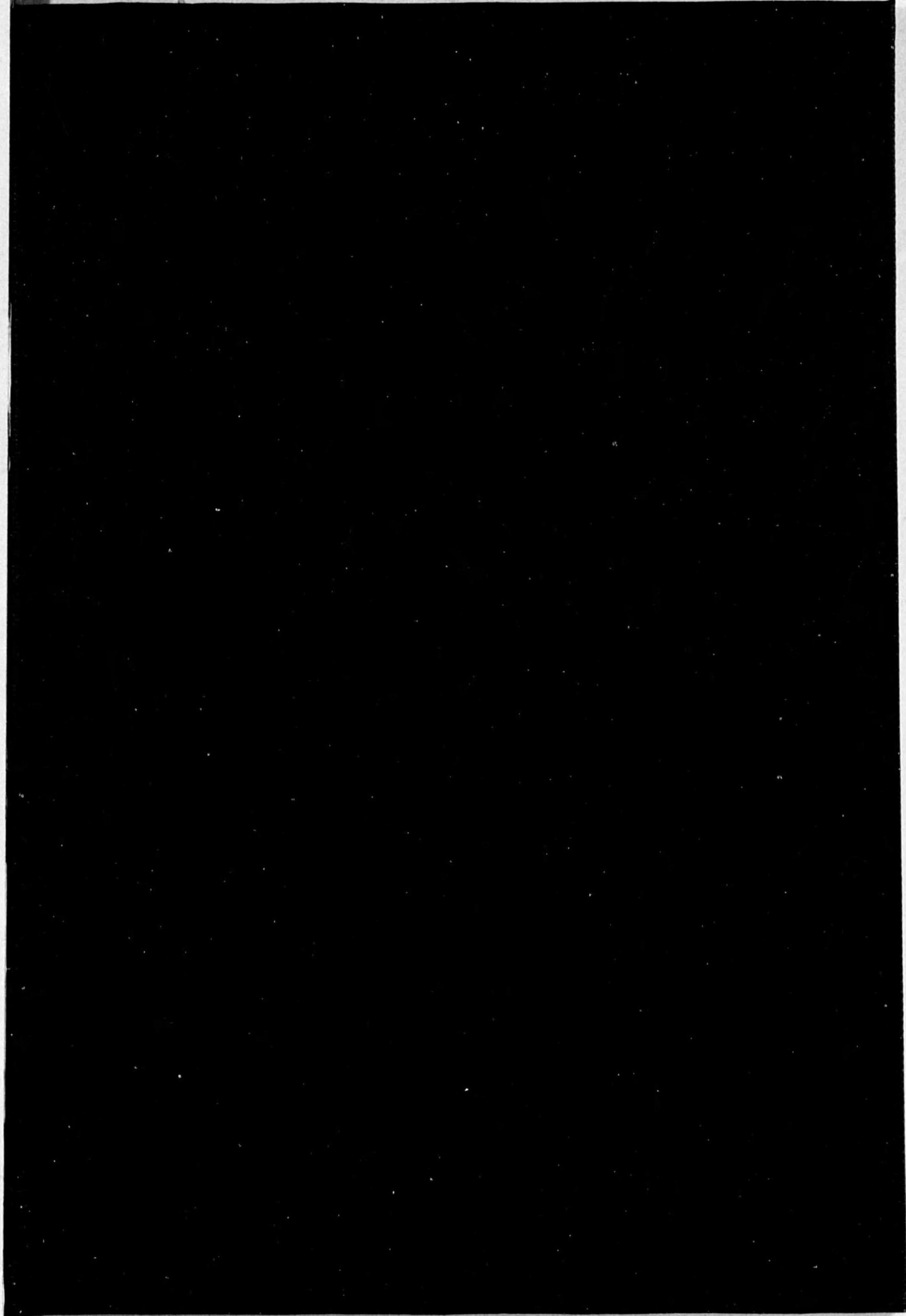


始



工ト6R-67

日本社會衛生年鑑

昭和四年版



勞働科學研究所

倉敷

日本社會衛生年鑑

昭和四年版

分擔執筆者

醫學博士 石川 知福	岩崎 辻男
文學士 桐原 葆見	醫學士 小西 與一
醫學士 松島 周藏	醫學博士 奧山美佐雄
杉浦 一雄	醫學士 田邊 秀穗
醫學博士 暉峻 義等	文學士 上野 義雄
醫學博士 八木 高次	理學士 江田 周三

編輯主幹 暉 峻 義 等

發行所寄贈本

勞働科學研究所

倉 敷



14.6.116

例 言

- 1、本年鑑刊行に関しては、その資料を各官省並に各種官公私立研究調査機関からこれを仰いだ。又研究者各位からは別冊の贈與を受け、編輯上大いに利益を得た。こゝに昭和四年版の刊行に當つて謹んで各位に感謝の意を表する。
- 2、又單行本の著者又は書店からも、本年鑑資料として、その寄贈を受けた。年鑑出版の事業は經濟的には誠に困難な事情にある。加ふるに本年鑑の干與する方面の著述は近時益々増加するの傾向にある。従つて寄贈をかたじけなくしたる著者又は書店に對してはこゝに深甚なる敬意を表するに、更に本年鑑の編輯上將來の御援助を乞ふて止まぬ次第である。
- 3、日本社會衛生年鑑もこの昭和四年版の刊行を以て、その第八冊を出版することになつた。顧みれば、本年鑑の第一冊の刊行は大正九年であつて、その頃は社會衛生なき云ふことは全く社會一般は勿論、醫學社會の問題にすらならなかつたのである。私達同僚はこの認められない時代から、怠らずにこの仕事に従事して來たのであるが、最近の社會衛生問題の進展を望みみて、誠に感慨無量なるものがある。
- 4、第五章の社會衛生に関する諸文献の著者名の頭に黒丸印(●)を附しゴチックを以て表はしたるは、第四章にその抄録を附するものである。故に讀者は先づ、第五章の各項につき本年中の文献を發見し更に黒丸印あるものについては第四章を参照せられたい。
- 5、第四章及第五章の文献の分類中、本年度版に於て改變したものは次の如くである。第二節「人口統計及死亡率」を人口状態と改め、第三節中に新たに(14)中毒の項を附加し、又(17)病院及救療機關を改めて(18)醫療機關(醫療の社會化を含む)とした。第四節の(13)社會事業及救貧事業を(13)防貧及救貧と改め、第六節衣服及住居の衛生を第六節氣候風土並に衣服及住居の衛生と改め、第八節公衆衛生の中、(3)社會及國家の衛生状態を(3)軍陣衛生と改めた。これらの改變はいづれも、わが社會衛生學上の研究の進展に伴ふものであり、且つ本年鑑を利用せらるゝ讀者諸氏の便利を考慮してかくは改めたのである。

6、本年鑑の編輯出版に際して、生沼曹吾、井上巍、原田義人、山本武介、根岸眞六、並松本シゲノの諸君から、材料の集覧編輯及び校正について多大の援助を受けた。この援助によつて本年鑑は比較的早く世に出づるこゝを得たのである。附記して諸君の勞を謝する次第である。

昭和四年七月廿二日

編輯主幹

日本社會衛生年鑑

(昭和四年版) 目次

第一章 緒言	1
第二章 公布されたる重なる法令	7
第三章 社會衛生に関する諸種の會議 及會合	13
第一節 國際的會議	13
第二節 國內的會議	40
第四章 社會衛生學に関する諸文献の 抄録	83
第一節 社會衛生學の方法及歴史	83
(1) 同上一般	38
(2) 醫事法制	83
(3) 統計の方法	85
(4) 醫學史	86
第二節 人口状態	89
(1) 同上一般	89
(2) 人口統計	107
(3) 出産率及死亡率	117
(4) 人口問題(移民問題及殖民衛生を含む)	122
第三節 罹病率、疾病の豫防及救療	129
(1) 同上一般	129

(2) 傳染病	131
(3) 性病	136
(4) アルコール問題	139
(5) 精神神経病	141
(6) 結核	142
(7) 脚氣	148
(8) 寄生虫病	150
(9) 癩	157
(10) 痛	157
(11) 助産及婦人病	158
(12) 眠病、耳病、鼻病、育腫	161
(13) 齒科的疾患	163
(14) 中毒	164
(15) 疾病の雜	166
(16) 藥劑藥店	166
(17) 看護學	167
(18) 醫療機關(醫療の社會化を含む)	167
(19) 犯罪及自殺	171
第四節 産業及労働の衛生	176
(1) 同上一般	176
(2) 労働の生理學及心理學(生理學、心理學、適性考査並に工場管理法)	178
(3) 社會統計及労働統計	185
(4) 生計費問題	203
(5) 労働者保護及工場監督	208

(6) 労働者教育	210
(7) 失業、職業紹介、附職業指導	212
(8) 労働に関する法制	220
(9) 婦人及幼年の労働	224
(10) 産業衛生職業的疾患及災害	225
(11) 社會保險	231
(12) 母性保護(一般婦人問題を含む)	242
(13) 防貧及救貧	244
第五節 營養	254
(1) 營養一般	254
(2) 食品	259
(3) 食糧問題	265
第六節 氣候風土並に衣服及住居の衛生	280
(1) 氣候風土	280
(2) 衣服の衛生	283
(3) 住居の衛生	283
(4) 住宅問題	286
第七節 兒童及青年の衛生	287
(1) 同上一般	287
(2) 兒童の疾病	291
(3) 異常兒童	298
(4) 兒童保護	300
(5) 學校衛生	303
(6) 體育	307
第八節 公衆衛生	310

(1) 同上一般	310
(2) 都市及村落の衛生	312
(3) 軍陣衛生	319
第九節 體格體質遺傳及性の衛生	325
(1) 同上一般	325
(2) 生體測定	326
(3) 遺傳及優生學	329
(4) 體質病理	331
(5) 人類學及人種學	334
(6) 性の衛生	338
第十節 自然科學上に於ける参考文献	339
(1) 自然科學一般	339
(2) 遺傳學及性の決定	341
(3) 生理學一般	342
(4) 衛生學一般	348
第十一節 文化科學上に於ける参考文献	350
(1) 文化科學一般	350
(2) 史 學	354
(3) 心理學一般(實驗心理學を含む)	355
(4) 經濟學	360
(5) 法律學	364
(6) 社會學	365
第五章 社會衛生に関する諸文献	371
第一節 社會衛生學の方法及歴史	371

(1) 同上一般	371
(2) 醫事法制	371
(3) 統計の方法	372
(4) 醫學史	373
第二節 人口状態	375
(1) 同上一般	375
(2) 人口統計	376
(3) 出生率及死亡率	376
(4) 人口問題(移民問題及殖民衛生を含む)	377
第三節 罹病率疾病の豫防及救療	379
(1) 同上一般	379
(2) 傳染病	380
(3) 性病	383
(4) アルコール問題	385
(5) 神經及精神病	386
(6) 結 核	388
(7) 脚 氣	391
(8) 寄生蟲病	394
(9) 癩	397
(10) 癌	398
(11) 助産及婦人病	399
(12) 眼病、耳病、鼻病、盲啞	401
(13) 齒科的疾患	401
(14) 中 毒	402
(15) 疾病の雜	403

(16) 藥劑藥店	404
(17) 看護學	404
(18) 醫療機關(醫療の社會化を含む)	405
(19) 犯罪及自殺	407
第四節 産業及労働の衛生	408
(1) 同上一般	408
(2) 労働の生理學及心理學(生理學、心理學、適性考査並工場管理法)	409
(3) 社會統計及労働統計	412
(4) 生計費問題	414
(5) 労働者保護及工場監督	415
(6) 労働者教育	416
(7) 失業職業紹介附職業指導	416
(8) 労働に關する法制	419
(9) 婦人及幼年の労働	421
(10) 産業衛生職業的疾患及災害	421
(11) 社會保險	426
(12) 母性保護(一般婦人問題を含む)	430
(13) 防食及救貧	432
第五節 營 養	437
(1) 營養一般	437
(2) 食 品	439
(3) 食糧問題	441
第六節 氣候風土並に衣服及住居の衛生	442
(1) 氣候風土	442

(2) 衣服の衛生	443
(3) 住居の衛生	443
(4) 住宅問題	444
第七節 兒童及青年の衛生	445
(1) 同上一般	445
(2) 兒童の疾病	446
(3) 異常兒童	447
(4) 兒童保護	447
(5) 學校衛生	449
(6) 體 育	451
第八節 公衆衛生	452
(1) 同上一般	452
(2) 都市及村落の衛生	453
(3) 軍陣衛生	456
第九節 體格、體質、遺傳及性の衛生	456
(1) 同上一般	457
(2) 生體測定	457
(3) 遺傳及優生學	457
(4) 體質病理	460
(5) 人類學及人種學	461
(6) 性の衛生	464
第十節 自然科學上に於ける参考文献	464
(1) 自然科學一般	464
(2) 遺 傳 學	465
(3) 生理學一般	467

(4) 衛生學一般.....472

第十一節 文化科學上に於ける参考文献.....473

(1) 文化科學一般.....473

(2) 史 學.....475

(3) 心理學一般(實驗心理學を含む).....475

(4) 經濟學.....477

(5) 法律學.....478

(6) 社會學.....479



日本社會衛生年鑑

昭和四年版

第一章 緒 言

政府は既に昭和2年4月2日法律第48號を以て、花柳病豫防法公布したが、昭和3年6月23日愈々その施行期日を勅令を以て定め、同時にその施行令を公布し9月1日からこれを施行したのである。社會的疾患の一つである性病に關する豫防法令が制定され、これが實施されるに至つたことは誠に慶賀すべきことであるが、愆を云へば、その適用の範圍並にその治療の監督に於て不徹底な憾みがないではない。また政府は該法律の施行に當面して、この法律の適用範圍に屬する人所謂接客業者を認定される人々に對して、該法律に關する理解を得しむるようになつた。これは誠に當然なる處置であるが、その結果は、あるところでは法律上認められてゐない私娼を公然接客業者として取扱ひ、これに花柳病豫防法を適用するに云ふ矛盾を行はねばならなかつたり、又ある他のところでは、豫防具

豫防藥品等の半官的販賣が行はれることにもなつたのである。豫防藥品の半官的販賣の如きは、蓋し大いに考慮せらるべきものではないであらうか。筆者の見解を以てすれば、性病の社會的對策は、やはりその主體を性病者そのものに置かねばならぬと思ふ。即ち性病者を健康者から隔離すること、性病者の徹底的治療、治療の完全に對するコントロール、が十分に行はれるのでなければ、性病豫防は甚だ不徹底である。勿論こゝには經濟問題に多くの困難があるのであるから、これを理想的に行ふのは容易のことではない。併し病根の壓縮減少が根本的な仕事でなくてはならないのは事實である。わが國では既に急性傳染病に對して、その隔離、その治療、その治療のコントロール、その治療費の公的負擔を實行して、大いにその効果をあげてゐる。この方法は同じく以て性病に對しても行はるべきである。豫防藥具の使用がその豫防方法としての唯一の實行手段となるようでは、性病豫防の實効を擧げることは不可能である。

加ふるに性病豫防に使用する藥具の多くは受胎調節の効用を半面に有してゐる。それ故にその藥具の一般的使用の増加を結果するような花柳病豫防法の實施の促進は、受胎調節の方法の傳播を助成するものこと云つても差支はないと思ふものである。出産率の減少傾向の正に現はれんとするわが邦に於ては、何も出産率減少を更に助長するような方法をさる必要はないのである。爲政者は法の適用にあたり、その法の實施によつて起る結果について、又その法の誤用の結果について周到なる注意を拂ふことが要求される理である。ここに社會政策の實行又は一般

に社會的法令の實施に當つては、特に深重なる考慮を拂はるべきである。社會政策の病理學又は社會的法令の實施に關する病理學でも云ふべきものがこゝに必要とせられるのではないであらうか。

要するに、花柳病の對策に於て、當局者の取つた態度は、正道のあることを自知し、それに行かねばならぬことを知りながら、その難道たるが故に自ら進んでこれに赴かず、不徹底であることを自認しながら、易道を追ふたのであると思ふ。花柳病豫防法はこの意味に於て近き將來に於て更に一般の改善が希待される。

政府、事業主は勿論のこと、労働者側から健康保險法の改正が企畫されたが、未だ議會を通過するまでには至らなかつた。たゞ政府は日本醫師會との契約を改正し、これを四月一日から實施した。従つて各組合も亦これにならうと契約を改正するに至つた。(契約文は第二章國內的會議日本醫師會臨時總會記事参照)この最も重要な點は、契約第六條「政府カ本契約ニ依リ日本醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フ毎月分ノ報酬額ハ金六圓九拾壹錢貳厘ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其月初日現在ニ於ケル被保險者總數ヲ乘シテ得タル額ヨリ政府ニ於テ診療ヲ委託シタル官公立病院及藥劑師ニ支拂フヘキ其月分ノ報酬額ヲ控除シタル額トス、此ノ場合ニ於テ官公立病院ニ支拂フヘキ其月分ノ報酬額控除ニ付テハ其月分

ノ報酬總額ノ百分ノ三・五ヲ超ユルトキハ百分ノ三・五ニ止ムルモノトス」云ふ點にあるのである。勿論これは契約第一條の入院診察費を人頭式契約による金額以外とする契約によつて自然に變更されたものを見るべきである。即ち舊の七圓四拾貳錢六厘七毛の計算に換ふるに、六圓九拾壹錢貳厘云ふことになつたのである。そしてこれと関連して被保險者の入院については、從來醫師と被保險者と保險者との間に種々の問題があつたのであるが、この改正によつて、入院は醫師の證明を得て、保險者に申請して許可を受けることになり、入院に関する許可と否とは保險者、即ち保險署及び保險組合に移つたのである。これは一面醫師側の責任解除にはなり得るものであるが、入院の許否に関する責任が醫術に對して素人に移つた點は、尙多少の不安なきを得ない。しかしこの不安は入院許否についての醫師會内部の群小の問題を消除するの功能に比較されるのであるからして、吾人はしばらく事の推移と事業の進行を見まもりたいと思ふ。

健康保險法の實施とそれに対する一般の理解、それに關連して醫師の社會的地位並に經濟的生活に關する事項は、漸く世人の注意を呼び起して來た。醫療の社會化、醫業國營論等も一部の人々の論究にのみ委せらるゝ時代は過ぎて、實際に社會問題の重要なものゝ一つとして注意されだしたやうであつた。一方に人口

の過剰と貧困の増大と失業者の増加があり、社會生活に於ける經濟的困難は漸次増大しつゝある。これによつて、國民の健康は正に益々危機をはらまんとしつゝある。この時にあたつて、醫師社會が猶以て、舊來の醫業經營の方針と慣習とのうちに閉ぢこもり、敢て進んで新しい時代に處して醫術及び醫業の社會的使命を完ふせんとの強固なる意志に覺めざるは誠に遺憾であるが、四圍の情勢の變化と、醫學及び醫術的進歩の内部的な力の發展するところ、必ずや醫術及び醫業の將來に、認むべき躍進の期が來るであらうことを筆者はひそかに期待しつゝあるものである。

日本には獨立したる衛生學會はなかつた。衛生學會がなかつたことは大した悪いことでもなかつたであらう。たゞ衛生學が無味乾燥なる概念に固定し、その研究に生命の輝きがなかつたことが悪いのである。併しながらわが社會の現實を衛生學的に明瞭にし、その上に立つてわれらの衛生學を樹立せんとする意識は次第に青年學徒の間に濃厚になつて來た。衛生學は最早細菌學や微生物學の一隅に地位を與へらるゝに満足しない情態に立ち到つたのである。昭和三年四月京都帝國大學醫學部に於て開催せられたる細菌學微生物學衛生學聯合學會の衛生部會に於て、筆者は衛生學會の獨立の希望を提言し、高野六郎博士これに賛同し、會員全會一致の賛同のもとに、愈々聯合學會の評議員會の議に附して可決せられ、衛生

學會は完全に獨立の學會として存在するこゝになつたのである。昭和四年四月には愈々獨立したる衛生學會が東京に於て開催せられるこゝになつた。會長には横手千代之助博士が推された。これはわが衛生學の一進展として後世に記すべき事項である。

世界的社會意識の最近の發展は學術に於ける國際的協力をいちぢるしく促進した。政治的及び經濟的分野に於いては、その間自づから利害の相反するものあつて、社會意識の國際的進展はまゝ阻止せられるのであるが、健康に關し、或は學術の研究に關してはその憂ひが少い。従つて學術特に保健に於ける國際的協力は目ざましく進行しつゝあるこゝは、讀者が本年鑑第三章國際的會議に關する記事に於て發見するが如くである。國際的會議はその性質上、國內的會議よりももつこお祭り氣分が濃厚で實行力の伴はないそしりが往々あつたのであるが、最近の學術及保健に關する國際的會議は必ずしもこの非難に相當しない。むしろ積極的意義を活動の認めらるべきものが多々あると云はねばならぬ。吾々は今後この種の會議の經過に關しては甚深の注意を拂ひ、更に有能にして實行力に富める人をそれに送り、その會議の結果が、有効に國內的に又對外的に作用するこゝに協力し、人類の平和と世界のよりよき進化に功獻し得るやう努むべきであらうと思ふ。

第二章 公布されたる重なる法令

昭和二年度

(頭に●印を附せるは法令の全文を載するもの)

結核豫防法施行令中改正	勅令 九 號	一月二十四日
米穀法第二條ヲ朝鮮ニ施行スルノ件	勅令 一八 號	二月二十二日
市街地建築物法適用區域ノ件中改正	勅令 二八 號	三月十五日
風俗上取締ヲ要スル稼業ヲ爲ス者及行政執行法第三條ノ患者ノ治療設備ニ關スル件中改正	勅令 六五 號	四月十九日
醫師會令中改正	勅令 六六 號	四月十九日
齒科醫師會令中改正	勅令 六七 號	四月十九日
藥劑師會令中改正	勅令 六八 號	四月十九日
●花柳病豫防法施行令	勅令一二一號	六月二十三日
花柳病豫防法ノ一部施行期日	勅令一二〇號	六月二十三日
海軍病院ニ於テ健康保險ノ療養ノ給付又ハ之ニ相當スル共濟組合ノ給付ノ爲診療ヲ爲スコトヲ得ルノ件	勅令一三三號	六月三十日
臺灣地方待遇職員令中改正	勅令一九八號	八月十七日
移出牛檢疫ノ特例ニ關スル件	府令九〇號(朝鮮)	一月七日
砂糖消費税法施行規則中改正	府令五匹號(臺灣)	一月六日
臺灣食鹽專賣規則施行規則中改正	府令五七號(全上)	一月十一日
臺灣酒類專賣令施行規則中改正	府令六七號(全上)	一月三十日
臺灣食鹽專賣規則施行規則中改正	府令六八號(全上)	一月三十日
家畜傳染病豫防法施行規則中改正	府令七〇號(全上)	一月三十日
家畜傳染病及畜牛結核病豫防費用負擔區分中改正	府令七一號(全上)	一月三十日
家畜傳染病豫防法並畜牛結核病豫防法ノ規定ニ依リ下付スル手當金ノ最高金額ニ關スル件中改正	府令七二號(全上)	一月三十日
家畜傳染病檢疫規則中改正	府令七三號(全上)	一月三十日
醫師試驗規則中改正	府令一三二號(朝鮮)	二月一日
藥劑師試驗規則中改正	府令一三三號(全上)	二月一日
齒科醫師試驗規則中改正	府令 一 號(全上)	二月二十一日
米穀法ニ依ル米及粳ノ輸入制限ニ關スル件ノ施行ニ關スル件	府令 八 號(全上)	四月二十七日
米穀法ニ依ル米及粳ノ輸入制限ニ關スル件ノ施行ニ關スル件	府令 九 號(臺灣)	四月十八日

肺結核豫防=關スル件中改正	府令二二號(朝鮮)七月 六 日
清潔方法及消毒方法=規定スル製劑ノ検査=關スル件中改正	府令二三號(全上)七月 六 日
傳染病豫防令=依ル地方公共團體ノ義務=關スル件中改正	府令二四號(全上)七月 六 日
活動寫眞「フィルム」檢閲規則中改正	府令六五號(全上)十月二十五日
學生生徒兒童検査規程改正	廳令一六號(關東廳)六月廿六日
經濟調査會規則中改正	廳令四〇號(全上)十月 二 日
虎刃刺豫防ノ爲大連港内ノ漁撈、游泳及海水ノ使用禁止	廳令四二號(全上)十月 十八日
海綠石ヲ含ム土石採取禁止	廳令三五號(樺太廳)十月 八 日
臺灣種痘規則廢止	律令 一 號 八月 十八日
健康保險ノ被保險者タル雇員ノ俸給並特別手当金=關スル件	訓令一二號(内)九月二十五日
女教員及幼稚園保母ノ産前産後=於ケル休養期間	訓令四五七號(樺太)十月 八 日
簡易生命保險及郵便年金事務郵便振替貯金特別取扱規程	訓令四八三號(全上)十月廿三日
痘瘡豫防ノ爲襁褓等支那ヨリ輸入スルコトヲ得ザル件	省令 七 號(内)三月二十四日
「ペスト」豫防ノ爲輸入禁止ノ物件=關スル件廢止	省令 八 號(内)三月二十四日
米穀法ノ規定=依ル米及穀ノ輸入制限=關スル件ノ施行=關スル件	省令 一 號(農)三月 七 日
健康保險施行規則中改正	省令一二號(内)四月 七 日
傳染病豫防施行規則中改正	省令一四號(内)四月 十三日
明治三十九年勅令第二四四號(醫師法第一條第一項第三號=依リ免許ヲ與フル者=關スル件)第一條第一項第一號=依リ外國名指定中改正	省令一五號(内)五月 十八日
大正十五年勅令第一三號(齒科醫師法第一條第三號ノ資格=關スル件)第一條第一號=依リ外國名指定中改正	省令一六號(内)五月 十八日
大正十五年勅令第一六號(藥劑師法第二條第二項第三號ノ資格=關スル件)第一條第一號=依リ外國名指定	省令一七號(内)五月 十八日
屠場法施行規則中改正	省令一八號(内)五月 十九日
獸疫調査所血清類糞拂規則中改正	省令 三 號(農)五月 十八日
人工甘味質取締規則中改正	省令二一號(内)六月 十二日
飲食物防腐劑漂白劑取締規則	省令二二號(内)六月 十五日
同規則第一條第一項=依リ指定	省令二三號(内)六月 十五日
飲食物中亞硫酸試驗法等	省令二四號(全)六月 十五日
清酒ノ製造又ハ貯藏=關シ「サリチール」酸ヲ使用スル場合及之ヲ使用シタル清酒ヲ販賣陳列又ハ貯藏スル場合=關スル件中改正	省令二五號(全)六月 十五日
清酒中「サリチール」酸ノ試驗法中改正	省令二六號(全)六月 十五日
●花柳病豫防法施行規則	省令二七號(全)六月二十三日

保健技師、保健技手、教諭師、教師、作業技手、看守及女子監取締員中改正	省令 六 號(司)六月 一 日
養鶏獎勵規則中改正	省令 四 號(農)六月 四 日
水源涵養造林補助規則中改正	省令 五 號(全)六月二十日
産卵能力檢定規則	省令 九 號(全)七月十三日
陸軍身體検査規則中改正	省令一五號(陸)八月 十一日
活動寫眞「フィルム」檢閲規則中改正	省令三一號(内)九月 一 日
市街地建築物法施行令=依リ市指定	省令三四號(内)九月 十二日
土木事業従事員共済組合規則中改正	省令三五號(内)九月二十五日

法 令

花柳病豫防法 (再録法律第四八號、昭和三年四月五日)

- 第一條 本法は於テ花柳病ト稱スルハ梅毒、淋病及軟性下疳ヲ謂フ
- 第二條 主務大臣ハ業態上花柳病傳播ノ虞アル者ヲ診療セシムル爲市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シ診療所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於ケル費用ノ負擔及徴收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ前條ノ規定ニ依リ診療所ヲ設置スル市其ノ他ノ公共團體ニ對シ其ノ診療所ニ關シ市其ノ他ノ公共團體ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス
- 第四條 主務大臣ハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立ノ診療所ヲ其ノ承諾ヲ得テ第二條第一項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條第二項及前條ノ規定ヲ準用ス
- 第五條 傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知リテ賣淫ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス
傳染ノ虞アルコトヲ知リ又ハ知ルベクシテ賣淫ノ媒介又ハ容止ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前二項ノ場合ニ於テ傳染防止ニ付相當ノ方法ヲ講ジタル者ハ其ノ刑ヲ減輕ス
- 第六條 醫師傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レル者ヲ診斷シタルトキハ傳染ノ危險及傳染防止ノ方法ヲ指示スベシ
- 第七條 花柳病ニ關スル賣藥ハ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ成分及分量成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非ザレバ之ヲ發賣スルコトヲ得ズ
賣藥營業者前項ノ規定ニ違反シタルトキハ地方長官ハ其ノ發賣ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第八條 前條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各條ニ付之ヲ定ム

花柳病ニ關スル賣藥ニシテ本法公布前日ヨリ發賣シ來レルモノニ關シテハ當分ノ間第七條ノ規定ヲ適用セズ

花柳病豫防法施行令（勅令第二百一十一號）

第一條 花柳病豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於ケル診療ノ費用ハ當該診療所ヲ設置スル公共團體ノ負擔トシ同法第四條ノ規定ニ依ル代用診療所ニ於ケル診療ノ費用ハ内務大臣ノ指定スル公共團體ノ負擔トス

第二條 診療ノ費用ヲ負擔スル公共團體ハ前條ノ規定ニ拘ラズ被診療者ノ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキ者又ハ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキ者ナキ場合ニ於テハ本人ヨリ診療ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依リ徵收スル診療ノ費用ニシテ指定期限内ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第四條 第二條ノ規定ニ依ル診療ノ費用ノ徵收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ産産所在地ノ市町村長（市制第六條ノ市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキ者）ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第五條 花柳病豫防法第三條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ左ノ區分ニ依ル

- 一、診療所ノ創設費及擴張費並ニ之ニ伴フ初度調辨費 支出額ノ二分ノ一
- 二、其ノ他ノ諸費 支出額ノ六分ノ一

第六條 花柳病豫防法第四條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ代用診療所ニ於ケル診療ノ費用ヲ負擔スル公共團體ノ代用診療所ニ關スル支出額ノ六分ノ一トス

第七條 前二條ノ支出額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

附 則

本令ハ昭和三年勅令第二百一十號ニ依リ花柳病豫防法ヲ施行スルニ付必要ナル範圍内ニ於テ昭和三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

花柳病豫防法施行規則

第一條 花柳病豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ診療所ノ設置ヲ命ゼラレタル公共團體ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ診療所ノ位置及設計ヲ定ムベシ其ノ變更ニ付亦同ジ

第二條 地方長官花柳病豫防法第二條第一項ノ規定ニ依ル診療所又ハ同法第四條ノ規定ニ依ル代用診療所ノ必要ヲ認めタルトキハ其ノ旨内務大臣ニ具申スベシ

第三條 花柳病豫防法第六條ノ規定ニ依ル醫師ノ指示ハ左ノ各號ノ事項ニ付口頭及文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

- 一、病毒ノ危害
- 二、傳染ノ経路
- 三、豫防藥品、豫防用具及洗滌器具ノ使用其ノ他ノ豫防方法
- 四、傳染媒介物ノ消毒方法

第四條 本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

附 則

本令ハ昭和三年勅令第二百一十號ニ依リ花柳病豫防法ヲ施行スルニ付必要ナル範圍内ニ於テ昭和三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和二年四月五日公布法律第四十八號花柳病豫防法抄録

第二條第一項

主務大臣ハ業態上花柳病傳播ノ虞アル者ヲ診療セシムル爲市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シ診療所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立ノ診療所ヲ其ノ承諾ヲ得テ第二條第一項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條第二項及前條ノ規定ヲ準用ス

第六條 醫師傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レル者ヲ診斷シタルトキハ傳染防止ノ方法ヲ指示スベシ

第三章

社會衛生に關する諸種の會議及會合

第一節 國際的會議

第11回國際勞動總會

ジュネーヴに於て5月30日より6月16日迄開催された。

理事會の提出したる正式議題は(1)最低賃金決定機關(最後の附議)(2)産業災害の防止、但し鐵道連結作業に起因する災害を含む(最初の附議)、其他正式に總會に附議された事項は(1)勞働局理事會の選舉(2)總會に提出せられたる局長報告書の審議(3)總會議事規則改正に關する理事會の提案審議(4)各國代表より勞働局に提出せられたる決議案の審議、最低賃金決定機關、及び災害防止の議題に關する一般的附議が終つて、夫々委員會へ附託された後は本會議は、主として局長報告書の附議を行つた。その對論題目は國際並に國內に於ける勞働立法の發達、國際勞働機關の全活動等に就てであつた。局長報告書の附議が終つた後、第418條委員會の報告があつたが、報告は滿場一致可決された。

最低賃金決定の機關に就ては、勞働局の原案は最低賃金委員會に附託されたが、尤も論争された點は、第一最低賃金條約案の適用範圍で、工業のみに限るか、商業、農業等を含むべきか、家内工業のみに限るか、工場労働にも一定の條件の存する場合に之を適用すべきかであつたが、最後に委員會は前年に就ては本條約を工業及商業に適用することとし、後半に就ては、家内工業のみに限ること、又は之を工場労働者等に及ぼす事、何れとも各國政府の任意とする事に決定された。

勸告の審議に當つては、各種の修正が行はれたのみであつたが、(1)各締盟國が最低賃金決定機關の適用を決する爲必要な情報を備ふる目的にて調査をなすこと、(2)婦人の通常僱使せられる業務に特に留意すべきこと、(3)男女共同等の労働に對しては同等の報酬を確保すべきこと等の諸原則が新に追加された。而して委員會が本會議に報告されるや、委員會案そのままの條約案が假採擇となつた。

最低賃金決定機關の創設に關する條約案

(前文省略) 第一條 本條約を批進する國際勞働機關の各締盟國は、團體協約其他の方法に依る賃金の有効なる規則の爲に何等の施設存せずして賃金の例外的に低廉なる如き業務又は業務の部分の若干になほ特に家内作業の業務に僱使せらるる労働者の爲に、最低賃金率を決定し得る機關を創設又は維持すべき事を約す。本條約の目的の爲「業務」なる用語は製造

工業及び商業を含むものとす。第2條 ใดれの業務の部分に對し、なほ特にใดれの家内作業の業務又は斯る業務の部分に對し、第一條の最低賃金決定機關を適用すべきやに付、關係業務又は業務の部分に於ける労働者及び雇傭主の團體(若し之有らば)と協議の上、之を定むることは、本條約を批准する各締盟國の任意とする。第3條 最低賃金決定機關の性質及び形態、並びに機關の運用方法を定むる事は、本條約を批准する各締盟國の任意とする、但し。(1) 業務又は業務の部分に對し機關を用ふるに先だち、雇傭團體及び労働者團體ある時は此等の團體の代表者をも含めて、關係雇傭主及び労働者の代表者に對し並に他の人々にしてその業務上又は職能上此點に於て特に資格を有し且つ權限ある官憲に於て之と協議するを便なりと認めたる者に對し詰問する事を要す。(2) 關係雇傭主及び労働者は、當該國の法規に依つて定めらるべき方法及び範圍に於て、尤も如何なる場合と雖も同數にて且つ同等の條件の下に、機關の運用に參與せしめらるることを要す。(3) 決定せられたる最低賃金率は關係雇傭主及び労働者に對し拘束力を有するを要し、従つて雇傭主及び労働者は個人的契約によりて又は、權限ある官憲の一般的若くは特殊の許可を受くるに非ざれば、團體協約によりて、之を引下ぐることを得ざるものとす。第4條 本條約を批准する各締盟國は、關係雇傭主及び労働者に現行の最低賃金率を知悉せしむる爲に又、最低率の適用せらるゝ場合に於て率よりも低き賃金を支拂はしめざる爲に、監督及び制表の制度に依つて、必要な處置をとるべし。最低率の適用を受くる労働者にして率よりも低き賃金を支拂はれたる者は、訴訟その他の法定の手續によつて、支拂不足額を回收することを得べきものとす、但し當該國の法規に依つて定めらるべき期限の制限に従ふ。第5條 本條約を批准する締盟國は、最低賃金決定機關の適用せらるる、業務又は業務の部分の表を掲げ、且つ機關の適用の方法並に成績を示したる一般的報告書を毎年國際労働局に通告すべし。右の報告書は摘要の形式にて、適用労働者の概數、決定せられたる最低率、及び最低率に關聯して設定せられたる其他の事情あらば其中の比較的重要なる事項を含むべきものとす。(第6條乃至第11條は全ての國際労働條約案に共通なる所謂標準條項なるを以て之を省略す)。

最低賃金機關の適用に關する勸告

A、國際労働機關の總會は(中略)各締盟國が次の原則及び規則を考慮にいれられんことを勸告する。第1 (1) 條約を批准する各締盟國が低賃金決定機關の適用を決する爲に必要な情報を取得し置くが爲に、關係雇傭主又は労働者が機關の適用を申請せる一切の業務又は業務の部分に付、現實に支拂はるゝ賃金及び賃金の規制の爲の施設(若し之有らば)を調査し、一見して、賃金の有効なる規制の爲の施設の存せざること及び賃金が例外的に低廉なることを示す如き情報を供すべきである。(2) 各自國に於てใดれの業務又は業務の部分に最低賃金決定機關を適用するを便宜とするやを決定する事は、條約案に依て各締盟國の任意たるを以て、之を妨ぐるの意なしと雖も、婦人が通常雇使せらるゝ業務又は業務の部分に對して特に留意する事は有用であらう。第2 (1) 最低賃金決定機關は、その形態の如何例へば個々の業務の爲の業務別賃金協定会、數個の業務群の爲の一般的賃金協定会、強制仲裁

所に拘らず、關係業務又は業務の部分に於ける關係事情の調査を通じて且つ主として第一に影響を受くる利害關係者、即ち業務又は業務の部分に於ける雇傭主及び労働者、と協議の上、活動すべきである。如何なる場合にも最低賃金率の決定に關する一切の事項に就ての上記利害關係者の意見は、之を開陳せしめべく、且つ充分にして均等なる考慮を之に拂ふべきである。(2) (イ) 決定せらるべき最低率をして一層權威あらしめる爲に、關係雇傭主及び労働者は同數の代表者又は同等の投票力を有する代表者を通じて、賃金決定會の審議並に決定に共同して直接に參與するを以て一般方針とすべきである。如何なる場合にも、一方の代表權を附與した場合には、他の一方も同一の立場にて代表せらるべきである。又、賃金決定會は一名以上の中立の人を含むべきであつて、中立者の票決權は雇傭主代表及び労働者代表の投票が賛否同數なる場合に有効なる決定に到達し得しむるものでなければならぬ。斯る中立の人は能ふ限り、賃金決定會に於ける雇傭主代表及び労働者代表の同意を経て又は之と協議したる後、選定せらるべきである。(ロ) 雇傭主代表及び労働者代表をして各自その利益を代表してゐる人々の信頼を有するものたらしめるが爲、關係雇傭主及び労働者は事情に依り實行し得る限りその代表の選定に對し意見を開陳せしめらるべきであつて、若し雇傭主團體及び労働者團體あるときは如何なる場合にも此等の團體に請ふて賃金決定會委員に任命すべくその推薦する人々の氏名を指示せしむべきである。(ハ) 前記(イ)の項に述べたる中立の人間その任務に必要な資格を具備すると認められ、且つ彼等の公平を疑問視せしむる虞ある如き、關係業務又はその部分に於ける利益とは無關係なりと認められたる男女の中より之を選定すべきである。(ニ) 相當の割合に上る婦人が雇使され居る場合は何時にても労働者代表中に若干名の婦人を含め(イ)の項に述べたる中立の人の中に1名以上の婦人を含める様、能ふ限り措置をとるべきである。第3 最低賃金率を決定するが爲には、如何なる場合に於ても賃金決定會は關係労働者をして適當なる生計標準を維持し得しむることの必要を考慮にいれねばならない。此の爲には、労働者が相當に組織され且つ有効なる團體協約を締結し居る所の業務に於て同様の仕事に對して支拂はるる、賃金率に對し、又若し斯る參考標準が事情に依つて得難しとせば一國又は特定の地方に普及せる賃金の一般水準に對し、主として注意を向けねばならない。賃金決定會の決定せる最低賃金率は、賃金決定會の委員たる労働者又は雇傭主の要望ありたる時、之を再審議し得る様、規定を設くべきである。第4 關係労働者の賃金を有効に保護するが爲、且つ有り得べき不正競争に對して關係雇傭主を庇護するが爲、賃金が決定最低率よりも少く支拂はるゝ如きことなき様左の諸項を含む措置をとるべきである。(イ) 雇傭主及び労働者に對し現行最低率を告知する爲の措置。(ロ) 最低率が現實に支拂はるゝことに對する公の監督。(ハ) 現行最低率の違反に對する處罰及び斯る違反を防止する爲の措置。(1) 賃金決定會の決定を知悉する爲の獨自の手段を雇傭主程に有せざるべき労働者をして、その支拂はるべき最低率を知悉し置かしむるが爲、雇傭主は労働者の雇使せらるゝ場合に於て、又は家内労働者の場合には仕事の受渡し若くは賃金の支拂を行ふ場所に於て、見易き位置に現行率に充分なる説明書を掲示することを要求せらるべ

きてある。(2) 現行率が事實支拂はれつゝありや否やを確める事並に現行率の違反を處理する爲に認められたる措置をとることを目的として、關係雇主及び労働者に付調査するが爲充分なる監督職員を用ひ、1923年の總會にて採擇されたる監督制度組織の爲の一般原則に關する報告中に於て工場監督官に付提案されたる所と同様の權限を之に與ふべきである。監督官をして充分にその職務を遂行するを得しむる一手段として、雇主はその支拂ひたる賃金の完全にして確證ある記録を備ふる事を要求せらるべく、又は家内労働者の場合には労働者の氏名並に住所を記載せる名簿を備ふる事、且つ現實に支拂はれたる賃金が現行最低率に照應するや否やを確める爲に必要な諸事項を含める賃金簿其他之に類する記録を綴等に供する事を要求せらるべきである。(3) 一般に労働者が現行最低率に依てその受くべき賃金を回收する權利を訴訟其他の法定の手續に依つて個人的に行使し得る地位に在らざる場合には、最低率の違反を防止するに有効なりと考へらるゝ如き其他の措置を設くべきである。

B、國際労働機關の總會は、男子及び婦人は同等の價値ある仕事に對して同等の報酬を受くべき旨の、平和條約第427條に認められたる原則に對して諸國政府の注意を喚起する事を以て正當なりと思ふものである。

産業災害の防止問題に就いては5月31日から6月1日にかけて一般討論を行ひ約30名が之に参加した。本問題に就ては三個の委員會が構成せられた故に以下本問題を三分して略述する。

(1) 鐵道連結災害の防止

委員會は國際鐵道同盟を代表せるグイデマン氏等の意見を聴取し國際鐵道同盟が自動連結問題の研究を既に開始せる事に鑑み次の如き決議を可決した。(總會本會議に於て修正されたるものを次に掲ぐ)

「本委員會は國際鐵道同盟の代表者の提出せる情報を深大なる興味を以て注意した。之に依ると同盟は特に自動連結器の使用に關聯して、連結作業災害の防止問題に就て充分なる調査を行ふ目的を以て統計の蒐集を始めた由である。本委員會は國際鐵道同盟に對して能ふ限り最大の精力を注いでその調査を遂行すること並に能ふ限り速かに(而して如何なる場合に於ても今後二ケ年以内に)その成績を國際労働局に通告することを要求すべきであると提案する。本委員會は國際労働局理事會に對して、全問題を研究する爲且又國際鐵道同盟の既に得たる經驗を直ちに利用して能ふ限り速かに報告する爲、政府、雇主及び労働者を代表する21名の聯合委員會を指名する事を要求する。即ち、鐵道連結器の問題は明年の總會に於て直ちに條約案又は勧告の採否を決することなく、相當の期間に亘つて技術的研究を試みることをなつたのである。

(2) 船舶荷役災害の防止

労働局質問書原案の内、船舶荷役災害委員會に附託されたのは、1、船舶荷役に従事する労働者の災害に對する保護、2、船舶運送の重量荷物の目方の標示、3、労働者の運搬する行囊の最重量の規則、の三事項であつた。先づ船舶荷役災害問題を削除せよとなす英國雇

主の決議案を中心として議論があつたが、結局此の決議は通らなかつた。然し本委員會の討論中討論題目が海事關係のものなること屢々強調せられ遂に之を基礎とせる一決議が可決されるに至つた。又、本委員會に附託された三項目中、第2及び第3は一般的性質を有するを以て、一般委員會に於て審議するを可とすと認めて、之を提議選擇委員會に返還した。本委員會の報告は6月13日の第16回本會議に於て行はれた。

(3) 一般災害防止問題

本問題に對して委員會の到達せる結論は次の二點であつた。(1) 災害防止の基礎たる一般原則は之を勧告中に規定すべきや否やの審議することが望ましい。(2) 總會が災害防止に關する新運動を促進助長する爲にその權限に屬する一切の措置をとることが望ましい。斯くて委員會は總會に對して質問書案と二個の決議とを6月15日の第21回本會議に提出した。質問書第一部、第二部は委員會通り可決、第三部は修正追加の上可決され、二決議案も無事通過した。

本委員會を経て總會を通過したる質問書は次の如くである。

災害防止に關する質問書

第一 1、産業災害の防止を援助するためその最善の努力と能ふ限りの手段とを用ひる事は單に雇主及び労働者の義務たるのみならず、又政府及び一般公衆の義務であると云ふ一般原則を具體化する一勧告を國際労働總會に於て採擇すべきものと考へらるるや。2、産業災害防止に關する勧告は第一世に示されたる原則を實施するに必要な一切の實際的措置をも取扱ふべきものと考へらるるや。例へば先づ第一に、關係當事者の援助の下に主として國立機關及び同様の公立機關によつて行はれ又は各種産業部門に依つて設立されたる實驗所に依つても行はるゝ所の、産業災害原因の究明並に最良の災害防止方法の發見の爲の恒久且つ體系的なる調査研究を組織するの必要を勧告に於て強調すべきものと考へらるるや。本問題に關する條約案を準備するの目的を以て、勧告は國際労働機關の締盟國に對して、各自國の産業災害統計を確立發展せしめ、諸國の統計の比較研究の爲に能ふ限り齊一なる基礎を定むる目的を以て、能ふ限り國際労働局と接觸を保つ事を乞ふべきものと考へらるるや。確む如き成果に到達する方法に就き、示唆せんとせらるゝ點なきや。特に努力は何よりも先づ特定の産業部門を對象とすべきものと考へらるるや、然りとせば、その産業部門は何々なりや。産業災害の防止に關する科學的研究にあたり其他如何なる事項を考慮に入るべきものと考へらるるや。災害を防止するの目的を以てする科學的研究は單に各種營造物に於ける物質的條件のみならず、人的要素をも取扱ふべきものと考へらるるや。3、雇主及び労働者をも含めて、産業災害の防止に關係ある一切の當事者の協同が甚だ重要な事を強調して、締盟國に對して全力を擧げて斯る協同を發達助長すべき事を求める所の一項を勧告中に含ましむべきものと考へらるるや。4、保護の措置をとり殊に作業場の設備並に維持をなすの責任は雇主に係る旨の條項を勧告中に含ましむべきものと考へらるるや。5、作業場に於けるその行動に依つて労働者は相當大なる程度に保護施設の成功に寄與することが出来、又當然さう

すべきこと、故にその組成員を産業災害より庇護するために之を教育するは労働團體の任務であることにつき、勸告中に於て労働者の注意を惹くべきものと考へらるゝや。6、第三問に示したる原則、即ち一切の關係當事者の協同を確保するの必要といふ原則を擴充するが爲勸告中に於て締盟國に對し次の措置をとるべきことを求むるを便宜とすと考へらるゝや。

(イ) 一般國民を教育するが爲に、初等學校及び補習學校に於て、應急手當衛生法を含む災害防止問題に關する訓話を獎勵すること。(ロ) 技術學校及び工藝學校の生徒が産業災害の防止方法に關する適當なる訓話を授けらるゝ様にし且つ經濟的並に道徳的立場よりの重要さに對して彼等の注意を喚起し、斯くてやがて彼等が實業に奉職するに到つた時に、彼等が斯る災害を避くることに特別なる注意を拂ふに至らしむること。(ハ) 講演、映畫、工場見學の手段に依り、生徒が實業に従事したる後迄も、災害防止に對するその興味を維持すること且つ安全博物館の發達及び館内に於て授けらるゝ實際訓話を獎勵すること。(ニ) 科學的研究並に此の方面に對する實地適用に依つて、職業指導及び職業選擇の方法が災害防止に對して齎すべき寄與を大ならしむること。7、勸告は、工業的工場及び作業場に於て即時の應急手當又は醫療の措置を組織することの多大なる重要性に言及すべきものと考へらるゝや。

二 1、法律は産業安全の最少限度を確保する爲の規則を規定すべしといふ一般原則を勸告中に於て具体化すべきものと考へらるゝや 2、例へば雇傭主に就ては次の方針に従つて規定を設くべきや(イ)雇傭主は労働者が十分に保護せらるゝ様に、その企業を經營しその設備を整ふるの義務を有する、但し企業の性質及び技術の進歩の状態を考慮に在るゝこと。(ロ) 工業的企業の建造又は改造の設計は果してそれが災害防止の爲の所要事項を充たすものなりや否やを吟味し得るが爲に、その工事着手前に工場監督部又は其他本事項に關する權限ある官憲に之を提示しその検査を受くべきこと。(ハ)(1) 災害に對する労働者の保護に關する法規の施行を監督する責任ある團體は、個々の場合に付、雇傭主がその義務を果す爲にとるべき措置を指令するの權限を與へられる、但し特にこの爲に設けられたる官憲に對する定告權を有すべきこと(2)然りとせば、責任ある團體は切迫せる危険ある場合に於ては、定告權ある時と雖も、命令の即時施行を要求するの權限を與へらるべきや。(3)第(1)號に對する回答が否定的なりとせば、法規の施行を確保する爲に如何なる制度を勸告せらるゝや。(2)國營又は國家の指導下に營まるゝ産業災害保險制度の存する國々に於て、産業災害保險機關が保險料を決定する場合、各種企業に於て労働者保護の爲とらるゝ措置を考慮に在るゝ事は、(1)之をその權限とすべきや、又は(2)之をその義務とすべきや、労働者補償制度又は災害保險制度に對して、災害防止に關聯して、是以上如何なる重要性を附與せらるゝや、且又、御高見に依れば災害保險機關又は保險社は如何にして有効に共同の努力に寄與することを得べきや。(3)労働者を災害防止事業に参加せしめ且つ彼等のなすべき役割を規制する爲に法規を制定すべきものと考へらるゝや。(イ)然りとせば、如何なる點に就て法規を作るべきものと考へらるゝや、又此等の點に就て如何なる提案をなさるゝや。(ロ)殊に、法規は(1)災害防止關係法規に違ふべき労働者の義務を定めたる規則を含むべきもの

と考へらるゝや。(2)規定の作成並にその遵奉の監督に對して労働者の参加を規定すべきものと考へらるゝや。(ハ)質問(ロ)の(2)に對する回答が肯定的なりとせば、斯る参加は如何なる形態に於て(恐らく各種産業の特殊事情並に企業の大等小等に應じて差異あるならん)行はるべきものと考へらるゝや。

第三 1、(イ)船舶の運送する重量貨物にその目方を掲示する事を發送人に強制せる條約案又は勸告に賛成せらるゝや。(ロ)然りとせば貨物に目方を掲示するの要なき最大限の目方は之を如何に定むべきや。2、國內に於て使用せらるゝ動力機械を供給し又は國內に於て斯る機械を据付くる商社又は個人は、その機械をして國內法の所要事項に合致せしむるの責任を負はざるべしとなす條約案又は勸告に賛成せらるゝや。(質問書完)

かくて總會の最終日6月16日に於て災害防止問題を次回の總會の議題とする事に可決された。本年最初の討議に於て單一の議題たりし災害防止問題は、總會の審議の結果二個に分離せしめられ、一般の災害防止問題と、船舶荷役災害問題とに分れた事となる。右の兩個の票決に際しては、本邦の諸代表は四名共賛成の投票をなした。

議事規則の改正、各種の決議

今次の總會に於ても諸種の議事規則の改正があつたが、餘り細目に亘るから省略する。但し、議事規則委員會の決議により條約案の模範條項の字句が決定されたことは此際附言しなければならぬ。所謂模範條項とは各種の條約等に共通に含まれるもので、例へば、條約發生の期日、條約批准の手續、批准したる國の義務等に關するもの是である。尙今次の總會に於て可決されたる決議は14個にして、その中、米窪代表の提出せるもの二つであつて、此は提議撰譯委員會に於て多少の修正を蒙つた上、總會にて無事通過した。今此の二決議の全文を掲げる。

纖維工業に傭使される者の労働條件の調査に關する決議

世界を通じて纖維工業の各種部門に現はれつゝある經濟上の困難に鑑み、此等の困難の解決を見出すに當つては、斯業に従事する勞役者の保護の爲めの現行法制その他の社會施設の重要性を立證する爲めに、能ふ限り充分なる情報を得る事を要するに鑑み、更に、婦人で労働者の大部分を占むる産業に於ける正確なる労働状態を決定する事は、特に婦人及び兒童の保護に關する國際労働條約の批准並に一般的實施を促進するが爲めにも、極めて望ましき事なるに鑑み、總會は、世界諸國の纖維工業に傭使せらるゝ男子、婦人及び兒童の労働條件(賃金、労働時間、衛生状態、及び其他彼等の傭使に關聯せる諸條件を含む)に關して、能ふ限り速かに調査を行ふべき事を考慮せられん事を理事會に對し要求するものである。

ヴェルサイユ平和條約第四百五條第五項に従つて締盟國の執る措置に關する決議

國際労働機關の運用より満足なる成績を擧ぐる爲めには、締盟各國に於て總會の採擇せる勸告又は條約案を所定の期間内に、ヴェルサイユ平和條約第四百五條第五項に規定されたる權限ある機關に附議する事は極めて重要なるに鑑み、總會は政府並に權限ある機關に於ける此點に關する情勢を時々國際労働局に通告せられ、且又、權限ある機關に附議せざりし場合

には、國際勞動局長をして毎年締盟各國に於ける正確なる状態を國際勞動總會に報告し得しむるが爲、前記條文所定の期間の経過したる後、右不作爲の理由を勞動局に時々通告せらるるを望ましとすることに付、各國政府の注意を喚起すべきことを理事會に要求する。

第11回總會は前後22回の本會議を開き、條約案、勸告各一個を採擇して、6月16日閉會した。

國際聯盟保健委員會

第12回同會は4月30日より5月5日迄ジュネーヴに開かれた。

癌委員會の報告は職業的癌腫の調査、癌のラヂウム療法之二問題に就て製作せられたものであり、天然痘及び種痘委員會の報告はヨーロッパに於ける天然痘の状態及びその性質の調査並びに同委員會の將來の事業に關するものであり、血清及び生物學的標準委員會に關しては血清委員會會合の報告あり、その報告によれば、1925年の委員會で採擇したインスリン標準は今や唯一の標準として世界各國で用ひられて活り、又粘液エキスの國際標準も好結果を示してゐる。標準破傷風血清及びその國際的單位に關し1926年以來の研究によれば同年のジュネーヴ會議により決定せる單位は國際的に採用さるゝこと明確となつた。又コペハーゲン研究所の製作せる標準赤痢血清は國際的標準として採用せらるる筈である。委員會はその各種活動に關する決議20を採擇したが、是等決議は、各種の船舶燻蒸消毒比較、癌委員の事業計畫死亡原因の國際的リスト改正に關し國際統計協會と聯盟保健機關との協力、血清並に生物學的製品の標準に關する常設委員會報告、癩病の國際的調査、南米諸國との協力増進、聯盟保健機關とギリシア保健當局並にギリシア諸都市に於ける結核撲滅に従事せるギリシア避難民定住事務局との協力、コンガ河口に於ける黃熱病研究に關し聯盟保健機關をベルギー、英國、佛國、ポルトガルの諸國政府に協力せしめること、トルコ政府の依頼に依り同國々境の保健行政顧問3名を國際公衆衛生事務局常設委員會と共に選定すること、天然痘及び種痘に關する委員會の報告等につき承認を與へたものである。又決議5條は保健機關シンガポール支局並びにその諮問理事會の組織、財政、事業に關して居り、傳染病發生せる船舶移動の情報供給の進展及び本事業の價值は、ペストの調査報告と共に多數の當局者により認められてゐる。

國際聯盟保健部第3回標準委員會

國際聯盟保健部の主催する血清其他生物學的製品の國際標準常置委員會はその第3回を本年3月25日より28日迄獨逸國フランクフルトにて開催した。主としてサルヴルサン及び其誘導體の國際標準及び檢定法を決定する爲なり、本邦より出席せるは長與、秦、鶴見、野邊地、小松の五氏であつた。委員會の経過を概略せんに、第1日に於て國際標準品の種類を規定せる第2條に於て、秦氏はサルヴルサンナトリウムはネオサンヴルサンに比して毒力遙かに強

く効力遙かに弱きこと並に其保護等困難なるを以て前者を國際標準品目より削除するを可なる事を提議せるも、結核尙暫く品目表に止どめ自然に消滅する時期を待つを可なりとなす委員長コレ氏の説ありたるも、遂に秦氏は同説を撤回せり。次に國際標準品を供給する研究所(第3條)の責任上重大なる修正を加へたり、これ迄の協定標準品6種中5種はコレ氏のスパイエハウスより、他はワシントン衛生局試験所より供給せるもその標準品に就て不良品を感すべき事實あり、故に標準品は一定の操作を施して檢定し、品質全く同一なるを認めて後國際標準として全般に供給することとした。檢定方法(第4條)に就て、効力試験の目的たる寄生體を從來トリパノゾームと定められたるも、秦氏の主張を納れてトリパノゾーム又はスピロヘータを用ゆる事に改めた。次に第6條第1項試験方法の規定は、上記第4條修正の結果當然修正せられたり。重要なる修正は檢定品の合、不合格に關する規定(第5條)に對してである。從來の毒力檢定試験には同一の製品を數回檢定するもその結果は必ずしも數學的一致を得ず、依りてデール氏の研究的統計を基礎として檢定品の毒力標準品の毒力より20%以内強きものを合格せしむる事の修正案を承認した。(第6條第2項)第7條に就ては原案協定に修正を加へずして通過した。第2日は血清學委員と、藥物學委員との二部に分れて、小委員會を開いた。血清學小委員會は猩紅熱血清、ツベルクリン、人血液型の問題を、藥物學部小委員會はデグタリス、海葱、インスリン、甲状腺製品、麥伊、驅蟲劑に關する協定を議了した。第3日は血清學小委員會を續け、第4日は委員總會を開き以上三日間に於ける各小委員會の協定事項を決議承認した。今總會にて決議採擇せらるゝ、字句の修正を経たる各委員會の決議事項を概略せば次の如し。

第一 抗原及抗體の檢定 (1) 抗デフテリヤ血清 1922年巴里にて開かれた會議の採決に従つて、丁抹國立血清研究所にて倫敦、フランクフルト、コペンハーゲン、巴里、華府よりの標準血清を比較せるに此等の血清はその單位に於て、同一なりし事を委員會は承認せり。特異性毒素と抗デフテリヤ血清外の混合の場合に起る沈降現象により知られたる新事實に鑑み委員會はこの沈降法による抗デフテリヤ血清、並に同抗原(毒素及誘導體)の評價法に就き研究する事を議決した。(2) アナトキシン法による抗デフテリヤ豫防接種、アナトキシン法に依る抗デフテリヤ接種の益々重要なるに鑑み、本研究を行ふべきことを提議されたり。アナトキシンの使用、並に接種法の價值を決定すべく、研究を開始せん事を望む。(3) 抗破傷風血清 1926年ゼネバに於ける會議にての常設委員會の決議に従ひ、丁抹國立血清研究所は各研究室よりの標準血清を種々の方法により比較しチーテルに於て同價なることを發見せり。此等の比較試験に基き、委員會は前述の議決にて決定したる如く、抗破傷風單位を採用することを提案す。(4) 抗赤痢血清 1926年10月ゼネバ會議に於ける抗赤痢血清に對する常設標準委員會の決議に依り、丁抹國立血清研究所の提出せる抗赤痢血清試験法は各國關係研究所に依りて實行され一致せる結果を得たる故を以て委員會はこの丁抹國立血清研究所にて製造され記載されたる標準血清を採用し、以て國際的抗毒單位の創定を提議す。二百倍稀釋此一單位を含む如く血清を製造すること赤痢毒素の試験量は、右稀釋血清 1cc

と毒素との混合をマウス静脈に注射して、使用マウスの三分の一を致死せしむる如き、分量を決定すること。如斯毒素が検定され得るときは、血清の検定に使用することを得。

(5) 猩紅熱 猩紅熱の原因論又は猩紅熱患者より分離されたる溶血性連鎖球菌培養を以て製造されたる血清の試験法に關し意見を述ぶる所なく、此點に就きより容易に比較され得る様、後日の研究に讓るを以て利ありとす。此目的に對し北米合衆國政府にて得られし標準血清が研究の基礎として選擇さるべし。合衆國政府の衛生試験所は、國際聯盟保健部の要求に依り、標準血清の必要量を供給することに同意せり。(6) 抗惡性水腫血清 委員會は種々の抗水腫血清の検定可能性を考慮し、關係諸國に於ける標準の比較を設定し、次の會議の討議事項に讓ることを決議せり。(7) ツベルクリン 1926年のゼネバ會議に於て委員會の推奨する所に依り倫敦國立研究所にて大量の標準ツベルクリンを製造し、國際聯盟保健部に委任せり、よりて委員會は右標準ツベルクリンと諸國に存する標準の比較を繼續すること、並に丁抹國立血清研究所を、本件に關する國際聯盟保健部の中央研究室たらしむることを決議す。(8) 人血液型 委員會は、ドウンゲルン及びヒルスフェルド兩氏の提出せる、人血液型分類稱呼法が、一般的に認められたることを満足承認す。尙此命名法を次の如く國際用として、採用さる可きことを推奨す。O, A, B, AB, h, 指示試験用血清には次の記載法を奨励す。試験用血清A (抗B血清) 試験用血清B (抗A血清) C, 試験血清A (抗B血清) は白色硝子の容器に、試験血清B (抗A血清) は褐色硝子の容器に、保存することを提案す。d, 丁抹國立血清研究所を國際聯盟保健部の中央研究室となし國際的標準法を決するに至るの目的を以て、諸國に現時使用されつゝある標準血清を、右研究所にて比較すべきことを考慮す。此目的に對して試験血清の保存法、檢定法並に血液型の決定方法に就き、比較研究すべきものなり。(9) 狂犬病 狂犬病豫防處置として使用さるゝ材料の最後の標準を得るに至るの可能なるべき希望を以て、委員會はドクトル、レムリンガーの提案が國際狂犬病會議(昨年パリにて)の推薦に對し、有効なる方法を供給することを考慮すべし。

第二 生物學的檢査法に依る治療薬品の檢定 (1) サルヴルサン 1925年のゼネバ會議協定を再議し委員會は之を修正し次の結論に達せり。I 國際的に承認されたるアルゼノベンチン屬薬品の生物學的檢定は、被檢製品の各々に對し、同列の標準製品と比較して行ふ可きこと。(修正なく承認) II 次に示す薬品は現在國際的に承認されたる標準品の主體とす可きこと。(修正なく承認) (1)チオキシ、チアミノ、アルゼノベンチン、チヒドロクロリツド(異名サルヴルサン、アルフェナミン、アルゼノベンツオール等)及(2)其の金屬誘動體(銀サルヴルサン)及(3)其のナトリウム鹽(ナトリウム、サルヴルサン) (4)チオキシ、チアミノ、アルゼノベンチン、サルフォキレート曹達(異名ネオサルヴルサン、ネオ、アルスフェナミン、ノヴ、アルゼノ、ベンツオール等) (5)ネオ、銀サルヴルサン (6)サルフ、アルスフェナミン(異名ズルフアルゼノール) III 國際聯盟保健部の爲にフランクフルト、スパイエルハウスのプロフェソル、コルレに(1)乃至(5)の標準製品の製造、供給及分配の責任

を依頼し、同様にワシントン衛生試験所プロフェソル、フオエグトリンに、6)の標準製品に對し依頼すること(承認)。委員會は標準ネオ、サルヴルサン、及ズルフアルスフェナミンに關し、左の議を追加す。(1)プロフェソル、コルレ及フオエグトリンより試験の爲めに提供されたるネオ、サルヴルサン、及ズルフアルスフェナミンは毒力、並に治効力に關し、國際的標準として採用するに適當なること。(2)ネオ、サルヴルサン標準の新製品を必要とする時は、先づフランクフルト實驗治療研究所に於て試験されて、毒力並に治効力が既存標準品と同價なることを證明さるべきこと、而して更に其標準と同價なることは、國際的標準用として採用する前に、國際聯盟保健部の中央研究室たる倫敦國立醫學研究所にて行はれたる試験により確定さる可きこと。サルフアルスフェナミン(ズルフアルゼノベンチン、ズルフアルゼノール、ミオサルヴルサン)の新標準品を必要するとき先づ華府衛生研究室に於て、既存標準と同價なることを證明され、更に同様に國際的第二檢定を経て、確定せられたる後國際的に使用すべき新標準品たることを得。IV トリパノゾーマ感染動物に代ふるに、スピロヘーテン感染動物を以てする實驗的効力試験を承認す可く決定す、從て1925年ゼネバ會議を左の如く修正す。各製造番號の可檢薬品は患者に對し、治療的使用を行ふに先たち、正常動物に就き毒力試験を行ひ、適當なる病源性トリパノゾーマ、又はスピロヘーテン感染動物に就き、實驗治効力的試験を行ふべきこと。V 種々の製品中には種々の割合に於て、品標準より毒力強きものあるときに、之を發見すべき試験方法の實際的能率を、決定せんとして行へる實際的研究の結果に鑑みて、標準品より20%の毒力超過は、技術上許容すべき極限なることを決定し、隨て1925年ゼネバ會議の決定は次の如く修正せり。製造番號よりの見本は、少くとも十匹のマウス、又は五匹のラツテ、或は其兩者に就て毒力試験を行ひ、而かも各組の數本のアンプルレよりの材料を各別々にして試験すべきこと、尙同一條件の實驗の許に、夫々相當する標準品に比して、10%以上の過剩毒力なき製品を發賣用として合格せしむること。VI IVの修正に依り當然次の修正を行へり。(イ)上列のマウス、ラツトにトリパノゾーマ、或はスピロヘータを以て同一程度に感染せしめたものを使用すること蓋し感染程度は單位血液量に對する病原體の數計算法により定むること。(ロ)一定程度に感染せる如斯動物の一群を以て各組の製品の種々の分量に就き、治効力を檢ずべし。動物は各分量に對し少くとも三匹づゝを要す、斯くして他方此と同一程度に感染せしめたる同列の動物に對する標準品の治効力と比較し結果を判定すべきものとす。(ハ)同一條件の實驗にて是に相當する標準品の治効力より20%以上低價ならざる治効力を示す製品のみ發賣用として合格せしむる事。VII 一製造番號の一種の可檢薬品毎に一般發賣の許可證を與ふるに先ち、更に熟練なる専門家の監督の下に該製品見本を若干の患者に使用すべきこと。

一 チギタリス I 委員會は1925年のゼネバ會議を再審し、故マグナス氏に依りて製せられたる標準品を、之に對する諸國の行へる試験の結果のよく一致せるに徴し、委員會は問題の標準品を決定的に國際用として採用することに議決した。然し1925年ゼネバ會議以後マグナス氏の死去の爲、若し現存の標準品が費消され又は効力の減弱の徴あらば標準の更新に對

する新協定が必要となつた。故にこの新標準品は、諸専門家の種々の試験方法に依る成績の報告が、現存標準に一致したる時のみ、決定的に採用せらるべし。Ⅰ 現今にては、唯一の正當なる法として推奨すべき特別な抽出法なし、然れども試験の目的に對しては可檢製品並に標準品は同一法に依り抽出さるべきことを必要とす。Ⅱ 委員會は比較試験法に關し1925年ジュネーブ會議にて採用されたる法よりも、明に更に正當すべき何等かの推奨あることを考慮せり。次の方法は適當なるものとして推察し得ることと思ふ。(イ) ジュネーブ會議推薦に依る蛙試験法、又はその他の變法。(ロ) ハツチャー氏に依る哺乳動物の靜脈内注入法、及マグヌス一派に依る猫に對する變法に依るモルモット試験法或はチフェノーの犬に對する試験法。(ハ) 委員會はマンスフェルド氏の分離されたる蛙の靜脈竇を使用する試験法、トレブン氏に依る分離されたる家兎の耳朶試驗法等は將來の機會に於て考慮する目的を以て更に研究を加ふべきものとす。又國際標準製剤の名義上チギタリス効果の單位を規定する必要のため、チギタリス又其製劑の用量を効力單位を以て示す場合には如何なる製劑にても又何れの國にても國際單位を以てすべきこと其國際單位とは國際標準粉末の0.1瓦中に含まるゝ効力を一單位とするものなること。Ⅳ 1925年ジュネーブ會議の推奨にかゝる、ストロファンチ製劑の標準として結晶ストロファンチン(オーアパイン)の使用に於て種々の同製劑の變易性を考慮し、委員會はオーアパインを標準として生物學的試験に供する時は、その使用量は水分を含さるオーアパインの重量を以て表示すべき事を推奨す。尙委員會は此を容易ならしむ爲に、ストロファンチン並に其製劑の生物學的試験用として、國際的標準を製造し保存すること。プロフェソル、チフェノーは如斯標準を製造して、國際聯盟保健部倫敦中央研究室たるべき英國立研究所に交付し、之が保存及分配をなすこと。

二、海葱 委員會は海葱及其製劑に對する國際的標準制定の可能を考慮し、且つ同製品の適當に乾燥せる見本より作れる不變性標準は、實験研究の目的物となし得べき可能性あることを唱ふ。

三、インシュリン 1925年ジュネーブにて推奨されたるインシュリンの標準品は現今世界を通じて唯一の單位として使用されつゝあり、委員會はこの決議を修正なく採決した、即ちⅠ エヂンバラ會議の信頼に依り、英國醫事調査委員會にて製造されたる鹽酸インシュリンの乾燥製劑は國際的標準品として受認さる可きこと、此標準インシュリンの一瓦は、トロント大學のインシュリン委員に依り、假りに決定されたる單位の8單位、(又は1單位=0.125瓦)を含むこと。Ⅱ 此標準品は國際聯盟保健部の爲めに英國醫事調査委員會に保存され且つ同會にて時々其効力恒久性の試験を行はるゝ事。Ⅲ 右標準品の各0.1瓦を各國の、責任ある機關(例はインシュリン委員、又は政府研究所)に送付さるゝ事、送付されたる會は更に他の試験室に分與することある可し、此目的に對し適當なる機關を有せざる國に於ては、トロント大學インシュリン委員の協議を経て、英國醫事研究委員會より分與さる可し、右委員の中止したる場合には、國際聯盟より指名されたる所の者と圖り分與を受く可し。Ⅳ 各試験室にては、各自インシュリンの標準品を製造し、既に分配されたる國際的標準品と其能

力を比較すべきこと、國際的標準品既に消費されたるときは、以後此比較は其の國の責任ある機關に依りて行はる可し。Ⅴ 以下示す所の方法は、何れもインシュリンの生物學的檢定法として、適當と考へらる。(イ) 血糖に及ぼす影響に依る試験法 第一法 摘弱量以下の種々の量のインシュリンを體重約2瓦の家兎に皮下注射(豫め18乃至24時間飼食を中止し置けるもの)、注射直前の血糖%量より注射より5時間經過後の平均血糖%量を差し引く、使用藥品の各瓦中のインシュリン單位數は、公式表より計算し得へし。檢定に使用されたる各家兎は、適當の間隔を置き定期的に國際的標準と比較されたる標準を以て、再試験す可し。第二法 一列の家兎を用意し、其一半には各々體重1瓦に對し、 $\frac{1}{2}$ 單位を注射し他半には同日可檢品の同價と思はるゝ量を注射す。前述の如く5時間經過の後、含有血糖量の低下を測定す數日後同列の家兎に就き、同様の方法にて本試験を反復す。但此時は前に標準製劑を注射されたる一半の家兎は、可檢品を注射し他半は是と反對の處理を爲す。(ロ) 白鼠に於る病狀に依る方法 本法は同數のマウスに標準品と共に可檢品を注射して比較試験する法なり、終局反應として摘弱又は虚脱が現はるゝを試験す。半数のマウスに摘弱(又は虚脱)を起さしむべき分量を注射す、試験中マウスは攝氏30度以下ならざる定温孵卵器中に保つ可し。Ⅵ 委員會はインシュリン製品の一單位量に對し、許容し得べき固形有機物質の限界量に關し、尙インシュリン製劑の不變性に對する試験に關し提案を爲すべき小委員を指名す。Ⅶ 將來インシュリンの單位、又はインシュリン單位なる語辭は、既に示せる意義に於て使用すべきのみ。

四、腦下垂體越幾斯 1925年ジュネーブ會議の決定を審議し、同決定の(1)及(2)は修正なく承認。(3)及(4)は承認せず。(5)に關しては委員會は次の如く改む可きことを決定した。即ち標準粉末よりの越幾斯は、合衆國藥局法第十條に一致する方法に依る生物學的比較試験の目的にて製造す可し。尙分娩促進作用を檢するには、合衆國藥局法第十條に示す如く處女モルモットより分離せる子宮に就き試験することを推奨す次に收縮作用を檢するには、麻酔せる犬又は斷頭せる猫を使用して、比較試験することを推奨す。抗利尿作用に對しては麻酔せざる犬、又は健常なる人間、或は單純性夜尿症の患者に就き試験するを適當とす。委員會は尙、腦下垂體越幾斯の收縮作用と分娩促進作用とは各々異なる物質の作用に歸因することを證し、且つ抗利尿作用も更に他の分質に依るものなるべきことに就いての1925年ジュネーブ委員會の推奨に於て考慮し、又その會議以來得たる一般に良好なる經驗に鑑み次の如く推奨す、即ちアセトン抽出せる新鮮なる牛の腦下垂體後葉よりの乾燥製劑は、凡て腦下垂體製劑の生物學的評價に對し、國際標準品として採用さる可きこと、而して製劑が後葉の作用物質の全部が含むか、又は收縮或は分娩促進作用物質のみを含むかを問はず、此國際標準品と對比することを得。更に委員會は次の如く推奨す。如何なる製劑の作用も、國際的標準に對比して收縮單位、又は分娩促進單位を以て表はさるべきこと、並に各製劑に於て其作用單位は、標準粉末0.5瓦の作用に相當す可きこと抗利尿作用の檢定に對する標準の適否に關して、委員會は未だ決定的意見を表示せず。次に委員會はジュネーブ會議第六項を考慮し

次の如く修正採決す、即ちモルモツトの子宮に就て分娩促進作用を試験するときには、同臓器に對する非特異性刺激作用の試験を應用することを推奨す。1925年ジュネーブ會議の推奨に依る越幾斯の強さを單位を以て表はす法を次の如く修正して承認した。即ち、凡ての腦下垂體葉後越幾斯は、其の強さを作用單位に依り表示すべく、前述條件標準粉末 0.5 瓦よりの能動性越幾斯を以て、一單位と決定す可きこと。

五、甲状腺製劑 甲状腺製劑の生物學的標準決定に關する問題に就て熟慮し、今日に於て別に改めて推薦を爲さざることを決議す。

六、麥角 近時の臨床的實驗の、麥角の子宮に對する作用の本態は特異性アルカロイド(エルゴチン、エルゴタミン)に因るものにして、ヒスタミンは其作用を促進するものなること及分娩猫に於ける實驗にてスタミンは、特異性アルカロイドに補助的作用を呈するを證明せるに鑑み、委員會は特異性アルカロイド(エルゴチン及エルゴタミン)の測定法に依り、麥角及其製劑の檢定には、エジンバラ會議の推薦を採用することを決議す。此目的に對し、便宜にして正確なる法として、ブルーム、及クラーク氏に依る家兎分離子宮を使用する載驗法を推薦す。

七、綿馬 此製劑の標準決定法に關しては別に新しき推奨を加へざりき。

八、ヘノボヂウム油 本物質の作用の標準決定、並に檢査に關し、アスカリドール含有量を證明する種々の生物學的方法は、未だ不満足にして、且比較簡單なる比色化學的試驗法に比して常に劣る處あるを以て、委員會は現時本油の生物學試法として、何等推薦に値するものなきことを決定す。

かくて、上記標準委員會終るや、國際聯盟保健部は5月1日より5日迄保健委員會をゼネバに開催し、標準委員會の協定事項は何等の修正を加へずして保健委員を通過した。今後理事會にて採擇せらるべきことは疑ひのなき所である。

國際聯盟梅毒診斷法會議

會議は5月21日より6月4日迄コペンハーゲンに開催され本邦よりは長與又郎、野邊地慶三兩博士參加した。會議は今春フランクフルトに於ける國際聯盟血清標準委員會に於ける血清諸反應に關する分科會に當るものである。會議に實施せられたる反應は、補體結合反療法七法と沈降反應七法と都合十四法であつて、本邦に最も廣く行はれてゐる沈降反應なる村田氏法の比較實驗が紹介された。斯くて實地比較試驗は5月21日より6月1日迄10日間行はれ實驗終了後これら實驗に對する批判會議に入つた。今その批判會に提出されたる議題は次の如くであつた。

1、梅毒血清反應の臨床的解釋—この問題はハリソン氏(英國衛生省)の補體結合反應とカーン氏(ミシガン大學)の沈降反應法との間の激論にして其結果後述の決議第二條にある如き折衷的結論に到達したのみであつた。

2、補體結合反應と沈降反應優劣問題—本問題に對して臨床的解釋に於てカーン氏は沈

降反應の信頼すべきを極論し、ミユラー氏は沈降反應がワツセルマン反應に代るは尙早であるとし其結果は決議第一條に於けるが如く兩法同一價值ありと認むる事になつた。

3、二法以上の併試に當り一はワ氏反應たるべきや—決議第二條に於て、梅毒血清檢査には二法以上を併試すべしと云ふ事になつた事は前述の如くであるが、この場合其一はワ氏反應とする必要ありや、又は沈降反應の二法以上にて可なりやとの問題である。大勢は前者を適當と認めしが結局此の問題は決議の脚註として此に應ずる人々の名を擧ぐる事になつた。

4、一般開業醫の梅毒血清反應濫試の弊に就きて—獨逸にはワ氏反應施術者取締規則ありて同法の濫試を避ける様にしてゐる故同國代表者は決議第三條による時は、同國に於ける一般開業醫は技術簡單にして取締法なき沈降反應を行ふ者多くなる弊害が起る事を述べた。これは一般の贊する所となり決議第一條未項に於て、沈降反應は實驗條件不備によつて誤差を來す故血清學習得者にして訓練充分の者にあらざれば此を施行せしめざる事を勧告した。

5、一般開業醫が血清反應成績を解釋する能力について—フオルスマン氏(德國ルンド病理研究所)は一般開業醫は盲目的に梅毒血清反應に支配せらるゝ傾向がある故に彼等をして今少しく同反應の解釋に關する知識を廣め、血清反應に捕はれ過ぎない様にせしめねばならない事を述べた。此問題に關しては結局決議第五條、第六條の結論に達した。

6、實驗成績の統計的分析—ヤコプスタール、ミユラー兩氏の實驗成績の統計的分析に適する項目に従ひ、コペンハーゲンにて、各自の成績の分析を行つた。然し各法の分析にあつて再調査の必要を生じ、其訂正材料は2ヶ月の後伯林に送られ、同地にて分析計算して聯盟に送つた。因に分析されたる例は一千例近くに上つた。

7、示説講演—批判會議中の講演示説並に討論は僅にミユラー氏の圓球法示説と、ヴェルネ氏の講話があつたのみである。會議の決議は次の如くであつた。

第一條 梅毒血清診斷法會議は、會議に於て試験せられたる諸法による梅毒の血清檢査(1)の結果を考慮し、アンチゲンと血清の合した時に起る直接眼識し得られる變化に基く諸法(以後沈降反應(二)と呼ぶ)は、1923年の前回の會議以來可成の改良を見た事を認め、又其最良なるものは、補體結合に基く諸法(ボルデーワツセルマン反應)の最良なるものと、同一價值ありと認めて差支なしと思ふ。然しながら、沈降反應は一見簡易に見えるけれども、實驗狀況の些細の差異にも甚だしく影響せられ、試験の實施にも、結果の判讀並に解釋にも誤差を來す原因甚だ多くして、此れを特別に訓練せられたる血清學修得者の手にのみ、委ねる必要ある事を高調したい。

第二條 會議は、血清反應には、鋭敏度大なるの利があるも、絶対に特異性であり得ないものがある。又其反對のものもあるので二法、又はそれ以上の反應の一致する時は、一法のみよりも一層診斷價值大であると認むるが故に、臨床家に最も信頼するに足る報告を寫さんが爲めには、少くとも二つの異つた血清診斷法(一)を使用する事を勧告する。

(一) ドブラーヂ氏(ナポリ大學)外15名は、(イ)理論上豫期せらるゝ如くワ氏反應に陽性

にして沈降反應に陰性なる血清あり又其反對の例もある事、斯くてワ氏反應と沈降反應は互に補ひ合ふものなる事。(ロ)沈降反應弱陽性又は「±」なる時ワ氏反應陽性であれば此れによりて前者の結果が確められる。又其逆事もある事、を思考して、現在に於ては、併試法の—はボルデー・ワツセルマン反應なる事を望む。

第三條 會議は、最も優れたる特異性を得る爲め血清診斷法は絶えず繰り返して其鋭敏度を適合せしめ行く要がある事を顧慮して、血清學者は規則的に又出来る丈屢々臨床家と合議して得たる臨床的處見によつて、自法の正確の度を檢する様勧告する、臨床家の助力により、梅毒の病歴、又は其症例の特殊事項に關し、適切な報告を得れば、反應の解釋に資する所非常に大である。

第四條 會議は、梅毒の血清學的検査の本來の目的は治療の進行又は治癒を診定して、臨床家を助くるにあるを考へ、又患者は屢々醫師の治療を止めて、他の醫師に移り、一患者の血清が轉々として異つた試験室で検査せられる事實を顧慮して、大體に於て同様の臨床的解釋を表はす様な統一せられた血清検査結果報告様式が得らるれば、臨床家を利する事大であると認め、次の如き一般規約を提唱する。

(一) 陰性反應は「—」又は「陰性」と報告せらるゝ事。(二)血清學者の手で實際上、梅毒患者及び二三の特定の病状態のみに依つて呈せらるゝ程度の陽性反應は「+」又は「陽性」と報告せらるゝ事。

此の點に關しては、血清學者は實際上梅毒患者血清のみが、彼等が「+」又は、「陽性」(一)と報ずる反應を呈する様、其診斷法を適合せしめる事を勧告する。上記の如く勧告するも、此れは血清反應施行者が望ましく思はれる説明的事項を附記する事を禁ぜんとするのでは全然ない。(三)陰性でも又、(二)に定義した意味の陽性でもない反應は、「±」と報ずべきである。會議は(一)項より(三)項に述べた事の大意は、之を開業醫に與へる梅毒血清検査報告用紙の裏に印刷する事を提言する。

(一)(二)に述べた反應より強い反應は「++」と報告してもよいであらう。

第五條 會議は下の事項を高調して、世人の注意を新にし度い。

(一) 諸種の血清診斷法が、今回の會議に於て其鋭敏度の増進した事を示して居るが、それにも拘らず、梅毒疾患の現存する例にして、且つ或る場合は血清検査陰性の結果を呈し得る事。

(二) 明確な病歴のない場合、又は梅毒の徴候のない場合の陽性反應は、検査の誤を除外する目的で、少くとも今一度材料を檢して、同一結果を得る迄は其陰性反應を容認しない事。

(三) 異なる方法により數回検査を繰り返へして、常に陽性を得る場合は、二三の特定の病的状態を除き、殆んど確實に近く梅毒が想定せられる事。

第六條 會議は、血清診斷法が梅毒の診斷治療、並に豫防に特別重要な意義ある事を顧慮し、若し臨床家が血清検査報告の診斷上の、又治療上の含意を仔細に講究するならば、少からぬ誤弊が避けられ、又報告の價值が増す事多いだらうと云ふ意見を記録して置かうと思ふ

第七條 會議は、共同作業並に参加者間の討論は該問題に關する知識を増し、又理解を進める事に資する所、多かつた事を考へ、梅毒血清診斷法は、絶えず進歩發達しつつあり且つ公衆衛生上、又社會的苦惱除去に甚だ重要な事を考慮し、國際聯盟保健部は、此の問題を繼續事業とし、將來確實に此の種の比較試験を重ねるに、必要な手段を講ずる事を大いに希望する。

第八條 會議は、其事蹟特別の意義は諸大家が同一材料を以て、自法と他法の結果を比較し得た事にあるを思ひ又梅毒血清診斷法は究極は統一を得る可能性ある事を考へ、國際聯盟保健部中央研究所なる丁抹國血清研究所は、會議の事業の繼續として、比較研究の目的にて、血清を屢々諸研究所に分布する事を計畫する事。同研究所は他より、血清送附を受くる場合は希望に應じ此れを検査し又は比較検査の目的にて此れを他に分布する事。又同様にアンチゲンの交換の勞をとり、將來一層進展すべき此の事業の連絡を企圖する事を希望する。

國際聯盟阿片委員會

同委員會は、4月12日より27日迄ジュネーブにて開催し、下記事項の報告其他を審議した。

1、聯盟事務局提出報告書審議。魔藥類の一般的管理、押収に關する報告、1925年のジュネーブ阿片條約批准郵便による魔藥類の取引等に對してなせる決議實施の手段に就て。2、各國政府年報の審議。これは前回會合以後到着せる年報(1925年及び1926年)を聯盟事務局で要約せるものを審議した、尙委員會は未だ年報を提せざる諸國政府に督促することに決定した。4、各國政府の年報に基き聯盟事務局の作製せる統計表審査。統計表は生阿片、醫藥用阿片、モルヒネ、ヘロイン、コカ葉、コカイン等に關するものである。5、不法取引問題。6、極東に於ける魔藥類取引問題。ペルシヤ、支那、日本に於ける状態を審議した。7、1925年のジュネーブ條約に規定せられた中央局は聯盟事務局の社會問題部に置くことに決定した。8、郵便に依る不法取引問題。これは萬國郵便聯合條約第四十一條によりて禁ぜられてゐる郵便による魔藥類不法取引禁止の困難なるにより1929年4月ロンドンに開催さるべき萬國郵便聯合會議に本問題を提出研究せしむることになつた。9、魔藥類取引の行政的監督及びカヴァゾニ氏(イタリー)提出の覺書審査。魔藥類販賣許可を受けた商人に對しての監督許可等の統一、集中に就いて審議し、カヴァゾニ氏の覺書中に於ける提案並に聯盟事務局提出の資料を基礎として委員會は魔藥類取締に關して行政規定に依り各國政府に送ることに決定した。10、本委員會の次回會合は1929年1月中旬に開催の豫定。

國際聯盟性病專門家會議

國際聯盟保健部にて10月8日より3日間ジュネーブ聯盟事務局に於て性病專門家會議を開催。参加専門家は英米獨佛丁國等より5名參集し次の題目を議題として審議した。1、梅毒傳播に於ける偏異、其原因判定の方法、2、梅毒豫防—各國に於ける公衆保健機關の收め得たる實驗の比較研究、各國に於ける選擇されたる治療機關及び救療所の梅毒療法の効果に關

する照會諮問の形式、3、雜件—醫育機關に於ける黴毒の近代的療法教授法、黴毒治療劑の基準設定(基準常置委員の業績)其他專門委員の提案

次に會議の協定事項として、1、黴毒療法の諮問—専門學者の創案になる梅毒療法及診斷法は種々あるも未だ一般的に承認さるものなし、故に各診療機關並に救療所其他に於ける各種驅黴療法に關する統計の集綴は結局夫等治療法の効果により良き概念を得るに、適せるものと認む。各個の診療機關より入所すべき療法は多くとも二三種類に過ぎず、療法の比較研究は可及的大多數の材料を各國各機關より蒐集するに努めること、尙各地診療機關より發送の材料は患者各國に關する病床日誌を明細に記入保健部に送致することを勧告す。之等の統計以外に、一定の期日に於て取扱へる新舊患者の記録を送致すべきものとす、普通診療機關の外保險基金、私設診療所、救療所等も此の計畫に加入せるむるを要する事。2、驅黴劑の成分—委員會は蒼鉛製劑が各國市場に於て製造者の表示する所と其製法一致せざる事を遺憾とす。故に保健部の紹介したる蒼鉛製劑化學試験法は各國の既に認定したる處ならんと思惟す、各國の衛生當局は此の方法を採用しその觀察の結果に就いて聯盟事務局と定期的接觸を保持されん事を望む、尙蒼鉛製劑の研究は國際共力の見地より各國一層之が研究されん事を望む。3、近代驅黴療法教授法—本委員會は黴毒診斷及療法の近代的方法は本病の豫防の見地に於て未だ國家的計畫が確立せられざる限り、醫師檢定試験と關係を有する醫科學生に其理論及實地を教授することは尙早なりと認む。4、黴毒傳播の偏異—此の問題は複雑なるを以て、其審議は將來に留議す。

衛生技術官交換會議

獨逸に於ける國際聯盟主催衛生技術官交換會議は、昨1927年9月19日より19月末日迄6週間に亘り、柏林を始め同國主要都市に於ける醫事衛生施設に對する視察旅行を終へ11月1日より3日迄壽府聯盟事務局に於ける最終批判會議を以て終了した。これに参加せる國は總て二十二、出席技術官は二十六名であつた。本部よりの正式參加者は、傳染病研究所々員小島三郎氏なるも、在巴里研究中なりし井上善十郎氏もヂュツセルドルフに於ける見學に加はるの便宜を得た。其他巴里に在つた鶴見三三氏は聯盟保健會委員としてこれに加はつた。獨逸は昨年以來聯盟に加入し、本衛生技術官交換會議は獨逸に行はれた聯盟最初の事業であつた。

第二回移民會議

第二回國際移民會議は3月31日より向3週間キューバ國ハーナ市に於て開催された。本邦代表及び會議々題は次の通りであつた。

帝國代表、墨國特命全權大使 青木新、國際勞動事務局、笠間果雄
帝國代表顧問、帝國大學教授 石原喜久太郎、海外興業株式會社社長 井上雅二
帝國代表隨員、駐英大使官書記官 石射猪太郎、内務技師 樫田五郎、社會局事務官 山崎巖 逓信技師 菅野米二の諸氏。

- 一、出移民國出發前に於ける出移民の醫術的選擇の制度(佛國及ドミカニ共和國)
- 一、出移民乘船前腸室扶斯及天然豫防の強制豫防注射及種痘(玖馬)
- 一、入移民國に於て豫防注射及種痘證明書に必要な條件を事前に決定すること(ダンチヒ自由市)
- 一、出移民及入移民收容所に於ける細菌検査(玖馬)
- 一、運送前に於ける犬の狂水病に對する強制豫防注射(玖馬)
- 一、出移民の大洋橫斷輸送に關する特別規則(伊國)
- 一、出移民輸送船に於ける飲料水の十分なる供給及貯藏の氣制一的且恒久的制度の採用(玖馬)
- 一、動物輸送の爲に設けたる場所と人の爲に設けたる居室とを十分分離すること(玖馬)
- 一、出移民輸送の鐵道車輛につき一人の占むべき平面的及立體的空間の最小限度の決定(ダンチヒ自由市)
- 一、船中に於ける出移民の身體及衣服の清潔を保障するため適當なる措置を採ること(玖馬)

汎太平洋婦人會議

9月9日布哇ホルムにて開催。會議の保健同題部門擔當代表として吉岡彌生女史が列席した。因に同會議保健部門のプログラムは、1、人口統計(出産、結婚、死亡等の)優生學、産前保護兒童福利の問題を取扱ふ兒童局(childrens bureau)を太平洋諸國に設置する事。2、婦人に對する性教育並に生殖器に對する注意。3、一家庭に於ける出産年齢の間隔(何年目に出産を可とするかといふ問題)。4、榮養—殊に幼兒、兒童及び妊婦に於ける。5、流行病學に對する教育であつた。而して日本よりの提出した議案中保健問題に關するものは、一、保健—標準、保持、精神衛生、母性及幼兒死亡の豫防、黴毒、結核、その他の傳染病、産院、兒童、相談所、運動場等の建設。

毒瓦斯國際會議

各國赤十字社主催に係る毒瓦斯國際會議、1月16日白耳義首都ブラツセルに於て開催されたるが、日赤本社は在巴里陸軍一等軍醫四十宮龍藏氏專門家委員として列席した。

萬國麻醉藥會議

北米合衆國の主催にかゝる2月末2週間に亘りワシントンに於て第2回同會議を開催した本年度の計畫は昨年11月紐育に開かれたる委員會の決議即ち麻藥害矯正及回復の二點につき且つ萬國麻藥豫防協會の企畫を同様各國法制による豫防法促進の爲、法制の統一につき議した。幹事長リチャード・ビー・ホブソン氏は本邦に對し、該萬國麻藥豫防協會は教育方面のみならず各方面の活動を持續し、下記會議に關する文書は實際の活動資料を供するのみな

らず、亦之が其基礎をなす教育資料を含む旨報告して來た。

尙該會議の趣旨は次の通りであつて、就中麻薬教育週間は將來續行せらるべく、尙又、此事業に對しては總ゆる機體を利用し此の害惡に對抗せん事を希望してゐる。

第二回麻薬教育週間 萬國麻薬教育會議要求主旨書(麻薬兩愛の害惡豫防法)各國共に最末週の一週間を麻薬教育週間として各個人、團體協力して、麻薬豫防法の普及を計るべきを決定するを希ふ。

教育週間の案—第一條 各國政府は麻薬教育週間に關し、相互的に協定をなし且宣言書を發す。第二條 衛生教育に關する各省局課は總ゆる機體を合同せしめ、當催しに活動せしむ。第三條 各知事並に行政官をして、合同して麻薬教育週間に關する宣言書を發せしむ。第四條 市町村は公示をなし、委員を任命し、集會を催さしめ、其他委員協同して活動す。第五條 法制立法機關をして、本案を採決せしめ、實際的活動を促すべし。第六條 教育をして、麻薬教育週間の前後に亘り、麻薬に關するの宜敷をなし、且日曜學校各教育團體にも及ぼすべく、惹いて當該委員を設置し活動せしむべし。第七條 各種の機關を利用して口頭、又は文書により或は活動寫眞によりて、麻薬に對する注意を喚起せしめ、本案に基き委員に任命し、官公吏並に新聞に訴ふべし、且當委員は相協力して、集會を催し並に活動す。第八條 各教育機關をして、青少年の麻薬に關する教育方法を講じ、各集會開催のため委員と協力すべし。第九條 新聞紙は麻薬教育週間の計畫を公告すべく、各種の報道並に教育資料且つ概説を掲載すべし、教育衛生の警察官吏其他の官公吏と會見すべく、集會舉行の打合をなすべし。第十條 活動寫眞は麻薬教育週間の前後、之に關する報道をなすべし。第十一條 ラヂオを利用すべし。第十二條 官公吏は新聞紙をして、各種の教育資料を掲載せしめ、ラヂオ其他芝居小屋にて宣傳すべく、以上の結果を本會宛報告せられたし。

農村衛生技術官交換會議

從來に於ける國際聯盟主催衛生技術官交換會議は主として都會地の視察に限られてゐたと云ふも過言でなく農村方面は没却された形であつたが、今回聯盟保險部は歐洲に於ける農村衛生に關する同上會議を企圖し、本邦よりも内務省の南崎雄七技師が之に参加した。會議に参加する者は二十ヶ國各一名宛の代表者で會期は5月中旬より2ヶ月間に亘り、ベルギー、英、佛、獨、和蘭、デンマーク、ポーランド、セルビア、チエコスロバキヤ其他の諸國を視察して後一同ジュネーブに會し最後に討議を行つた。

第5回災害職業病會議

第五回災害醫學並職業病國際會議は9月2日より8日迄匈牙利ブダペストにて開催された會議は純學術的のものであつて醫師又は特に其國より委嘱せられたる者を會員とし、會議は各部會、講演及び工場見學等であつた。部會は災害醫學、職業病の二部に分たれ、總會を通じて約50題の講演ありたり。因に本邦よりは社會局技師大西清治博士が代表出席した。

國際疾病保險會議

疾病保險基金組合、及共済組合よりなる國際疾病保險會議は、昨年10月4、5の兩日白國ブラツセルに開催された。出席者は九ヶ國に屬する十七ヶ組合で其有する被保險者二十萬人中の代表議員であつた。會議の結果は、常設の國際團體の組織並に之に對する規約及規則が可決され、毎年一回宛大會の召集、國際委員會の設立、書記局を壽府に常置する事等が決定された。新團體の基礎的原則の大意は、次の如くである。

- 1、健康剛健なる労働の保全は労働者自體の爲のみでなく、生産能力の發展を望む國家の爲にも亦至大の重大さを有する。
- 2、労働者の生産力の損失の恒常的、組織的回復及救済に就て最も有効なるものは、被保險者の側に於ける注意的備急によつて補追せらるゝ強制保險制の採用である。
- 3、強制的社會保險の經營は、公共當局の監督の下に、只管被保險者並に國民を代表する所の自治的機關の手に委ねらるべきである。

尙本年度に於ける同會議は9月次の議題により開催された。

- 1、疾病保險に於ける外人労働者の地位
- 2、疾病保險基金の醫療施設の組織
- 3、國際醫師協會の發表せる意見の討論
- 4、第10回國際労働會議の採擇せる疾病保險に關する諸條約案に對する態度

國際驅鼠會議

5月16日より同23日迄佛國巴里及ル・ハーブル港にて開催。本邦よりは文部在外研究員井上善十郎博士が參席した。因に本會は1918年巴里に開催されたる The Royal Institute of Public Health の學會にて鼠檢撲滅により經濟的衛生的慘害を減少せんことを謀りたるも時恰も世界大戰に直前した爲その開催を妨げられたるが、今回は佛國の提唱にかゝり、前記巴里及ル・ハーブルにて開かれた。

本會議主要目的事項を概略せば、1、代表各員の齎せる多數の報告に依り、鼠族驅除の趨勢、及び其の有効方法を明にすること。2、未だ鼠族驅除に關する法令の存在せざる國に對し法令の制定により鼠族驅除を容易ならしめ且つ之を徹底せしめ得る可能性あることを研究すること。3、聯盟の名稱の下に1920年以來 M. le Conseiller Emil Zuchlag の主宰し、其の本部をコーペーハーゲンに於ける L' Association internationale pour la destruction des rats (鼠族國際集會)を復活すること。4、新聯盟の事務所を選定し、且つ定期刊行物の發行により、其の活動を明にすべき凡ゆる準備をなすこと。5、以上の基礎を定め、然る後に次回の國際鼠族驅除學會の會場及期日を決議すること。

學會に於ける各國代表の報告は要するに港灣、國境(船舶、ドック、倉庫等)に於ける鼠族驅除、領域内の都市、田園(レストラン、マガサン、食品店を始め一般家庭溝渠等)に於

ける鼠族の驅除に關してであつて、本學會に於ては主として報告せられたるものは後者に就いてであつた。驅鼠の方法として述べられたるものは、一般家庭に行はるべきものとして、捕鼠器、猫の飼育、食品遺棄の嚴禁、家屋の改造、化學的毒物(砒素及磷の製劑)生物學的毒素又は菌等に就いてであつて、船舶倉庫に對しては、窒息性又は有毒性瓦斯(無水亞硫酸青酸、及びクロールピクリン)が報告せられた。就中化學的藥品に關しては磷の製劑、或は細菌若しくはその製劑を鼠族驅除に使用する方法に關して、燻蒸法としては、クロールピクリン、無水硫酸、青酸の三種が擧げられた。本問題に關しては幾多の議論沸騰せるが、要するに比較研究によらなくては、その優劣を定め難いと云ふ事に歸着する。結局次回本會議開催までに各國に於て比較研究をなす事とした。尙魯議に參席した井上善十郎博士は所感の中に驅鼠は經濟上及び衛生上必要であつて、之が爲には法の制定も可ならん。然れども殺鼠に對する理想的手段を缺くと。各國共委員會を設けて更にその有効なる方法を研究するの要ありと述べて居る。

第9回熱帯病學會

明1929年度の第九回熱帯病學會の開催地に就いて、本年一月カルカッタに於ける第8回大會に於て投票の決果、次回開催地は大體支那に決定したのであるが、現下の支那の國情等を推すに或は開會不可能に至るやも顧慮されるので在バクビヤ衛生委員レゲラー博士は次回は非布哇にて開會を希望し、恰も明年は同地に汎太平洋學術會議の開催せらるゝありて好都合ならんとて略式通牒を各國委員に送達した。多分同上の如くに開催地の決定を見る事であらう。

國際微生物學協會

本協會は4月28日巴里パストール研究所に於てマドセン博士座長の下に創立準備會が開催された。協會の目的とする所は微生物學全領域に於ける學術作業の進歩、列國微生物學者の親睦、同時に各國民相互の接近は永久の平和と友情とを齎らす理想にして是に對して如何に學術が貢獻する所あるかを周知せしむるにある。此の目的に對する説明、委員會各員の意見の交換ありて後滿場一致次の決議を行つた。

- (1) 國際微生物學協會と命名の下に一つの協會を創立すること。
- (2) 本協會は單に細菌學の領域に止まらず寄生蟲學、醫科、獸醫科、植物科に於ける微生物學、醫學、微生物學等の全斑を包含す。
- (3) 本協會の會則及び目的は次回の創立準備會に於て之を定む次回の創立準備會は第1回國際微生物學協會開催の直前に於て之を開く本創立準備會は國際微生物學協會の設立を催進するを以て第一の義務とす最初の協會開催は成る可く1928年10月巴里に於て開くこと。
- (4) イ、本協會は名譽會員の援助と賛同との下に成立し下記名譽會員は滿場一致を以て

選定せられたり。

Roux, R. Pfeiffer, 北里, W. H. Welch, Beyerinck, Wright, Yersin, Winogradsky
ロ、當時巴里に出席せるものを以て發起者とす(書面を以て賛成せるもの亦同じ)(出席者氏名略)其の他尙發起者の加入を可能とす發起者は各自其の自國に於て國內委員會を設立すべきものとす。

未だ加入せざる列國も亦國際委員會を設立すべきこと。

各國內委員會には會長一名を選挙す。

國內委員長は國際微生物學協會の副會長たるの權能を有す微生物學に關する既成學會は本會の發起者として賛加し得るものとす。

ハ、微生物學者にして自國に於ける國內委員會より推薦せられたるものは他國の學會に會員として參加することを得。

ニ、滿場一致を以て會長並に理事長及び理事を次の如く選挙せり。

會長 Bordet 理事長 R. Kraus 理事 Dutarrieu la Rivière, Gilde Meister, Harry Plotz,

因に本委員會に我國よりは北島多一博士出席した。尙我國國內委員會は4月上旬京都に開催された衛生學、微生物學及寄生蟲學聯合會評議員會にて下の如く委員會を組織することに決定した。

會長 北島 多一 委員 秦佐八郎 志賀 潔 竹内松次郎 常岡 良三
小林 六造 田宮 猛雄 青木 薫 寺田 正中 仁田 直
高橋 偵造

附、上述の如く組織されたる同會は既定の如く10月巴里に於いて開催され、討議題は下の如くであつた。

- 1、BCGに依る結核預防注射
- 2、種痘後の疾患(腦炎、脊髓炎)
- 3、アナトキシン
- 4、トキシン、アンチトキシンの混合による沈降
- 5、連鎖球菌及肺炎球菌
- 6、免疫學說(局所性、液性、一般性、細胞性)
- 7、抗體 Antigene リポイドの役目、過剰アンチゲン
- 8、化學的療法の進歩
- 9、血清療法(猩紅熱、麻疹)
- 10、牛及馬の流行性流産、波形熱 Fievre ondulante
- 11、動物の幼時の疾患
- 12、微生物の變種 a 細菌 b 原動動物
- 13、バクテリオファージ、ウイルス及抗溶解現象
- 14、微生物のメタボリズム
- 15、組織及腫瘍の培養

國際榮養會議

國民の榮養問題解決の國際化は近時各國共にそれが實現の氣運を陵りつゝありしが殊に我が佐伯榮養研究所長が一昨年國際聯盟より交換教授として聘せられ歐米各國にて氏の所論を發表するに及び益々熾烈となり就中獨逸は本問題に最も熱心に意を注ぎ、國民榮養聯盟を組織すると共に又「國民榮養研究に關する國際的事業聯盟」設立を起企し之が設立準備委員會を

主唱者ウインケル博士召集の下に開催した。同職盟の理事としては、樞密醫官フアスペンデル博士、ツョット夫人、ポラート氏(行政裁判所評定官行政審議委員)、ウインケル博士の諸氏これに選ばれたり。因に同準備委員会は従來國民榮養問題に従事せる各國の學者達に、この國際的團結に参加するべく懇懇し來たのであるがそれは主として醫學會の人々に對してであつた。然し將來は更に進んで經濟學、農業、家政婦聯盟、榮養化學等の方面にも之が勧誘をなす豫定であると。尙この事業團結には「國民榮養研究に對する國際的事業聯盟」(Internationale Arbeitsgemeinschaft zum Studium des Volksemährung)なる名稱を採用する事に決定した。本事業聯盟機關の進むべき方向に關しては各委員の意見を求め次の結論に到達した。

1、國民保健及經濟學の振興に關して、諸經驗の交換目的の爲に、國際的事業團結を設立する事が肯定されたり。

2、「國民榮養研究に關する國際的事業聯盟」設立の目的とする所は、國民榮養問題に於ける科學的研究、實際的經驗及經濟學的、農學的、教育學的の成績を纏むる事なり。

此目的の爲めに各國に於ても、事業團結が設立され國際的事業 (I. A. V.) 聯盟本部に集中さるべきなり。

(I. A. V.) の目的事業機關等につき講演、宣傳等の實行委員等も各々委員中より選定された。尙本聯盟設立に賛し加入せるものは、佐伯博士を始め獨、佛、米其他各國の碩學五十餘名に及べり。

國際結核豫防協會

本協會第6回會議は9月24日より6日間伊太利羅馬にて開催、協議事項として決定されたる下記三問題並にその報告擔當者は次の如し。

- 1、結核菌の濾過性要素(生物學的問題)巴里パスツール研究所、カルメツト教授報告
- 2、小兒結核の診斷(臨牀的問題)ネーブルス大學教授ロコ・ジエマ氏報告
- 3、農村に於ける結核豫防組織(社會的問題)英國民結核豫防協會醫事囑託 ドクトル ウイリアム・ブランド氏報告

因に同會議出席申込規定は、同協會名譽會員、評議員、及通報會員はその所屬の政府、協會又は直接に協議會本部を通じて其申込をなす事、尙本協會に屬せざる個人と雖も、其政府又は國民協會推薦の下に協議會員として出席を許可さるゝ事となつてゐる。尙日本よりは同會議書記長より下記事項に對して之が提出方を希望し來れるに對し當局より夫々調査回答をなしたり。

- 1、一般の報告、國名、人口(最近の年次調査)。2、年次統計(實數、人口十萬に對する比)死亡、總死亡、全結核死亡、肺結核死亡、爾他結核死亡、年齢別總死亡、年齢別結核死亡、性別總死亡、性別結核死亡。3、最近年次調査後に於ける結核施設數(各年取扱患者數)結核診療所 サナトリウム A 肺結核サナトリウム B 他型結核サナトリウム C 混合結核特殊病院 工場、仕事場、コロニーに於ける再教育の施設。4、屋外學校(一ケ年に於ける

る生徒數) A、寄宿制によるもの B、通學制によるもの プレベントリウム 5、新法律案及1926年以來法律に於ける新附加 6、1926年以後新に規畫せられたる兒童結核豫防 7、結核に關する大學の特殊なる報告(1926—27年に於ける學生概數) A、肺癆科講座及結核臨床(1926年以來の追加) B、特殊講座 C、補修的特殊講座(1926年以來の追加) 8、巡回看護婦學校 1926年及1927年に於けるデイプロマ(免許證)を獲たる生徒數幾何なるや。

萬國癌研究會

7月16日よりロンドンに開催されたる第3回萬國癌研究會は、各國の代表者の會合せるを機とし、更に繼續的に萬國癌研究會を設立する事に決定し、本邦よりは同上研究會に出席中なりし長與又郎、市川厚一兩博士が準備委員として参加した。尙癌研究會理事長として長與博士の通信に依れば、會議は臨床方面、X. Radim 應用方面、診斷、原因、病理、外科、豫防治療等に分ちて毎日開演、相當有益の報告あり、就中注目すべき事は Gaye の病原説、Bell の治療法は共に極めて影薄くなつた事、並に上述の如く第3回同研究會を機として萬國癌研究會の設立は着々その歩を進めてゐるとの由である。

公衆衛生國際事務局會議

同會議は昭和2年11月7日より16日迄巴里同事務局にて開催され、本邦よりは鶴見三三博士代表として参席した。討議されたる主要項目は、1、新國際衛生條約適用に關する件、2、第11回國際聯盟保健委員會事業報告審査、3、壽府第2阿片條約第8條に關する件、4、ペストに關する件、5、コレラに關する件、6、痘瘡に關する件、7、婦人兒童保護問題、8、痲痺症に關する件、9、流行性脊髄前角炎、10、脚氣に關する件、11、性病豫防に關する件、12、藥品取締に關する件、13、猩紅熱ヂツク氏反應に關する連鎖狀球菌毒素と同免疫血清との標準統一。

萬國醫學大會

會議は4月21日より6日間、白耳義首都ブラツセルに開催さる。本邦よりは北海道帝大教授堀本昌造博士代表として参列す。大會は主として講演及各會員の研究發表等であつて、ローマ大學教授セロノ氏の「含水炭素のメタボリズム」ポルトガル國タマスモラ氏の「インヂゲンの醫學的効用」ブラツセル大學ヂユスタン氏の「放射線の癌細胞に及ぼす影響」ブラツセル大學レノー氏の「局所免疫」伊太利サンベネロ、ロゼリ氏の「顔面整形術の方式及結果」巴里大學グレー氏の「多種作用線の相互關係」ノイマン氏の「乳癌及直腸癌に對する外科的放射線療法」ロザヌス大學ロリエール氏の「骨結核に對する療法及豫防」ストラスブルグ大學パウトリエー氏の「皮膚癌」リスボン大學モニツ氏の「腦のレントゲン寫眞撮影」等の講演並に外數氏の醫學實地供覽、參觀等にて會を終始して居る。因に我が橋本博士は「腦腫瘍」に關する研究書類を提出した。

第10回國際住宅及都市計畫會議

7月2日より8日迄バりに開催。報告及び討議の議題となれるものは次の諸問題なり。1 住宅問題 (1) 建築費 a, 建築費の現況、及び建築費決定の諸要因、b, 建築費に對する補助金の影響、c, 住宅生産の能率と經濟とを確保する諸方法 (2) 農村の住宅問題 (3) 極貧者に對する住宅問題 2、都市計畫 (1) 自由空地及び交通施設に關聯しての建物の大きさ及び密度、a, 建物の高さ、奥行、間口、及び容積、並びに劃地との割合、b, 都市生活の健康と能率との爲に要すべき自由空地、c, 交通施設とこれらのものとの關係並びにその改善策 (2) 都市計畫及びリージョナル、プランを執行するに就ての法律上並びに實際上の困難。

第1回社會事業國際會議

各國の提唱に依る第1回社會事業國際會議は7月8日より13日迄佛國巴里にて開催された。同會議と前後して兒童保護國際會議及公私救濟國際會議も同じく同地にて開かれた。今同會組織委員會事務局の發表せる次第書を記せば次の如くである。

社會事業國際會議次第書

第一部 社會事業の一般の組織、第二部 社會事業の教育、第三部 各個人の社會事業方法、第四部 社會事業及工業、第五部 社會事業及社會衛生。

第一部は目的の最も概活なる部なり社會事業の全體に於て社會事業の定義、觀念、進化を觀察するものにして社會事業の學術上の研究、社會事業と社會的學藝との關係、官衙の任務私的團體の任務、官衙と私設團體との關係、社會事業の一般の組織、社會的精神の發達を事とするものなり。

要するに第一部は主として社會事業の地位、範圍、精神を定義すと雖も社會事業の専門、其の方法、其の特殊の應用を定義することなし。

第二部は専ら社會事業の學校、學校の教育、學校が社會的從業者に注入する理想を事とするものなり同部に於ては學藝と社會事業との關係は學校課程の見地より之を觀察す。

第三部は各個人の社會事業に限るものにして各個人の社會事業と家庭、法規、官衙、私的施設、醫術、工業、教育裁判所、宗教との關係を事とするものなり此外同部は又施設の理事者と其の使用人(慈善的又は職業的)との關係を事とし又移民の家庭的問題を事とすと雖も専ら各個人の社會事業の應用上よりするものなり。

第四部は説明を要せずして自ら明なり社會關係及工業を事とするものにして移民の家庭的問題を各個人の見地より觀察せずして其の全體より觀察するものなり。

第五部の目的も亦明瞭なり即ち社會事業と公私の衛生組織との關係なり同部は病院、裁判所、學校、工業の社會事業を事とすと雖も健康を保護することを勉むることに限る第三部も亦一部分は同一の事項を事とすと雖も同部は各個人の社會事業の見地よりするものなり、

第四部も亦工業に於ける衛生を事とす此點に付ては此等二部は共通に討議すべし

此の他注意すべき事あり即ち社會事業國際會議は都市の住居及施設に關する國際會議、兒童保護國際會議、公私の救恤に關する國際會議と密接なる關係を有するものなり。

兒童保護國際會議の議事事項は次の如し

1、産院、妊婦院 1、母乳哺育を普及せしむる方法 1、兒童用露天建築物、醫學及教育學の見地よりするもの 1、兒童の保護に於ける社會事業 1、少年審判所 公私の救恤に關する國際會議の議事事項は左の如し 1、漸次備災を以て救恤に代ふること 1、精神耗弱者を救恤すること 1、外國人を救恤すること 1、全然資力なきにあらざるも社會的救恤を要するものを救恤すること 1、老年者を救恤すること 故に此等諸種の事項に關する詳細は之を右二個の國際會議に譲るべし。

専門の社會事業

1、母性及兒童(普通保險、相互保險、救恤、教育、豫防方法) 一般に妊産婦の保護、人數多き家庭の保護、結婚せずして子女を儲けたる女、寡婦、遺棄せられたる婦女の保護、兒童(乳兒、棄兒、虐待せられ、両親の監督せざる兒童、道徳上危險なる兒童、犯罪兒童)社會保護、兒童(虚弱なる、疾病に罹れる、豫後の不具の身體上及精神上異常なる)の醫學衛生學的保護、胎兒の保護、出産の際の保護、母及乳兒の保護、學齡前兒童の保護、小學生徒の保護。

2、身體上の無能力(普通保險、相互保險、救恤、訓練、豫防の方法) (イ) 患者、病院に於ける救恤、自宅に於ける救恤、輸送、葬儀 (ロ) 不具者及異常者、盲者、聾者、雙啞者、不具者、神經病者、癲癇者、酒精中毒者、毒物中毒者、癲癇者精神上的異常者、低腦者不治者等 (ハ) 老年者。

3、休業(保險、救恤)

4、經濟上の無能力者、貧困者、赤貧者、半貧困者、救助、貸與、労働を以てする救恤、貧民院、向上事業等(後略)

社會事業の進歩

1、去る十年間下記各種の社會事業に於ける進歩、個人の社會事業、集體的社會事業、立法及行政、調査 2、都市に於て社會的精神を創造するため所用の方法 3、鄙邑に於て社會的精神を創造するため所用の方法、此の點に就いては如何なる限度に於て又如何なる範圍に於て都市は邑鄙を援助することを得たるや。4、目下の進歩。

(注意) (1)、社會事業なる語は困厄より生ずべき苦痛を軽減すること、個人及家庭をして本來の生計状態に復せしむること、社會の害癪を豫防すること、社會的狀態を改良する事及び生計の標準を向上することを目的とする一切の努力を包含す但し個人の社會事業、集體的社會事業、集合體の立法及行政の行動社會上の調査に依ること。故に社會事業は唯に社會的救恤社會的備災、社會的行動のみならず亦或る點迄は衛生及教育を包含す。(2)、人員(社會事業の教育)の募集及養成は第二部に、個人社會事業の方法は第三部に、労働及工業に關

する問題は第四部に、社會衛生は第五部に屬す故に第一部に屬する報告に於ては此等の問題を詳細に討議することを避くべし。(3) 之と等しく兒童に關する問題の詳細は之を兒童保護國際總會の爲めに保留し置くべし。而して同總會は其の議事日程に次の事項を掲上したり。産院、妊婦院、母乳哺育、露天建設所、兒童の社會事業、少年審判所。(4) 又下の事項は之を公私の救恤に關する國際會議に留保すべし。1、治療的救恤を豫防的救恤に變するの件 1、低能者、外國人、新貧困者及老年者を救恤するの件。(5) 又住宅に關する問題は都市の住居及施設に關する國際總會に於て討議すべし。

第二節 國內的會議

中央統計委員會

6月13日首相官邸に開催。先づ諮問第14號昭和5年國勢調査計畫準備に關する件を議題に供し柳澤特別委員長より特別委員の経過報告あり、審議の結果修正案を可決し答申案を決定した。次で第14號農業調査計畫準備に關する件を附議し、特別委員に附託。次いで7月14日總會を開き、答申案を決定した。

〔修正案〕

昭和5年國勢調査計畫要綱「二調査の事項」中「(7)産業」を「(7)所屬の産業に改む」
諮問第3號 昭和5年國勢調査計畫準備に關する件

昭和5年は法律の規定に依り11年目の國勢調査を施行すべき年に該れり而して大正9年第1回國勢調査施行以來最近數年間に於ける時勢の推移に伴ひ統計に關する社會的要求は愈々増大せられつゝあり。此點に鑑み昭和5年國勢調査は前者に比して更に其の内容の充實を期すると共に其の規模の擴張等に就ても考慮するの必要あるべきを以て豫め充分なる計畫準備をなさむとすと雖も然之が計畫準備に關しては最も慎重なる研究調査を要すべき事尠からずと認めらる。仍て昭和5年國勢調査計畫準備に關し中央統計委員會の意見を諮問す。追而別紙昭和5年國勢調査計畫要綱を參考として添付す。

(參考) 昭和5年國勢調査計畫要綱

昭和5年國勢調査計畫要綱

- 1、調査の期日 昭和5年10月1日。
- 2、調査の事項 第1 個人に關しては左の事項を調査す。(1)氏名、(2)世帯に於ける地位。(3)男女の別。(4)出生の年月日。(5)配偶の關係。(6)職業、業名、地位、從業の場所。(7)所屬の産業。(8)失業。(9)出生地。(10)民籍別、國籍別 第2 世帯に關しては左の事項を調査す。(11)住居、
- 3、調査の方法、調査票は各世帯に付一通を用ひ各世帯員に關する事項を列記せしむる所

謂世帯票式とし世帯主又は世帯管理者を申告義務者とす調査票の配付蒐集は國勢調査員をして之に當らしむ。

4、調査機關 地方實查の施行は國勢調査員をして之に當らしめて市町村長之を管掌し府縣知事之を監督するものとす。但し宮殿離宮皇族の殿邸陸海軍の部隊艦船、刑務所、外國の大公使館、外國軍艦の調査は内閣總理大臣關係主務大臣と協議して特別の取扱をなすものとす。國勢調査員は名譽職とし府縣知事の推薦に依り内閣に於て之を命ず。

5、結果の整理公表調査結果は全部之を中央にて集査し申告書其他の材料は其儘地方より進達せしめ統計局に於て之を整理し結果表を作成するものとす結果發表豫定大體次の如し。

人口概數速報 5年12月人口確定報告 6年6月 各府縣別結果報告 6年より8年 全國結果報告 6年中

説明 昭和5年國勢調査は法律の定むる十年目調査に該る而して參考案としては大體大正9年第1回調査の規模範圍に依り計畫要綱を作成したり仍て調査事項の如きも第1回調査と同一の事項を調査し以て前後比較の便を失はざることを期すると共に二三新たなる事項を追加し一面時勢の推移に應ずることゝしたり。其の追加項目は所屬産業職業從事の場所、失業及住居状態に關するものなり。

尙第14號諮問案 農業調査計畫準備に關する件はその特別委員會を6月18日及7月10日開催。農業調査計畫要綱參考案の生産調査綱目中に柑橘を加へ、經營調査日は「我國農業經營の見地よりすれば昭和5年に於ては12月1日を可とするも同年施行の國勢調査との關係を考慮して10月1日とすに決定し、其他1、2、學問の修正を行ひ原案通り可決。7月14日總會を開き、第14號諮問案に付柳澤氏より特別委員會の経過報告あり、滿場一致答申案を可決した。

農業調査計畫要綱

1、調査の時期範圍 本調査は昭和4年及5年に於て全國一齊に左記4種の調査を施行す(1)耕地調査 昭和4年 (2)生産調査 昭和5年 (3)經營調査 昭和5年 (4)家畜調査 昭和5年 道府縣市町村に於ては内閣の認可を受け附帯調査をなすことを得るものとす

2、調査機關 地方實查の施行は農業調査員をして之に當らしめ市長村長之を管掌し地方長官之を監督するものとす。尙市町村長及農業調査員の指導監督に當らしむる爲道府縣に農業調査指導員を置く、農業調査員及農業調査指導員は名譽職として地方長官の推薦により内閣に於て之を命ず。

3、耕地調査 (1)調査期日 昭和4年9月1日 (2)調査事項 農家の經營する耕地に關し各筆別に左の事項を調査す。(イ)地番、(ロ)種類、(ハ)面積、(ニ)世帯主の住所氏名、(ホ)所有主の本籍住所氏名。(3)調査方法 農業調査員は實地耕地に就き土地台帳、農家の報告其他適當なるものを標準として耕地實查票に依り之を調査す。(チ)結果の整理公表、(イ)市町村別、種類別面積調査結果は地方分査として中央に於て昭和5年3月之を公表する豫定なり。(ロ)所有者別、種類別面積調査結果は中央集査とし昭和5年中之を公表する豫定なり。

4、生産調査 (1) 調査期日 地方の状況に依り地方長官適當に之を決定し中央に對する報告期限は大體之を左の通りとす。(イ)米 昭和6年1月限 (ロ)麥 昭和5年8月限 (ハ)大豆、粟、蕎麥、甘藷、馬鈴薯及大根 昭和6年2月限 (ニ)柑橘 (1)蜜柑 昭和6年3月限 (2)其他柑橘 昭和5年9月限 (ホ)製菓及菜種 昭和5年11月限 (ヘ)蒔 (1)春蒔 昭和5年8月限 (2)夏秋蒔 昭和5年12月限 (2) 調査事項 農家の昭和5年中に生産したる米、麥、大豆、粟、蕎麥、甘藷、馬鈴薯、大根、柑橘、製菓、菜種及蒔に關し夫々左の事項を調査す。(イ)米、麥、大豆、粟、蕎麥、甘藷、馬鈴薯、大根及菜種 (1)作付面積 (2)無收穫面積 (3)生産高 (ロ)柑橘 (1)樹數 (2)生産高 (ハ)製菓 (1)生産高 (ニ)蒔 (1)掃立枚數 (2)收穫高。

(3) 調査方法 (イ)米、麥、大豆、蕎麥、甘藷、馬鈴薯、大根及菜種

調査員は豫め作付直後に作付面積等を調査更に收穫前に於て作柄無收穫面積等を調査すると共に市町村に於ては坪刈調査其他適當なる方法に依り、段當收量を調査し置き調査員は各農家に就き之等を大體の標準として生産調査票に依り他計申告せしむ。(ロ)柑橘 調査員は豫め樹數作柄等を調査し置き各農家に就き之を大體の標準として生産調査票に依り他計申告せしむ。(ハ)製菓 調査員は豫め生葉の數量等を調査し置き各農家に就き之を大體の標準として生産調査票に依り之を他計申告せしむ。(ニ)蒔 調査員は豫め掃立直後に掃立枚數を調査し更に收穫前、收穫豫想高等を調査し置き各農家に就き之を大體の標準として生産調査票に依り他計申告せしむ。申告義務者は調査生産物を生産したる農家の世帯主とす。

(4) 結果の整理公表 調査結果は全部地方分査とし中央に於て大體前記報告期限後速に之を公表する豫定なり。

5、經營調査 (1) 調査期日 昭和5年10月1日 (2) 調査事項 農家の經營に關し左の事項を調査す (イ)世帯主氏名 (ロ)世帯員 (ハ)農家の種別 (ニ)農産物の製造加工、(ホ)(ハ)(ニ)以外の生業 追て (ハ)(ニ)(ホ)に掲ぐるもの中何れを生業とするやをも調査す。(ヘ)農事従業者 (ト)經營土地面積 (チ)經營耕地利用面積 (リ)農業用機械 (ヌ)家畜、家禽及蜜蜂 (ル)肥料 (3) 調査方法 調査員は各農家に就き經營調査票に依り他計申告せしむ。申告義務者は耕種、養蠶、養畜、養禽及養蜂の一又は二以上を經營する農家の世帯主とす。(4) 結果の整理公表 調査結果は全部中央集査とし之を公表する豫定は大體次の如し 調査概數速報 昭和5年12月 調査結果報告 昭和6、7、8、年中。

6、家畜調査 (1) 調査期日 昭和5年10月1日 (2) 調査事項 家畜及家禽に關し夫々の事項を調査す。(イ)牛 (1)性 (2)年齢 (3)種類 (4)用途 追て調査當日の搾乳頭數及搾乳量をも調査す。(ロ)馬 (1)性 (2)年齢 (3)體高 (4)種類 (5)用途 (ハ)豚 (1)性 (2)年齢 追て牛、馬及豚に付ては夫々過去一個年間の生産頭數性別をも調査す。(ニ)綿羊 (1)性 (2)年齢 (ホ)山羊 (1)性 (2)用途 (ヘ)鶏 戊(雌雄別)雛の別 (3) 調査方法 家畜又は家禽を飼養する世帯の世帯主を申告義務者として家畜調査票に依り自計申告せしむ。一般調査手續を適用し難き官公有其の他の家畜及家禽の調査に關

しては各主務大臣に於て其の手續を定むるものとす。(4) 結果の整理公表調査結果は全部地方分査とし中央に於て之を公表する豫定は大體次の如し 1、調査概數速報 昭和5年12月2、調査結果報告 昭和6年中。

人口食糧問題調査會

人口食糧問題調査會人口部特別委員會は10月26日首相官邸に開會。先づ川西幹事及び小田内囑託より人口の基礎調査に關し、社會局にて調査したる結果を説明報告し質疑を重ね散會した。

人口食糧問題調査會答申

人口食糧問題調査會は、食糧部會も人口部會も9月26日を以て夫れ夫れ部會を開き、各委員出席審議の結果、下記の如く答申することに決定した。

食糧部會答申

我國の現状に鑑み食糧問題對策中畜産に關するもの中急速實施を要すと認むるもの通り答申す

畜産に關する方策 畜産は食糧の需給國民の榮養並に農業經營の現状に鑑み國家重要産業の一として内地、朝鮮、臺灣、樺太および關東洲等各地を通じ、これが振興を期せむがため適切なる獎勵助長の方策を緊要なりと認む。

畜産振興に關する方策中新なる施設又は現行施設の充實擴張を要すべきもの多々あるべしといへども、最も緊急を要すと認むるもの左の如し

一、有畜農業の普及を獎勵するため適切なる施設をなすこと

二、食糧消費の慣行を改善し畜産食糧品に關する知識の普及に努めその利益増進を計ること

三、一般畜産物の取引輸送および貯藏等の改善に關する適切なる施設をなし、もつてこれが需給を圓滑ならしむること

四、牛乳の良質、廉價豊富なる供給を策するがためこれが生産處理、配給に關する組織並に方法の改善上適切なる施設をなすこと

五、食肉に關しては特に内地朝鮮等各地の連繫を保ち、その廉價、豊富なる供給を計るため適切なる施設をなすこと

六、鶏卵の増産並に配給に關する施設の充實擴張を計ること

七、家畜保險制度を速に樹立すること

八、畜産に關する國勢調査を速に實施すること

九、畜産食糧品に關する特殊の調査審議の機關を設置すること

答申 食糧問題の解決策として海洋漁業基本調査を行はしむるため調査機關の設置を緊要と認む、よつて左の通り答申す

一、海洋漁業基本調査機關を設置すること

説明 地球全面積の三分の二を占むる海洋の包蔵する資源の無限なるは言を待たず、況んや狭小の國土を擁して逐年人口の激増を見つゝある我國に在りては海洋を利用しこれが開拓によつて水産の發展に資し立國の基礎を固うするの要極めて痛切なるものあるに於ておや。今我國を中心としてこれを考ふるも南北太平洋よりインドにわたる海洋は古來無盡の資源を藏し、今に在りて尙開發せらるゝ所甚だ鮮し、然もこれが開發に任ずべき者我國を以て他に求むべからず、これ實に我國に委せられたる世界の富源たると共に、これが開發は我國の有する天與の使命なりといふべし、然るに現在行はれつゝある海洋の調査は規模甚だ小にして、海洋漁業の合理的開發の目的を達し難きは甚だ遺憾とする所なり、これをもつて海洋漁業の基本調査を徹底施行するがため、完全なる調査機關を設置するは眞に刻下の急務なりとす。

海洋漁業基本調査機關に関する委員會要項

海洋漁業基本調査委員會は農林大臣の監督に屬し同大臣の諮問に應じて海洋漁業基本調査機關設置に関する事項を審議し、かつ建議するを得るものとす、會長は農林大臣之に當り、委員の数は三十人以内とし、必要ある場合に於ては臨時委員を置き、關係各廳高等官及び學識經驗ある者の内よりこれを選任するものとす

答申 食糧問題解決策として内水面増殖基本調査を行はしむるため調査機關の設置を緊要と認む、依つて左の通り答申す

一、内水面増殖基本調査機關を設置すること

説明 本邦は河川湖沼に富むのみならず、溜池、用悪水路、稻田約二百萬町歩以上の廣大なる面積を水産的に利用するにおいては、その容易にして且つ的確の成績を挙げ得ること農耕畜産と毫も異ならず、然るに現今はこれが基礎的の調査を缺くをもつて僅にその適地面積の七分五厘を利用するに過ぎざる状態なり、よつて内水面増殖基本調査機關を設置して、水界資源の學科的開發方法を研究し、もつて生産増加の合理化を期すること急務なりと認む

人口部會答申

内地以外の諸地方、就中朝鮮、臺灣の人口問題に對する根本方策については更に慎重なる考慮を要するものあり、單に内地人口問題解決の上よりするもこれを等閑に付するを許さざるのみならず、これ等地方に多數の内地人を移植するが如きは徒にその住民に不安の念を懷かしむるに過ぎず、又事實不可能に屬す更に、これ等の土地と密接なる關係を有する滿蒙、シベリア並に南洋地方に付人口對策を講ずる所以のものは、直接内地人口増加の緩和を計るに非ずして、當該地方における土地の開拓資源の開發、産業の發展により、我國生産力の増進に資するに外ならず、以上の見地に基き特に實施を要すと認むる方策の概要左の如し

- 1、朝鮮、臺灣、樺太、關東州および南洋群島における土地の開拓、資源の開發、産業の發展に努め就中、朝鮮における食糧増殖計畫並に樺太拓殖計畫の増進完成を期すること
- 2、日支兩國の隔意なき協議により、滿蒙における土地關係を確實ならしめ、農業金融機關を充實しその他在滿蒙内鮮人生活安定のため適當なる方途を講ずること

- 3、日支、日蒙合辦提携その他の方法により、滿蒙地方に於ける富源の開發を期し、殊に食糧および原料生産の増進を計ること
- 4、日露兩國の隔意なき協議により、シベリア地方における富源の開發に力を協せ、在住内鮮人生活安定のため適當なる方途を講ずること
- 5、關係諸國との十分なる諒解の下に、南洋地方における食糧および、原料の生産増進に力を協せ之が爲め移民の保護企業の奨励、資金の融通等に関する方途を講じ、當該地方における農事研究所設置の助成並に臺灣における工業試験所の設備充實その他の施設を行ふこと
- 6、臺灣、樺太および南洋群島原住民を衰退に歸せざらしめんがためその保護救済に任じ尙ほ又北海道在住アイヌの指導扶掖に努むること

全國統計大會

12月5、6兩日、第1日は御大典記念京都植物園に開かれ、大禮奉祝の件、下記議決等を決議第2日は公會堂にて講演會あり。我國民經濟の實相「山室宗文」統計の改善普及に就て「高野岩三郎」人口食糧問題の根本義「新渡戸稻造」

決 議

我邦人口増加、産業發達其他諸般の情勢に照し統計の刷新。改善及統計智識の普及は寔に緊急なる時務なりと認む仍て中央及地方を通じ當局は統計に関する制度施設の一層充實整備を圖り之が爲要する相當の經費を支出せられん事を希望す。

地方衛生技術官會議

7月2日内務省會議室に開かる。

第1日、指示事項

一 下水道の普及改善に関する件

伊藤保健課長説明し、終つて希望として各上下水道の数を上げ、其必要を力説する處あり、更に山田局長よりも下水道と密接の關係ある尿尿の件につき述ぶる處があつて、質問に入つた。

二 飲食物防腐劑取締規則の件

三 衛生状態の改善に関する件

伊藤課長より説明があり、尿尿煤烟等都市衛生に考慮あらんことを望み、高野豫防課長より糾核其他につき希望を述べ、且つ内務技師よりも大宮實驗所の成績につき説明する處があつた。

四 衛生統計報告の改正實施に関する件

伊藤課長より説明があつたが別に質問なく。

五 救療施設に関する件

高野課長より説明あり。

六 癩瘡防に関する件

高野課長より説明あり。

七 精神病者の保護に関する件

前同様高野課長より説明あり。

八 痘瘡防に関する件

内野課長より頗る興味ある説明があつた。次で

九 猩紅熱瘡防に関する件

同様内野防疫課長説明をなし、井口警視廳防疫課長より管内に於ては、大正9年に本患者778名を見たが、最近はその半数となつた。傳染系統は船具を取扱ふ商人に多いのは珍しいことであつて、其他家族感染、殊に小學校の感染がある旨を述べ、次で二本博士より該患者は、落屑する迄臥床せしむるをよしとする旨を附加した。

十 阿片、モルヒネ、コカイン類取締に関する件

龜山醫務課長代理より、説明があり、同時に外務省の希望を併せて述べた、國澤大阪より要するに藥律によるものと思ふと質問する處あり、龜山課長代理より壽府の國際アヘン條約が御批准になれば之等問題も解決に近いものと思ふと答へ散會。

健康保險部長會議

3月27日、大手町同會々議室に於て開かる。同會議附議事項

健康保險部長會議附議事項

- 一、政府との契約に関する件 二、事務費分配に関する件 三、査定基準に関する件
四、入院患者取扱に関する件 五、請求書様式に関する件 六、組合契約に関する件 七、事務整理に関する件。

健康保險署長會議

協議事項

- 一、病院收容に関する件

指示事項

- 一、健康保險法施行規則中改正の件

醫療契約の改訂に伴ひ健康保險法施行規則中改正を加へ被保險者に處方箋請求權を認め、入院の場合に於ける手續を明かにし、以て健康保險の圓滿なる發達を圖らむとす。各位は能く此の趣旨を體し法規の執行に遺憾なきを期せらるべし

- 一、醫療契約に関する件

政府管掌被保險者の診療藥劑支給に関しては政府は日本醫師會、日本齒科醫師會、日本業

業醫師會其他官公立病院と契約を締結せり而して日本醫師會以外の團體に對する契約内容は何れも従前と大差なきも日本醫師會との診療契約は從來の人頭式請負契約中より入院診療を除くの外診療方針の設定及び處方箋の發行の義務等必要な事項の改正を爲したり依り各位は常に關係方面と聯絡協調を保ち取扱上遺漏なきを期せられたし

- 一、保健施設に関する件

政府管掌被保險者の保險施設に関しては茲に實施一年有餘を經過し其の成績は相當見るべきものありと信ずるも各位は更に一段の努力を加へ益々之が實效を擧げられんことを望む

注意事項

- 一、健康保險視察員に関する件

健康保險視察員の活動に付ては未だ遺憾の點多々あり今後は一層有用に活動せしめ其の機能を十分に發揮せしめられたし

- 一、濫診防止に関する件

健康保險の醫療給付に関しては夙に之が監督に意を用ひつゝあるも未だ以て濫診の跡を絶たざるは極めて遺憾とする所なり各位は常に深甚なる注意を拂ひ之が絶滅に努められたし

- 一、囑託醫に関する件

保險及付及び保健施設に関する囑託醫の利用に関しては未だ充分ならざる向あり曩に當局に發したる囑託醫の取扱ふべき事項に関する通牒の趣旨に基き隔意なく相互の聯絡を計り諸般の事務の實績を擧ぐるに留意せられたし

- 一、齒科診療料金表以外の料金に関する件

齒科診療料金表以外の料金は地方に依りて甚だしき不同あるのみならず此等の診療を請求するもの次第に多きを加ふる傾向あるを以て之が承認を爲すに際して十分慎重なる態度を採られたし

健康保險署長會議

7月26、7、8の3日間社會局大會議室に於て開催。第1日、指示、注意事項を附議、第2日は諮議事項、第一、健康保健法中改正に関する件を附議し、下記項目につき審議し散會した。

- 一、健康保險署長に保險料其他徴收金の滞納處分權を與ふるの可否(大體可とす)

- 一、被保險者の範圍より職員を除外するの可否(不可とするもの多し)

一、第十四條第一項に掲ぐる事業に使用せらるゝ者を強被保險者とするの可否(即ち任意加入の工場法適用なき小工場鐵道法、軌道法、土木、運送業の従業員(約百六十萬人目下政府に加入せるもの千五百、組合同二萬九千人あり)を強制被保險者となさんとするものであるが協議の結果將來はそこ迄行くべきだが尙早説多く若し行ふとすれば鐵道法軌道法従業員より實施すべしと)

- 一、保險料滞納期間中保險給付の一部を停止し又は減額するの可否(不可とするもの多し)

第三日(廿八日)は諮問事項

第二、健康保険法施行令中改正に関する事項を審議したが其の結果は下の如し。

一、報酬中より食費を除外するの可否(反對多し)

一、標準報酬改定期日及有効期間改正をするの可否(賛成者事項)

一、療養費支給の場合を擴張するの可否(現在の範囲を擴張して整後術改折術等をも療養給付すると共に被保険者の自發的に例へば入院に際し保険給付は三等とするとその差額を自辨して二等に入院することを許さんとするもので前者整後術折術を認むるは大體賛成で後者は種々議論が出たが結局止むを得ざるべしといふことになつた)

一、各地方の危険率に依り保険料率を定むる可否(精神は認むるも各地方といふことが困難故等か他の方法により趣旨を取り入るゝことに賛成)

以上は社會局の發表に係る諮問事項に関する會議内容であるか尙ほ其の他に下記の重要諸點に付き協議せるものゝ如くである。

(健康保険法中改正に関する事項中)

一、療養の給付に要する費用の一部を被保険者に負擔せしむるの可否

一、療養給付の支給期間は原則として療養給付開始の日より百八十日目を以て終了することに第四十八條を改正するの可否

一、健保事業又は被保険者の使用せらるゝ事業の状況に依り傷病手當金を減額するの可否(同上施行令中改正に関する事項中)

一、保険醫の取締りを設くるか若し設けるとせば其の方法

右終て聴取事項に移り

醫師會、齒科醫師會及保険醫保險齒科醫等に於て診療上如何なる改正を希望してゐるか及保険醫保險齒科醫の最近の狀勢如何

に付き各署の報告あり之に對し社會局の注意ありて閉會せり。

學校衛生技師會議

同會議は5月8日より11日迄、文部省會議室に於て開會 諮問事項1、2、協議事項2、3を議了した。

答 申 案

1、個性尊重及び職業指導に關し學校衛生上留意すべき事項如何に關しては、

1、身體検査を一層精密に行ふ外、體力検査、精神検査、特殊性能検査等により努めて生徒兒童の心身の特徴を明かにすること。

2、個性調査の結果長所は之を助長し、短所は之を改善する爲下の方法を講じて生徒兒童の日常養護を適切ならしむること。

イ、要監察兒童の監察を一層合理的ならしむること。

ロ、健康相談、學校診療、學校給食、其他個性改善に必要な衛生施設の普及發達を圖ること。

ハ、精神薄弱兒童に對し促進學級、補助學校、身體虛弱兒童に對して養護學級、開放學級等其他諸種の疾病異常者に對する特殊の施設を奨励すること。

ニ、學級兒童數の減少を圖り教授の方法を一層個別的にし教授衛生の徹底。

ホ、机、腰掛、運動要具等をして、生徒兒童の身體發育に一層適合せしめること。

3、上級學校又は職業の選擇、其他業指導の計畫には必ず學校醫を參加せしめ生徒兒童の身體狀況を基礎とし本人及び保護者に對し夫々適切なる助言と指導とをなさしむること。

4、教師及び學校看護婦の活動を促し平素生徒兒童の個性觀察を十分ならしむると共に家庭の狀況環境の影響等の調査をなさしむること。

5、體育運動の指導に就ては生徒兒童の個性に適應せしめ過勞其他有害影響を避けしむること。

6、教師及生徒兒童に對し職業に關する補生智識の向上を圖ること。

7、中央及地方に個性調査及職業指導に關する研究指導機關を設くること。

を重要なこととしてあげてゐる。

協定事項

「體力検査に關する件」は下の如く改定

體力検査項目

1、身長、2、體重、3、胸圍、4、身長胸圍指數、5、發育概評、6、上膊圍、7、運動に依る脈搏數の變化。尋三—四學年手腰屈膝10回の前(速度1秒1回)、尋五學年生以上中學校生徒、全屈膝運動20回の前(速度2秒1回)、8、坐高、9、榮養、10、疾病及異常心臟、肺臟、肋膜、腎臟等の疾患、貧血、脚氣、ヘルニヤ、慢性消化器病、脊柱彎曲、胸廓異常、四肢の異常其他特に體力に及ぼす疾病及異常。11、走力、尋一—四學年、30米、尋五學年以上及女子中等學校生徒50米、男子中等學校生徒、100米、男子中等學校三年以上に1500米を加ふ。12、跳力、尋一年以上中等學校生徒、立巾跳、男子中等學校生徒、走巾飛を加ふ。13、投力、尋一—四年、スポンチボール投(距離)尋五以上中等學校生徒、バスケットボール投(距離)(片手投にて左右の成績を合算)。14、懸垂屈臂力、男子尋五以上男子中等學校生徒、懸垂屈臂(回数)一鐵棒又は横木使面の正面懸垂若くは懸垂(時間)、女子尋五以上女子中等學校生徒地牀上臂立伏臥屈臂(回数)

以上の外下記事項も體力判定上重要な事項なり。

握力、肺活量、血壓、脈搏、尿及血液の検査、脊筋力、運動前後に於ける呼吸數、尋一—三30米疾走の前、尋三—四50米疾走の前、尋五以上中等學校生徒、100米疾走の前等。

備考 高等小學校兒童は中等學校生徒に準ず、一般青少年は其の年齢に依り本項中目適當なるものを選びて行ふを可とす。

中央衛生會總會

中央衛生會は2月9日午後一時半より内務省會議室に開かれた。出席者は鈴木會長、武蔵政務次官を始めとして、山田局長外18名伊藤幹事等出席下記議案を審議したが甲號議案は全部會長指名下記特別委員に附託することとなつて午後二時半散會した。

甲號議案

第二號 飲食物防腐劑漂白劑取締規則(省令案)

第三號 清酒の製造又は貯藏に關し飲食物防腐劑取締規則を適用せざる件中改正(省令案)

第四號 酒中サリチール酸の試験法中改正(省令案)

乙號議案 第九號乃至第13號醫師5名齒科醫師藥劑師1名の醫業停止の件決定

甲號議案附託特別委員

山田準次郎、林春雄、北島多一、中濱東一郎、長井長義、金杉英五郎、池口慶三、西崎弘太郎、慶松勝左衛門

内務省中央衛生會は、5月25日午後一時半より省内會議室に於て總會を開き、特別委員會に於て決定を見た、下記各案を通過し同三時半散會した。

甲號第二號議案

一、飲食物防腐劑、漂白劑取締規則(附加修正試験方法)

同 第三號議案

一、サリチール酸に關する一部變更の件

同 第四號議案

一、右試験方法中改正

中央衛生會は9月11日午後一時より内務省會議室に於て開催、甲號議案「阿片法施行規則中改正」の件を審議し下の原案を即決し引續き醫師、藥劑師、齒科醫師行政處分十三件を決定し同三時半散會した。

阿片法施行規則中改正

内務省第 號

明治30年3月内務省令第4號阿片法施行規則中左の通改正す

第二條 左の如く改正

阿片製造人は地方長官の定むる期日迄に毎年罂粟栽培の場所及段別に付地方長官の許可を受くべし

第十一條中第二項を削り左の三項を加ふ

前項の許可を受けむとするときは左記各號の事項を具へ輸出先當該官憲の發給に係る輸入許可證明書並に使用者業務所々在地の帝國官憲の付與する使用者の職業及使用の目的に關する證明を添へ地方長官を經由し内務大臣に申請すべし

一、數量 二、荷受人の氏名法人に在つては其の各縣又は商號業務所々地 三、輸出の豫

定期間 四、發荷方法 五、輸出港名(郵便に依る場合に在りては郵便局名) 六、使用者の職業、氏名及業務所々地

第一項の許可を受けたる者輸出を爲したる時は輸出許可證を添へ10日以内に地方長官を經由し内務大臣に届出ずべし

第一項の許可を受けたる者許可を受けたる期間内に輸出を爲さざる時は輸出許可證及其の謄本を期間満了後10日以内に地方長官を經由し内務大臣に返納すべし第十七條の次に左の一條を加ふ

第十七條之二 醫藥用阿片にして品質の惡變し又封緘の破損したるものあるときは醫藥用阿片販賣人は之が引替を地方長官に請求することを得

第二十六條中「第二條」を削除す

第二十六條中「第十條」を「第二條」「第十條」に改む

附 則

本令は公布の日れり之を施行す

鑛山監督官會議

鑛山監督官會議は10月4日社會局小會議室に於て開催。當日長岡長官より下記挨拶を述べ引續き鑛山勞役扶助規則改正省令に對する説明があり、次に改正鑛夫勞役扶助規則施行に關する下記指示事項を協議せり。

社會局長官挨拶

多年の懸案でありました鑛夫勞役扶助規則の改正が今度公布せられましたので、之が施行に關する打合の爲爰に鑛務監督官會議を開催致したのであります。鑛夫勞役扶助規則の今回の改正は保護鑛夫の深夜業及坑内勞働禁止並一般坑内勞働者の就業時間制限の三問題に關するものであります。女子及年少者の深夜業禁止に付ては工場に於ては既に二年前に工場法が改正せられ來年の七月より愈々其の斷行を見ることになつて居ります。然るに衛生上一般に工場よりも懸い状態にある鑛山に於て之が解決が工場よりも遅れ今回の改正に於ても尙五年と云ふ長い猶豫を置いたことは一面本改正の寧ろ遲きに過ぎるを思はせるものがありますが然し同時に女子年少者の坑内勞働禁止と云ふが如き勞働者保護上の重大問題が解決せられ、又成年男子勞働者の勞働時間制限と云ふ工場に關して未だ何等規定なき事項が鑛山の坑内勞働者に就て規定せらるゝに至りましたのは我國勞働者保護法の進歩と云ふべきであります。併し是等の規定は勞働者の保護上重要なる事項であります、同時に鑛業の經營上にも深甚なる影響を與ふるものでありますから之が圓滿に施行せられ所期の目的を達するが爲には事業主、勞働者双方に於て能く法規の主旨を理解し、新制度に適應する爲の努力を必要とするのであります。是本改正に於て坑内就業時間制限には二年深夜及坑内勞働禁止には五年の猶豫を置いた所以でありまして猶豫期間の設置は決して徒らに解決を遷延せんとするものではありません。此の間に於て事業主に於ては勞働條件の重大なる變更が生産其の他に悪影

響なき様經營方法に改善を加へ又女子年少者の坑内労働禁止に就ては漸次に其の減少を計り失職又は賃金の減少等なからしむる様努めらるゝことを期待して居るのであります。法規の施行は二年後又は三年後であります之が準備は今日より怠ることを許さぬのであります。

指示事項

一、坑内鑛夫の就業時間制限に関する件

鑛山に於ける坑内労働者の就業時間に付ては従前より鑛夫勞務扶助規則及鑛夫雇傭勞務規則を以て制限する所ありしも、從來は其の計算方法動もすれば明確を缺き法規の施行状況遺憾の點なしとせず、今回の改正に依り就業時を短縮し、適用範圍を擴張すると共に、其の計算方法を明にしたるも坑内に於ける就業時間の制限は坑外及工場の夫と趣を異にするもの尠からず法規の勵行容易ならざるものあり。(後略)

二、保護鑛夫の坑内労働禁止に関する件

女子及年少者の坑内労働禁止は労働者の保護上重大なる問題なるも之が施行に就て其の方法を誤らんか多數の失職者を出し鑛夫の収入を減少せしむる結果となるなきを保せず。之が圓滿なる施行の爲には事業主及労働者双方に於て新制度に適應しつゝ漸次に保護鑛夫の減少を計ることを要す。(中略)諸君はよく法規の精神を體し當業者を督勵し五年の猶豫期間中に於て漸次坑内に就業する女子及年少者の減少を計り以て法規の目的達成に努められんことを望む。

三、諸許可手續に関する件(略)

四、法規の周知方法に関する件(略)

五、労働爭議の豫防及解決に関する件(略)

第2日及第3日の會議事項は左記の如くである。

第2日(5日午前九時開會)

一、改正鑛夫勞務扶助規則施行に関する協議事項

二、健康保險施行に關し協力の件

第三日(六日午前九時開會)

一、鑛夫勞務扶助規則實施狀況に関する件

第7回全國聯合學校衛生會總會

同總會は帝國學校衛生會主體となり、東京府學校衛生會、東京市學校衛生會の東京3團體聯合主催の下に、4月13、14の兩日芝公園日本赤十字社參考館講堂に於て開催された。第1日出席者、三宅廣手兩博士以下、130團體代表250餘名、先づ第6回總會事務整理の報告を終り議事に入り、文部大臣の諮問案。

1、御大禮記念事業とし學校衛生上適當なる施設如何

を附議、議長指名の15委員に附託、調査の結果下の如く委員會の報告通り決定答申する事に決定。御大禮記念事業として學校衛生上施設すべき事項多々ありと雖就中下記事項を以て最

も適當なるものと認む。

- 1、文部省に於て體育獎勵規程の制定
- 2、體育協會、學校衛生會、兒童保護協會等の設置並に學校衛生に関する基金の募集
- 3、運動場、競技場、水泳場、運動遊園、體育會館等の新設
- 4、身體又は精神薄弱兒童に對する特殊施設
- 5、學校衛生功勞者の表彰
- 6、健康優良學生、生徒、兒童の表彰
- 7、學校衛生記念講演會の開催
- 8、校庭の記念植樹
- 9、學校衛生訓練に関する標語募集

各府縣衛生課長會議

本年度同會議は6月2日より5日迄内務省會議室にて開催した。

2日 訓示指示事項

3日 トラホーム豫防に関する報告、チフテリア豫防に関する報告

4日 チフテリア豫防に関する報告追補、脚氣病豫防に関する報告

5日 諮問事項

尙諮問並指示事項は下の如し

諮問

1、種痘法改正に関する意見如何

指示

1、飲食物防腐劑取締規則改正の件

飲食物防腐劑取締規則の改正は主として之が取締を時代に適應せしむると共に従前の規則に於ける缺陷を補はむとするに在り即ち禁止品目を追加すると共に一面禁止品目中或種の物に就ては必要已むを得ざるの限度に於て使用を認むることとし尙防腐劑、漂白劑の發賣並販賣の用に供する飲食物に禁止品目以外のものを使用する場合は地方長官の許可を受けしむることゝ爲せる等從來に比し取締方複雑を來せるを以て改正の趣旨徹底に留意し違反豫防に勉められたし。

1、衛生狀態の改善に関する件

近時都市の發達著しく急激を加ふるものあるに拘らず衛生上の施設之に伴はず都市住民の保健上憂心に堪へざるものあり之が改善に就ては其の方法固より多岐に涉ると雖我邦都市の現状に鑑み下水道の普及塵埃、尿尿、煤煙其の他汚物の處理、公園の施設等に關し之が獎勵に就き特に一段の力を竭されたし農村特有の疾患たる寄生蟲及地方病の豫防撲滅に就ては各位の努力に依り逐年相當の成績を挙げつゝありと雖其の對策に就ては尙缺くるものあるの感なしとせず、又近時農村に於ける結核病毒の侵襲甚しきものあるに拘らず之に對する豫防施

設に至つては殆んど見るべきものなきの實況に在り各位農村振興上重大なる意義を有する此等疾患の豫防撲滅に關し適切の方策を講ぜられたし。

1、衛生統計報告の改正實施に關する件

1、救療施設に關する件

救療施設即ち貧困者に對する施療事業及中産階級以下の者に對する輕費診療事業は近時地方公共團體等に於て施設計畫せらるゝもの漸く多きを加へつゝある狀況なるも世態の變遷に伴ひ要救療者は逐年著しく増加の傾向あるを以て、地方の實情に適する救療機關の施設に勉め、以て救療普及上遺憾なきを期せられたし。

日本齒科醫師會健保部長會議

同會議は7月5日、一ツ橋學士會館に於て開かれた。

1、會計検査に關する件

2、保險齒科醫取締に關する件

3、齒科診療手續に關する件

4、料金表外の齒科診療費に關する件

5、保險組合との契約に關する件

第一項を後廻しとし、第二項より廣瀬主事説明順次協議をなし追加議題として

6、健康保險組合の醫療組織を政府に於て直轄するの件

に就ては議論も出たが、猶よく實狀を調査することとして、秋の總會に於て決定することに決して會議を終り、社會局に於て目下立案中の會員保險法による齒科診療に就ても、日本齒科醫師會に任せられ度き旨、血協會長より政府に要望することに決した。

體育主事會議

12月5日より4日間文部省に於て開催。各府縣提出の協議題を審議し、下記の諮問事項に對する答申を決定した。

第一諮問事項

一、國民思想の善導に關し體育運動實施上留意すべき點如何

につき甲佐委員長(大阪府主事)より報告あり、多數の修正意見發表の後、別項の通り可決。

第二諮問事項

二、一般女子の體育運動奨勵に關し適切なる指導方案如何

については加藤委員長(愛知縣體育指導主事)の報告あり、滿場一致之れ亦別項の通り可決した。

第一諮問事項答申

國民思想の善導に關し、體育運動實施上留意すべき點多々ありと雖、體育運動の健全なる

發達を圖り、以て強健なる身體と、剛健なる精神の鍊磨に努むることは、緊要にして特に重要な事項を擧ぐれば左の如し。

- 1、特に運動精神の意義を闡明し且之れが徹底を圖ること。
- 2、體育運動指導者は運動競技の特質に鑑み運動精神の實踐躬行を期すること。
- 3、意思強固にして思想健全なる體育指導者の養成に努むること。
- 4、競技者は常に公正なる闘志の發揚に努め併て互助協調並に犠牲的精神等の涵養に努むること。
- 5、尙武の精神を涵養し愛國の思念を鼓吹するため特に武道の振作を圖ること。
- 6、敬神崇祖の觀念を喚起せしむるため神宮競技會の内容に一層の改善を加へ學國的體育祭の實を揚ぐること。
- 7、體育運動の指導に關しては運動を正しく理解せしめ趣味を喚起し以て不斷實行の習慣を養はしむること。
- 8、體育運動をして國民生活の一要素たらしめんがため、官廳、銀行、會社、工場、家庭等に於て特定の時間を設け之れが實行を促進すること。
- 9、心身薄弱者に對しては特に適當なる體育的施設をなし、且運動の實行を容易ならしめ以て剛健潤達なる精神の振起を圖ること。
- 10、學校及團體に於ては優良なる體育指導者をして思想善導の主たる任務に當らしむること。
- 11、一般競技會をして一層嚴肅且眞摯ならしむるため、計畫を周到にし役員の任選に注意し且つ觀覽者をして眞面目なる態度を嚴守せしむること。
- 12、大學高等專門學校及び實業補習學校の現狀に鑑み體育運動を正課となし健全なる心身修練の成果を期し、併て學校教練の振作を圖ること。
- 13、社會教化團體に對し一層體育思想を鼓吹し且體育運動實行の習慣を馴致せしむること。
- 14、體育映畫及び體育に關する通俗的刊行物を以て體育思想の普及を圖ること。
- 15、將來運動場の設置に關しては運動の神聖を保つため特に神域等を選定すること。
- 16、文部省に體育局、地方廳に體育課を設け、體育行政の體系を整備し且つ體育團體の統制を期すること。

昭和3年12月8日

第二諮問事項答申

一般女子の體育運動奨勵に關し適切なる指導方案多々ありと雖も、其の主要なるものを擧ぐれば概ね左の如し。

1、體育思想に關する事項

我國の女子に對し從來誤り來れる思想並習慣の改善を圖り一層女子體育の必要を自覺せしむること就中日常生活に於ては左の諸點に留意すること。

- (1) 日常生活を一層體育化し特に衛生上の知識を高からしむること。
 - (2) 婦人の健康美其の他の女性觀に對する正しき理解を持たしむること。
 - (3) 従來の作法の概念を擴充し快活、機敏、輕捷の動作の必要なることを知らしむること。
 - (4) 従來の服裝に對し體育的の見解を持たしむること。
 - (5) 子女教養に關し特に體育的に導くこと。
 - (6) 運動精神を涵養し思想善導に注意すること。
- 2、指導方法に關する事項
- (1) 適切なる女子指導者を設け體育運動事業の計畫實施に當らしむること。
 - (2) 女子の會合を利用し體育運動に對する理解に努むると共に之が實行を圖ること。
 - (3) 女子體育運動團體を増設し健全なる發達を期すること。
 - (4) 體育法としては徒に力量本位に走らずして保健本位たらしむると共に女性美の發揮に努むること。
 - (5) 適切なる婦人の家庭體操を作り之が普及に努力すること。
 - (6) 女子青年團員並に官衙、工場、會社等に於ける女子に對する適當なる體育指導者を設け體育運動の實行を期すること。
 - (7) 戶外運動を奨励すること。
 - (8) 女子の特質を考慮し興味を主としたる種目を選び之を指導すると共に自發的に行ふ習慣を養ふこと。
 - (9) 講習會講演會、展覽會、映畫會等を行ふこと。
 - (10) 身體検査、健康調査、競技検査等の勵行を圖ること。
 - (11) 女子競技會運動會等の開催を圖ること。
 - (12) 地方舞踊等を教育的に指導し之が奨励に努むること。
 - (13) 姿勢並に歩行を良好ならしむることに注意すること。
 - (14) 服は輕快なるものを用ひ運動に便ならしむること。

3、種目選定に關する事項

- (1) 種目の選定に關しては特に心身、土地、環境、季節、設備等の狀況を考慮すること
- (2) なるべく日常生活に即し且つ簡單にして音楽と調和する如き種目を選び興味の永權を圖ること。

日本醫師臨時總會

3月27日開かる。北里會長に代り北島理事長の開會の挨拶あり引續き、北島理事長の報告讀事に入り各號議案を決定せり。

一、報告 北島理事長

- (一) 昭和三年度政府管掌健康保險被保險者診療契約に關する交渉顛末

(二) 昭和三年度健康保險組合被保險者診療契約に關する件

一、議事

- 第一號議案 昭和三年度政府管掌健康保險被保險者診療契約書案
- 第二號議案 昭和三年度日本醫師會甲號健康保險特別會計收支豫算更正案
- 第三號議案 昭和三年度日本醫師會乙號健康保險特別會計收支豫算追加案
- 第四號議案 炭鑛々夫診療費分配に關する件
- 第五號議案 諸規改正に關する決議案

決議案

健康保險診療契約改訂に伴ふ日本醫師會健康保險係諸規程の改正に付ては之を役員會の處理に一任す

- 第六號議案 御大禮に關する決議案

決議案

今秋の御大禮に際し本會並に各地方醫師會は防疫並に救護等に付益奉公の實を擧げむことを期す

右決議す

契約書(案)

- 第一條 日本醫師會は本契約の定むる所に依り健康保險の被保險者の疾病又は負傷の診療(入院診療に關しては別に協定す)を引請くるものとす但し政府に於て診療を委託したる官公立病院に於て診療を爲し若しくは藥劑師より藥劑の支給を爲す場合及健康保險法第四十八條の規定に依るものには此の限に在らず
- 第二條 日本醫師會は前條の診療を爲す爲め私立の診療所に於て診療に従事する醫師に付保險醫たるべき者を定め被保險者の診療に支障なからしむるものとす
- 第三條 日本醫師會は保險醫たるべき者を定めたるときは遲滞なく様式第一號に依る届書を保險醫たるべき者の診療所在地を管轄する健康保險署長に提出するものとす所轄健康保險署長は前項の届出に基き保險醫として之を指定するものとす
- 第四條 保險醫の診療を爲す被保險者の範圍は診療所所在地を管轄する健康保險署の管轄に屬する被保險者及其の管轄區域内に住所を有する被保險者とす緊急の場合又は被保險者が其の屬する健康保險署長の承認を受けたる場合に於ては保險醫は前項の範圍に屬せざる被保險者と雖も其の診療を爲すものとす
- 第五條 日本醫師會の引請くる診療の範圍左の如し
 - 一 診察(往診、宅診及處方箋の交付を含む但し健康診斷を含まず)
 - 二 藥劑又は治療材料の支給(治療材料中矯正眼鏡以外の眼鏡、松葉杖の類を含む)
 - 三 處置、手術其の他の治療(轉地療養を含まず)
- 第六條 政府が本契約に依り日本醫師會の引請けたる診療に對し支拂ふ毎月分の報酬額は金六圓九拾壹錢貳厘の十二分の一に相當する金額に其の月初日現在に於ける被保險者總數を

乘して得たる額より政府に於て診療を委託したる官公立病院及藥劑師に支拂ふべき、其の月分の報酬額を控除したる額とす、此の場合に於て官公立病院に支拂ふべき其の月分の報酬額控除に付ては其月分の報酬總額の百分の三・五を超ゆるときは百分の三・五に止むるものとす

前項の官公立病院又は藥劑師に支拂ふべき報酬の額は政府の定めたる方法に依り算定するものとす

政府は日本醫師會に支拂ふべき毎月分の報酬を第一項に依り計算を了したる後遅滞なく日本醫師會に支拂ふものとす

第七條 前條第一項の規定に依り計算したる報酬を日本醫師會に支拂ひたる後政府が官公立病院又は藥劑師より其の月分の報酬に付請求を受けたる時は天災其他己むを得ざる事由ありたる場合に限り其の金額を便宜翌月分の報酬額に算入するものとす

第八條 日本醫師會は政府の支拂ふ報酬の一部を本契約の定める義務を履行する爲め必要な事務の費用に充てむとするときは其の額を定め計算の基礎を明にし豫め政府の承認を受くるものとす

第九條 日本醫師會は保險醫に對する報酬額の分配方法を定め豫め政府の承認を受くるものとす

第十條 日本醫師會は政府より受けたる報酬を診療の引請を履行する爲に要する經費以外に使用することを得ざるものとす

第十一條 日本醫師會は政府より受けたる報酬に關する會計を他の會計と區別し整理するものとす

第十二條 日本醫師會は各保險醫の毎月分の報酬に付其の請求及査定を明かにしたる調書を備置くものとす

第十三條 日本醫師會は第十一條の會計に關する豫算書及決算書を社會局に提出するものとす

第十四條 日本醫師會は保險醫をして本契約に従ひ診療に従事せしめ第十五條乃至第二十九條に定むる事項を遵守せしむるものとす

第十五條 保險醫は健康保險法令の規定及政府の定めたる診療方針に従ひ診療に従事するものとす

第十六條 保險醫被保險者より處方箋を求められたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ざるものとす

第十七條 保險醫一回の費用貳拾圓を超ゆる處置、手術其他の治療を爲す必要ありと認むるときは所轄健康保險署長に通知するものとす

第十八條 保險醫被保險者を移送し又は被保險者に看護婦を附するの必要ありと認むる時は所轄健康保險署長の承認を受け其の取計ひを爲すものとす、保險醫は前項の移送又は看護に要したる費用に付其の支拂を受くべきものに對し其の證明を爲すものとす

第十九條 保險醫被保險者より診療を求められたるときは被保險者證又は療養證明書を提出せしめ診療を受くるの資格あることを確めたる後診療を爲すものとす

診療を受くるの資格あること明かなる被保險者にして己むを得ざる事由に因り被保險者證又は療養證明書の提出を爲す能はざる者に付ては保險醫は診療を爲し其の事由止みたる後遅滞なく被保險者證又は被保險證明書を提出せしむるものとす

第二十條 保險醫診療を爲すに當り健康保險法施行規則第四十五條第四項の事業主の證明書の提出なきも其の疾病又は負傷が業務上の事由に因るものと認められたるときは意見を附し其の旨を直に所轄健康保險署長に通知するものとす

第二十一條 保險醫健康保險法第四十七條第三項の規定に依り診療を受くるの資格あることを證するに足る健康保險署長の書面の提示を求むることを得るものとす

第二十二條 保險醫健康保險法施行規則第四十七條第一項第五十一條第一項及昭和二年十一月内務文部省令第五條第一項の規定に依り療養證明書の交付を求められたるときは直に之を交付するものとす

第二十三條 保險醫被保險者より保險給付の支給を受くるに必要な證明書又ハ意見書の交付を求められたるときは無償にて直に之を交付するものとす

第二十四條 保險醫左の場合に於ては遅滞なく之を所轄健康保險署長に通知するものとす

- 一 事故が被保險者の闘争又は泥酔に因り生したるものなるとき
- 二 被保險者正當の理由なくして診療に關する指揮に従はざる時
- 三 被保險者詐偽其他不正の行爲に因り診療を受け又は受けむとしたるとき

第二十五條 保險醫は様式第二號に依り毎月診療報告書を調製し翌月十日迄に所轄健康保險署長に報告するものとす

第二十六條 保險醫は其の診療所の見易き箇所に様式第三號に依る表札を掲ぐるものとす

第二十七條 保險醫は診療所より片道半里以内の往診の場合は被保險者に車馬賃を請求せざるものとす

第二十八條 保險醫は診療所より四里以内の里程に在る被保險者よりの往診の請求に應ずるものとす

保險醫は所轄健康保險署長と日本醫師會と協議し別段の定を爲したる場合に於ては前項の里程を超え被保險者よりの往診の請求に應ずるものとす

第二十九條 保險醫を辭せむとするときは三ヶ月前迄に其の旨を日本醫師會に届出づるものとす但し疾病、負傷其他己むを得ざる事由あるときは此限に在らず日本醫師會前項の届出を受けたるときは遅滞なく之を所轄健康保險署長に通知するものとす

第三十條 日本醫師會は第三條の届書に記載すべき事項に変更ありたるときは其の都度遅滞なく所轄健康保險署長に届出づるものとす

第三十一條 日本醫師會は保險醫を常に監督し其の義務を怠りたる者に對しては戒告を與へ

又は之を除名するものとす

日本醫師會は前項に依り保險醫を除名せむとするときは豫め政府の承認を受くるものとす

第三十二條 日本醫師會は本契約に依る診療に關する帳簿及書類を其の完結の日より十二年間保存するものとす但し政府の特に承認したる帳簿及書類に付ては其の保存期限を短縮することを得るものとす

第三十三條 日本醫師會は保險醫をして其の診療に關する帳簿及書類を其の完結の日より十二年間保存せしむるものとす但し政府の特に承認したる帳簿及書類に付ては其の保存期限を短縮することを得るものとす

第三十四條 政府は前二條の帳簿及書類を檢閲し又は日本醫師會より本契約に依る診療に關し報告を徴し得るものとす

第三十五條 政府は日本醫師會に於て引請けたる診療に付著しき支障を來したるときは本契約を解除し又は地域を限り本契約の效力を停止することを得るものとす

第三十六條 政府は健康保險に關する會計檢査を毎年少くとも一回行ふものとす

第三十七條 本契約の有効期間は昭和三年四月一日昭和四年三月三十一日迄とす

第三十八條 本契約に於て被保險者とするは健康保險組合の組合員に非ざる被保險者（政府事業に使用せらるゝ被保險者にして健康保險法施行令第七條の規定に依り内務大臣の指定したる共済組合の組合員を除く）及其の被保險者の資格喪失したる後仍療養の給付を受くることを得べき者（健康保險第四十八條の規定に依るものを除く）とす

右契約の確實を證する爲本書二通を作成し双方連名調印の上各自一通を所持するものなり

昭和三年 月 日 社會局長官 長岡隆一郎◎

日本醫師會長 男爵 北里榮三郎◎

協 定 書

昭和三年三月 日附政府と日本醫師會との間に於ける契約書に附帶し政府と日本醫師會との間に別に協定を爲すこと左の如し

第一條 日本醫師會に於て炭礦被保險者を多數に有する爲特に一定の診療報酬割増分配を爲す道府縣にして日本醫師會の定めたる診療報酬點數計算規程に基く其月分の診療報酬一點の單價貳拾錢に満たさるときは政府は日本醫師會に對し壹圓五拾錢の十二分の一に當該道府縣に於ける其の月初日現在に於ける石炭の試掘採掘之に附屬する事業の事業場又は工場に使用せらるゝ被保險者數乘して得たる額を越えざる限度に於て別途に診療費を補給するものとす

第二條 政府は日本醫師會に對し昭和 年 月 日附政府と日本醫師會との間に於ける契約書に定むる義務を履行する爲特に要する經費として金拾五萬圓を交付するものとす

第三條 日本醫師會に於て第一條に定むる診療報酬の請求書に其の計算の基礎を明にせる書類及證憑書類を添附し政府に提出するときは政府は其の請求書を審査したる後遅滞なく支拂ふものとす

第二條に定むる報酬額は各半年分を取纏め支拂ふものとす

第四條 日本醫師會は第二條に定むる報酬額に付使用明細書を作成し豫め政府の承認を受くるものとす

第五條 所轄保險署長の承認したる被保險者の入院診療に付ては日本醫師會は保險醫をして之を爲さしむるものとす

前項の報酬額に付ては政府と日本醫師會と協議の上之を定むるものとす

前項の報酬額は保險醫に對し所轄健康保險署長より支拂ふものとす

右協定の確實を證する爲本書二通を作成し双方連名調印の上各自一通を所持するものなり

昭和三年 月 日 社會局長官 長岡隆一郎◎

日本醫師會長 男爵 北里榮三郎◎

第 7 回日本醫師會總會

12月、11、12の兩日、日本醫師共済生命保險相互會社樓上に開催。内相諮問案、「救療施設の普及に關する意見如何」、を審議結局、昭和4年5月31日迄に各府縣醫師會より答申する事に決定次で議事に入る。

議 事

第一號議案 本會會則並諸規程中一部改正案

一、日本醫師會會則中一部改正案第三十七條第二項として左の一項を加ふ

前項第四號の中健康保險に關するものに就ては臨時總會に於て議決することを得

（參照）第三十七條 左に掲ぐる事項は定時總會に於て之を行ふものとす

一、庶務及會計に關する報告 二、施行したる事業に關する報告 三、役員の選舉 四、豫算決算に關する議決

二、日本醫師會健康保險部規程中一部改正案

第十六條に左の但書を加ふ

但し時宜に依り臨時總會に附議することを得

（參照）第十六條豫算は部長之を撰製し會長に報告すべし會長は之を定時總會に提出し議決を経ることを要す

理 由

以上(一)(二)は健康保險に關する豫算編成上の必要に適應せしめ運用上支障なからしめむとす是れ本案を提出する所以なり

三、日本醫師會議員旅費規程中一部改正案

第一條中「日當一日金拾圓」とあるを「日當一日金拾五圓」と改む

（參照）第一條 會則第二十一條に依り支給すべき旅費及日當は下の標準に依る

汽車賃 貳等 汽船賃 壹等 日當 一日拾圓

内ヶ崎書記長朗讀するや、滿場何等質疑なく議會省略可決した。次ぎに

- 第二號議案 昭和二年度日本醫師會收入支出決算に關し承認を求むるの件
 第三號議案 昭和二年度日本醫師會甲號健康保險特別會計收入支出豫算追加に關し承認を求むるの件
 第四號議案 昭和二年度日本醫師會甲號健康保險特別會計收入支出決算に關し承認を求むるの件
 第五號議案 昭和二年度日本醫師會乙號健康保險特別會計收入支出決算に關し承認を求むるの件
 第六號議案 昭和四年度日本醫師會收支豫算案
 第七號議案 昭和四年度日本醫師會甲號健康保險特別會計收入支出豫算案
 第八號議案 昭和四年度日本醫師會乙號健康保險特別會計收入支出豫算案
 北島理事長は會則改正によつたため多少變更すべき必要ありとて撤回した。
 第九號議案 醫育制度に關し文部大臣に建議するの件

建議書(案)

凡そ醫學教育は保健の學理を修め治療の實習を積み能く司命の任に堪ゆるの醫師を養成するに在り今、國家が醫育機關を二三にして制度上素と均等同質たるべき醫師の素養に優劣の差を設くるは恰も一視同仁たるべき人命の價値に貴賤の別を認むるに等し、曩に政府は輿論に鑑み明治維新以來混沌として歸一する所なかりし醫育制度に斧鉞を加へて向上を策し醫學教育の一途に出づるの制漸く其緒に就くの秋忽ち醫專の増設の聲高くして既定の方針に逆行するものをも顧みさらむとす。政府の醫育に對する方針正に朝三暮四の議を免れざるべし。或は醫專の増設に依りて多數青年の就學難を緩和し得べしと做すものありと雖も醫師たるべきもの、天職と治を受くる民衆の立場より考察せんか之を他の教育機關と同一視すべきものにあらざるは言を待たざるべし。今此趨勢を以てすれば醫師の過剰は愈々其度を加へ徒らに同業相競ふの極自ら其品位を失墜累を公衆に及ぼすことなきやを惧る。醫育は素より實習を宗とす、實習は教材に即す、現時醫專増設の迹を見るに所謂法規上の形式的妥當性を認むるに急にして醫育の中心たる教材の蒐集力如何に想及する所毫も之なきが如きは最も遺憾とする所なり。既設醫學教育の一大缺陷として識者の常に憂慮するところ實に教材不足の一事に繋りて存す。若し夫れ土地の開發策とし又は好個の投資物視して特殊の教育機關たる醫專の濫設に汲々たる者ありと聞くに至りては斷じて黙過し得ざる所なり。

政府は須らく醫育の根本義に鑑み醫師の使命を慮り民衆の幸福を察し徒に形式上の條件に眩惑して醫專濫設の弊に陥らざるやう慎重なる考慮を拂はれむことを望む。

右本會第七次總會の議決を経謹而及建議候也

(讀會省略して可決)

- 第十號議案 非醫者殊に按摩術者鍼灸術者電氣治療者並に接骨業者等の取締に關し内務大臣に建議するの件

建議書(案)

近時醫師に非ざるもの、醫業類似行爲は日毎に惡疎と巧妙とを極め殊に按摩術並に鍼灸術者の如きは何々鍼灸術療院、醫療院又は療病院甚しきは醫院の看板を公々然冒用し新聞紙にポスターに廣告を取てして世人を欺瞞し而も近時益々跋扈を極め聴診器を携へ甚しきは内服薬外用薬等を濫與し、名實共に醫業の範圍を侵犯し其の流弊の大なる公衆保健上憂慮に堪へざるものあり、仍て速に之が取締を勵行せられむことを望む。

(議長は原案を可決せり)

- 第十一號議案 汚物掃除法施行規則中一部改正に關し内務大臣に建議するの件

建議書(案)

本邦に於て消化器傳染病及腸内寄生蟲の容易に根絶せざるは未だ尿尿處分に對する根本的解決を告げざることに職由すべし。而も水道の完成は近き將來に之を期待し得べからざる状態に在り、仍て先づ大都市に於ては速かに市營の下に善處せしむる爲明治三十三年内務省令汚物掃除法施行規則第二十二條の規定を削除せられむことを望む。

(議長は原案を可決)

議長は決算及豫算委員會の報告がある旨を告げ、河野委員長は第二號議案から第六號議案に至る逐條審議したる結果を述べ、唯第四號議案の中にて總會費は多少問題となつたが、委員會は何れも承認したしと報告したに對し、杉田宮崎の動議により、議長は承認可決した。

- 第十二號議案 醫療機關なき村落に對し速かに醫師の普及を圖られむことを内務大臣に建議するの件

建議書(案)

醫師分布の現状を見るに都鄙の間甚しく其の均衡を失し正に國民保健上の一大缺陷として朝野夙に之が對策を講じつゝありと雖も醫師の隻影を認めざる村落は依然として其數を減ぜず。曩に當局に於て農村醫制度を樹て之が改善に資せむとするの計畫成れるやに仄聞せるも爾來杳として其の消息を絶つに至れるは頗る遺憾に堪へず、仍て此際萬難を排し速かに之が實現を圖られむことを望む。

右本會第七次總會の議決を経謹而及建議候也

(議長は讀會省略可決した)

- 第十三號議案 藥品防止濫用に關し内務大臣に建議するの件

建議書(案)

近時カルモチン、アダリ等の藥品を濫用又は誤用して保健上の危害を招來するもの漸増の傾向あり、蓋し此等藥品が比較的容易に常人の手に入り易き事實に職由するものにあらずなきか仍て之が取締に關し最善の方法を講ぜられむことを望む。

右本會第七次總會の議決を経謹而及建議候也

- 第十四號議案 衛生組合法定化に關し内務大臣に建議するの件

建議書(案)

本邦に於ける一般死亡の高率なるは氣候風土の關係以外主として衛生状態の不良なるに基くや明瞭なり、之が改善方法は二三にして止まらざるべしと雖も先づ從來の衛生組合を法定化して其の結束と經濟とに強固なる基礎を與へ自治的統制の實を擧げしむるを以て急務となすべし。仍て速かに衛生組合法を制定せられむことを望む。

第十五號議案 結核療養所を増設し其の收容力を擴大せられむことを内務大臣に建議するの件

建議書(案)

近時國民保健上禍害の最も畏るべき結核患者は益々増加し、而も結核療養所設立普及殆ど停頓の姿を呈し結核預防法の定むる所輒ち空文化に陥り到底所期の目的を達するに難からむとす今公立結核療養所の現況を見るに全國を通じて其の數僅に十有五、其の收容定員數合計二千百四十九人に過ぎず。設置命令を受けたるも未だ起工に着手せざる廣島、札幌、宇都宮の三市を加ふるもその收容力の微弱なることを俟たず、之を結核患者數に反響せむか結核療養所の現在は恰も有るは無きに優るの程度を出でざるが如き國民保健上正に等閑に附すべからず。然るに公共團體の社會事業として施爲するところを見るに往々斯法の存在を闕却し宛も實費診療を以て社會事業の全部視するの概あり是れ難を避けて易に就かむとするの謂乎寧ろ結核療養所の普及化に努むるの優れるに如かざるべし政府に於ては宜しく斯の見地の下に公共團體を指導督勵せられむことを望む。

右本會第七次總會の議決を經謹而及建議候也

第十六號議案 勳章議員表彰の件

(原案可決、方法は幹部一任とした)

第十七號議案 退職役員に記念品贈呈の件

第2日は劈頭第18號議案、會館建設促進に關する件を上程、次で協議事項に入り

協議事項

健康保險に關する件

1、官公立病院の診療方針に關する件

官公立病院にも政府對本會契約第十五條に依る診療方針を適用すること

凡そ健康保險に於ける診療は其の財源の性質に鑑みるも特に必要なる範圍並限度に於て之を爲すべく經濟的にして而も最も適切なるものたるを要することは先進諸國の制例に徴するも今更喋々を要せざるところなり。然るに當局は官公立病院との協定に當り果して斯點に想到したるか、診療の内容に於て無方針、報酬の支拂に於て無査定なることは正に保險醫務の統制如何を顧みざるものと謂ふべし。仍て獨り官公立病院たるの故を以て恰も治外法權的取扱を許すが如き非違は速に之を改むるの要ありと信ず。

2、被保險者證の整理に關する件

被保險者證の整理を勵行すること

(1) 所謂紛失なるものに對する事實認定は常に困難にして結局不明確に歸すること多きにも不拘被保險者の申請に基きて濫りに再交付を爲すときは同一人に依りて二重行使せらるゝの虞あり

(2) 而も再交付に當り既往の必要的記入事項を轉記するの勞を省き殆んど白紙同様の如きものあるは、期間の關係を無視せよと云ふに均しきにあらざるなきか

(3) 資格喪失後成規の手續を履みて保險署に還付することなき者あるときは後日自他冒用の具に供せらるゝの虞あり。此等の事實は孰れも統計上依然として傷病率の豫想外に高き一大原因を作すものと云ふべし。仍て向後一層力を被保險者證の整理に致すの要ありと信ず

3、資格申請中の診療費に關する件

資格申請中の者(資格取得届を提出したるのみにして未だ被保險者證の交付を受けざる者を謂ふ)の診療費は之を別拂となすこと

從來資格取得届を提出して未だ被保險者證の交付を受けざる者にして必要生じたるときは一時の應急的便法として事業主の作成せる資格證明書に依りて療養の給付を爲し得ることを認めたる結果

(1) 中には當然無資格者なるにも不拘唯單に醫療を受けしめむとする事業主の奸策に供せられ

(2) 亦然らざるも無資格者にして終に被保險者證の交付を受け得ざるものなる事を發見せらるゝ場合多く、從つて保險醫に對し意外なる損害を與ふることとなるのみならず

(3) 各保險署の「被保險者數月次報告」中には資格申請中のものは之を計上せざるを以て是等の診療費は當然別拂となすに至當なりと認む

4、法第五十五條の規定に依る診療費に關する件

法第五十五條の規定に依り療養の給付を受けたるものに關する診療費は之を別拂となすこと、患者一人に對する診療費を被保險者一人の月割額を以て充つるは多大の犠牲を保險醫に強ふるの結果を生ず仍て恰も法第四十八條の場合に準じ之を別途支拂に移すに至當なりと認む

5、被保險者數の算定法に關する件

被保險者數の算定法を改め毎月三回の報告を徴し其の平均數を以て基礎的員數となすこと被保險者の異動は常ならざるを以て唯機械的算定法に頼るを得ざるものにして或は延人員に依る平均數を以てするを理想とすべしと雖も是れ言ふに易く行ふに難きやも知れず仍て毎月例へば1日、11日、21日の3回に涉りて得たるもの平均數を採るを公正なる處置となすべし或は之を全國一般に採用するの至難なる事情ありとせば少くとも季節使用人の多く介在する地方に就て之を採用するの必要ありと認む

6、入退院の報告に關する件

7、點數計算規程改正に關する件

第1 官公立病院の治療方針に関する件

- 1、官立病院の診療方針に関する件
- 2、被保険者證の整理に関する件

追加事項 健保診療給付に關し組合の監督を嚴重にすべし。以上を建議案とする事と決し
3、4、5、の3項はまともらず「生命保險會社の施設に関する件」専門科名の統整に關する
件は撤回となつた。

中央盲人福祉協會

中央社會事業協會を中心としての有志團體起ち、5月9日社會局に、河本重次郎、石原忍氏、富田保護課長、古見内務技師、原中央社會事業協會主事等會合し、同協會を設立し、下の會則を議定し、廣く各團體加盟を促すこととなつた。

〔創立趣意書〕

本邦に於ける盲人の福祉増進を目的とする諸事業は近年に長足の進歩を遂げ今や其の關係事業團體は約40を數ふるに至れり、然るに是等諸團體は未だ全國的に連絡統一の機關も隨つて其の事業の振興發展上遺憾の點甚だ多きは何人も知悉する所なり。

更に失明防止運動に至りては僅に二三國の之に努力するに止りて殆んど顧られざるの感あり、然るに本邦の失明者は約九萬の多數を算し文明國中最高率を示せるは洵に人道上的社會的缺陷にして、文明國民の一大耻辱なるのみならず此の事實は國民の能率を低下すること極めて大なるは言を俟たざるなり。

茲に於てか吾人有志團體相圖り中央盲人福祉協會を創設し諸團體の聯絡を圖り是等事業の振興を促し並に之に必要なる調査研究を遂げ其の嚮ふ所を明にし以て本邦に於ける盲人福祉及び失明防止事業の中樞機關たらしめんとす。

希くは吾人の微意を諒せられ奮て賛同せられことを衷心より切望して已まざる所なり。

昭和三年五月

發起人

〔同會々則〕

第一條 本會は中央盲人福祉協會と稱す

第二條 本會の事務所を東京市麹町區元衛町一番地に置く

第三條 本會は盲人の福祉並に失明防止に關する事業の振興を圖るを以て目的とす

第四條 本會の事業左の如し

- 一、盲人福祉事業團體聯絡を圖ること
- 二、盲人福祉事業失明防止並に視力保存に關する調査をなしその施設の促進を圖ること
- 三、會報其他必要なる冊子を發行すること
- 四、其他本會の目的を達する爲めに必要なる事業

第五條 本會は本會の目的に賛同する團體及個人を以て組織す

第六條 本會々員は之を分ちて次の三種とす

正會員 盲人の福祉増進又は失明防止を目的とする團體

贊助會員 本會の目的を賛同し會費年額貳圓を醸出する者

特別會員 本會の目的を賛同し一時金壹百圓以上又は年額拾圓以上醸出する者

第七條 本會の經費は會費寄附金其他の收入を以て之に充つ

第八條 本會の資産は郵便官署又は確實なる銀行に預入れ若は信託に附し國債證券又は確實なる有價證券を買入れ其の利殖を圖るものとす。

第九條 本會の役員左の如し

會長 壹名

理事 若干名

幹事 若干名 但し内若干名は常任幹事とす

理事及幹事の任期は二ケ年とす但し再任を妨げず(以下略)

第1回全國救護事業會議

中央社會事業協會主催の同會は12月5日より4日間東京市主催隣保館にて開催。全國各地より救護事業關係者等多數出席第1日には

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1、救護事業に就て | 大野社會局社會部長 |
| 1、救護事業に關する内外の法規に就て | 富田社會局保護課長 |
| 1、萬國社會事業協會に就て | 侯爵 大久保利武 |

第2日(6日)

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1、社會事業の經理に就て | 安武社會局庶務課長 |
| 1、社會診斷と簡別處分法に就て | 原中央社事業協會總務部長 |

協議事項に入るに先たちて調査部門を下記四部門に別ち、夫々各部門に於て審議した。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 第一部門 窮民救助事業 | 部長大久保利武、副部長田中三郎 |
| 第二部門 救護事業 | 部長桑田 熊藏、副部長高野六郎 |
| 第三部門 育兒事業 | 部長添田敬一郎、副部長生江考之 |
| 第四部門 特殊救護事業 | 部長松井 茂、副部長富田愛次郎 |

各種事業に關する事業の沿革、特徴、現況、今後の方針及改善に關し出席者から意見を述べたるを取纏め、大體に於て各部門に於ける決議事項を下記の如く總會にて認めた上閉會。

第1部會決議

- 1、速かに救貧法を制定實施せられんことを當局に建議す
- 2、右の目的を果すために建議に關する實行委員を擧げ當局に陳情すること、委員の選定は中央社會事業協會理事者に一任す

第2部會決議

- 1、政府は細民家屋の改善等積極的豫防手段を講ずると共に速に大都市に於ける結核療養所の擴張完備に努め一面府縣立及市町村合併立の結核療養所設置の途を講じ以つて徹底的に結核豫防の實績を擧げられんことを建議す
- 2、全國の癩患者を悉く健康者より隔離し此れが傳染を防ぐ根本的癩撲滅方法を確立すると同時に此等各階級の患者を充分療養せしむるために徹底的救療設備を完備せらるゝ様成し下され度 右建議す

第3部決議

- 1、救護法制定の促進を建議す
 - 2、希望條項
 - イ、國及公共團體の補助金の増額
 - ロ、各府縣に於て社會事業の共同募金制度を実施すること
 - ハ、公共團體に於て社會事業資金を募集する場合に於いても私設團體に對し均霑せられたきこと
 - ニ、他の社會事業との聯絡を密切ならしむること
 - ホ、育兒事業の聯盟を作ることを實施に關しては中央社會事業協會に委託すること
- 第4部の決議は多岐に汎るを以つて後報す

第4部會決議

- 1、軍事救護法に依る被救護者範圍擴張の件
 - 2、不具者再教育に關係せる人々を招集し之が爲めに講習會を開催すること
 - 3、盲人救護法の制定
 - 4、罹災救護基金運用範圍擴張の件
- 8日午前は一同新宿御苑を拜觀し、午後から參會者を第八班に別ち濟生會、日赤、浴風會聖路加病院其他社會事業施設を實地視察した。

救療部會議決要項

〔協議題〕 救療事業の普及、並に其改善策如何
右に對し2日間各方面に渉り、意見交換種々討議の上

甲、普及方法としては

- 1、健康保險法の適用範圍を擴張すること
- 2、救護法の制度實施を速にすること
- 3、全國都市に無料及輕費診療機關を設置すること
- 4、都市以外の町村に於ては開業醫に囑託し委託診療の普及を圖ること
- 5、醫師の居住せざる農村には公醫設置其他の方法を講ずる事

右の内3、4、5は地方公共團體又は公益法人に於て施設經營に任ずること、而して此の經費に對し國庫は之に十分なる補助を與ふること、公益團體と施設經營に對しては、地方公共團體よりも之に補助を與ふるものとす

乙、改善策としては

- 1、公私救療機關共從來の如く無料を主とせず無料と輕費診療と合せ行ひ患者の身分資力に適應せしむること
- 2、公私救療機關に於て診療する患者に對しては方面委員又は其他の方法に依り身元の調査を行ひ濫救(無料)を嚴重に防止すると共に漏救なきを期することに努むる事、出來得べくんば各公私救療機關には社會部を附屬せしめ統一的に患者の身元等を視察調査せしむると共に可成廣く社會部事業を實施するに努むること

之は新瀨縣富山虎三郎氏の提案に係り滿場一致を以て決定した。其の外恩賜財團濟生會紀本參次郎氏の提案に係り結核豫防に關し、大都市結核療養所擴張完備及府縣立及市町村合併立結核療養所の設置の件、並に第一區府縣立全生病院長光田健輔氏提案に係る癩豫防に關する内務大臣宛建議案を可決した。

中央職業紹介委員會

昭和2年11月21日内務大臣より諮問ありし「女工其他婦人の職業紹介」に關し中央職紹介委員會は3月27日及び4月12日特別委員會を開き、5月28日に到り下記の如く答申せり。

女工其他婦人の職業紹介施設改善要綱現在の婦人職業紹介事業は趣意未だ徹底せず聯絡活動敏活ならず、從つて其の利用甚だ乏しく指導保護も亦充分ならず。

此現情に鑑み速に職業紹介法の適當なる改正、全國的職業紹介網の完成、營利又は有料の職業紹介所の廢止、地方職業事務局の増設並其の事務の現業化を促成し以て需給調節の全國的統制の策を講ずるの他、職業紹介事務の民衆化並に其の擴張完備に務むるは焦眉の急なりと認む殊に女工の職業紹介事業の改善は當該事業主に於て事業の經營を合理化し從來の弊見を一掃するに務むるに非れば其の實行を期し難し就中(1)製糸工場に於て繼續的作業を營まざる毎年事業を一時に休止し女工を一齊に帰郷せしむるため徒に募集競争の弊を激甚ならしむること。(2)募集競争のため多額の資金を徒費することの二點は鋭意全廢に努めざるべからず。尙雇傭條件の履行其他就職後の保護に關し最善の注意を加へ弊害を除去すべき適當の施設を講ずるは頗る緊切なりとす。

以上の根本見地よりして施設改善を要すべきこと少からず、同婦人職業紹介事業全般に共通する事項及女工職業紹介のため特に施設改善を要すべき事項の二項に分ち大要を擧ぐれば左の如し。

甲、婦人職業紹介に關する共通事項

- 1、職業紹介所婦人部の設備を改善完備し特に主要都市には婦人専門の職業紹介所を設置すること
- 2、職業紹介所には婦人の職業紹介事務に従事せしむる爲専任職員を置くこと
- 3、職業紹介所は婦人の雇傭に付事業の内容、就職適否、雇傭條件等を嚴密に調査し婦人

求職者の指導保護に努むること

4、職業紹介所は女子教育機関、女子青年團、其の他婦人保護に関する團體と緊密なる聯絡を圖ること

5、職業紹介事業に関する委員中には婦人を加ふること

6、中央及地方職業紹介事務局に婦人の職業紹介に関する専任職員を置き職業紹介を指導監督すること

7、求人者又は求人者にして職業紹介所に對し不實の申込を爲し若くは虚偽の陳述を爲したる者に對する制裁規程を設けること

8、都市に於ける汽車、汽船の發着場其の他樞要の場所には婦人求職者保護の爲職業紹介所附屬の案内所又は案内人を置かしむること

9、職業紹介所は看護婦、派出婦等の紹介に関する特殊施設を講ずること

乙、女工職業紹介に必要な事項

1、主なる女工の供給地には勿論需要地にも職業紹介所を設置せしむること

2、前項の職業紹介所に關しては必要に應じ簡易なる方法を以て市町村組合を組織し之を経営主體となし得るの途を開くこと

3、前2項に依り設置したる職業紹介所には特に女工の募集に練達せる者或は女工の作能を鑑別し得る技倆を有する者並に醫師を置き且其の取扱は最も、親切周到にして敏速なるを期せしむること

4、主なる女工の供給地には女工保護の爲必ず女工保護組合を設置せしむること

5、前項の組合は職業紹介所と緊密なる聯絡を圖り殊に女工の就職に關しては必ず職業紹介所を利用すること

6、國庫及地方公共團體は女工保所組合の經費に對し相當補助金を交付すること

7、第1項又は第2項に依り職業紹介所を設置したる市町村の職業紹介委員中には女工保護組合の役員を加ふること

8、女工保護組合の設置せられざる地方に於ては職業紹介所に女工の家庭と工場との聯絡並に女工保護の事務に當らしむる爲委員又は囑託等を置かしむること

9、女工の紹介を敏速にし勞務の需給調節を圓滑ならしむる爲職業紹介所事務局を増置し且之を現業化し勞働者の移動紹介に関する事務を掌らしめ必要ある場合は適當なる地方に其の出張所を設けること

10、職業紹介所の設置ある市町村内に於ては募集従事者は職業紹介所長の承認を受くるに非ざれば女工の募集を行ふことを得ざること

11、市町村其の他の團體をして勞金立替の途を講ぜしめ女工雇傭の際に於ける前貸金を廢止せしむること

12、國又は地方公共團體は前項の施設に對し低利資金融通其の他助成の方途を講ずること

13、製糸女工、其の他季節的出稼者に對しても職業紹介所の紹介に依り就職の爲旅行する

者には汽車、汽船賃割引の特典を與ふること

14、職業紹介機關と工場監督機關との聯絡を緊密にすること

第2回六大都市社會事業協議會

5月11、12日大阪市中央公會堂に開く。各都市の社會局長、社會部長、社會課長參集。議題及協議結果下の如し。

協議題目

1、公益質屋の經營に関する件(東京市提案)……話合ありしのみ。

2、都市に庶民銀行設置の法令制定の件(横濱市提案)……大阪市に於て研究の上意見書を作成し、内務大臣に建議するに決定。

3、地方改善事業經常費に對し相當の國庫補助を受けたき件(京都市)……提案者より撤回

4、失業救済を目的とする授産場設置に對しては低利資金融通の便宜を與へられんことを建議するの件(神戸市)……法規上之が可能なるや否やを主催市に於て研究する事に決定。

5、授産事業に對する補助の件(横濱市)……撤回するも可なりとの意向。

6、國の命ずる諸調査の費用負擔に関する件(神戸市)……市により之を主張するものあれど、之に附隨する諸條件の負擔を嫌ふ者あり、又市長會議の議題に議るべしとの意見もあり。

7、政府は現下の失業事情に鑑み各都市に於て實施せる共済保險制度に對しては國庫補助金支出を建議するの件(神戸市)……建議することに決定。

8、私設社會事業監督取締に関する件(名古屋市)……話合に止る。

9、六大都市社會事業の連絡を期したき件(京都市)……各都市連絡員を置く事を決議。

10、社會事業員の講習に関する件(名古屋市)……懇談に止る。

11、不良兒發生防止に關する適當なる對策如何(神戸市)……次回迄の宿題とす。

12、日傭勞働者の統制及教化に関する件(東京市)

13、鮮人勞働者に関する件(横濱市)

14、失業鮮人勞働者救済に關し適當なる對策如何(神戸市)

以上3項何れも話合に止まる。

15、方面委員制度の制置及獎勵の爲め法令制定の件(横濱市)……賛成多し。

16、市内に於ける方面委員は府縣市の何れに於て管掌するを適當と認めらるゝや御意見承りたし(京都市)……意見纏らず。

17、職業紹介機關の擴充に関する件(名古屋市)……懇談に止る。

18、失業救済事業の施行方法に関する(東京市)

19、失業救済事業施行時期の延長に関する件(京都市)

20、失業救済事業に関する件(横濱市)

21、失業救済事業の時期、失業者の登録、賃銀其他本事業實施に関する件(名古屋市)

以上4項を一括して附議、失業救済機關を4月迄延期すべしの意見多し。

別に大阪市提案の共同研究題目、「都市公營社會事業の恒久的財源に関する件」は次の如き決議を得た。

決議

本邦都市行政の現状に於ては、公營社會事業創設經營に關し何等特有の恒久的財源あるなく、況や財源不振の今日、其財源を得ること愈々困難なるに加へて、社會事業の必要益々切なるものあるに鑑み、都市公營社會事業の恒久的財源の研究は當面緊要の問題たるを失はず而して之が方策としては種々考慮さるべきも、先づ左記各項を以て最も有効適切なるものと認む。

- 1、大都市をして市營貯蓄銀行及動産保險事業を經營せしめ、其の預金又は保險料を公營住宅等の社會事業創設費に投資せしむると共に、其の利益金を社會事業經營費に充つること
- 2、適當なる社會事業の財源の發見に力め、例へば相続税附加税、家屋奢侈税、女給税等の新税を創定し、其の収入を社會事業費に充當するの途を講ずる事。
- 3、都市をして煙草及鹽の賣捌を爲さしめ、其利益金を社會事業の財源に充てしむること。
- 4、都市財政の現況並に今後社會事業の一層緊要なるに鑑み、政府に於て職業紹介其他各種社會事業に對し一層多額の補助金を支出すると共に、新に社會事業基金を設定し、都市社會事業の充實發展に資する様最善の努力を拂ふこと。
- 5、有産者をして其餘財を寄附せしむると共に、他方一般市民をして社會奉仕の念を旺ならしめ、以て社會事業基金を設置し、其利子を社會事業の財源に充つること。

公立病院長會議

11月5、6兩日横濱市十全病院三階講堂に開會。

第1日

劈頭片山十全病院長議長席に着き簡単に開會の辭を述べ、直ちに岐阜縣病院より提出に係る

1、病院經營の經濟に關する件

を議題として協議に入る、先づ山口新平氏の説明があり、外來患者の診療費を特別會計に繰入れるべきか等會計問題に就き其統一を期すべく研究討議されたが、各地方に依り其趣を異にする關係上到底統一を期し難い所から更に研究することとし、尙本件に附隨して健康保險に依る政府管掌被保險者の醫療取扱に就いて種々議論はあつたが、大體に於て各病院共に本問題に就ては好意を持ち不満足の意を表示した議論はなかつた、これにて午前の會議を終り午後再開、山梨縣病院の提出に係る。

2、疾病検査の標準に關する件

を議題とし、先づ今村明光氏の提案趣旨の説明があり引續き検査室の設備、依頼検査の手續

検査事項等に就いて協議が行はれた。

第2日

第2日は前日に引續き各病院より共同提出に係る議案を一括して

3、醫事行政に關する件

として一括協議を行ひ、現在本邦に於ける醫學教育の不備缺陷を論じ、醫育の統一、醫師の國家試験制度に論じし更に公立病院と政府との關係乃至各公立病院と府縣醫師會との連絡協議等各自の意見希望を述べ之れを纏めて申合の草案を作り、追つて成案を作り關係當局に建議若くは陳情することとなつた。尙此の外

4、日本及國際病院協會に關する件

を青森縣病院より提出し、鈴木三伯氏から醫學及醫術の國際化した今日内外の協調を圖る機關の實現を促進する爲め何等かの活動をしては如何と提議し、更に明年6月米國に開催さるべき國際病院會議に本會議より代表を派遣して協議事項を提出しては如何と語り、討議の結果何れも反對者はなかつたが、第1項の具體的方法に就いては尙考究することを懇談的に申合せ第二項に就いては一定期日迄に各病院より協議事項を送附し、十全病院長に於て之れを整理の上適當に纏めて國際病院會議事務所へ送附することに決定した、明年は10月初旬札幌市に於て開催することとなり、之れにて協定の議事全部を議了せり。

地方長官會議

5月14日より開かれ、第2日は内務省會議室に於て所管事務につき會議、望月内相の訓示あり、衛生局所管の指示事項は、下の通り山田衛生局長より夫々説明する所があつた。

1、救療施設に關する件

救療施設即ち貧困者に對する施療事業、及中産階級以下の者に對する輕費診療事業は、近時地方公共團體等に於て施設計畫せらるゝもの漸く多きを加へつゝある狀況なるも、世態の變遷に伴ひ要救療者は、逐年著しく増加の傾向あるを以て、地方の實情に適する救療機關の施設に勉め、以て救療普及上遺憾なきを期せられたし。

1、飲食物防腐劑取締規則改正の件

飲食物防腐劑取締規則の改正は主として之が取締を時代に適應せしむると共に、従前の規則に於ける缺陷を補はむとするに在り、即ち禁止品目を追加すると共に、一面禁止品目中或種の物に就ては、必要已むを得ざるの限度に於て使用を認むることとし、尙防腐劑、漂白劑の發賣並販賣の用に供する飲食物に、禁止品目以外のものを使用する場合は、地方長官の許可を受けしむることとし、爲せる等、從來に比し取締複雜を來せるを以て、改正の趣旨徹底に留意し、違反豫防に勉められたし。

1、衛生狀態の改善に關する件

近時都市の發達著しく急劇を加ふるものあるに拘らず、衛生上の施設之に伴はず都市住民

の保健上寒心に禁へざるものあり、之が改善に就ては、其の方法固より多岐に渉ると雖、我邦都市の現状に鑑み、下水道の普及塵埃、尿尿、煤煙其の他汚物の處理公園の施設等に關し之が奨励に就き特に一段の力を竭されたし、農村特有の疾患たる寄生虫、及豫防地方病の撲滅に就ては、各位の努力に依り逐年相當の成績を挙げつゝありと雖、其の對策に就ては尙缺くるものあるの感なしとせず、又近時農村に於ける結核病毒の侵襲甚しきものあるに拘らず之に對する豫防施設に至つては、殆んど見るべきものなきの實況に在り、各位農村振興上重大なる意義を有する此等疾患の豫防撲滅に關し、適切の方策を講ぜられたし。

1、痘瘡豫防に關する件

本年に於ける痘瘡患者は、昨年比して其發生多きを加へ、且蔓延の地域著しく廣汎に亘れり、本病の脅威より免かるゝは、一に種痘の普及徹底に在るを以て、各位能く吏僚を督勵し、之が豫防上遺憾なきを期せられたし。

尙衛生局關係の指示事項は下の如し。

衛生局關係

1、痘瘡豫防に關する件

1、救療機關の普及改善に關する件

1、郡市衛生改善に關する件

1、農村衛生改善に關する件

海港關係衛生會議

3月15日より3日間御大禮に關し、内務省に於て海港檢疫關係の衛生會議を開き同會議に於て決定したる事項下記の如し。

御大禮海港檢疫施設要項

第1 ベストに關する件

1、海外より來り船舶殊にベスト汚染港より來るもの對しては海港檢疫を嚴密施行し鼠族の驅除並に鼠族の細菌學検査を勵行すると共に碇泊中は鼠族の上陸防止に付き適當施設を講ずること

2、必要ある海港に於ては之に沿へる一定地域を除鼠地域となし除鼠班等適當の機關を設け除鼠を勵行すると共に同地域内の建物には防鼠設備の完備に努め且鼠族の細菌學的検査は特に嚴重施行すること

第2 コレラに關する件

1、海外に於けるコレラ發生狀況に従ひ海港檢疫の施行を一層嚴重ならしむること

第3 痘瘡に關する件

1、海港檢疫を嚴重に施行し患者を發見せるときは之が病毒傳播の防止方法を講ずること

第4 外航船舶に關する件

1、海外諸港を往來する船舶に對しては當省より通報する海外諸港に於ける傳染病情報に注意せしむるの外新嘉坡東局國際傳染病情報を使用せしむる等の方法に依り豫め海外諸港の傳染病狀況を知悉し之に寄港の際は傳染病豫防に付き必要を講じ病毒を輸入せざる様特に留意せしむること。

癩療養所長會議

内務省主催聯合道府縣同會議は10月11、12、13の3日間に亘り、内務省會議室に於て開催出席者、山田局長以下各課長、關係醫師等、療養所側より10名出席、第1日は、内務省側提出事項を協議。

1、御大禮に關しての癩患者救護に關する件

は御大禮に際し患者の浮浪徘徊するものなきを期する爲め大阪府管理の外島保養所に百五十名分の擴張をなしたるを以て可成互に收容し救護することを協議す。次に

2、國立癩療養所收容患者に關する件

は收容手續き等に付き協議し患者は主として各療養所にあふれたるものを收容する管

第2日は各所長提出事項を附議し、第3日は第1區全生病院提出の7件を協議し會議を了す。尙席上癩患者の刑罰に付き決議し、上申書を内相宛提出したり。因に各所長提出の協議題下の如し。

〔療養所長提出協議議題〕

第二區 北部保養院提出

1、癩療養所は國營たらしむること

1、癩研究家の優遇を圖ること

第三區 外島保養院提出

1、癩撲滅根本的具體案を次回の所長會議にて確定すること

1、全國癩患者數の合理的調査を爲すこと

1、國立癩研究所を設置すること

1、加療本位の現在府縣立療養所を治療及研究の兩本位に改め之に要する費用は國庫より補助すること

1、國立癩療養所の開所及府縣立療養所の豫定擴張を1日も早く實現すること

第四區 大島療養所提出

1、癩療養所經費分擔方法に關する件

癩療養所經費の分擔方法に付ては各府縣收容患者數を標準となすべしとの議論を爲すもの漸く多からんとする傾向あり若し之が實行をなすに至らば將來患者收容上弊害の伴ふこと鮮からざるを以て右分擔方法は各療養所とも現に實行しつゝある各府縣の國稅及人口を標準となすべく主務大臣より地方長官に對し訓令を發せられたきこと

1、癩豫防費國庫補助増額に関する件
癩豫防に関する法律に依る國庫補助の件明治40年勅令第285號第3號「其ノ他ノ諸費六分ノ一」を三分の一に増額改正せられたきこと

一、癩療養所醫員の待遇に関する件
癩療養所醫員は總て奏任を以て待遇せられたきこと

1、恩給法中不健康地加算に関する件
恩給法中不健康地加算を癩療養所主事書記等に適用すべく改正せられたきこと

第五區 九州療養所提出

- 1、癩豫防に對する國庫補助の件
- 1、癩患者入所手續に関する件
- 1、國立療養所に收容すべき患者に関する件
- 1、療養所々員に對する特別手當並に恩給に関する件
- 1、癩豫防協會設立に関する件

第一區 全生病院提出

- 1、癩の刑法上の犯罪に對する處置
- 1、癩療養所の擴張豫定計畫を遂行せられたきこと
- 1、昭和6年以降に於て絶對的隔離を目標として貧困者1萬人の收容、有責力者の收容に及ぼされたきこと
- 1、全生病院の地所擴張
- 1、早期診療所を各療養所に設けられたきこと
- 1、未感兒童の分離問題
- 1、癩豫防會との聯絡

日本學術協會

同會は10月20日九大にて開催されたり。

第1日、出席者約1000名、大工原會長開會の辭を述べ、議事に入りてより、後藤副會頭の會務報告あり、次回開催地を北海道札幌市と決定、休憩後中村東大教授の特別講演あり、午後よりそれぞれの部門の講演あり。其の内醫學方面に関する第2部(乙)附第10番教室に開催千葉醫大の福田得士博士の「植物性生薬利尿劑の有効成分としてのフラオノール化合物に就て」、京府大の飯塚直彦博士は、「結合血糖に就て」、東大竹内松次郎博士は「本年10月巴里に開會の國際微生物學會に於ける主要討論問題を紹介し、京城大の徳永美福博士は「ホルモンと免疫體との關係」帝國女子醫專の額田普博士は「ヘテロ特異性免疫」熊本醫大の太田原一豊博士の「痘瘡と牛痘毒との差異」北大の中村豊博士の發疹チフス病原體、病原體トリパノゾーマなどを夫々感受性動物の睪丸に接種し、増殖の目的を達したなど微生物學の一新領域

あることを報告し、阪大の吉田貞雄博士は「日本炭鑛々夫十二指腸蟲症につき、調査状況を報告し、引續き東大の佐藤秀三博士、高木逸麿博士等の講演あり。第2日は、醫學部は第10番教室にて開催。中央氣象臺の小野隆五郎博士の「筋肉運動の物理的考察、京城大大澤博士の骨格の疲労に就て」長崎醫大の國友鼎博士の「日本人胎兒の年齢身長及體重について」金澤醫大の古畑種基博士の「日本人指紋研究に就て」、愛知醫大の桐原眞一博士の「血液分布の研究」に就て、長崎醫大の淺田一博士は「涙、つば、精液、尿汗、胸腹腔液等一切の分泌液は血液型と等しく個人性がある、それで此等の分泌液で血液型を検査し得」と説き、午後よりは第11番教室にて、東北大佐武安太郎博士の「アドレナリンの分泌」、慈惠醫大の浦本政三郎博士、「生理學と物理學」滿大の久野寧博士の「人體發汗の意義」新潟醫大の鳥醫惠三博士の「氣壓の變化と聽器生理」、労働科學研究所の輝峻義等博士の「海女の研究」その他東大の高橋明博士、慶大小泉丹博士等の講演あり。第3日は第1番教室に開會熊本醫大の鈴木徳氏「異種移植腫瘍の發育増殖について」、千葉醫大石橋松藏博士の「ビリルビン成生に就て」、愛知醫大勝沼精藏博士の「組織培養による心筋の同調性收縮に就て」、熊本醫大大宮悦造博士の「網狀織内被細胞と貧血」、東大稲田龍吉博士は「有熱時に於ける含水炭素及リポイド新陳代謝に就て報告あり」陸軍々醫學校小泉親彦博士の「養衆に関する研究補遺」大阪の石原修博士の「衛生學的特質」に就て講演あり、午後一時より大會特別講演として、京大の新城理博、東大山崎理博の講演等あり。

ハーヴェー記念會

ウィリアム・ハーヴェーが血液循環に関する新發見の著書を公にしてより、本年は30年に相當するに付日本醫史學會主催の下に12月10日午後6時半より中山文化研究所に於てその記念式を舉行し永井、輝峻兩博士の講演があつた尙當日は會場に倉敷労働科學研究所秘藏のハーヴェーの遺著 (a) *Exercitatio anatomica de motu cordis et asanguinis in animalibus*, Frankfurt am Main, 1628, (b) *Exercitationes de generatione animalium*, 1651, を陳列し、會員の供覽に供した。

日本遺傳學大會

10月19日九大農學部生物教室にて開會。役員選舉後演説に移り、金澤醫大の古畑種基氏の「人血液型の遺傳」について等の講演あり、今回は東京に開催と決定して散會。

日本性病豫防協會總會

日本性病豫防協會總會は4月2日午後2時より東大醫學部東講堂に於て開催。岡村龍彦氏

司會の下に會頭土肥博士開會の辭を述べ、次で後藤新平子一場の挨拶をし、後名譽會頭に森村氏外1名を推薦したる旨の報告あり

日本中央結核豫防協會總會

第2回同會は4月10日宇治山田市公會堂に開かる。

内相諮問案

1、農村の結核豫防に關する對策如何

文相諮問案

1、結核豫防に鑑み體育運動の適當なる實施法如何

前者は6月末日後者は明年2月末日に各團體に於て、意見を取纏め、同會に報告し同會は之に基き答申案を作成する事に決定、午後下議各團體提出事項を附議せり。尙次回開催地は北海道と決定して、同月12日散會。

(各團體提出事項)

1、結核豫防宣傳の爲めタオル(手拭)に宣傳要領を染め抜きたるものを本會に於て調製(見本持參)し之を全国各地一様に接客業者其の他に奉仕的に購入せしめ之を使用せしむるの件(福岡縣)(希望)

1、結核豫防上の見地より住宅建築に關する講習會開催の件(徳島縣)(參考)

1、結核豫防法を改正し道府縣に必ず一個以上の結核療養所を設置すべき旨規定する件を醫家議員の手によりて帝國議會に提出せしむることを醫家出身代議士に交渉するの件(滋賀縣)(幹部一任)

1、結核豫防法によりて府縣に結核療養所の設置を命ぜられんことを當局に建議の件(大日本私立衛生會)(可決)

1、國立結核療養所設置を内務大臣に建議するの件(山口縣)(可決)

1、結核免疫研究機關設置を内務大臣に建議するの件(山口縣)(保留)

1、鐵道列車三等客室撒水掃除の勵行を其筋に建議するの件(山口縣)(保留)

1、結核豫防法を積極的に一層勵行せられんことを内務大臣に建議す(香川縣)(可決)

1、結核豫防智識啓發上療養所敷地選定に反對せんとする公衆の傾合を緩和する方法を攻究して之を當局に建議するの件(大日本私立衛生會)(宿題)

1、本會事業資金創成のため生命保險會社に交渉するの件(廣島縣)(否決)

1、結核豫防法第三條中改正方内務大臣に建議の件(廣島縣)(保留)

1、結核豫防デーの施行事項を全國統一的に行ふことを決議したし(群馬縣)(保留)

1、公共團體の設置する結核消毒所の經費に國庫補助の件建議したし(埼玉縣)(保留)

1、市町村以外の公共團體に於て消毒所を建設したるときは府縣費を以て其費用の二分の一以上特に補助せらるゝ様聯合日本中央結核豫防會の名を以て各府縣知事に請願書を提出するの件(栃木縣)(可決)

1、文部省及各府縣に於て開催せられつゝ在る成人教育講座(夏季大學、公民教育其の他に類する諸會)には必ず衛生講座を加へ特に結核に關する知識の普及を圖られ度旨主務大臣又は地方長官に通牒方内務大臣建議するの件(福井縣)(可決)

1、結核豫防の事柄を普通教育及各補習教育の教科目中に之を挿し加へられんことを文部大臣に建議するの件(福井縣)(可決)

1、國立又は府縣合同立の特殊教育機關を建設方内務大臣に建議の件(福井縣)(可決)

1、結核豫防法第六條に依る結核療養所の設置を未設置の市に對し萬難を排し速に設置すべく命ぜらるゝ様主務大臣に建議するの件(福井縣)(可決)

1、日本中央結核豫防會は結核に關する豫防及研究團體の聯合會を同一の時日及場所に於て開催し互に聯絡提携せんことを望む(大阪府)(可決)

1、傳染病毒散逸防止策として古着襤褸貸布團貸衣裳貸本の取締規則制定並に消毒所設置に關する件(山梨縣)(可決)

1、小學校生徒の對校競技は體育上考慮すべきは勿論結核豫防上にも影響を及ぼすものと認むるを以て本會に於て相當調査を遂げ是れが防止に勉められたきこと(兵庫縣)(可決)

1、其筋に於て結核豫防に關する活動寫眞フィルムを調製又は公認し依頼に應じて之が貸與をなす方法を講ぜられんことを其筋に建議するの件(愛知縣)(可決)

1、結核病と危險思想所有者との關係を調査し之が對策を考究せられんことを當局に建議するの件(愛知縣)(可決)

1、結核豫防法による生活費補助額を削減するの途を講ぜらるゝ様建議すること(三重縣)(可決)

1、本會に於て可決したる議案は尤も迅速に尤も完全に經濟的に實行方法如何(青森縣)(可決)

1、本會に於て「結核豫防デー」を「結核豫防週間」に改正し此期間を中心に「結核豫防シール」を頒布するの件(白十字會)(保留)

全國公立結核療養所長會議

全國公立結核療養所長會議は4月4日内務省會議室に於て開催。出席者20名にして、下記諸問事項協議事項並に各所長提案事項を審議したり。

諸問事項

1、結核療養所構造設備の合理的標準如何

協議事項

1、公立結核療養所年報形式中改正の件

結核療養所長提出議題

1、公立結核療養所への無料收容に就ては屍體解剖の條件を附記するの件(京都)

2、療養所入所患者にして食費負擔可能の者よりて之を徴収するの件(大阪)

3、各療養所の事業を一律ならしむる方法に関する件

(イ) 統計に就ての研究

(ロ) 結核相談所の件(建議案の審議)

(ハ) 巡回看護婦講習會開催の件(東京)

4、療養所事業の國家的統一機運を促すの件(東京)

5、結核療法協會加盟に関する件

6、今年の結核療法デーに對する件(東京)

7、次回の開催地及幹事選定に関する件(東京)

諸問案は追て委員をあげて答申することとし、協議事項は内務省原案を可決し、次で各所提出事項は1及2は各所隨意、3(ロ)は下の建議案を可決し、更に4、5、6、をも可決せり尙次回開催地を函館市に決定せり。

建議案

1、昨年の公立療養所長會議に於て内務省の諮問案ありし結核相談所の新設は現今の各市結核撲滅事業の状況より論ずれば緊急を要する施設なること當時充分開陳したる所に有之殊に各療養所自己の能率を大ならしむる所以なるを力説したる次第に有之候其の結果各療養所に於て之を開設し得る最低經費を調査報告することとなり、昨年の所長會議の機會に提出致置候。然るに同會議に於ける討議に當り各療養所に於ては附帶事業として結核相談所を開設せん爲には現在の結核療法改正を要せんとの意見に到着仕候。現行の結核療法に依る結核療養所は

1、同法第六條に依る療養の途なき結核患者

2、第七條に依る地方長官の命令患者

3、第十條に依る他の公共團體の委託患者

を隔離收容することのみを規定せられ居り外來患者の診療に就ては何等の規程無之候。

今日全國公立療養所の結核病體は僅に2000内外に有之之に私設機關の病狀を千數百と概測加算するも全國を通じて三千數百の病床を有するに過ぎざる狀況に有之。結核病は比較的長期の療養を必要とする結果其病床利用率は著しく低下して1年約7、8000乃至10000内外の收容を爲し得るに止り、結核死亡者10000、罹患者數幾萬なるを知らざる結核撲滅の大事業に對しては單に最少の施設を有すと言ふの程度に過ぎざるは寔に寒心に堪へざる次第に有之候。然るに療養所を設置する各市又は其の然らざる各公立團體を通じ最近財政逼迫、今俄かに病床の増加又は新事業の開始には大なる困難を感ずる時期にあるを以て療養所の使命を擴充し外來診療をも併せて行ひ得る規定の下に療養所若くは市内適當の場所に於て附屬結核相談所を開設し入所に關する相談に應ぜしむる外又入所希望者の停滯せるもの又は退所後の患者に對し診療を行はしめ且之に巡回看護婦を附屬せしむるは療養所の結核撲滅事業上に於ける使命及成績を充實せしむる効果大なりと斷ずるを得べしと相信し申候。

依て結核療養所を設置する公共團體は必要を認むる場所に於ては結核患者にして療養の關なき者に對し外來診療を施し又は其の他結核相談所として必要なる諸事業を行ひ得る様途係法令の改正方御詮議相成度全國公立療養所長會議の議決に依り及建議候也。

追て各療養所に於ては其の附帶事業として現に結核相談所の如き施設を實行中のもの23ありと雖も法令の根據なきため之が經費要員を得ること至難にして所員の犠牲的奉仕により辛じて實施せる狀況にして十分の運用を期待し難きにつき法令の改正に伴ひ必要なる經費を得て結核事業に密與致す趣旨に有之之を國家的に見るも療養所の施設を利用して結核相談所事業を行はしむるは結核撲滅事業上最少の費用を以て比較的多大の好果を收むるを得べき捷徑なりと確信する次第に有之候。

昭和3年4月

全國公立結核療養所長連名

内務大臣鈴木喜三郎殿

第四章

社會衛生に關する文献の抄録

第一節 社會衛生學の方法及歴史

1 同 上 一 般

2 醫 事 法 制

加除自在衛生法規全集 (現行法規刊行會)

市村光惠 醫師の權利義務 (寶文館 昭和3年6月)

醫の業務は行政法刑法民法の範圍に涉つて法律に接觸するこゝが多いのであるが、從來醫師の大多數は法律上の諸問題に關しては甚だ無關心で法律違反問題を多く惹き起して居る。著者は此れを甚だ遺憾とし、醫の公私生活に接觸して起る法律上の各種問題の解決を本書に於て爲して居る。即ち先づ一般の權利義務に就て述べ、醫師の資格の得喪を題して醫師の意義開業免許の取得、及び資格の喪失、免許の取消停止に就て論じ、醫師の公法上の法律關係は此れを行政法上と刑法上のそれとに分ち、前者に於ては醫師の權利義務に關して詳細に述べ、後者に於ては刑罰法規に基きて生ずる法律關係を取扱ひ、醫師の資格ある者のみが負擔する

義務及び醫師の業に關係ある刑罰法上の責任に就て論じて居る。最後に私法上の法律關係に關しては此を醫師と患者との間の適法及び不法行爲關係、醫師の權利の消滅及び醫師に關係ある民法の規定に分つて各々民法に照して其の法律關係を述べて居る。尙附録として詳細なる醫業關係法規が添へてある。

小澤 一 醫療保護制度確定の急務 (濟生 5の4)

醫療保護は社會事業中の重要な部分である。わが邦の現在で見ると社會事業3398種のうち事業数の順位から見ると第1は住宅、質屋、市場、食堂の經濟的保護施設でその數1086である。第2は兒童保護834で次が醫療保護事業である。然るに經費を見るに大正14年の經費總額3981萬2800餘圓のうち、醫療保護事業の經費最高を占め986萬1200圓に上つてゐる。次が經濟保護の890萬4500圓、次が労働保護の688萬3300圓、次が兒童保護の428萬7900圓である。かく多額の經費を必要とする醫療保護もその施設内容に至つては尙非常に遺憾の點が多い。わが邦の一般醫療事業(即ち特殊事業たる結核、癩、精神病、性病保護を除く)の狀況は大正14年來現在、施療病院45、施療を兼ねる病院12、無料診療所146、診療班15、委託醫療事業5合計223である。經營の主體は府縣市町村による公設35、法人組織115、私設75、この外實費診療所26あり。内公設14、法人7、私立5である。大正14年の診療延人員は施療は入院959220、外來6,158,645人、實費診療事業は2,449,880、總計9,667,745人、これら事業の14年總經費5,318,640圓、實費診療事業1,240,807、合計6,559,400圓である。そこでわが邦醫療事業と外國とのそれを比較し救貧法の法制の制定の必要をさき、それに伴ふ各施設の概要を述べてゐる。

賀川哲夫 花柳病豫防法第5條の醫學的考察 (體性 11の4)

著者は花柳病豫防法第5條「傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知リテ賣淫ヲ爲シタル者ハ三ヶ月以下ノ懲役ニ處ス、傳染ノ虞アル花柳病ニ罹ルコトヲ知り、又ハ知ルベクシテ賣淫ノ媒合又ハ容止ヲ爲シタルモノハ六ヶ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス、前二項ノ

場合ニ於テ傳染容止ニ付相當ノ方法ヲ講ジタル者ハ其刑ヲ減輕ス」なる項目について醫師としての實際的な立場から論じてゐる。第1は淋疾の治癒とその全治の時期の判定が事實上困難なること、そして著者の意見としては生殖器總動員の場合に於ても生殖器が病菌を送り出すことのない程度に治療してゐるか否かを當事者が決定し得るやうな學術的方法を採らねばならぬ。梅毒に關しては患者たる先客による感染、即ち著者の所謂供託傳染は法的には何人にも罪はない、これは娼婦自らの器官の完全なる洗滌によつて消毒を行ふにある。又第5條末項の相當の方法を講じたるものゝ減刑についてあるが、相當の方法と云ふのは、醫學上から云ふのか娼婦自らの考へてきめるのかに從つて豫防上著しい相違が生ずる、とて實例によつて説明し、法の活用がよろしきをを得なければ、いろいろの難問題が横つてゐて、不幸な人が出来ることを論じてゐる。

3 統計の方法

鈴木一雄 労働統計に用ゆる産業及職業分類の方法解説に就て (統計集誌 567, 570)

主として東京市の内外に於ける労働者の就業の實際に就て詳細に調査せられたるもの、及び一部内閣統計局所蔵のものを資料とし、産業小分類に依る産業名その内容例示、(製造品目)工程圖解、その産業において製造に直接關與する製造工の種類、これ等各種の製造工及び、直接製造に關與せざるもの(運搬工等)の内容一斑に就ての説明、更に、製造工程におけるこれ等各々の位置、機械作業、手作業等の別、摘要の順に從つて並記し、労働者の産業における位置を一表式に反映せしむ。

井上謙二 我國に於ける人口の重心と其移動に關する研究 (統計集誌 569)

朝鮮、臺灣、樺太を除きたる領域に就いて、米國の地理學者 Henry Gannet 氏の法に慣つて、我國の人口重心點を求め、且つその移動の跡を探索す。

明治31年末にあつては、人口重心は滋賀縣伊香郡古保里村字西野の南端にあり、以來、大正2年、大正14年と進むに従ひ年々東北の方向に移動し來れり。こ

の源因は、主として、北海道における人口の自然増加及び移入民受容力の大ききことが影響せしものならむ。なほ將來においても、著しき例外的事象の突發なき限り、人口重心點は更にその進路を既往の方向にさるであらう。この事實は、古き過去における我國の文化の東漸と平行するものにして、興味ある一致を謂ひ得る。

寺尾琢磨 統計數字比較の問題 (三田學會雜誌 22の9)

統計數字比較の價値に就いて統計學者 Franz Zizek の論旨を紹介せるものにして、統計的計數が比較不能なる場合を六つに大別して各々その實例をそへ徐ろにこれを説明す。

比較の能否は殆んどの場合、比較の目的如何によつて決するを見て差支へない即ち、比較さるべき計數は、その比較の目的によつて比較可能ともなり不能ともなり得るものである。根本的に異なる二つの概念は、(例之、比較さるべき計數が各々その標準、單位を異にせる等) 相互にこれをそのまま比較することは不可能であるが、兩者における變化の程度に就いてこれを比較し得る場合は往々にして起り得る。以上の比較の理論は統計學上最重要なるものなること論を不俟、參考さなる點多し。

4 醫學史

土肥慶藏 黴毒起源に関する「イスパニア」古文書の探索旅行 (體性 10の3)

東亞に於ける黴毒は明の弘治正徳以前の文献に見當らず又日本石器時代の病骨にも其の癩痕を貽さざるは一般に云はれて居るが歐洲に於ける黴毒起源論に就いては所謂古代説と亞米利加説とありて兩々相對峙して譲らない。著者は偶々大正14年巴里開催國際花柳病豫防會議に列席の途次西班牙の首府「マドリー」に旅

行し同市國民圖書館所藏の「デアス、デ、イスラ」氏の著書(此は世界に只一本しかなく、東洋に於ける明代の石山醫案にも對比すべき珍本である)を、親しく調査し、其の内容を東洋古文書(例之支那に於ける石山醫案、續醫説、本草選目、日本に於ける妙法寺記、師弟門答)と相對照し東亞の疾病史研究の上から亞米利加説(歐洲に於ける黴毒の流行は「コロンブス」の亞米利加新大陸發見以後とす説)の正當なる事を結論したものである。

三上義夫 鳩野宗巴と關考和の數學並に科學史の一般考察 (中外醫事新報 113 7-1145)

著者は先づ數學上の立場から關考和の數學が如何なる性質のものであつたか、其の内容、實質は如何なるもので西洋の數學との間に如何なる類似點があるかを論じ關考和の夫は西洋の夫に類似する點あれども詳細なる研究は却つて古代の支那の數學殊に劉宋の祖沖之あたりより系統を引いて居るものなる事を説き更に祖沖之の算法は換言すれば支那の數學は希臘一外國より直接の影響を受けて居ない事を推定し關考和の數學は當時代恰かも和蘭に修學せし日本人 Hartsing 或は鳩野宗巴(万治頃歸朝、南蠻流の醫術を修む、熊本の人)の學問との間に直接の交渉のなかりし事を主張して居られる。

其他世界的科學史家 Dr. George Sarton 氏の照介並に其と關聯して一般科學史或は數學史の研究に際して著者の執られんとする理想が述べられてある。

櫻井錠二 本邦に於ける化學の發達 (東洋學藝雜誌 44の6)

本論文は日本化學會創立の明治11年より今日に至る50年間の本邦化學の發達を主として統計の上から述べられて居る。由來日本化學會は東大理學部化學科關係者の研究發表及び知識交換機關として東大理學部化學科が第一回の卒業生を出したる翌年に創立せられたるものであるが其後、藥學、應用化學、農藝化學等純正化學以外の化學者も追々入會し化學の各部門を網羅するに至り化學全般の發達に多大の貢獻を爲した。例之本會は創立以來會員數に於て約五十倍、又其の會誌に登載せる一ケ年の論文數に於て約八倍の増加を來した。然しながら

之を若し海外に於ける主なる化學會（例之倫敦化學會、獨逸化學會、米國化學會、佛國化學會）と比較するならば我の未だ後に及ぼざる事甚だしい物がある。

然し著者は外國の化學會の盛なるに反し我日本化學會の振はざるは外國に化學者のより多く、外國に研究熱のより盛んであると云ふ事のみ原因するのではなく別に一つの重要な理由の存在する事を認めて居る。即獨逸化學會が獨逸化學者の中心機關であり、米國化學會が米國化學者の中心機關であるに反し我國では日本化學會の外に日本藥學會、農學會、工業化學會、化學工業協會、農藝化學會が對立し本邦化學者の眞の中心機關と云ふものがなく其の組織に於て統一を缺ぎ其の事業に於て協力を缺いて居る爲めであると論じて居る。

寺田正中 故野口博士學動概要（日本醫事週報 1696）

故野口博士が初めて研究業績を世に公にされたるは紀元1902年に於て其より1927年に至る29ヶ年間に歐米の學界に公にされたる論文数は170餘編に達し之を1年に平均すれば各年約7編ならずとなる。著者は此等の業績中殊に博士が心血を注がれたる重要な業績に就て總括的に述べて居る。その概要を分類すれば次の如し。

- 1、蛇毒の研究、蛇毒の溶血作用と類脂體との關係に就て詳細に亘り研究せるもの
- 2、黴毒の研究（黴毒「スピロヘータ」の純粹培養並に脊髄癆及び麻痺狂の屍體の腦及脊髄組織中より病原體「スピロヘータ」の發見に成功す）
- 3、不明病原體の研究（天然痘、麻疹、發疹「チフス」、狂犬病、急性脊髄前角炎等に關する所謂不可程病原體に就ての研究）
- 4、出血性黃疸病に就ての研究（稻田博士の發見せる出血性黃疸病原體に關する研究の追試補遺）
- 5、黃熱の研究（黃熱病の特異病原體としての *Leptospira icteroides* の分離培養）
- 6、オロヤ熱の研究（南米オロヤ山中の一地方病たるオロヤ熱の病原體に關する研究）
- 7、トラホーム病原體の研究

加藤竹男 鎌倉末期の皇室に於ける疾病と醫道（中外醫事新報 1131）

著者は花園院御記を拜讀し御記中事の疾病醫道に關するものあるを知り其に就いて所見を纏め又私見をも添へられて居る。例之當代末期に於ける流行病として知られたる瘧は「マラリヤ」病に、咳病は流行性感冒に相當するものとし赤斑瘡も瘡瘡も同様なるものと考へ當時の脚氣なる疾病は癩麻質斯病或は神經炎に類似するものらしく思はれるが當時眞の脚氣病の流行が宮廷にあつた事は全然否定する事は出来ない事述べて居る。

藤岡 巖著 近世生理學史論（人文書院 昭和3年10月）

著者は京大帝國大學醫學部、石川教授の下に生理學を專攻せる人であつたが早く他界した本書は著者の死後に出版せられたものである。著者は本生理學史に於て主として生理學そのもの、史的發展換言すれば生理學的問題の變遷を中心として論ずるよりも、むしろ生理學史上に偉彩を放つて居る人物、ウィリアム・ハーバー、アルバート・ハルレル、ヨハネス・ミュルレルの三人をとらへ來つて驚異に値するこの自然科學興隆時代の生理學史、殊にその生命觀の發展を論じ各學者の包圍する思想學說内容に批判的考察を向けて居る。この點に於て本書の前編は著者の生理學史論であると云ひ得る。第二編「近世を生理學の一百年」は Carrison: An Introduction to the history of Medicine 1917の抄譯である。

吳 秀三 シーボルト江戸參府紀行（駿南社 昭和3、1）

本書は Ph. F. v. Siebold の名著 Nippon 中から Reise nach dem Hofe des Sjogun im Jahre 1826 を翻譯し、並に詳細な考證を註記せられたものであつて、譯註者は本邦に於ける Siebold 研究の權威であり、譯は原文に最も忠實なることを期し、註亦他の追隨を許さざるものがある。原著者の本邦の學界並に開國に寄與したる功績は此に贅するを要しない。此に註譯者に最もその人を得て吾々の恩人並に祖先の熱烈なる研究を容易に鑽仰し得る機會を惠まれたることを慶ぶ。

第二節 人口狀態

1 同 上 一 般

内閣統計局 第47回日本帝國統計年鑑（昭和3年12月26日）

内閣統計局 列國國勢要覽（昭和3年3月30日）

列國都市の氣温及雨量

		氣 温 (攝氏)					降水量 mm
		平均	1月	4月	7月	10月	
		東京(日)	13.9	3.0	12.6	24.1	
京城(日)	10.9	4.6	10.6	24.5	13.2	1,246	
臺北(日)	21.6	15.3	20.6	28.1	22.9	2,110	
カルカッタ(印)	25.6	18.5	29.4	28.4	26.6	1,572	
リオデジャネイロ(伯)	22.7	25.3	23.3	20.1	21.4	1,123	
カイロ(埃)	21.2	12.7	20.8	27.8	23.2	34	
ケープタウン(南阿)	18.2	24.2	18.7	9.7	19.4	376	
シドニー(濠)	17.3	22.2	18.1	11.3	17.6	1,215	
アゼンズ(希)	17.2	8.2	14.8	26.8	18.9	394	
ブエスアイレス(亞爾)	16.7	23.5	16.8	10.1	17.1	942	
リスボン(葡)	15.8	10.1	14.3	21.3	17.1	753	
羅馬(伊)	15.7	7.0	13.6	24.5	16.6	820	
マドリッド(西)	13.1	4.2	11.4	23.9	13.1	421	
桑港(米)	12.7	9.7	12.1	14.1	14.7	563	
北京(支)	11.7	4.7	13.7	26.0	12.5	634	
紐育(米)	11.3	0.5	9.5	24.0	13.3	1,106	
巴里(佛)	10.0	2.3	9.9	18.3	10.1	562	
倫敦(英)	9.8	3.7	8.1	17.0	9.7	596	
ウキンナ(塊)	9.1	2.2	9.4	19.5	9.6	623	
伯林(獨)	8.5	0.7	7.7	18.1	9.0	580	
ベルン(瑞西)	7.9	1.8	7.6	17.4	8.1	1,014	
コペンハーゲン(丁)	7.9	0.1	5.7	16.5	9.0	560	
ベルゲン(諾)	7.1	1.5	5.5	14.1	7.7	1,927	
ストックホルム(瑞典)	5.8	2.7	3.3	16.7	6.5	535	
浦塩斯德(露)	4.7	13.7	4.5	18.6	9.3	570	
レニングラード(露)	3.8	8.2	2.0	17.6	3.9	489	

列國の面積及人口

	面積	調査年次	人 口			女百に付	人口密度1方 料に付
			總數	男	女		
世界總數	134,000,000	1920頃	1,809,000,000	—	—	—	14
亞細亞洲	42,500,000	全上	997,200,000	—	—	—	24

歐羅巴洲	11,400,000	全上	456,900,000	—	—	—	40
北亞米利加洲	21,800,000	全上	144,900,000	—	—	—	7
南亞米利加洲	18,700,000	全上	64,700,000	—	—	—	3
阿弗利加洲	30,800,000	全上	138,300,000	—	—	—	4
大洋洲	9,000,000	全上	8,300,000	—	—	—	1
亞細亞洲							
帝國	674,055	1920	76,988,379	38,903,047	38,085,332	102	114
		1925	83,456,929	42,209,100	41,247,829	102	124
内地	381,250	1920	55,963,053	28,044,179	27,918,874	100	147
		1925	59,736,822	30,013,109	29,723,713	101	157
		1926	60,521,600	30,422,800	30,098,800	101	159
		1927	61,316,600	30,836,100	30,480,500	101	161
朝鮮	220,741	1920	17,264,119	8,903,000	8,361,119	106	78
		1925	19,522,945	10,020,543	9,502,002	106	88
臺灣	35,974	1920	3,655,308	1,893,541	1,761,767	107	102
		1925	3,993,408	2,052,669	1,940,739	106	111
樺太	36,090	1920	105,899	62,327	43,572	143	3
		1925	203,754	122,379	81,375	150	6
關東洲及南滿鐵道附屬地	3,718	1920	919,568	583,665	325,903	174	247
		1925	1,054,074	644,441	409,583	157	284
南洋委任統治地區	2,149	1920	52,222	28,010	24,212	116	24
		1925	56,294	30,100	26,194	115	26
支那	11,108,467	1923	436,094,953	—	—	—	39
土耳其	887,154	1920	11,314,643	—	—	—	13
		1927	13,649,945	6,584,404	7,065,541	93	15
暹羅	518,381	1919—20	9,207,355	4,599,662	4,607,693	100	18
		1925	9,724,000	—	—	—	19
		1926	9,831,000	—	—	—	19
波斯	1,626,000	1923	9,000,000	—	—	—	6
アフガニスタン	635,000	不詳	9,000,000	—	—	—	14
ネパール	140,000	1920	5,639,092	—	—	—	40
アツシール	200,000	不詳	1,000,000	—	—	—	5
エーメン	195,000	"	1,000,000	—	—	—	5
ヘチアス	440,000	"	900,000	—	—	—	2

オーマン	212,000	不詳	500,000	—	—	—	2
プータン	51,800	"	250,000	—	—	—	5
歐羅巴洲							
露西亜	21,837,900	1920	132,123,381	61,740,494	70,382,837	88	6
		1926	(C) 146,220,112	—	—	—	7
ドイツ	468,718	1919	(D) 59,176,214	(D) 28,171,007	(D) 31,005,207	91	126
		1925	62,592,575	30,196,421	32,396,154	93	134
		1926	63,635,000	—	—	—	136
(A) 義利	32,160,900	1921	438,431,000	—	—	—	14
(D) 本國	313,052	1921	47,123,000	22,632,000	24,491,000	92	151
	244,179	1925	45,040,000	—	—	—	184
		1926	45,220,000	—	—	—	185
屬領	31,847,000	1921	391,308,000	—	—	—	12
印度	4,675,777	1921	318,942,480	163,995,554	154,946,926	106	68
愛蘭自由國	68,873	1925	2,985,000	—	—	—	43
		1926	(C) 2,972,802	(C) 1,506,916	(C) 1,465,886	103	43
カナダ	9,334,652	1921	8,788,483	4,529,945	4,258,538	106	1
		1925	9,364,000	—	—	—	1
		1926	9,505,000	—	—	—	1
南阿聯邦	1,223,370	1921	6,928,580	3,536,992	3,391,588	104	6
		1925	7,408,000	—	—	—	6
		1926	7,538,000	—	—	—	6
新西蘭(本土)	269,001	1921	(F) 1,218,913	(F) 623,243	(F) 595,670	105	5
		1925	(F) 1,325,000	—	—	—	5
		1926	(F) 1,344,384	(F) 686,947	(F) 657,437	104	5
其他	8,641,000	1921	49,994,000	—	—	—	6
(A) 佛蘭西	13,200,000	1920—21	92,000,000	—	—	—	7
本國	550,986	1921	33,797,540	18,444,656	20,352,884	91	70
		1926	40,743,851	—	—	—	74
屬領	12,700,000	1920—21	53,000,000	—	—	—	4
佛領印度支那	737,100	1921	18,806,000	9,379,000	9,427,000	99	26
其他	11,915,761	1920—21	34,233,507	—	—	—	3
伊太利	2,300,000	1921	40,000,000	—	—	—	18

本國	310,095	1921	38,710,576	19,089,535	19,621,041	97	125
		1925	40,064,000	—	—	—	129
		1926	40,423,000	—	—	—	130
屬領	2,000,000	不詳	2,000,000	—	—	—	1
ポーランド	388,328	1921	27,192,674	13,134,062	14,058,612	93	70
		1925	29,319,000	—	—	—	76
		1926	29,589,000	—	—	—	76
西班牙	720,000	1920	22,100,000	—	—	—	31
本國	505,208	1920	21,389,842	10,373,382	11,016,460	94	42
		1925	22,128,000	—	—	—	44
		1926	22,290,000	—	—	—	44
屬領	210,000	1920	700,000	—	—	—	3
羅馬尼亞	294,244	1920	16,262,177	—	—	—	55
		1925	17,220,000	—	—	—	59
チエツコ ソヴエツキヤ	140,485	1921	13,613,172	6,559,503	7,053,669	93	97
		1925	14,244,000	—	—	—	101
		1926	14,353,000	—	—	—	102
セルブ、クロア トスロベニス ハンガリー	248,987	1921	12,017,323	5,893,547	6,123,776	96	48
	92,916	1920	7,980,143	3,870,904	4,109,239	94	86
		1925	8,308,000	—	—	—	90
		1926	8,458,000	—	—	—	91
(A) 白耳義	2,395,000	1920	22,474,000	—	—	—	9
本國	30,441	1920	7,465,782	3,673,433	3,792,349	97	245
		1925	7,812,000	—	—	—	257
		1926	7,875,000	—	—	—	259
屬領	2,365,000	1920	15,008,218	—	—	—	6
和蘭	2,072,849	1920	56,398,672	—	—	—	27
本國	32,603	1920	6,865,314	3,410,262	3,455,052	99	211
		1925	7,416,000	—	—	—	227
		1926	7,526,000	—	—	—	231
屬領	2,040,246	1920	49,533,358	—	—	—	24
屬領東印度	1,900,151	1920	49,350,834	24,555,709	24,395,125	99	26
		1925	51,014,000	—	—	—	27
其他	140,095	1920	182,524	—	—	—	1
オーストリー	83,833	1923	6,536,893	3,144,084	3,387,809	93	78

		1925	6,639,814	—	—	—	79
葡 萄 牙	2,172,290	1915—22	14,870,000	—	—	—	7
本 國	92,713	1920	6,032,991	2,855,818	3,177,173	90	65
		1925	6,185,000	—	—	—	67
屬 領	2,079,577	1915—22	8,837,000	—	—	—	4
瑞 典	410,581	1920	5,904,489	2,898,256	3,006,233	96	14
		1925	6,054,000	—	—	—	15
		1926	6,074,000	—	—	—	15
希 臘	147,634	1921	5,526,375	2,750,904	2,785,471	99	38
		1925	6,522,000	—	—	—	44
		1926	6,600,000	—	—	—	45
勃 爾 牙 利	103,143	1920	4,846,971	2,420,784	2,426,187	100	47
		1925	5,372,000	—	—	—	52
		1926	5,403,000	—	—	—	53
ス イ ス	41,298	1920	3,880,320	1,871,123	2,009,197	93	94
		1925	3,936,000	—	—	—	95
		1926	3,959,000	—	—	—	96
丁 抹	235,364	1920—21	3,398,228	1,655,407	1,742,821	95	14
本 國	44,418	1921	3,289,183	1,602,301	1,686,882	95	74
		1925	3,457,380	—	—	—	78
		1926 ^(G)	3,452,000	—	—	—	78
屬 領	190,946	1920—21	109,045	53,106	55,939	95	1
アイスランド	102,846	1920	94,690	46,172	48,518	95	1
グリーンランド ^(H)	88,100	1921	14,355	6,934	7,421	93	0.2
芬 蘭	343,599	1920	3,364,807	1,660,230	1,704,577	97	9
		1925	3,526,000	—	—	—	10
諾 威	309,901	1920	2,649,775	1,290,469	1,359,306	95	9
		1925	2,772,000	—	—	—	9
		1926	2,879,000	—	—	—	9
リスアニア	56066	1923—25	2,170,616	—	—	—	39
		1928	2,225,520	—	—	—	40
ラトビア	64,894	1920	1,596,131	721,927	874,204	83	25
エストニア	45,220	1922	1,107,059	520,239	586,820	89	25
アルバニア	27,583	1923	803,959	—	—	—	29
ザール地方 ^(I)	1,929	1919	675,771	325,039	350,732	93	351

ダンチツヒ自由市	1,894	1923	366,730	174,748	191,982	.91	204
ルクセンブルグ	2,586	1921	261,236	—	—	—	101
		1925	268,865	—	—	—	104
		1926	271,231	—	—	—	105
モナコ	21	1923	22,153	—	—	—	1,055
サンマリノ	61	1920	12,027	—	—	—	197
リヒテンシュタイン	159	1921	11,500	—	—	—	72
アンドラ	453	1920	5,200	—	—	—	11
北亞米利加洲							
北米合衆國	9,556,789	1917—20	117,705,927	—	—	—	12
本 國	7,702,021	1920	105,710,620	53,900,431	51,810,189	104	14
		1925	115,378,000	—	—	—	15
		1926	117,136,000	—	—	—	15
屬 領	1,854,768	1917—20	11,995,307	—	—	—	6
ヒリツピン群島	296,294	1918	10,314,310	—	—	—	35
		1925	11,414,000	—	—	—	39
		1926	11,583,000	—	—	—	39
ハ ワ イ	16,703	1920	255,912	151,146	104,766	144	15
其 他	1,541,771	1917—20	1,425,085	—	—	—	1
メキシコ	1,969,153	1921	14,234,799	6,947,213	7,287,586	95	7
玖 馬	114,524	1919	2,889,004	1,530,509	1,358,495	113	25
		1925	3,450,000	—	—	—	30
		1926	3,470,000	—	—	—	30
グアテマラ	113,081	1921	2,004,900	—	—	—	18
ハイチ	26,435	1918	1,631,260	—	—	—	62
サルバドル	34,126	1922	1,550,634	—	—	—	45
ドミニカ	50,070	1921	897,405	—	—	—	18
ニカラグア	127,461	1921	638,119	311,613	326,506	95	5
ホンジュラス	114,671	1921	637,374	314,528	322,846	97	6
コスタリカ	59,585	1921	476,581	—	—	—	8
パナマ	83,886	1920	446,098	—	—	—	5
南亞米利加洲							
ブラジル	8,494,299	1920	30,635,605	15,443,818	15,191,787	102	4
		1925	35,805,000	—	—	—	4
		1926	37,350,000	—	—	—	4

国名	人口	年	本業者	獨立無業者	従屬者	備考
アルゼンチン	2,978,590	1921	8,698,516	—	—	3
		1925	9,847,000	—	—	3
		1926	10,087,000	—	—	3
コロンビア	1,283,404	1918	5,696,649	2,744,398	2,947,251	93 4
		1925	6,935,000	—	—	5
ペル	1,382,832	1921	5,550,000	—	—	4
チリ	752,024	1920	3,753,799	1,753,827	1,887,972	99 5
		1925	3,947,000	—	—	5
		1926	3,986,000	—	—	5
ボリヴァ	1,332,008	1915	2,889,970	—	—	2
ヴェネズエラ	1,020,400	1920	2,411,952	1,159,717	1,252,235	93 2
		1926	3,026,878	—	—	3
エクアドル	307,243	1922	2,600,000	—	—	7
ウルグワイ	186,926	1920	1,494,953	815,945	679,008	120 8
		1925	1,678,000	—	—	9
		1926	1,720,000	—	—	9
パラグワイ	445,000	1917	1,050,000	—	—	2
亞弗利加洲						
埃及	994,300	1921	13,387,000	6,920,000	6,667,000	101 13
		1925	14,055,000	—	—	14
		1926	14,225,000	—	—	14
		1927	14,168,756	—	—	14
アビシニア	800,000	1920	11,500,000	—	—	14
リベリア	95,400	1923	2,000,000	—	—	21
タンザール	375	1921	74,795	—	—	199

(A)租借地又は委任統治區域を除く (B)公簿調査人口 (C)速報人口 (D)1925年の地域に依る (E)1921年の人口中愛蘭は推計、1925年度1926年は愛蘭自由國を除く (F)マオリ一族を除く (G)フェロー島を除く (H)氷原地を除く (I)國際聯盟委員會統治區域

列國の職業別人口

項目	A(帝國內地) 1920年		(B)英領印度 1921年		北米合衆國 1920年		(C)獨逸 1925年	
	實數	人口百に付	實數	人口百に付	實數	人口百に付	實數	人口百に付
總人口	55,849	100.0	316,055	100.0	105,710	100.0	62,411	100.0
本業者及獨立無業者	27,089	48.5	146,413	46.3	41,614	39.4	32,009	51.3

職業	英吉利(愛蘭を除く) 1921年		佛蘭西 1911年		伊太利 1911年		亞爾然丁 1914年	
	實數	人口百に付	實數	人口百に付	實數	人口百に付	實數	人口百に付
從屬者	28,760	51.5	169,642	53.7	64,096	60.6	30,402	48.7
農業及林業	14,140	52.2	105,291	71.9	10,900	26.2	9,762	30.5
漁業	59,722	2.2	745	0.5	53	0.1	—	—
鑛工業	496	1.8	347	0.2	1,090	2.6	13,239	41.4
交通業	5,258	19.5	15,378	10.5	12,819	30.8	—	—
商業	1,033	3.8	1,970	1.4	3,064	7.4	5,273	16.5
公務自由業	3,290	12.2	8,049	5.5	4,243	10.2	—	—
家事使用人	1,158	4.3	4,115	2.8	2,914	7.0	2,091	6.5
其他の有業者	25	0.1	2,532	1.7	—	—	1,020	3.2
獨立無業者	491	1.8	—	—	6,531	15.7	—	—
總人口	581	2.1	7,986	5.5	—	—	625	1.9
從屬者	22,757	53.2	18,261	46.6	18,269	52.7	4,714	59.8
農業及林業	1,449	7.2	8,517	40.7	9,026	55.0	530	16.7
漁業	52	0.3	103	0.5	95	6.4	14	0.5
鑛工業	1,220	6.1	—	—	113	0.7	—	—
交通業	7,088	35.4	7,486	35.8	4,255	25.9	938	29.6
商業	1,665	8.3	—	—	544	3.3	—	—
公務自由業	2,144	10.7	2,053	9.8	922	5.6	293	9.2
家事使用人	2,543	12.7	1,842	8.8	967	5.9	257	8.1
其他の有業者	2,216	1.1	930	4.4	484	3.0	219	6.9
獨立無業者	980	4.9	—	—	—	—	—	—
從屬者	655	3.3	—	—	32	0.2	920	29.0
總人口	7,424	100.0	7,207	100.0	6,929	100.0	6,865	100.0
本業者及獨立無業者	3,230	43.5	2,724	37.8	355	13.8	2,722	39.7
從屬者	4,194	56.5	4,583	62.2	5,974	86.2	4,143	60.3

日本社會衛生年鑑

	本業者 獨立無業者 實數 者百に付		本業者 獨立無業者 實數 者百に付		本業者 獨立無業者 實數 者百に付		本業者 獨立無業者 實數 者百に付	
	農業及林業	517	16.0	977	35.9	168	17.6	622
漁業	3	0.1	35	1.3	1	0.1	20	0.7
鑛工業	1,756	54.4	63	2.3	20	2.1	47	1.7
交通業			737	27.1	85	8.9	981	36.1
商業	218	8.0	33	3.5	261	9.6	318	11.7
公務自由業	354	10.9	283	10.4	56	5.9	318	11.7
家事使用人	229	7.1	197	7.2	115	12.0	223	8.2
其地の有業者	207	6.4	214	7.8	23	2.4	221	8.1
獨立無業者	—	—	—	—	39	4.1	25	0.9
獨立無業者	164	5.1	—	—	415	43.4	4	0.1

	瑞典 1910年		丁 抹 1921年		濠 洲 1920年		瑞 西 1920年	
	實數	人口 百に付	實數	人口 百に付	實數	人口 百に付	實數	人口 百に付
總人口	5,522	100.0	3,268	100.0	5,436	100.0	3,880	100.0
本業者及獨立無業者	2,403	43.5	1,524	46.6	2,347	43.2	1,852	47.7
從屬者	3,119	56.5	1,744	53.4	3,089	56.8	2,028	52.3

	本業者 獨立無業者 實數 者百に付		本業者 獨立無業者 實數 者百に付		本業者 獨立無業者 實數 者百に付		本業者 獨立無業者 實數 者百に付	
	農業及林業	999	41.6	461	30.2	524	22.3	487
漁業	17	0.7	14	0.9	8	0.3	6	0.3
鑛工業	13	0.5	368	24.1	67	2.9	6	0.3
交通業					552	23.0	724	30.8
商業	80	5.3	208	8.9	91	4.9	217	11.7
公務自由業	147	9.7	355	15.1	217	11.7	217	11.7
家事使用人	107	4.5	96	6.3	201	8.6	99	5.4
其他の有業者	112	4.6	175	11.5	210	9.0	25	4.4
獨立無業者	5	0.3	5	0.3	—	—	26	1.4
獨立無業者	371	15.4	178	11.7	50	2.1	73	3.9

	芬 蘭 1920年		諸 威 1920年	
	實數	人口 百に付	實數	人口 百に付
總人口	3,105	100.0	2,650	100.0
本業者及獨立無業者	1,545	49.8	1,108	41.8
從屬者	1,560	50.2	1,542	58.2

第四章 社會衛生に關する文献の抄録

	本業者 獨立無業者 實數 者百に付		本業者 獨立無業者 實數 者百に付	
	農業及林業	1,024	66.3	336
漁業	8	0.5	58	5.2
鑛工業	22	1.4	310	28.0
交通業	170	11.0		
商業	40	2.6	92	8.3
公務自由業	50	3.2	119	10.8
家事使用人	43	2.8	54	4.9
其他の有業者	78	5.1	18	1.6
獨立無業者	110	7.1	121	10.9

列國大都市の人口

調査年次	人口 千人	調査年次	人口 千人		
				紐 育(米)	1920
倫 敦(英)	1921	4,485	ワルシャワ(波)	1921	936
伯 林(獨)	1925	3,954	盤 谷(暹)	1924	931
巴 里(佛)	1921	2,906	ブタペスト(洪)	1920	929
市 俄 古(米)	1920	2,702	ハンミンガム(英)	1921	919
大 阪(日)	1925	2,115	廣 東(支)	1920	900
東 京(日)	"	1,996	シドニー(濠)	1921	899
ウキンナ(澳)	1925	1,866	枕 州(支)	1920	892
フィラデルフィア(米)	1920	1,824	リヴァプール(英)	1921	862
ブエノスアイレス(亞爾)	1922	1,720	天 津(支)	1920	800
莫 斯 科(露)	1923	1,550	クリーブランド(米)	1920	797
上 海(支)	1920	1,500	カ イ ロ(埃)	1917	791
漢 口(支)	"	1,462	聖 路 易(米)	1920	773
カルカッタ(印)	1921	1,328	ナ ボ リ(伊)	1921	772
北 京(支)	1920	1,300	名 古 屋(日)	1925	769
孟 買(印)	1921	1,176	メルボリン(濠)	1921	766
リオデジャネイロ(伯)	1920	1,158	マドリッド(西)	1920	751
コンスタンチノーブル(土)	1924	1,135	ボ ス ト ン(米)	"	748
レニングラード(露)	1923	1,071	ボルチモア(米)	"	734
漢 堡(獨)	1925	1,054	マンチエスター(英)	1921	730
グラスゴー(英)	1921	1,034	ミ ラ ノ(伊)	"	719

バルセロナ(西)	1920	710	リール(英)	1921	458
ケルン(獨)	1925	693	ミルウォーキー(米)	1920	457
羅馬(伊)	1921	692	ロツツ(波)	1921	452
京都(日)	1925	680	アレキサンドリア(埃)	1917	445
ブラーグ(チエツコ)	1920	677	華盛頓(米)	1920	438
ミュンヘン(獨)	1925	669	オデッサ(露)	1923	433
ライプツヒ(獨)	"	663	デュッセルドルフ(獨)	1925	429
アムステルダム(和)	1920	647	ベルファスト(英)	1923	429
神戸(日)	1925	644	エヂンバラ(英)	1921	420
寧波(支)	1920	628	ストックホルム(瑞典)	1920	419
福州(支)	"	624	ダブリン(愛蘭自由)	1926	419
モントリオール(加)	1921	619	ニューヨーク(米)	1920	415
メキシコ(墨)	"	615	ハノーバー(獨)	1925	414
ドレスデン(獨)	1925	608	横濱(日)	"	403
ピッツバーグ(米)	1920	588	ハイダラバード(印)	1921	404
馬耳塞(佛)	1921	586	シンシナチ(米)	1920	401
サンパウロ(伯)	1920	579	モンテヴィデオ(ウルグアイ)	1921	400
ロスアンゼルス(米)	1921	577	パレルモ(伊)	1921	394
リヨン(佛)	"	562	南京(支)	1920	392
コッペンハーゲン(丁)	"	561	ニューオルレアンス(米)	1920	387
ブレスラウ(獨)	1925	550	ニュレンベルヒ(獨)	1925	335
長沙(支)	1920	536	ミネアポリス(米)	1920	381
マドラス(印)	1921	527	ブリストル(英)	1921	377
トロント(加)	"	522	スミルナ(土)	1924	375
ロツテルダム(和)	1923	516	ハヴァナ(玖)	1919	334
サンチャゴ(智)	"	"	海牙(和)	1920	355
桑港(米)	"	"	新嘉坡(海殖)	1921	352
バツファロー(米)	"	507	ヴィクトリア(香港)	1923	350
トリノ(伊)	1921	502	ブカレスト(羅)	1915	348
蘇州(支)	1920	500	京城(朝)	1925	343
シエフィールド(英)	1921	491	蘭貢(印)	1921	342
重慶(支)	1920	490	シユットガルト(獨)	1925	338
リスボン(葡)	1920	486	ケムニツ(獨)	"	326
エツセン、アムルール(獨)	1925	463	カンサスシチー(米)	1920	324
フランクフルト(獨)	1920	461	ドルトムント(獨)	1925	318

キエフ(露)	1923	317	デーリー(印)	1921	304
ゼノア(伊)	1921	316	アンヴェルス(白)	1920	302
シアトル(米)	1920	315	ウエストハム(英)	1921	301
インディアナポリス(米)	1920	314			

列國の婚姻、離婚、出生、死亡及死産

(1925年)

	婚姻	離婚	出生	死亡	死産	自然増加
帝國	730,091	63,453	2,980,624	1,704,151	134,687	1,276,473
内地	(502,847)	(50,119)	(2,104,405)	(1,160,734)	(124,038)	(943,671)
朝鮮	521,438	51,687	2,086,091	1,210,706	124,403	875,385
臺灣	171,150	7,708	722,467	392,288	3,447	330,179
樺太	37,503	4,058	265,983	97,516	2,492	68,467
關東州	—	—	6,083	3,641	345	2,442
(A) 北米合衆國	6,037	149	29,010	16,752	373	12,258
獨逸	1,178,212	170,952	(B) 1,930,614	(C) 1,006,994	69,751	923,620
佛蘭西	482,792	35,451	1,292,499	744,691	43,828	547,803
英國	353,000	20,002	770,000	708,000	29,000	62,000
伊太利	335,844	—	842,405	558,132	—	284,273
西班牙	295,769	—	1,108,350	669,640	48,078	438,710
チェツコスロウヰキヤ	158,849	—	644,693	432,164	19,225	212,529
白耳義	130,600	5,107	355,763	211,259	8,150	140,504
洪牙利	74,761	2,503	154,288	102,179	5,617	52,103
(D) 亞爾然丁	74,382	5,626	235,480	142,150	6,480	93,330
和蘭	69,245	—	305,512	133,704	—	171,803
奧地利	54,768	2,198	178,545	72,121	4,661	106,429
(A) 葡萄牙	50,842	—	135,841	94,988	—	40,853
(G) 加奈陀	47,505	—	210,830	127,138	8,753	83,692
濠洲	47,151	551	154,509	66,419	(A) 5,582	88,090
瑞典	46,899	1,544	135,792	54,568	—	81,224
智利	37,231	1,748	105,989	70,840	2,605	35,149
瑞西	28,726	—	156,225	108,787	—	47,493
丁抹	28,110	2,223	72,570	47,877	1,939	24,693
	25,800	(A) 1,710	71,900	37,100	(A) 1,803	34,800

諸 威	16,292	638	55,254	30,228	(A) 1,429	25,026
(F) 南亞聯邦	14,502	790	43,411	15,371	—	28,040
ウルグワイ	9,363	(A) 231	42,167	19,332	1,362	22,835

(A)は1924年 (B)出生登記區域 (D)テリトリーを除く (F)巴里人のみ 括弧内は1926年

列國の出生率

	1925年	1924年	1923年	1922年	1921年
帝 國 (34.8)					
内 地	34.9	33.8	34.9	34.2	35.1
朝 鮮	38.1	38.3	40.3	33.8	29.7
臺 灣	40.3	41.2	39.7	42.5	43.3
樺 太	32.2	34.4	32.2	31.5	31.2
關 東 州	26.7	26.5	25.4	26.4	25.4
智 利	40.0	39.7	39.2	38.4	39.9
亞 爾 然 丁	32.6	32.1	—	—	32.6
西 班 牙	29.3	29.9	30.6	30.5	30.4
洪 牙 利	28.3	26.8	28.4	29.4	27.9
伊 太 利	27.8	28.4	29.3	30.2	30.3
南 亞 聯 邦	26.5	26.3	26.7	22.5	28.4
チエツコスロバキア	25.1	25.9	27.3	28.1	29.0
ウ ル グ ワ イ	25.1	25.8	25.4	26.0	26.2
和 蘭 洲	24.2	25.1	26.0	25.9	27.4
濠 洲	22.9	23.2	23.8	24.7	25.0
北 米 合 衆 國	—	22.6	22.4	22.5	24.3
加 奈 陀	22.6	23.1	26.1	27.8	29.3
丁 抹 利	21.1	21.9	22.3	22.3	24.0
埃 地 逸	20.6	21.4	22.3	22.8	22.9
獨 逸	20.7	20.5	21.0	22.9	25.3
諸 威 義	20.0	21.1	22.5	23.1	24.0
白 耳 義 國	19.8	19.9	20.4	20.4	21.8
佛 國	18.9	18.7	19.1	19.3	20.7
英 國	18.7	19.3	20.2	20.7	22.5
瑞 西	18.4	18.8	19.4	19.6	20.8
瑞 典	17.5	18.1	18.8	19.6	21.5

列國の死亡率

	1925年	1924年	1923年	1922年	1921年
帝 國 (19.2)					
内 地	20.3	21.2	22.8	22.3	22.7
朝 鮮	20.7	21.5	20.6	21.5	19.8
臺 灣	23.7	24.4	21.7	25.0	24.4
樺 太	19.3	26.0	24.6	20.2	25.7
關 東 州	15.4	15.3	16.0	15.6	15.2
智 利	27.8	29.2	32.8	28.4	32.7
西 班 牙	19.7	19.8	20.8	20.5	21.3
佛 蘭 西	17.5	16.9	16.7	17.5	17.7
洪 牙 利	17.1	20.3	19.2	20.8	19.3
伊 太 利	16.8	16.8	16.6	17.7	17.4
チエツコスロバキア	15.2	15.4	15.1	17.6	17.7
埃 地 利	14.4	14.9	15.3	17.3	16.9
亞 爾 然 丁	14.3	13.9	—	—	15.5
西 耳 義	13.1	13.0	13.2	14.1	13.8
英 吉 利	12.4	12.6	11.8	13.1	12.5
瑞 西	12.2	12.5	11.8	12.9	12.7
獨 逸	11.9	12.2	13.9	14.4	13.9
北 米 合 衆 國	—	11.8	12.4	11.9	11.7
瑞 典	11.7	12.0	11.4	12.9	12.4
ウ ル グ ワ イ	11.5	11.8	11.4	10.6	12.2
丁 抹 利	10.9	11.3	11.3	11.9	10.0
埃 地 逸	10.9	11.3	11.6	12.0	11.5
諸 威 義	9.8	9.8	9.9	11.4	11.1
白 耳 義 國	9.7	9.8	11.4	11.3	11.6
佛 國	9.4	9.6	9.8	9.5	10.4
英 國	9.2	9.5	9.9	9.2	9.9

列國の人口増加率

	最近二回の人口調査期間に於ける毎年平均増加率%	同期間に於ける毎年平均出生死亡差増率%	實増加率と自然増加率との差(來往住に依る増加率)%
帝 國			
内 地	13.1	12.5	0.6

朝鮮	?	12.7	?
臺灣	17.9	15.6	2.3
樺太	139.6	7.2	132.4
ブラジル	28.9	?	?
コロンビア	24.0	?	?
濠洲	20.1	15.3	4.8
加陀	20.0	14.7	5.3
丁抹	17.1	11.5	5.6
和蘭	14.5	13.4	1.1
北米合衆國	14.5	?	?
諾威	10.7	12.5	(-)1.8
伊太利	10.6	6.9	3.7
西班牙	8.6	6.4	2.2
希臘	7.6	?	?
瑞典	6.7	7.8	(-)1.1
英吉利	4.4	7.9	(-)3.5
英蘭	4.8	8.1	(-)3.3
蘇格蘭	2.5	8.7	(-)6.2
愛蘭	2.3	4.9	(-)2.6
瑞西	3.5	6.5	(-)2.8
獨逸	2.3	3.0	(-)0.7
白耳義	- 0.3	2.6	(-)2.9
佛蘭西	- 5.5	- 2.6	(-)2.9

列國の移民

		(1) 移出國		
		1926年	1925年	1916年
帝國(内地)		16,184	10,696	14,586
英吉利		166,601	140,594	76,479
伊太利		119,055	104,421	77,155
獨逸		64,664	62,736	326
波蘭		49,893	38,449	?
西班牙		45,299	55,544	92,476
葡牙		41,363	55,396	22,605
瑞典		11,062	9,612	7,488

諾威	威	9,326	6,975	5,212
芬蘭	蘭	7,072	2,075	5,325
丁抹	抹	5,804	4,578	4,265
瑞西	西	4,947	4,334	1,464
埃太利	利	3,895	4,627	?
白耳義	義	3,672	2,498	?
和蘭	蘭	3,059	3,020	911
(2) 移入國				
		1926年	1925年	1916年
亞爾然丁	丁	337,310	209,873	75,381
北米合衆國	國	304,488	294,314	298,826
ブラジル	ル	111,351	84,883	34,003
加奈陀	陀	96,064	111,362	48,537

柳澤統計研究所 華族動態調査統計表 (柳澤統計研究所季報 25 昭和3年12月)

本書は大正5年より大正14年に至る10ケ年の華族動態統計調査にして、材料は主として内務省宗秩寮の記録により、調査内容は總表、婚姻、離婚、出生、死亡其他の六項なり。

朝鮮總督府 昭和元年朝鮮總督府統計年報 (昭和3年3月31日)

東京市役所 東京市統計圖表 (昭和3年3月)

大阪市役所産業部 六大都市比較統計要覽 (昭和3年3月25日)

内閣統計協會 日本帝國統計全書 (丸善株式會社 昭和3年5月12日)

石田龍次郎 人口の増加率と活動指數に就て (地理學評論 4の5,6)

著者は人口増加率は必ずしも直ちに増加人口の變化を示すものでない。増加率は總數を知つて始めて意義あることを論じ、現在の増加率を比較して立論の根據とすることは危険である。又人口増加を促進する因子として、「(1)地域の物質的自然的資源 (2)人類の活動を容易にする種々の宇宙のエネルギー (3)自然の富源を利用する知識の増進、(4)人類の活動、特に人類の生産度又は生産せる物質の消費の大きき及性質に作用する社會的乃至それに類似せる標準」の5を挙げ、これを要的に、(1)人類の行爲に無關係なるその土地の自然

の生産力及富源、(2)人類の活動による富或は資源」の二つとすと考ふること得ることを論じ、今Wをある土地の自然的生産力或は富源、gを地理的及氣候的利益、uを科學の利用、進歩せる文明の力にて作られる富源、fを生産力の事實に於てそれ自身を示す因子、eを生活標準による因子、iを知的能力とその應用の大きとすれば、増加する人口はそれらの函數である。即ち $P = P_0 \phi(W, g, u, f, e, i, \dots, t)$ 併しこれらの凡ては人口増加の可能性を決定する因子であるが、必ずしも實現性を現はさない又非週期的であり、週期があるとしても極めて長い次に人口増加に影響するは移民であるが、これによる増加は極めて不自然である。次に活力指數(生死比率)について世界の現状を總括的に比較し(8)、の結論をあげてゐるが、そのうち(3)同じ人口増加率であつても、活力指數、生死比率等によるときはそのもつ意味が異なる。(5)人口状態には發達の階段がある。(8)諸人種には播殖の強弱があるが、生物學的には北歐人、濠洲人、北米人が健康であり、アジア人はあまり健康でない」と述べてあるが、それらは問題の存するところであらう。

井上謙二 我國に於ける人口重心と其移動に関する研究 (統計集誌 569)

東京統計協會が創立50年記念に募集したる懸賞論文の第二等賞を得たる論文である。著者は地圖によつて各一度づゝの經度線と緯度線との圍む四邊形に區分し、74區分を得、その人口數を決定し、次にその各區の重心を求め、各區人口總數がその重心にあるものとして、更にこれより人口重心を求め、

年次	東經	北緯	地名
明治31年末	136.11.42	35.28.11	滋賀縣伊香郡古保村字西野の南端口を西へ約1.3軒
大正2年末	136.18.10	35.31.32	滋賀縣伊香郡東淺井郡の郡境にある見高山麓より東へ約1.3軒
大正14年10月1日	136.20.31	35.33.31	岐阜縣揖斐郡坂内村字廣瀬を通ずる經度線を基準として45度の角度を以て南へ約2軒

重心の移動を明示し、その移動の原因を自然的及社會的原因であるが、北海道の人口移入状態がこの重心の移動に強力に作用してゐることを論じてゐる。又將來わが邦の西南部に著しき人口増加を現出すべき何等の理由がないから、例外的事情の發生しない限り、人口重心の移動は西南より東北への趨勢を變ずることなく進むであらうと論じてゐる。

二瓶士子治 我國の婚姻と離婚との關係 (統計集誌 559, 560)

著者は離婚と婚姻との間の過去に於ける數學的關係を檢討し、婚姻率は比較的整然として8.0%内外を起伏するが、離婚率は漸次減少してゐる。又季節的に見れば各年にも婚姻は2月最高、4、12月これに次ぎ、6月は最低7、8月これに次ぐ、然るに離婚も亦以上と同じ経過を示してゐる。即ち兩者は並行するこゝが認められる。又場所的に見るも高き婚姻率を有する地方は概して高き離婚率を有し、低き婚姻率を有する地方は低き離婚率を有する。兩者の關係は地理的にも並行する。この事實からして著者は「我國では全國總體の上に婚姻率が各年略々靜止的狀態に在り、又離婚率が逐年減少の傾向を迎れるにも不拘、その内容に於ては季節的に、將地方的に婚姻線と離婚線とは常に平行的に起伏する。蓋し夥多に婚姻の行はるゝ時は自然不用意に取り結ばるゝこゝが少くない。それは夫婦關係繼續1ヶ年未満の離婚が離婚總數中尙相當の數を占めてゐるこゝで考へられる、さて、仲人婚姻、早婚等の弊風の打破を以て急務としてゐる。

2 人口統計

内閣統計局 大正15年(昭和元年)日本帝國人口動態統計記述篇 (昭和3年2月10日)

婚姻 大正6年以降の婚姻數は次の如くである。

	實數	前年に比し増又は減(一)	人口千に付
大正6年	447.970	—	7.99
同 7年	500.580	52.610	8.99
同 8年	480.136	-20.444	8.54
同 9年	546.907	66.071	9.76
同 10年	519.217	(一)26.990	9.14

同 11年	515.916	(-) 3.301	8.95
同 12年	512.689	(-) 3.227	8.77
同 13年	513.130	441	8.68
同 14年	521.438	8.308	8.73
同 15年 昭和元年	502.847	(-)18.591	8.31

即ち之で見るに大正6年より9年迄は漸次上昇し、爾後は年々割合を減じ、14年に一寸上昇したが本年は又下降してゐる。

婚姻者の年齢大正15年、昭和元年に於ける婚姻者の數年齢を見るに、男では、25—29才が最も多く、20—24才、30—34才等が次に亞ぎ、女では20—24才が最も多く、15—19才、25—29才等が之に亞いで居る。

婚姻者の年齢別 (大正15年 昭和元年)

	實 數		千 分 比	
	男	女	男	女
總 數	502.847	502.847	1,000.0	1,000.0
15才未満		116		0.2
15—19才	13,325	123,677	26.5	246.0
20—24才	157,404	239,763	313.0	476.8
25—29才	190,710	77,831	379.2	154.8
30—34才	67,599	27,712	134.4	55.1
35—39才	30,231	13,930	60.1	27.7
40—44才	17,283	8,398	34.4	16.7
45—49才	11,507	5,688	22.9	11.3
50—54才	6,822	3,164	13.6	6.3
55—59才	3,909	1,502	7.8	3.0
60—64才	2,269	668	4.5	1.3
65—69才	1,110	268	2.2	0.5
70才以上	687	130	1.4	0.3

然して、再婚を含む場合も、初婚年齢の場合も、何れに於ても、大體男女共に20才迄の婚姻者の數は減じ、30才以上の割合は7、8年前迄は漸次増加して來たが、其後男は20—29才、女は20—24才、の割合が増加するに到つた、尤も本年は

多少の異例を示してゐる。

人口十萬以上の市に於ける婚姻

本年度の十萬以上の都市に於ける婚姻は前年に比し3085件、1,000に付0.57を減じた。又大都市の婚姻率は全國の場合に較べるに常に低い。

	實 數	前年に比し増又は減	人口千に付	
			市	全國(参照)
大正11年	57,341	—	7.28	8.95
同 12年	53,093	(-)4,248	6.54	8.77
同 13年	55,121	2,028	6.97	8.68
同 14年	62,981	7,860	7.21	8.73
同 15年 昭和元年	59,896	(-)3,085	6.64	8.31

婚姻者の年齢は男子に於ては全國と同じであるが、女子に於ては第2位と第3位が入りかわり、男子に於ても、第2位と第3位の差はすくない。

離婚數 大正6年以降の離婚數を示せば次の如し。

	實 數	前年に比し増又は減(-)	人口千に付	
			人口千に付	婚姻千に付
大正6年	55,812	—	1.00	124.6
同 7年	56,474	662	1.01	112.8
同 8年	56,812	338	1.01	118.3
同 9年	55,511	(-)1,301	0.99	101.6
同 10年	53,402	(-)2,109	0.94	102.9
同 11年	53,053	(-) 349	0.92	102.8
同 12年	51,212	(-)1,841	0.88	99.9
同 13年	51,770	558	0.88	100.9
同 14年	51,687	(-) 83	0.87	99.1
同 15年 昭和元年	50,119	(-)1,563	0.83	99.7

夫婦關係の繼續期間 既往に於て之を見れば數年前迄割合に於て多少の相違はあるが、婚姻後短期間に於ける離婚の割合が漸次増加して、婚姻期間の長かつた

割合が次第に減少する傾向が見わたるのが、最近は稍之に反對の現象を呈してゐる

夫婦關係の繼續期間別

	實 數		千分比例	
	大正15年 昭和元年	大正14年	大正15年 昭和元年	大正14年
總 數	50.119	51.687	1,000.0	1,000.0
1年未滿	7.797	8.212	155.6	158.9
1年以上2年未滿	8.258	8.595	164.7	166.3
2年以上3年未滿	6.079	6.360	121.1	123.0
3年以上4年未滿	4.695	4.905	93.7	94.9
4年以上5年未滿	3.568	4.033	71.2	78.0
5年以上10年未滿	10.488	10.152	209.3	196.4
10年以上15年未滿	4.506	4.514	89.9	87.3
15年以上20年未滿	2.237	2.238	44.6	43.3
20年以上	2.372	2.469	47.3	47.8
期間不詳	128	209	2.6	4.1

出生數 本年の出生數は前年に比し、實數に於て、18314人増加し、割合に於て0.15減じて居る。

	出 生 數		
	實 數	前年に比し増又は減(一)	人口千に付
大正6年	1,812,413	—	32.34
同 7年	1,791,992	(一)20,421	32.19
同 8年	1,778,685	(一)13,307	31.62
同 9年	2,025,564	246,879	36.19
同 10年	1,990,876	(一)34,688	35.06
同 11年	1,969,314	(一)21,562	34.16
同 12年	2,043,297	73,983	34.94
同 13年	1,998,520	(一)44,777	33.79
同 14年	2,086,091	87,571	34.92
同 15年 昭和元年	2,104,405	18,314	34.77

出生兒の體性

出生兒男女別

			男	女	女100に付男
			實數	實數	割合
出生	{	大正15年	1,081,793	1,022,611	105.8
		大正14年	1,060,827	1,025,264	103.5
公生	{	大正15年	1,006,671	948,262	106.2
		大正14年	934,854	949,789	103.7
私生	{	大正15年	75,122	74,349	101.0
		大正14年	75,973	75,475	100.7

人口十萬以上の市に於ける出生、實數に於ては2314人、割合に於ては1.15を減少した。市々全國平均の出生率を比較するに、市に於ては常に甚しく低率である。

	實 數	前年に比し増又は減(一)	人口千に付	
			市	全國(参照)
大正11年	219,791	—	27.90	34.16
同 12年	219,831	(一)3,960	25.96	34.94
同 13年	210,783	(一)48	26.67	33.79
同 14年	251,858	41,075	28.81	34.92
同 15年 昭和元年	219,544	(一)2,315	27.66	34.77

出生兒の男女別は次の如くである。

		男	女	女百に付男	
		實數	實數	割合	
大正15年 昭和元年	{	出生	129,430	120,113	107.8
		公生	116,866	107,709	108.5
		私生	12,564	12,404	101.3
大正14年 (参照)	{	出生	120,216	114,726	104.8
		公生	108,239	102,823	105.3
		私生	11,977	11,903	100.6

死産數 前年に比して、365割合に於て0.03を減少した。近年は漸次減少の傾向を示してゐる。

	死 産 數		
	實 數	前年に比し増又は減(一)	人口千に付
大正6年	140,328	—	2.50
同 7年	142,507	2,179	2.56
同 8年	132,932	(一)9,568	2.36

同 9年	144,038	11,099	2.57
同 10年	138,301	(-) 5,737	2.44
同 11年	132,244	(-) 6,057	2.29
同 12年	133,863	1,619	2.29
同 13年	125,839	(-) 8,024	2.13
同 14年	124,403	(-) 1,436	2.08
同 15年 昭和元年	124,038	(-) 365	2.05

人口十萬以上の市に於ける死産、本年は前年に比し實數に於て279、割合に於て0.09を減少せり。又全國平均と市を比較すれば、市の方が常に若干低率である。

	死 産 數		人口千に付	
	實 數	前年に比し増又は減(-)	市 全國(参照)	
			市	全國(参照)
大正11年	15,346	—	1.95	2.29
同 12年	14,650	(-) 696	1.80	2.29
同 13年	14,225	(-) 425	1.80	2.13
同 14年	16,576	2,351	1.90	2.08
同 15年 昭和元年	16,297	(-) 279	1.81	2.05

出生と死産 大正15年昭和元年に於て出生は9割4分4厘を占め、死産は5分6厘である。而して過去10年間に於て之を見るに、出生の割合は漸次増加し、死産の割合は年々減少してゐたが、本年は停頓の状態にある。

	出 産 數			出 産 百 中	
	實 數			出 産 百 中	
	出 産	出 生	死 産	出 生	死 産
大正6年	1,952,741	1,821,413	140,328	92.8	7.2
同 7年	1,934,499	1,791,992	142,507	92.6	7.4
同 8年	1,911,624	1,778,685	132,939	93.0	7.0
同 9年	2,169,602	2,025,564	144,038	93.4	6.6
同 10年	2,129,177	1,990,876	138,301	93.5	6.5

同 11年	2,101,558	1,969,314	132,244	93.7	6.3
同 12年	2,177,160	2,043,297	133,863	93.9	6.1
同 13年	2,124,359	1,998,520	125,839	94.1	5.9
同 14年	2,210,494	2,086,091	124,403	94.9	5.6
同 15年 昭和元年	2,228,443	2,104,405	124,038	94.4	5.6

人口十萬以上の市に於ける出生、出生は9割3分9厘を占め、死産は6分6厘で、全國平均に較べると、市に於て出生の割合少く、死産の割合が多い。

	出 産 數			出 産 百 中	
	實 數			出 産 百 中	
	出 産	出 生	死 産	出 生	死 産
大正11年	235,137	219,791	15,346	93.5	6.5
同 12年	225,481	210,831	14,650	93.5	6.5
同 13年	225,008	210,783	14,225	93.7	6.3
同 14年	268,434	251,858	16,576	93.8	6.2
同 15年 昭和元年	265,841	249,544	16,297	93.9	6.1

死亡 本年中に於ける死亡數を前年に比するに、實數に於て49,973名、率に於て1.09を減少した。最近10年間に於ける死亡數を見るに、次の如くである。

	死 亡 數		人口千に付
	實 數	前年に比し増又は減(-)	
大正6年	1,199,669	—	21.41
同 7年	1,493,162	293,493	26.83
同 8年	1,281,965	(-)211,197	22.79
同 9年	1,422,096	140,131	25.41
同 10年	1,388,570	(-)133,526	22.69
同 11年	1,286,941	(-) 1,029	22.32
同 12年	1,332,485	45,544	22.78
同 13年	1,254,746	(-) 77,539	21.22
同 14年	1,210,706	(-) 44,240	20.27
同 15年 昭和元年	1,160,734	(-) 49,972	19.18

死亡の季節 死亡は夏季、冬季、秋季、冬季が定型であるが、大正14年より聊か此の定型が覆され、夏季よりも冬季に、秋季よりも春季に多い。

	死 亡 月 別		一年平均一日の死亡千に付 各月平均一日の死亡	
	實 數		大正15年 昭和元年	大正14年
	大正15年 昭和元年	大正14年		
總數	1,160,734	1,210,706	—	—
1月	102,870	112,036	1,043.5	1,089.6
2月	93,638	123,016	1,051.7	1,324.6
3月	103,491	122,445	1,049.8	1,190.8
4月	94,266	98,134	988.1	986.2
5月	93,063	94,544	944.0	919.5
6月	90,721	91,778	951.0	922.3
7月	97,671	103,214	920.8	1,003.8
8月	106,231	100,240	1,077.6	947.9
9月	98,498	94,661	1,032.5	951.3
10月	95,559	94,278	969.4	916.6
11月	87,569	83,672	917.9	840.9
12月	97,110	92,635	985.1	900.9
不詳	47	53	—	—

死亡者の年齢 大正15年昭和元年に於ける死亡者の年齢を既往に比するに大體に於て變りはないが、本年は前年同様青年期、壯年期、特に青年期に於ける死亡の割合が少ないのを異例とする。

	死 亡 者 年 齡 別		千 分 比	
	實 數		大正15年 昭和元年	大正14年
	大正15年 昭和元年	大正14年		
總數	1,160,734	1,210,706	1,000.0	1,000.0
0-4才	458,420	461,419	377.7	381.1
0才	289,275	297,008	249.2	245.3
1才	75,143	82,079	64.7	67.8
2才	36,121	40,918	31.1	33.8

	實 數	百分比例
3才	23,181	20.0
4才	14,700	12.7
5-9才	30,166	26.0
10-14才	22,475	19.4
15-19才	49,733	42.8
20-24才	47,510	40.9
25-29才	37,497	32.3
30-34才	30,378	26.2
35-39才	30,368	26.2
40-44才	32,638	28.1
45-49才	38,038	32.8
50-54才	43,126	37.2
55-59才	47,753	41.1
60-69才	123,139	106.1
70-79才	134,442	115.8
80-89才	50,777	43.7
90才以上	4,165	3.6
年齢不詳	109	0.1

高齢者の割合が少ないのはその年齢に屬する人口数が少い爲で、生命の危険の大小を判するには、各年齢級の人口と其年齢級の死亡者を併せ考へなければならぬ。

死亡者の職業 既往10ヶ年間に於ける死亡者の有業及無業家族別次の如し。

	實 數		百分比例	
	有業者	無業者	有業者	無業者
大正6年	400,025	799,644	33.3	66.7
同 7年	528,103	965,059	35.4	64.6
同 8年	447,003	834,962	34.9	65.1
同 9年	501,605	920,491	35.3	64.7
同 10年	411,978	876,592	32.0	68.0
同 11年	411,130	875,811	31.9	68.1
同 12年	412,797	919,688	31.0	69.0
同 13年	386,501	864,845	30.8	65.2

同 14年	364,537	846,169	30.1	69.9
同 15年 昭和元年	370,418	810,316	30.2	69.8

死亡の原因

	死 因 大 別		千 分 比 例	
	實 數		千 分 比 例	
	大正15年 昭和元年	大正14年	大正15年 昭和元年	大正14年
總 數	1,160,734	1,210,706	1,000.0	1,000.0
自然死(老年)	67,576	70,065	58.2	57.9
疾病による死	1,054,665	1,103,052	908.6	911.1
外因による死	25,983	25,322	22.4	20.9
自 殺	12,484	12,249	10.8	10.1
刑 殺	26	18	0.0	0.0

死亡原因(大分類別)

	實 數		千 分 比 例	
	大正15年 昭和元年	大正14年	大正15年 昭和元年	大正14年
總 數	1,160,734	1,210,706	1,000.0	1,000.0
流行病地方病及傳染病	185,848	198,560	160.1	164.0
全 身 病	62,931	63,960	54.2	52.8
神經系及感覺器の疾患	185,852	185,819	160.1	153.5
血 行 器 の 疾 患	42,135	44,091	36.3	36.4
呼 吸 器 の 疾 患	167,708	195,954	144.5	161.8
消 化 器 の 疾 患	207,881	210,669	179.1	174.0
泌尿生殖器の疾患	65,247	65,079	56.2	53.8
妊 娠 及 産	5,721	6,309	4.9	5.2
皮膚及皮下組織の疾患	4,192	4,134	3.6	3.4
骨及運動器の疾患	3,526	3,458	3.1	2.9
畸 形	3,353	3,075	2.9	2.5
乳 兒	81,127	81,138	69.9	67.0
老 年	67,576	70,065	58.2	57.9
外 因 死	38,493	37,589	33.2	31.1
不明の診断及不詳の原因	39,144	40,815	33.5	33.7

内閣統計局 國勢調査參考書 (昭和3年6月25日)

本書は英、佛、獨、澳、米、加等主要11ヶ國の國勢調査に關する法令、心得、調査票等の參考資料を蒐めたるものなり。

内閣統計局 大正9年國勢調査報告全國の部 (昭和3年10月)

3 出産率及死亡率

二瓶士子治 臺灣婦人の妊孕力に關する研究 (統計集誌 569)

著者は先づ臺灣婦人の妊孕年齢について論じ、月經初潮の年齢を16才5ヶ月なりとの研究を引用し、經閉期を40—50才の間にありとなし、從つてその妊孕年齢は17—45と見らるべしと云ひ、次に正當有配偶女子間に妊孕されたる數をあげ、その大正4年同9年同14年の比較をなしてゐる。

	(1) 妊孕年齢女子有配偶者	(2) 1ヶ年平均公生出生數	(1)に對する(2)の比率
大正4年	531,219	136,165(生産)139,433(死産)5,732(大正3—5年平均)	0.2563
大正9年	531,633	143,405(")127,619(")5,786(大正8—10年平均)	0.2697
大正14年	568,115	161,965(")156,034(")5,931(大正13—15年平均)	0.2851

以上の事實によれば臺灣婦人の1兒妊孕の平均數は大正4年の3年11ヶ月から、大正9年の3年9ヶ月に同14年の3年9ヶ月に短縮したと云ふことが出来る。次で臺灣に住居する内地人と本島人との比較に及び

	(1) 妊孕年齢女子有配偶者	(2) 1ヶ年平均公生出生總數	(1)の(2)に對する比率
臺灣婦人	568,115	161,965(生産) 156,034(死産) 5,931	0.2851
内地婦人	6,870,662	2,011,008(生産)1,912,233(死産)98,775	0.2927

以上によつて臺灣婦人の妊孕力は内地婦人に及ばないことは明白である。この主原因は人口中妊孕年齢にある有配偶者の數が本島の方が内地人に比して著しく大であるからであると述べ、更に臺灣は一般生産率に就て内地及泰西諸國を凌ぎ獨り大を爲せし所以のものは一面氣候の影響及土地人種風俗の關係もあるが、その人口中妊孕すべき年齢にある有配偶女子が多數であることである。これは支那古來の一夫多妻的家族制度に基因するものであつて婦

人個々の妊孕力に於ては爾く大なるものに非ず。むしろそれに及ばざるものがある。尙著者の示したる人口中有配偶女子の数は下記の通りである。

	人口1,000中妊孕年齢の有配女子	女子人口1,000中妊孕年齢の有配偶者
臺灣	150.5	307.5
内地	115.0	231.2

愛知縣社會課 乳兒死亡調査 (昭和3年3月)

本書は愛知縣に於ける乳兒死亡の調査にして、調査の結果は愛知縣に於ても吾國一般と同様に最近減少の傾向を示し、その減少率は毎年10%である。貧富の程度による死亡率は一宮市に於て調査せる結果は納税者 14.5%、不納税者 20.7%で乳兒死亡の根本原因としての貧を裏書きし、又教育程度の調査に於ても同市に於ける調査は教育程度と乳兒死亡率とは反比例する事を示してゐる。又同市に於ける調査は母乳營養に於て 13.5%、人工營養に於ては 22.6%の死亡率を有する事を示してゐる。

神戸市社會課 本市に於ける乳兒死亡調査 (昭和3年7月)

神戸市の細民區域、商業、工業區域及住宅區域を抽出して、調査したるものである。一々家庭訪問によつてゐる點はその特色である。資料がよく整理せられ種種の點に考慮が拂はれ、社會課關係の調査出版物のうちではよい方である。資料の多岐である割合に結論のねらひどころが吾々をしてのつぎきならぬやうに思はせないのは、あまりに急いで記述されたためと思はれる。併しいろいろな點で参考なる出版物である。

東京市役所統計課 最近に於ける東京市現住人の出産 (昭和3年5月24日)

昭和2年度中の全市出産總数は 57,722 人にて出産率は前年に比し 0.9% を減じ(最近に10ヶ年に於ける出産は人口千人當り28人餘である)。生産と死産との割合は前者54,507人後者3,215人にして、出産18人中死産1人の割合で、死産の割合は

逐年減少しつつある。身分別に見れば、私生子は出産12人中1人の割合に當り、此の割合は過去10數年來引續き減少しつつある。體性より見れば女100人に對し男は 104.6 人に當る。季節により見れば出産は1月の8,120人最も多く、6月の3,322人最も少く、死産は1月の320人最も多く、5月の241人最も少し。

三浦運一 滿洲日本人死亡統計の衛生學的考察(其二) (滿洲醫學雜誌 8の2)

著者は在滿日本人の大正9年大正14年の死亡率について死亡原因別兩性別並に季節別に考察してゐる。その結果男子よりも女子が高い。これは女子患者の内地歸還療養が男子患者ほど自由でないからであるを云ふてゐる。又年齢から見ると5才未満及乳兒死亡が低率である。又冬季の肺炎、氣管支炎等を主とする呼吸氣病は滿洲の方が高い。結核は青壯年者の結核死亡が少ない爲めに、死亡率が内地より低くなつてゐるが、それは罹患者が内地へ歸るからである。吸吸器病及結核の眞正死亡率は滿洲の方が高い。それで滿洲の衛生は冬季の嚴寒に對する考慮が重要である。夏季の方は死亡率から見ても内地のそれと大差はない。

竹下清松 經驗死亡表の作成に就て (統計時報 22)

著者は本編に於て經驗死亡表の作成について、その材料蒐集の方面を主として經驗死亡表の性質を検討してゐるのである。尙著者の本編に引證してゐる死亡表を参考のために掲ぐれば下の如くである。

國民死亡表と經驗死亡表とに於ける死亡率の差

年齢	内閣統計局 第2表(男子)	日本三會社生命表 男子全總會表	同上截斷表	同上撰擇表
10	0.003311	0.00499	0.00705	0.00437
15	4755	648	862	534
20	8302	890	1199	743
25	8374	792	1024	635
30	7866	718	820	508
35	8686	764	818	509
40	10399	935	992	615

日本社會衛生年鑑

45	13288	1373	1485	921
50	17749	2028	2171	1346
55	24472	2857	3004	1862
60	35058	4373	4490	2784
65	51222	6084	6084	—
70	74432	8283	8283	—
75	107514	13335	13335	—
80	155826	19044	19044	—
85	225840	27574	27574	—
90	326466	38983	38983	—
95	473384	53333	53333	—

以上によつて見れば内閣統計局第2表(男子)(明治32年—36年の材料)と日本3會社(男子全總會)表とを比較するに20才までは統計局が低く、25才から40才までは3會社表が低く、45才から又局表が低いのである。これを表示すれば次の如くである。

21	0.008598	0.008982	41	0.010878	0.009966
22	8715	8857	42	11372	10691
23	8705	8607	43	11933	11594
24	8564	8272	44	12581	12630

那須理之助 最近に於ける本邦人の死亡率に就て (統計集誌 569)

著者はわが男性及女性について未整頓死亡率と補整死亡率を算出し、これに内閣統計局のそれを對照し、男子死亡率に就ては幼年期及少年期の死亡率は漸次低下の傾向をみるも青年期の死亡率は依然として舊態にあるを云ふよりも、むしろ増進の傾向をなすを云ひ、死亡率の研究のゆるがせにすべからざるを述べてゐる。著者の計出したる新死亡率と内閣統計局の死亡率との比較は下の如くである。

男子死亡率

年齢	局第一表	局第二表	局第三表	新死亡率
0	0.14895	0.15686	0.16050	0.15395
5	0.00999	0.00787	0.00710	0.00618
10	0.00451	0.00331	0.00320	0.00273

第四章 社會衛生に關する文献の抄録

15	0.0521	0.00475	0.00499	0.00511
20	0.00821	0.00830	0.00887	0.00952
25	0.00880	0.00838	0.00854	0.00825
30	0.00863	0.00787	0.00773	0.00729
35	0.00927	0.00869	0.00810	0.00768
40	0.01119	0.01040	0.00959	0.00904
45	0.01406	0.01328	0.01224	0.01276
50	0.01864	0.01775	0.01640	0.01731
55	0.02556	0.02448	0.02291	0.02486
60	0.03649	0.03506	0.03284	0.03642
65	0.05141	0.05121	0.04760	0.05514
70	0.07445	0.07445	0.06978	0.07661

女子死亡率

年齢	局第一表	局第二表	局第三表	新死亡率
0	0.13380	0.14972	0.14504	0.13714
5	0.00978	0.00810	0.00757	0.00685
10	0.00441	0.00377	0.00396	0.00313
15	0.00595	0.00638	0.00755	0.00757
20	0.00899	0.00964	0.01079	0.01073
25	0.00984	0.00992	0.01031	0.00972
30	0.01015	0.00998	0.00983	0.00917
35	0.01103	0.01067	0.01021	0.00958
40	0.01179	0.01138	0.01065	0.01048
45	0.01212	0.01149	0.01076	0.01037
50	0.01464	0.01330	0.01296	0.01266
55	0.01972	0.01852	0.01750	0.01709
60	0.02826	0.02650	0.02456	0.02428
65	0.04101	0.03987	0.03654	0.03823
70	0.06154	0.06072	0.05656	0.05155

山崎春三 月別時刻別病變死亡並に特別疾病月別死亡に就て (日本醫事週報 1676, 1677)

著者は京大病理學教室の剖檢記録によりて上記の事實を調査した。即ち1日中

の死亡即該年間に於ける死亡が1日中に起つたものとして考ふるときは、その最大多数は午後4時から午後5時までの間にあり、最小なるは午前零時から同1時頃迄である。午後の10時前後より同11時前迄に於ける死亡数は、午前及午後略同数である。又午前並に午後に於ける死亡数は午後の方が多し。但し男子は午前午後とも略同数女子は午後に大である。

古河千代美 戸籍上に現はれたる双胎の統計的觀察 (北越醫學會雜誌 43の6)

著者は福島縣下に於て2、3ヶ村の出産兒8,968人中の双胎兒41組につき統計的觀察を行つた。その結果(1)全出産兒1,11.9人につき1人の割合に双胎兒のあるこゝこれは外國の例よりも少ない。(2)性別については

調査者	地方	双方男子	双方女子	1男1女
岡崎	京都	12組 38.70%	13組 41.93%	6組 19.35%
古河	福島縣下	11組 26.80%	23組 56.09%	7組 17.07%

- (3) 双胎兒の出産の父母の年齢は一般子女出産の場合と異なることはない。
- (4) 双胎兒出産後の死亡率は單胎兒に比して高率である。双方女子にして出産せるもの其の50%を占め、而して女子は男子の約倍死亡す。

4 人口問題 (殖民及殖民衛生を含む)

佐伯 矩 栄養と繁殖との關係 (社會學雜誌 人口食糧問題研究號 45)

佐伯 矩 营养學上より觀たる人口食糧問題 (醫事公論 806)

以上は同じ論文である。著者は本論文に就て最近の营养學の進歩はビタミンE即ち繁殖に密接なる關係を有する物質の存在を想見せしむる事實について述べ、動物の繁殖が與へられたる食物によりて支配され、即ち食物の改變によつて臨時に且隨時に或はこれを繁殖せしめ、又はこれを繁殖不適ならしめ、又は交互にこの状態を轉換せしめ得ることを論じ、次に

高島氏(警視廳技師)の寫したる材料を示して母親の營養状態と子女との關係を論じてゐる即ち

營養と妊娠の關係

營養状態	妊娠回数(妊婦一人當り)	妊婦死亡率(妊娠回数)
良	3.4	28.3
中	4.5	31.9
不良	5.3	48.6
平均	4.1	32.9

母と子女との營養關係

母の營養状態		子女の營養状態			
良	9.1%	良 2.9	中 2.9	不良 2.9	
中	72.7%	良 23.6	中 44.1	不良 2.9	
不良	18.2%	良 2.9	中 8.9	不良 8.9	
合計		29.4	55.9	14.7	

母の營養状態と子女の疾患及死亡率

	母の營養状態			子女の營養状態			子女の疾患
	良	中	不良	良	中	不良	
子女を失はざる母	4.6	40.9	—	14.7	23.5	5.9	17.6
子女を失へる母	4.6	31.8	18.1	17.6	27.4	8.9	26.0

母の健康と子女の營養状態

	子女の營養状態		
	良	中	不良
健康なる母の子女	27.3	17.4	2.3
不健康なる母の子女	18.9	26.5	7.5

以上から著者は(1)營養状態極めて不良にしてその生殖細胞の傷害せられたるときは繁殖の作用を停止す可きは勿論なり(2)生殖機關尙健全なる場合はその繁殖率は個體を完成する細胞の營養に反比し、繁殖營養素(ビタミンE)の類に正比例す(3)繁殖營養等を刺戟して極めて微量の繁殖營養素を活動せしむる特殊の成分なり。例へばユレスチリンが二代乃至三代に亘つて繁殖を營ましむるに足るも、後その繁殖作用停止するが如し。と云ひ、更に最後に人口食糧問題に言及して(1)人口問題は自然の大法則に準じて、先づその調節方法を選ぶ可きものにして、健全なる妊娠と出産と産兒に差別的待遇を附與す可き人為的技巧を成るべく排すること(2)人口食糧問題は自給自足の計を圖ると共に必ずこれが國際的解決

の策を樹つるに努むべきであると提言してゐる。

永井 亨 現代日本の人口問題 (企業と社會 24)

日本の人口問題の發生の契機その現状を論じ、日本の人口問題は云はゞ人口問題の典型的のものであり、常規的のものである、試みに人口法則を適用すれば、問題の發生の要件が完全に具つてゐる。人口對策も亦法則の示すところに従つてその儘立てられ得る。國民舉げて問題の真相を察し、その解決に努むるのでなければ將來に禍根を培ふものである。

法政大學經濟學部 人口食糧問題講演集 (昭和3年2月5日)

藤山雷太、人口問題は、人口増加に生産力の發展が伴はない時起ると述べ、對策として海外發展を奨励してゐる。木村増太郎、吾國に食糧の自給自足を強行すれば反て弊害ありとて支那に於ても現に人口問題が起つてゐるが、天然の資力を充分利用すれば未だ生産力を發達せしめ得、従つて吾國は支那の資源を利用するのが得策であり、又支那もその方が得策であると述べ、その理由を擧げてゐる。矢野恒太、解決策として生活方法の改善と云ふ事を力説してゐる。三宅驥一、悪い遺傳質を持つた者の繁殖を防げば人類の向上も圖れるし、人口調節にもなる。戸田貞三、自然年齢より見た人口構成に就き歐米各國と日本を比較し、日本には壯年青年の死亡者多き事を述べ、その社會に及ぼす損害に及び、素質の好い子を産む様につとめねばならぬと述べて居る。下村宏、現状の儘では日本人の體質は益々降下し、人口増加率も減少するだらうと述べ、精神病者、アルコール中毒者等の産兒根絶を唱へてゐる。永井潛、所謂産兒制限なるものは排すべきであるが、悪劣なる素質の者の増加を防止すると云ふ意味の産兒制限には大いにつとむべきである。小平權一、我が國に於ける食糧問題の中心點は食糧の自給にあるとて、將來増加する人口に對し必要なる米を自給するには相當の努力と國家の財政上の負擔とを覺悟しなくてはならないと云ひ、最後に我國の米の價格及び數量調節問題に就き述べてゐる。高木友三郎 人口問題の見方並に本邦最近の論者を述べてゐる。

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課 我國人口問題と滿蒙 (昭和3年3月25日)

本書は我國人口問題と關聯して滿蒙が我國移住地として如何なる價値を有するかを諸種の數字、統計に基いて考察せるものにして、先づ我國人口問題の趨勢を論じ、次で我國の移殖民の現状が國內、植民地及海外の總ての方面に於て行詰り人口問題の解決策として相當期待し得べき外觀をもつものは獨り滿蒙のみなる事

を論じ、次で滿蒙在住邦人の狀況に就き、滿蒙經營開始後20年を経過せる今日在住邦人未だ20萬人に滿たず、而もその増加率近年漸次低下せる事を報告し、最後に滿蒙移住の我國に取りて有利及不利なる諸點を研究し、此の行詰りを打開する唯一の道は從來最も不振なりし農業を中心とする移住を振興する事なるも、此亦實際に於て至難の事にして、その原因は結局、滿蒙に於ける邦人の活動が事實上種々なる制限壓迫を蒙れる事と生活力旺盛なる支那人との競争に於て到底打勝ち難き事との二つに歸し、此の事情が根本的に變化せざる限り、滿蒙も亦我國人口問題の直接解決の對象地として無價値なりとの悲觀的結論をなしてゐる。

高田保馬 人口と貧乏 (日本評論社 昭和3年3月)

第一篇に於て貧乏は虚榮の不満足即ち或る限度に於ける慾望の不充足であつて決して衣食の不足を意味するものでないことを述べてゐる。除貧の方法として最も手近かな確實なるものは人口を減少せしめるにある。然しこれまでも一時的の現象として下層生活者の生計を向上せしめ得るが社會制度の改まらざる限り資本の集積は止む時なく貧富の距離は返つて増大し虚榮の滿されざる事と力の慾望の不充足は依然として變りはない。尙著者は生計費と所謂淨財及び賭博に關してこの意味より解釋を與へてゐる。第二篇は人口問題に就いて現代日本のそれを取扱つてゐる。著者はこの問題に關して放任論を提唱し、今日の生活難は實に戰亂時に於ける生活水準の異常なる上昇による、然しやがてその低下が來る事を述べてゐる。要するに人口の増加は生活標準の低下と資本の蓄積を來し、資本主義的組織は必然的に過剰人口を生む故に人口問題の解決は資本主義撤廢にあると云ふ見解を否認し資本主義組織を前提としたものである。即ち經濟的の發展を條件としての人口問題であつて、國民の努力の缺乏と生活費の高き事は商工業立國の基礎確定を不可能ならしむ、これ人口増加の足らざる所以にして國民の努力に依

る生活標準の低下と經濟的發展は國內に尙多數の人口を養い得る。最後に著者の放任論に對する河上博士の批評に答へてゐる。これは昭和3年度の本年鑑中高田博士人口問題の反批判の抄録と同一なるを以てこゝに省く。

下村 宏著 人口問題講話 (朝日常識講座 1)(朝日新聞社 昭和3年10月)

人口問題と題してはあるが、むしろ人口問題を中心として觀たる著者の社會觀を云ふべき内容をもつてゐる。勿論純學究的著作ではないが、多くの諸家の論考を、幾多の資料を、その要をつかんで系統づけられ、加ふるに日本の現實を語りながら、世界の趨勢に考慮を向け、人口問題の全貌を窺ふための常識的な書籍としては誠に得難き好著である。

南 亮三郎著 人口法則と生存權論 (同文館 昭和3年10月)

本書の著者は「人口問題の考學は一切の社會科學的、社會政策的研究の根本出發點であり、その歸着點である」と云ふ主張から、「マルサスの人口論を中心として、人口問題と社會問題との理論的交渉を辿り、それが現代に於て有する經濟學的社會科學的意味の重要を究明しやうと試みる」のであると云つてゐるが、その語は本書の内容を最もよく傳ふるものである。先づ生存權論に始まり、産業豫備等の學說を檢對し、次で社會問題の社會組織と人口法則との間の關係を論じ、社會政策と人口問題に論及してゐる。

矢内原忠雄 人口問題 (岩波書店 昭和3年2月)

本書は人口問題に於ける「問題」の所在を明にし、それが我國民及び人類社會の現在及び將來に對して如何なる意義を有するやを示したもので、論旨もよく通り簡潔にしてよく纏つたものであると思ふ。

伊藤久秋 マルサス人口論の研究 (丸善株式會社 昭和3年11月)

マルサスの人口論を主として其の時代の反映に於て見んされたものであつて、

人口論の系統的批評を企てたものでない。この故に本書の内容は人口論の解釋と當時の反響とに大別され、第一篇のマルサス人口論の成立と内容は解釋を、第二篇マルサス人口論の反響はその當時の反響の觀察を示すものである。著者はマルサスの姿を時代の反響に見んさせるにあつて當時の數多き批評家を第二篇の中に詳細に點檢した。即ち第二篇第一章はマルサス當時彼の説に賛成する人々の思想、第二章は三分されてマルサス反對論者の思想が寫されてあるが最近に於けるマルサス批評家の檢討、特に最近我國に於ける人口論者のそれはなされてない。

三輪田元道 倫理問題としての移民 (丁酉倫理會倫理講演集 315)

著者は論理學上から移民問題を觀察してゐるのである。一寸種の變つた問題として一讀の價値がある。著者の云ふところによると、移民問題は倫理上からは世界主義的見方と國家主義的見方とがあるが、國家主義の全盛なる方今、移民問題が主として國家主義的に取扱はれ國際問題を惹起するのは止むを得ないとなす。而し移民問題は必ず倫理問題の背景に立たねばならぬと著者は主張する。即ち(1)には家族的移民がよい。(2)同化が必要であるから同胞の精神を改造せねばならぬ。(3)移民道徳としては収入が多くなり、愈々幸福の境界になれば、送金せねばならぬ故國の家族を海外に呼び寄せる方がよい。(4)協力思想の涵養が必要である。(5)宗教の傳道が伴はねばならぬ。(6)人道の道は人格主義にある。自然人を作るやう教育に努力しよい人間を作らねばならぬ。それを海外に送ることだ。(7)移民地の國を榮えしめるやう行動することが愛國心である。結局は移民が品行を重んずることが愛國の結果を持ち來すのである。(8)進歩した倫理主義によりて國民を教育し遠大の理想のもとに行動するやうな人が移民しなければならぬ。

戸田正三 邦人の植民衛生難 (國民衛生 5の6)

著者の南米ブラジル旅行によりて蒐集したる材料により、著者の包圍する衛生學的意見を開陳したものである。

ブラジルの氣候風土は邦人に對して慣化し易きものである。その住と食とに關して適當なる考慮を拂へば健康を維持するに足る風土であると云ひ。移住民の食住に對する無知識に對してこれを警告してゐる。家族移住を以て是とすることは他の論者と同様の感をいだいてゐる。更に移民の彼地に於ける勞動組織について考慮するの必要を力説し、進んで住宅地の選定については河川、沼澤、森林等のアノフェレス棲息地から1,200米の距離外を安全地帯とすることを述べ、家の周圍を牧場とする事の利益に關して論じ、本邦移民の住宅及其設備

の缺陷を指摘して、彼地の風土に對しては日本壁の有利なること、換氣窓の必要なること、寢室の構造と位置の不良並にその改善に關する意見を陳べ、最後に著者の改良住宅案を提示してゐる。それによれば、(1)彼地の氣候に就いて良く吟味せねばならぬ。この點から云へばブラジルの風土に適するは、シンプルな構造を有する防暑を主眼とした和風の農家が適當であると云つてゐる。次にアマゾン地帯の住宅はその風土からすれば熱帯地であるから、防暑及通氣の方法及防濕の方法を十分に講ずる必要があることを述べてゐる。(2)には敷地の擇撰の必要なることを論じたる後、2人家族、3人家族、5人家族の場合の移民住宅設計圖を示して、その詳細なる説明をなしてゐる、ことに飲料水に關してその鹽素劑消毒法を示してゐるなどは實に用意周到であつて、著者の勞に對して敬意を表せねばならない。最後に移民の食養について述べてゐる。

藤浪 鑑 南米醫學旅行 (京都府立醫科大學雜誌 2の1)

本編は著者が南米を旅行し見聞したるところを醫學會席上講演せるものである。著者は南米に於ける疾病について廣くその見聞したる事實について述べてゐる。こゝに癩病及癩收容所の状態、黃熱、マラリア、寄生蟲等について興味深くその實状を述べ、更に日本移民の健康状態に言及し、邦人醫師の缺乏を指摘し、移民の衛生思想の向上の必要なることを言及してゐる。

高岡卓太郎 マラリア流行地調査報告 第1及第2報告 (各1冊)

南米ブラジルに於てわが移民の衛生興振のために活動しつゝある著者が、親しく流行地並に患家たる移民部落を訪ねて實際調査せる報告であつて、第1冊はソコバナ線附近、第2冊はドウラデンセ線及東京植民地附近の調査報告である。本調査の如きは移民衛生上又わが醫學衛生學者にさりとて誠に得がたき報告資料である。加ふるにその調査地の地圖及寫眞はその流行及その感染の實況について讀者に好事例を以てそれを理解せしめるものである。

第三節 罹病率、疾病の豫防及救療

1 同 上 一 般

増田貞一 防病論 (生理學研究 4の12、5の1)

人生の無常を感ずる人は不老出生とまでは行かずとも、せめて無病息災を望まぬ者はないであらう。そして之は假令稀有とはいへ、望まないことではない。そこで論者は専門の「聖人不治已病治未病」を引用して防病の必要と説き、その方策に及んでゐる。元來病には内より出づるものと外より入るものとあり。前者は之を防ぐこと難いが、後者はその性質が判りさへすれば防ぎ得る。而してこの種の主なるものは傳染病であるが、細菌學は之に對して驚くべき功績を齎した。傳染病を防ぐには三途ある。(1)病源を絶滅すること。(2)傳染の機会をなくすること。(3)之に抵抗し得る體力を養ふこと之れである。この何れか一つを完全に遂行するか、或ひは三つが並び行はるれば、各々が多少不完全であつても互に補償することによつて所期の目的は達せられるであらう。然るに、(1)及(2)は實際に於て到底十分行はれ得る望みはない。従つて問題は主として(3)にかゝつて來るのであるが、所謂體力、抵抗力なるものゝ概念が甚だ漠としてゐる。筋骨逞しいといふことが單的に抵抗力の大きいとふこと意味しないことは明かである。免疫學の進歩によつて痘瘡、チフリテヤの豫防は殆んど完全に行はれるに至つたが爾他の急性傳染病にはその効果はあまり適確でない。のみならず結核の如き慢性傳染病に於ては、多くのツベルクリン製劑、無毒結核菌による豫防は、尙ほ所期と遠い。かくて著者は免疫體のみが抵抗力でなく、最近フランスの學者の唱ふる種子と土地との關係における如く、もつと固有な身體上の性質即ち諸種のホルモン、之と密關する植物性神經系の機能、血清の反應、及び血液内の鹽類殊に、Ca、その他ビタミンに密接の交渉を有することを縷述し、結局、食物は重要な關係に立つがフォイトの標準食は高きに過ぎ、飢餓療法も凡ての場合に適用出來ないことを論じ、益軒の禁慾主義、節制主義を説いて今後、體力、抵抗力の問題に決定的解答の與へらるゝ日は、養生訓にある七養論、十二少論の裏書される時でなからうかと結んでゐる。

稻田龍吉 個性と疾病治療及豫後 (千葉醫學會雜誌 6の1)

先づ個性といふは個人に屬する種々の要約即ち性、年齢、社會上の地位、貧富の程度、性質、稟質、體質、習慣、既往に經過したる疾患等を意味するので、豫後の判定には必ず疾病自己よりの條件と共に個性を合せ考ふべきことを述べ、年齢、性、生活状態、遺傳等の豫防及び治療上の關係を要領よく述べた後、體質と

疾病治療及豫後の問題に及び、體質の定義、内分泌臓器と體質、體質の内容、治療によつて體質を變化せしめ得るか、體質により治療を如何に左右すべきか、正常體質の種類、諸種の體質異常等の諸項について著者の蘊蓄を披瀝してゐる。

橋 健行 精神療法の醫學的根據に就て (千葉醫學會雜誌 6の4)

所謂精神療法は單なる民間療法でなく、既に今日醫者自らがあらゆる機會に於て意識することなく廣義の精神療法を施しつつあるのではないかを前提し、精神療法が催眠術、精神分析法、説明法等の應用より、最近は治療學の一方面として醫學的基礎の上に統一せられんとする形勢にあるを説き、醫學的に精神療法が可能なりやの問題は、結局精神と身體との相互關係を科學的に究明することによつて解決せらるべきであるとして、その根本事實として、(1)隨意運動による感覺と知覺及び精神機轉による所謂精神運動、(2)植物神經系支配下の身體的變化と精神機轉との關係、(3)第1の現象の意識的隨意的、第2の現象の意識的不隨意的なるに對し、隨意的無意識的なる現象即ち模倣或ひは感應現象の三つをあげ、既にかゝる關係の存在する以上之を根據として築き上げられた精神療法ならば、一概に排し去るの不可なるのみならず、又、その應用が必ずしも精神的疾患に限らず、身體的方面にも一定の可能性あるべきことを説いてゐる。

渡邊 燕 和漢醫學主證治療學(治方原則) (東洋和漢醫學研究會 昭和3年12月)
の 本 體

東洋醫學の研究に苦心すること7年、曩に東洋醫學實驗集總論を著し、又、東洋醫學研究會を起したが、本書は昭和2年11月同會主催の講習會における講演を増補修正したものである。著者は本書によつて東洋の哲學的醫學を、西洋最近の科學的醫學に照應して解説を試み、著者によれば、西洋醫術に比して遙に優れたる東洋醫學の治療技術殊に處方及び主治効用を治方原則なる名の下に公開宣明せんとしてゐる。著者は云ふ、西洋の物質文明は人間を無機物と同一視し、凡てを平等視する傾向がある。これ佛陀の所謂性平等であり、疾病を治するに當つても個々の患者の苦痛主訴を重要視せず、只管原因の治療に驅せ、その症候を論ずるや、類症番別に偏して治療的連絡を意圖せず、症候を除去する治療法を以て對症療法と

となへて輕視するに反し、東洋醫學は症候學を重んじ微細なる訴へも之を尊重し、常に間接に疾病を治療する法を講じ、原因の異なるに従ひ原因的對症療法を講ずるを主眼とすると。而して東洋醫學における症候學總論即ち主証治療學は、三陰三陽なる哲學的分類を經とし、症候的分類を緯として組成せられるものであるとなし、その一々について叙述し、尙ほ卷の大部分を「歴代先哲の經驗確實なる治方原則」の紹介に費してゐる。

2 傳 染 病

遠山祐三 水産防疫に関する實驗的研究(第2回報告) (實驗醫學雜誌 12の10)

メツチニコフ菌(コレラ菌代用)の海水中生存期間は春3月には10日間内外盛夏8月には4日間内外である。コレラ菌及びメツチニコフ菌に汚染せられたる淡水又は鹹水中に游泳せしめたる魚類の最も濃厚なる汚染部位は鰓及消化器系統である。又メツチニコフ氏菌及大腸菌にて濃厚に牡蠣體內を汚染せしめたる場合に於てこれを清淨なる海中に放養するときは試菌は漸次消滅し牡蠣體內に於ては菌の増殖するを認めず。

衛生局 衛生局年報 (大正15年昭和元年中の傳染病)

大正15年 昭和元年中に於ける傳染病發生の狀況を概記すれば次の如し。

「コレラ」 大正15年 昭和元年中發生したる患者は合計25人内死者13にして其死亡比例は合計に於て52.00%である。(大正14年度中發生同患者は624、内死者380死亡比例は60.90%)。

「赤痢」(疫痢を含む) 大正15年 昭和元年中發生患者は合計17,135人(内3人は在監人患者)内死者7,698人、死亡比例は總數に於て44.93%にして前年に比し0.23%低下してゐる。

「腸チフス」 大正15年 昭和元年中に於ける發生患者總數は4,3951人(内39人は在監人患者)にして内死者8,879人、死亡比例は全國總數に於て20.20%にして前年に比して0.36%高い。

「バラチフス」 大正15年 昭和元年中の同患者發生總數は4,454人(内29人は在監人患者)、内死者467人にして死亡比例は10.48%、前年に比し1.50%高率である。

「痘瘡」 大正15年 昭和元年中の發生總數は1,256人内死者174人にして13.85%の死亡比例を示し前年より4.90%低率である。

「發疹チフス」 大正15年 昭和元年中同患者の發生したるは山形及富山の二縣にして合計36人内死者3人を出したるのみ。

「猩紅熱」 大正15年 昭和元年中發生したる總數は3,319人内死者283人にして死亡比例は總數に於て

8.58%にして前年に比し2.35%低し。

「デフテリア」大正15年中發生せる患者總數は13,655人内死者3,354人にして死亡比例は24.56%を示し前年に比し0.21%高率である。

「流行性腦脊髄膜炎」大正15年中發生患者は總計408人中死者251人にして61.52%の死亡比例を示し前年より高きこと0.40%なり。

「ペスト」大正15年中患者の發生せるは神奈川縣の8名にして内死者6人死亡比例は75.00%である。

瀬戸貴重郎 種痘法改正の急 (醫事公論 821)

澁谷町及警視廳に於て調査せる痘瘡患者75例中第1期種痘済のもの13名、第1期及第2期種痘済のもの1名、種痘後尤も早く感染したものは3年8ヶ月であつて、6才の時痘瘡を過過し、其後種痘を行ひたる80才の老嫗の再感した例もある。而して臨時種痘の如きは、周章狼狽これを實行し終る間に痘瘡の蔓延發生するこゝ實に恐るべきものがある。故に現行種痘法は之を改正する必要急である。

飯田金也 種痘接種に於ける4切式と6切式の善感比較 (醫事公論 841)

種痘施術の場合は醫師は必ずしも内務省種痘施術心得に據らずして2切3切4切式を採り或は5切並に6切接種を認む等同一年齢に就て見ても統一を見ない。著者は4切式と6切式とを善感程度について比較し、次の如く述べてゐる。6切接種による方4切接種に比し其の善感率(7.72%)高い。又年齢の増加に伴ひ善感率却つて漸次遞減し、女子の方男子よりも善感率高く、概して第1期種痘瘡数多き者ほど善感率が低い。

中村 豊 天然痘に對し豫病及び治療としての痘毒免疫血清の應用の進展を希望す (醫事公論 841, 842)

從來痘毒免疫血清による感染の豫防は可能性あるも、豫防をして奏效せしめるには其の多量を注射するを要し、實際問題として不可能である云ふ意見に一致してゐるが、ゾーベルンハイム一派の研究によれば痘毒免疫血清の豫防効果は割合に強く、著者及其の教室員は痘毒の微量證明法に出發して動物試験に於て痘毒免疫血清が豫防並に治療に向つて有效なるを確め、血清内に病原體の増殖並に有害作用を防止する滅殺素の存在を信じその人體應用の進展を希望してゐる。

安藤公三 布哇丸のコレラ發生及船客乗組員糞便中のコレラ菌留存期間に就て
(日本之醫界 18の81)

南米行移民船布哇丸が新嘉坡に於て4月虎列刺患者54名發生し、その内17名の死亡者を出した。移民船なる關係上糞便検査が全く陰性になるまで同港に繋留したが全保菌者13名の糞便は平均23日まで陽性であつて平均30日後に於て全く陰性となつた。これによりて見れば傳染性船舶が非傳染性として取扱はれるまでに課せられる5日間の期限は、徹底的糞便検査に取つてすら明かに短かく、況や保菌者の菌を除く事に於ては全く無効である。

宮下耕圃 腸チフス豫防接種の効果に就て (日本傳染病學會雜誌 2の6, 8)

既接種患者に於ける死亡率については、一部論者の唱ふるが如き死亡率の低降は、著者其他2, 3の各々獨立の調査成績より見るまきは之を肯定出來ない。病重、罹病率の輕減に就ても同様である。

岡本龜男 チフス菌腸の侵入門戸並に經口的免疫法に關する實驗研究 (傳染病研究所業績報告 昭和3年度 15)

(1) パラチフス菌Aは動物試験に於て口腔内に與へるまきは消化管粘膜より主として淋巴道を介して體内に浸入するか、又は直接氣管、氣管支並に肺臓に下降する。而して、健康無損皮膚にA菌を塗布するもよく之を通過體内に侵入するを認めた。

(2) 動物實驗に於ける、パラチフスA菌フクチンを用ひての經口的免疫賦與は可能なるも、そのためには極めて大量を反復投與するを要し、而も確實なる免疫の曳立を認め難く、従つて、口經的免疫法は實地には應用し難きものと信ず。

兒玉得三 南滿洲に於ける腸チフスの疫理學的考察 (日本公衆保健協會雜誌 4の7)

滿鐵沿線に於ける大正11年以降7ヶ年の統計材料を基礎とし、腸チフス發生に關する諸種要約に就て檢索してゐる。結論の主なるものを引用すれば、滿鐵沿線に於ける腸チフスは總法定傳染病發生數の34%人口萬に對し平年罹病率65内外であつて内地に比し六倍の多きを示してゐる。腸チフスの流行には好發區ありてこれは多くは低地にして濕潤の區域である。感

染系路では上水、雑用水、野糞、蠅による系路は主要なるものと認め難く、感染系路の大部分は生食物系路に野菜、魚類就中白菜の一夜漬、生蠣、赤貝等である。

稗田憲太郎 アメーバ赤痢に就て (日新醫學 17の9)

赤痢アメーバに関する一般的知見を総合し、動物學的方面は素より培養、病理豫防學、治療學等にも論及してゐる。その内豫防學に関するものを摘要すれば、アメーバの傳播を成立せしめるシストは食物を介して口經的に傳播行はれ、これに蠅がその搬布の役目をなし重大視すべきものである。而して、シストの消毒に對しては高温乾燥は有効にして日光も亦注目すべき効果がある。併し藥品消毒は藥品に對する抵抗力が強きため効少い。

井口乘海 疫痢豫防施設の效果に関する考察 (日本醫事週報 1702)

昭和2年に警視廳管内に於ける赤痢及疫痢患者数は6,202名死亡者は2810名であつて、これを大正13年以降の各年のそれらに比較すれば、患者數に於て殆ど倍加したるに拘らず、死亡率著しく減じた。本死亡率並に疫痢類似症の死亡率の激減は警視廳其他が豫防知識の普及啓發に力めたる効果と見做すべきである。

森脇襄治 健康成人血液接種による麻疹豫防 (臨床小兒科雜誌 2の5)

麻疹豫防法として麻疹ワクチンあれ共復試者の多くは否定的成績を擧げてゐて、現今最も確實なる豫防方法は Degwitz による恢復期血清接種法であるが要に臨みて常に得られないから、著者は之に代ふるに健康成人の血液接種を試みた。著者は父の血液を四才以下の幼兒には20c.c. それ以上の年齢の小兒には30c.c. を筋肉内に接種して好結果を得てゐる。

草間 滋 横山俊久 麻疹の病原豫防及び治療 (臨床小兒科雜誌 2の4)

著者が先年麻疹患者血液より分離培養したる桿狀菌にて作りたる「ワクチン」は人體實驗に於て之を注射するも菌の生死の如何に拘らず殆ど無毒であつて、而も麻疹に對して豫防力を人體に附與するこゝを確め、又本菌をもつて馬體を免疫して得たる血清も亦麻疹に對する豫防及治療の效果あるこゝを認めてゐる。

井口乘海 昭和2年警視廳管内に於ける猩紅熱の流行狀況に就いて (日本醫事新誌 294-295)

管内の患者發生率は近年逐次増加し、大正11年には人口一萬に對し1.34人のものが、昭和2年には3.77人となつてゐて、患者發生月別では12月最も多く、8月最も少く、年齢別では總患者の $\frac{1}{3}$ は6-10才の小兒であつて、職業別では知識有産階級に多く、死亡率は逐年減少して昭和2年は3.38%となつてゐる。

熊谷謙三郎 「デフテリー」の豫防法 (日本傳染病學會雜誌 2の12)

「デフテリー」は十種急性傳染病中罹病率に於て第3位、乳兒より就學兒童の間に於てはその第1位に居るに拘らず、現在我國に於てはその積極的豫防方法及手段は講ぜられてゐない。著者は米獨諸家の成績に徴して毒素抗毒素注射による豫防的効果は罹病率及び死亡率の上に好結果を齎すこと及び「アナトキシン」或は「ホルモワクチン」は毒素抗毒素よりも副作用少き點に於て更に進歩したものであつて、一段的に普及利用すべきものである。而してこれら豫防注射に際しては「シツク」氏反應を用ひて、豫防注射を行ふ可き人を選別し、又免疫發生の有無を検すべきである。

早野 實 百日咳の傳染病學的觀察並に豫防及其療法 (醫事公論 844, 845)

傳染経路は喀痰の泡沫が直接子供から子供へ移るによるものであつて、患者の品物或は玩具衣服等より間接に傳染する事は甚だ少い。一番危険なのは不全症患者による傳播である。豫防法は豫防ワクチンの注射が最も良く、2回行へば1ケ年は有効である。療法としても「ワクチン」は有効であつて患者の何れの時期にはじめても隔日に數回より10回位若しくはそれ以上連続して行ふとよろしい。幾度注射しても障碍はおこらない。注射は生後1週間のものより行つて差支ない。

兒玉利國 朝鮮のマラリヤ病に就て (滿鮮之醫界 86)

朝鮮江原道はマラリヤの流行地であつて、血液検査によれば、鐵原普通學校の生徒は、16%強の罹病率を示し、これより推定すれば全道に16萬の病原體保有者存在することとなる。豫防意見としては、蚊の宿所を無くするため家の周圍に雜草を茂らしめ又密林を作らぬこと、蚊取線香を使用せしめること、蚊帳を使用せしめること、水田水溜に石油を散布すること、家畜類の使用を少くすること、病原體保有者は可及的治療をなさしめること等である。

江口忠六 小兒及成人の諸種傳染病に對する感受性の差異に就て (滿洲醫學雜誌)

誌 4の4)

チフス菌、「ナーガーナー・トリパノゾーム」、赤痢「アメーバ」、肺炎菌、再歸熱病原菌、葡萄狀球菌を成熟或は幼若動物に作用せしめて、その反應を検し、小兒及成人が諸種傳染病に對して大いに感受性を異にする事實を實驗證明説明し、其の差異は一方には小兒の臟器の成人のより速かなる新陳代謝及總ての刺激に對するより大なる反應力に依り成人よりも抗體をより速かにより強く發生するため、他方には小兒に於ては未だ成人に於けるが如き一定の天然防禦力乃至は後天免疫を有せざるためではあるまいか、又病原菌の性質及其侵す部位によりても亦この關係を左右するものであらうと述べてゐる。

古波倉正榮 實驗的ワイル氏病に於ける皮膚の免疫に就て (熊本醫學會雜誌 4の1)

海狸の皮膚にワイル氏病のスピロヘータの溶解物を塗布するときは一定回数と一定回数以後には該皮膚には該スピロヘータに對する感染防禦力發生する。而してこの局所免疫は可なり長く持續し百日以上に及ぶものがある。

板澤庄五郎 天然痘に關する研究 (吐鳳堂 大正14年3月)

著者が數回に亘りて天然痘の勃發に際會して得たる材料其他について研究したるものであつて、其内容は第1—4篇は著者の研究、第5篇は臨床上の症狀を解釋し、第6篇は血清療法に就て述べ、第7篇は發生、蔓延、傳染方法、豫防撲滅等に就て記載し、卷末に文献及び附圖を附してゐる。

3 性 病

性病豫防に關する調査成績 (海軍々醫會雜誌 17の2)

昭和2年第1第2艦隊に於て各艦軍醫長から提出の報告を綜合取捨したものである。これによると、第1艦隊に於ては豫防薬使用によつて性病感染率は約 $\frac{1}{3}$ に減少せり、又第2艦隊に於ては豫防薬使用の罹病率は不使用者罹病者の約 $\frac{1}{2}$ であつた。

陸軍軍醫團 陸軍に於ける花柳病並地方に於ける花柳病蔓延の狀況 (昭和2年6月)

陸軍に於ける花柳病の消長は大正元年以降同14年に至る14ヶ年間、年により多少の消長あるも大正7年に以來逐年増加し同14年に於て兵員千に對し31.1%を示し、大正7年の其に比し約三分の一を増加せり。

隊兵花柳病患者病名別兵員千毎比例表

	數 毒	癩 病	軟下瘡	合 計
大正元年	5.6	10.2	6.1	21.9
同 2年	6.2	11.0	6.4	23.7
同 3年	6.8	11.9	5.7	24.3
同 4年	7.3	10.9	5.4	23.6
同 5年	6.4	10.1	4.8	21.3
同 6年	6.1	9.7	5.2	20.9
同 7年	5.3	9.6	5.1	20.1
同 8年	6.2	11.0	5.4	22.6
同 9年	7.4	12.2	7.3	27.0
同 10年	7.7	13.1	6.6	27.4
同 11年	7.0	13.6	7.2	27.8
同 12年	6.7	14.4	7.1	28.3
同 13年	6.6	15.4	8.6	30.6
同 14年	6.9	16.1	8.1	31.1
平 均	6.6	12.1	6.4	25.0

森 茂哉 採用時身體検査に於ける血液微毒反應検査成績(第1回報告) (1—2) (日本鐵道醫協會雜誌 14の7)

名古屋鐵道病院内科に於て國有鐵道職員志願者採用時に健康なりと信じつゝあるもの243名についての検査成績である。内男子213名、女子30名にして、ワ氏及マ氏法によつて行つた検査の結果男子に於て21.59%、女子に於て6.67%の陽性率を認めた。而してワ氏陽性なる者は44名であつたが其の程度は卅を示すもの12名、卅の者13名、十のもの19名であつた。而して卅以上の陽性者は若年者に多

い。又下級に屬する種類の職業志願者に陽性率が多い。

皆見省吾 徹毒療法最近の趨勢に就て (實験醫報 14の163,167)

本文は昭和3年2月岡山醫學會總會に於ける演説の内容である。徹毒の療法中主として皮膚科を訪ふ患者に就ての治療である。先づ著者は藥物療法、(1)植物性製劑(2)、沃土、(3)水銀、(4)蒼鉛、(5)テルル、カドミウム、銅其の他の金屬類、(6)サルワルサン、(7)前記種々藥物の併用療法、(8)混合注射法)。血清學的療法(1)血清治療、(2)スピロヘーテ接種法。非特異的療法(1)生物學的療法、(2)非生物學的療法に分けて從來諸氏の報告を述べて著者自身の經驗を記載してゐる。其の結論を摘録するに、藥物療法として今日一般に用ひられるものは沃土、水銀、蒼鉛及びサルワルサンの四種であつて早期徹毒には後の三者を用ひ、晩期徹毒には沃土がよい。頓挫療法即ち血清陰性期は化學療法の最も適應する時期であるか即ち1-2クールを行ふのがよい。又血清陽性の早期には2-4クールを與へ、晩期徹毒も大體之に準じて血清及び脊髄液の反應を参照しなから治療を行ふによい。不十分な治療にては脊髄液變化が可なり多いから十分な治療を施さねばならぬ。徹毒の治療には血液型の關係もあつて、B型では治療が遅く、又變性徹毒にては比較的「B」型の多い事實もある。血清學的療法は一面から見れば刺戟療法に過ぎないかも知れない。著者等の經驗によれば變性徹毒のマラリア療法は先づ患者を藥物療法で大抵1「クール」療法を行つた後マラリアを接種して直ちに藥物療法殊にサルワルサン1「クール」を施すさいふキルレ氏の説がよいと云ふ。

皆見省吾 江保猪太郎 徹毒のマラリア療法 (皮膚科内泌尿器科雜誌 27の7、及28の11)

後天徹毒26例、先天徹毒15例につき脊髄液反應を標準としてマラリア療法の効果を見ると

後天徹毒20例についてマラリア療法によつて17例(85%)は脊髄液の全治を觀、先天徹毒47例中43例(91.6%)は全治或は輕快となつた。合計67例中60例(90%)は脊髄液の全治或は輕快を見た。而してマラリアの發作の回数よりも發熱高き者に脊髄液の恢復が著しい。然し血清反應には大なる影響はない。

著者は又第二報告に於てマラリア療法實施によつて全治及輕快を加ふれば95%の效果を見、マラリア後1-5ヶ月で大抵はよくなり、驅毒療法のみによる脊髄液の輕快率31%に比較すれば非常の差のあることを知つた。

4 アルコール問題

加藤久松 農村の酒害に就て (醫濟 10 昭和3年1月)

著者は農村荒廢の一大原因は酒害にあることを岩手縣の二地方に於ける消費酒量について示し、一戸當り昭和元年では670合之を金額にすれば100圓以上に達し更に飲酒時の料理副食物の費用150圓とすれば1戸農家に於て250圓の支出をなすことになる。而して此の金額は決して農家にさりとて少き支出ではなく、即酒の害は身心に及ぼす衛生的方面の害悪さにも少からず農家の經濟を脅かし、農村救済にあつて先づ考へるべき大問題であるを述べ、著者は下記6ヶ條について緊急斷行方法の講ぜられんことを切望してゐる。1、25歳未満者の禁酒、2、佛事禁酒、3、役場、學校、寺院の禁酒、4、教化及保護職員の禁酒、5、醉餘の犯罪嚴罰、6、酒類造石税の増徴等である。

菊他甚一 酩酊とその責任能力 (法曹會雜誌 603, 4)

筆者は先づ酩酊の心理を概説し、各人の個性により多少の差異あるも、一般に酩酊は理解力を減じ、統覺作用、記憶力を弱め、觀念聯合作用を低下せしめ、従つて良心の喚起性、自制力、羞恥感情を失はしめ、意志の活動を阻害し、更に進めば昂奮は麻痺となり、朦朧状態に陥り、遂には一種の昏迷状態に至る事を述べ、尙この普通酩酊の他に、先天的又は後天的の體質異常に因る病的酩酊があり、此は他の精神異常と同範疇に入るべきものなるを述べてゐる。

筆者は次に諸學者の本問題に對する説を引用し、大別して、社會防衛、刑事政策に立脚して、酩酊者は如何なる場合にも或量度の責任を負ふべしとする説と、犯罪者の個人的心理状

態、精神障礙の事實に重きを置いて或程度の責任を免除せんとする説とに分けてゐる。前者は多く刑事上の實務に携はる法曹の間に支持され、後者は純理を重んずる學者の間に主唱せられ、筆者は此處に學問と實際との統一を法律學者、醫學者の共同して解決すべき課題が存すると説く。

筆者は最後に次の三つを結論として挙げらる。第1に、酩酊による犯罪に對する責任能力を決定するには先づ被告が眞に無意識状態にあつたか否かを立證し、若し然らば次に病的酩酊なりや否やを鑑定し、若し病的酩酊なれば無責任者であり、若し然らずして普通非症酩酊の場合は、精神障礙そのものは責任免除の理由となつても、自ら飲酒した事に對する責任は逃れられない。第2に、自ら飲酒せる場合に於て、その目的が犯行を扶くる爲めであれば些も諒察の餘地がない。第3に、目的の手段としてでなく、單に不用意から過度の飲酒をなしたる場合も、それに對する相當の責任は免れぬ。但し何れの場合に於ても、その個人的性質は嚴密に參酌されねばならぬ。かゝる變質者には刑罰よりも保護政策を採るべきであるが、我國に於てその施設がない事は爲政者の深重に考慮すべき事である。

千葉 政 適宜に飲酒する事に就て (醫濟 11)

適宜に飲酒するここの可不可の問題はそれが個體に及ぼす影響の如何によつて云々せらるゝものではなくして、それが果して國家社會に何等かの貢獻をなし得るものであるか否かに依つて決せらるゝものである。

米國々勢院 飲酒と死亡率との關係 (醫濟 11)

年度	人口1000人毎死亡率
1914 (禁酒實施前)	13.8
1915 "	13.6
1916 "	14.0
1917 "	14.3
1918 "	18.1
1919 (戰時禁酒實施)	12.9
1920 (舉國禁酒實施)	13.1
1921 "	11.6
1922 "	11.8
1923 "	12.3
1924 "	11.1

5 神經及精神病

森田正馬 迷信と忘想 (實業之日本社 昭和3年8月)

著者が精神病學者としての多年の蘊蓄を、嘗て雑誌「變態心理」上に披瀝したものを基とし、之に更に迷信に關する小論文を加へたまはるもので、迷信、忘想とは如何なるものか、如何なる人々に起るかに對して、多數の例證をあけてわかりやすく解説し、又、その本態、原理に關する諸説及び著者の説を紹介し、迷信、忘想の社會に及ぼせる利便、害毒を觀察せるなご、その博引傍證を相俟つて、醫家にも普通人にも面白い好著たるを失はない。

櫻田五郎 日本に於ける精神病學の日乘 (醫事公論 854—958)

我國精神病學及びその關係事項の明治以降の年表であつて、明治元年より大正11年に至るものを記載してゐる。

内村祐之 戦後に於ける神經精神病學上の二三の學說の推移 (北海道醫學雜誌 6の4)

著者が獨乙滯在中に携はつた研究の一部である癲癇と進行性麻痺との病理につき最近の學說を紹介せるものであつて、前者については痙攣發作の直接原因を腦血管の機能的縮小と云ふ説が有力であり、後者に向つては腦動脈硬化症とスピロヘータの變性とその發病に密接なる關係ありと述べてゐる。

藤倉學園 年報 (6の7)

水口耕治 病に悩む人の爲に (福音社書店 昭和3年6月)

赤津誠内 神經衰弱症癡呆症と毒 (實業の日本社)

森田正馬 神經質の本態及療法 (吐風堂 昭和3年4月)

著者の精神療法については、既に屢々學術上の論著が發表されてゐるが、本書は吳教授記

念論文集に収めたものを修補し、且つ通俗的に書き直されたものである。神経質については著者自ら長い間に苦しみ、その治療について殆どあらゆる経験を積み、學窓を出て、後精神病學を専攻するに至つても、特に心理的療法について心を用ひ、多年貴重なる経験を重ねて後、約20年前より漸次著者今日の特種療法を構成する氣運に初めて達着したといふ所に、動かし難い著者の立場が認められる。第1編神經質の本態、第2編神經質の療法、附録として著者の神經質療法に成功する迄の徑路を述べた一文、催眠術治療の價値、臨場苦悶の3篇がある。

吳教授在職二十五年記念文集 第2—3—4輯 (吐鳳堂 昭和3年12月)

曩に大正14年1月發行せられた第1輯の續刊で、第2輯には2—3の論文を除き何れも直接精神病學に關係する研究論文22篇を収め、第3輯には史學的、考證的、心理學的並に法令等に關する27篇を集録し、第4輯は多數の記念文を集めてをり、2000頁に近い膨大な冊子をなしてゐるが、殊に第2輯がその過半に當つてゐる。

6 結 核

丹治善造 夫婦間の結核罹病率に就て (結核6の8)

從來の統計では夫婦間結核の直接傳染は多數の學者の信する如く稀有であるが夫婦間の結核罹病率は國民結核死亡率を基礎として考へるべきは必ずしも低くないから保險契約に際して家族殊に夫婦間の結核に對して相當の注意を拂ふべきである。

大正15 内務省衛生局 昭和元年結核性疾患死亡者調 (結核6の4)

道府縣	全結核性疾患死亡者	肺結核死亡者數	人口萬に對する全結核疾患死亡者數	人口萬に對する肺結核死亡者數	人口
北海道	5,189	3,643	20.53	14.41	2,527,700
東京	11,269	8,314	24.30	17.89	4,648,500
京都	3,573	2,401	24.97	16.78	1,431,200
大阪	7,499	5,491	23.75	17.40	3,157,600
神奈川	3,018	2,228	21.01	15.71	1,436,200
兵庫	5,556	3,956	22.34	15.91	2,486,500
長崎	2,179	1,652	18.63	14.12	1,169,700

新潟	3,470	2,516	18.60	13.49	1,865,100
埼玉	2,408	1,679	17.08	11.91	1,410,000
群馬	2,027	1,448	17.90	12.78	1,132,600
千葉	1,962	1,389	13.89	9.91	1,412,400
茨城	1,606	1,134	11.30	7.98	1,421,300
栃木	1,435	1,056	13.05	9.60	1,099,600
奈良	906	632	15.41	10.75	587,800
三重	1,939	1,415	17.38	12.68	1,115,700
愛知	4,376	3,034	18.49	12.82	2,367,300
静岡	2,592	2,264	17.64	13.35	1,696,300
山梨	870	497	13.73	8.22	604,300
滋賀	1,376	901	20.70	13.55	664,800
岐阜	2,263	1,573	19.76	13.73	1,145,500
長野	2,413	1,581	14.69	9.62	1,543,000
宮城	1,435	957	13.52	9.02	1,061,100
福島	2,130	1,459	14.66	10.03	1,453,200
岩手	1,098	739	12.03	8.10	912,500
青森	1,468	1,093	17.80	13.25	824,700
山形	1,206	874	11.60	8.41	1,039,400
秋田	1,085	800	11.49	8.47	944,300
福井	1,536	992	25.70	16.60	597,600
石川	2,118	1,347	28.18	17.92	751,600
富山	1,655	1,118	21.94	14.82	754,400
鳥取	696	479	14.62	10.07	475,900
島根	1,460	1,048	20.17	14.48	724,000
岡山	2,035	1,332	16.37	10.72	1,242,800
廣島	2,898	1,840	17.74	11.26	1,633,400
山口	2,097	1,477	18.97	13.36	1,105,700
和歌山	1,432	1,063	18.01	13.37	795,200
徳島	1,466	1,076	21.13	15.51	693,900
香川	1,305	881	18.51	12.50	705,000
愛媛	2,245	1,604	20.29	14.49	1,106,700
高知	1,014	778	14.68	11.26	690,900
福岡	4,432	3,113	19.06	13.39	2,325,300
大分	1,766	1,188	19.06	12.82	926,500

佐賀	1,153	854	16.78	12.43	687,100
熊本	2,484	1,910	18.97	14.57	1,300,200
宮崎	890	674	12.73	9.64	699,400
鹿児島	2,311	1,782	15.57	12.01	1,484,000
沖縄	1,517	1,038	22.74	18.71	554,700
合計	113,045	80,330	18.68	13.27	60,521,600

大正15
内務省衛生局 昭和元年人口十萬以上の都市に於ける結核性疾患死亡者調

(結核6の4)

都市名	全結核性疾患死亡者數	肺結核死亡者數	人口萬に對する全結核死亡者數	人口萬に對する肺結核死亡者數	人口
札幌市	587	388	38.14	25.21	153,900
小樽市	488	322	31.29	23.00	140,000
函館市	554	433	32.98	25.77	168,000
仙臺市	420	294	28.40	19.88	147,900
東京市	4,441	3,148	21.47	15.52	2,068,900
横浜市	1,021	760	24.81	18.47	411,500
新潟市	284	209	25.27	18.59	112,400
金澤市	594	444	39.68	29.66	149,700
名古屋市	1,542	1,116	19.23	15.90	801,900
京都市	1,905	1,306	27.28	18.70	698,400
大阪市	5,274	3,850	24.12	17.60	2,186,900
堺市	288	195	25.51	17.27	112,900
神戸市	1,881	1,364	28.87	20.93	651,600
岡山市	282	199	22.14	15.62	127,400
廣島市	463	306	22.81	15.07	203,000
吳市	326	204	23.19	14.51	140,600
福岡市	342	228	22.14	14.76	154,500
八幡市	377	254	31.00	20.89	121,600
長崎市	591	455	30.83	23.74	191,700
熊本市	479	396	31.76	26.26	150,800
鹿児島市	280	216	21.67	16.72	129,200
計	22,369	16,087	24.79	17.83	9,022,800

今村荒男 結核ワクチンの豫防的效果批判 (結核6の7.8)

動物實驗に於て、從來用ひられたる各種結核ワクチンの豫防接種を行ひたる後生菌の人工感染を行ひ免疫力を検し、カルメット氏 BCG なる弱い牛型結核菌は生菌たりとも毒力甚だ弱く大量を用ひるときは結核性病變を生ずるが動物は死せず又臓器に破壊性進行性の結節を作らないことを認めた。故に著者 BCG 菌株は人體にも恐らくは進行性結核性病變を作らぬものと信じてゐる。而して、BCG 菌は免疫性を相當育してゐるから豫防に用ふるワクチンとしてはカルメット氏 BCG 菌が最も注目値する。結核に於ては不完全な免疫成立するから之を利用して豫防接種を行ふ可きであるが、豫防接種による免疫は種々なる原因によつて自然感染による免疫よりも弱いから豫防接種の價値は比較的的低く、結核豫防の一方法として用ふ可き他の豫防處置をも亦重要視すべきである。

有馬英二 結核と體質 (診斷と治療臨時増刊「疾病治療と體質」號 昭和3年2月)

結核初感染が體質と密接なる關係にあることを多數譯家の統計的研究より述べ、次で無力性體質、淋巴線體質、麻痺性胸廓と結核との關係につき諸説を紹介し、更に肺組織及肺尖の結核に對する特殊素質に論及し、最後に内分泌腺、植物性神經系統との關係を述べ、この方面の體質の研究が先づ姿質(Habitus)の研究より出發したが近日では素質(Disposition)の內的方面の研究即臓器組織の抵抗或は血液組織の變化に之を求めんとしてゐる傾向について説いてゐる。

有馬頼吉 渡邊三郎 虚弱小學兒童に施せる「A.O」接種の成績 結核發病豫防接種第3報 (結核第6の2)

著者等が兵庫縣精道小學校の虚弱兒童に施したる「A.O」接種の成績であつて、氣分、動作熱、咳嗽、食慾、睡眠、盜汗、血色、通學率、體重等に及ぼす効果を調査し、次の結論に達してゐる。所謂虚弱兒童及び一般の虚弱者に「A.O」を以て適當に接種を行ふときは其大多數に於て病狀の艾除と俱に著しく健康増進を圖るを得、而して此の健康法は(結核に關する者のみに就て云へば)弱質兒童の健康増進法として最も簡單で、最も廉價で且つ効果最も優秀なるものである。

内務省衛生局 結核健康診斷成績 (昭和3年7月)

本編は昭和2年中結核豫防法の規定に基き各地方長官に於て施行したる結核健康診斷の成績を輯録せるものなり。

	健康診斷ヲ受ケタル人員	患者ト決定セラレタル人員	受診者ニ對スル患者千分比	從業禁止ヲ命ゼラレタル人員
昭和2年	1,346,575	330	0.25	113

同 元年	1,201,509	518	0.43	102
大正14年	1,177,425	587	0.51	80
同 13年	1,166,407	1,043	0.89	124
同 12年	1,087,944	1,013	0.93	119

有馬英二 結核と妊娠中絶問題 (診断と治療 13の4)

結核が妊娠によりて悪影響を蒙ることは、臨床的(その2/3は悪影響を蒙る)にも、血液「コロイド」性状より見ても明白であるが、何を目標として中絶を施すべきかに就ては定説がない。即、妊娠前の観察結果の良否、軽熱、咯痰中の結核菌の証明、咯血等はその標識とするに足らない。只血清の結核菌に対する補體結合が著者の経験では最良の標識であつて、この反應強陽性なるものは治癒結核を思はれるものでも妊娠中絶を断行すべきである。又、若い婦人で肋膜炎、腹膜炎其他の外科的結核を経過せるものは少くも2、3年は妊娠を避けねばならない。

濟生會 濟生會に於ける肺結核患者調査 (大正15年度 昭和元) (昭和3年6月)

本書は大正15(昭和元)年度に於て東京市に於ける濟生會直營の診療機關にて取扱へる肺結核患者に關する統計にして、併せて濟生會の委嘱に係る道府縣取扱肺結核患者統計及結核患者特別配當額に關する表を掲ぐ。

村上俊泰 結核と眼 (日本の醫界 3の87,88)

我邦に於ける眼結核の統計では、

深見、今井氏	眼患者の	2.08%
鈴木氏	"	3.7%
山崎氏	"	5.89%

となつてゐる。(左の中深見、今井及び山崎の報告にはフリクテンを加入してある) Hippelの報告に依れば、243例の眼結核中、

結 膜	7	脈 絡 膜	18	角 膜	115
角膜+葡萄膜	18	鞏 膜	9	網 膜	—
虹彩毛様體	75	視 神 經	1		

となり、年齢別に見れば、

1—10歳	9.9
11—20	47.7
21—30	22.2
31—40	9.5
41—50	6.6
51—60	4.1

となることを示し、著者は眼科領域の諸組織に於けるこれら結核の病理、診断、治療、等について述べてゐる。

田邊一雄 療養質疑 第1集 (自然療養社 昭和2年4月)

茂野吉之助 肺病療養上の安靜と運動の意義 (自然療養社 昭和3年2月)

田邊一雄 外氣中の睡眠及静臥 (自然療養社 昭和3年1月)

古谷頼綱 結核患者と其周囲の人へ (自然療養社 昭和2年4月)

田邊一雄 肺病療養の邪道 (自然療養社 大正15年10月)

神尾一郎 強練法としての空氣浴 (自然療養社 昭和2年10月)

古谷頼綱 肺病征伐 (自然療養社 大正15年8月)

陸濂 實 奉天に於ける日光の結核疾消毒力試験 (滿洲醫學雜誌 9の2)

奉天に於ける日光の結核疾消毒力は5—8月に於て最も強く、直射日光は1時間にして咯痰中の結核菌を無毒となす。これに亞ぐものは9、10、4月、最も消毒力弱き月は1、2月である。乾沙上の咯痰は濕沙上のそれよりも程速に消毒せらる。日陰に於ては5—8月と雖も消毒力なし。

前田三郎 中家一郎 結核病室に於ける塵埃の實驗的研究 (結核6の1)

務めて清潔に保たれたる結核病室内に於ける浮游塵埃中には生活結核菌の存在を動物接種に據り確實に證明したるも當該病室に一定期間飼育したる海鯊の自然感染に就ては、該海鯊を1ヶ年以上の長きに亘りて飼育したるに病變を惹起せざるのみならず體重三倍以上に達せるを見た。故に斯の如き浮游塵埃中には生活結核菌の存在するも海鯊の結核自然感染は容易でないことを知る。

7 脚 氣

松村 肅 脚氣傳染論 (東京醫事新誌 2601, 2902)

脚氣傳染論は決して目新しき説ではないが、著者が實驗檢索上特異症原體を證明し得たこと云ふ點に於て甚だ注目すべきものがある。著者に従へば、苟も人類或は動物が脚氣病に罹患せる場合は殆ど毎常それら罹患腸内の脚氣菌の感染を證明し、脚氣菌の感染なき場合に於ては決して特定の脚氣罹患症狀を惹起するものでなく、食物の量、質、は其他の脚氣の誘因と共に誘因を見るべきものであつて、脚氣を特殊傳染性疾患とするにき一切の疑義氷解し、従つて、脚氣を特殊傳染性疾患として必要にして十分なる保健衛生方策を新に確定すべきである。

小林義雄 海軍脚氣の新豫防對策 (東京醫事新誌 256)

海軍脚氣累年比較					
年次	患者數(新舊共)	人員毎千新患比例	死亡數	免除數	備考
明治11	1,485	327.96	32	缺	
17	718	127.35	8	1	海軍兵食改良
18	41	5.93		1	
19	3	0.35			
21	—	—			
31	16	0.81	1		
41	29	0.52		1	
大正1	35	0.72			
2	95	1.88		2	
3	72	1.36	1	2}	出征部隊 147名
4	218	3.85	4		
5	133	2.22			
6	53	0.82	1	2	
7	168	2.65	2	8	
8	332	4.77	2	75	
9	287	4.06	1	37}	石見 69名
10	355	4.44	6	21}	

11	217	2.37	2	12
12	170	2.40	4	7
13	281	4.16	3	3
14	324	4.92	1	14
15	375	5.05	2	18

即、海軍には平時に於て脚氣發生増加の傾向あるが、戰時事變、特別任勢に際して著しき脚氣が多發するを見る。これを海軍兵食の脚氣豫防の見地よりすれば、未だ完全にあらず、宜しく半搗米又は精白米何れにもせよ胚芽80%以上を保有する米飯に改めるべきである。

小林義雄 海軍の脚氣問題 (醫事公論 811)

海軍脚氣の解決の方法は貯藏糧品に依つて大量のビタミンB供給を圖ることの外にはない。若し適當の方法を以て胚芽米を海軍兵食の主食としたならば、海軍脚氣問題は容易に解決せしむるもあらうと思はれる。

小坂一郎 實驗的脚氣症發生に及ぼす季節の影響に就て (慶應醫學 7の10)

實驗的「ビタミン」B缺乏症に於ても亦自然脚氣の如く、季節の影響を受けて發病に遲速あるか否かを見んとして、同一人に就て、同一なる「ビタミン」B缺乏食を與へ夏期、冬期二回の實驗を繰返し行つた結果によるに温度湿度共に高き夏期はそれらの共に低い冬期に比して一般に發生容易であることを認めた。而して、動物試驗に於ても亦其の結果が同様の様である。

内務省衛生局 岡山縣地方技師根岸顯藏 脚氣病豫防に關する調査報告追録

(昭和3年7月)

本書は脚氣病に關して著者が前年技術官會議の席上にて報告せるものゝ一部を引續き特に調査研究を遂げ輯録せるものなり。豫防對策として、本邦人主食に付ては玄米又は半搗米若くは多量の麥混入米の常用を推奨普及する事、米の精白方法を一層合理的に改良して胚芽數を多からしむる事、米の洗ひ方、貯藏方法の改良その他の數項を挙げ、氣象學的影響につきても數項を挙げてゐる。

8 寄生蟲病

小泉 丹 寄生蟲病の防壓 (東京醫事新誌 2599—2601)

寄生蟲病の防壓さいふこゝが舊からあまり容易に考へられて居る。病原さなる動物或は其の中間宿主さなる動物に就て、其等の種類保存上の執着性其等の繁殖力其等の抵抗力等々があまりに小さいものゝ様に考へられ、或はそれが殆んど無視されて居る様に考へられる。一面に又あらゆる階級、あらゆる社會に寄生蟲の害悪さ云ふこゝについていかにも無理解なこゝである。故に寄生蟲病防壓の根本問題は必ず當事者の熱心なる努力により一般民衆の理解を向上させるこゝにある。

1方著者の述べる防壓作業の具體的方法は臺灣に於ける麻刺利亞の防壓作業に於て述べたさきの如く、(1)資金を集中的に使用し分散的に使用されるこゝを避けるこゝ、(2)作業計畫の時期も合理的に短縮せしめるべきこゝ、(3)模範的の土地を作るこゝ、(4)治療薬の效果に充分に注意を注ぐべきこゝ、等につきそれが如何に有効であるかを著者は説明して居る。

大井 好成 高野 潤四郎 農村衛生の立場から見た寄生蟲問題 (國民衛生 5の1)

本調査は京都府河鹿郡物部村の純農村にして検査人員64人についてである。その結果有卵率は31%にして、その内十二指腸蟲寄生率が17%、東洋毛線線蟲が、3%、蛔蟲80%、鞭蟲59%の例になつて居る。特に著者は家族為感染の著しいことに注目したと云つて居る。之れは甚だ興味のある事實であつて、之れを現状の儘に放置したならば寄生蟲卵の宿主と其家族と土壤との間に於ける循環が無限に繰り返さるゝことになる。尙之れを救ふ道は糞尿を肥料とする爲には、一應一定の糞尿溜に貯へ腐敗緩慢せしめ蟲卵の死滅を待つて使用せしめること、並に個人的に野菜の使用に際して熟湯の灌注等の注意を行はしめること等である。尙有卵者には驅蟲薬を與へ驅蟲せしむる事が比較的容易であり、有効であると述べ居る。

中路 三平 寄生蟲感染程度測定法としての蟲卵計算法の意義並に實驗的批判 (慶應醫學 8の12)

近年十二指腸蟲の感染程度を測定することの必要説かれるに至り、感染程度測定法として臨床的諸症候に依り、或は驅蟲後の寄生蟲體数を檢算する事に依りて推定せらるゝも實施困難且つ又經費の點より實際的でない、唯蟲卵計算法により便内排卵数を檢算し團體検査の上に數量的結論を與ふる事は最も合理的な方法であると思惟せられる。著者は此の見地より最も廣く實用に供せられつゝある蟲卵計算法は Stoll の稀釋法であるが之れを著者が修正して使用したのである。

著者の報告せる實例は6例にして、長期に亘り十二指腸蟲、蛔蟲鞭蟲及東洋毛線線蟲の便内排卵数を檢算したるに、糞便性状並びに1日排泄量は同一人に於ても變化多く一定標準を制定し難い。従つて之等蟲體1雌蟲の1瓦便内排泄卵数を決定せん事は不可能であるが便の性状と1瓦便内排卵数の割合は下痢便にて1とすれば、泥狀便2、軟便3、有形便4の比率を示して居る。

尙十二指腸蟲及蛔蟲に就き、便の性状及排泄量に關係なく、1日全便量に換算したる平均値より1雌蟲の1日乃至1瓦便内排泄卵数を算出したるに、十二指腸蟲にてはF.P.D.P.♀平均2,000、E.P.G.P.♀平均150、蛔蟲にてはそれぞれ45萬及4000である。然して十二指腸蟲に於て蟲體種類別に觀察したるにAnckylostomaはそれぞれ25000及び200となり、Necatorは前者に比し遙かに僅少にして約半數以下と推定せらるゝ更に全6例の平均便量及び便性状と排卵数の比率を採用し、前記1日量に於ける排卵数を換算したるに、AnckylostomaにてはE.P.G.P.♀有形便にて198、軟便にて148、泥狀便にて99下痢便にて49となり、蛔蟲にてはそれぞれ5571、2678、1785、及び892となつた。而して之等の數字は各蟲體の發育程度並びに其産卵機能の異常に依り各々變化のあることは明である。

最後に著者は本蟲卵計算法は少數例には價値少きも團體的多數人員に就きて應用すれば價値大にして極めて有効である。團體に於ける眞の感染状況を窺知せんが爲めには單に感染程度の測定のみでは不可にして須く一方には感染率を以て分布侵害の廣さを識り、他方には蟲卵計算法に擔りて其の濃度即ち深さを考量し、兩々相併せて始めて實状を知り得るものと謂ふべきであると述べて居る。

高野 六郎 日本に於ける糞尿處置の細菌學的及寄生蟲學的研究 (日本之醫界 18の8—9)

最初實驗に供せる便池は普通日本民家の便所に使用せる甕にして深さ1.5フイート、直徑1.8フイート容積60—100立である。普通民衆の排泄物を汲み來りて、之を充し、更にチフス菌の培養を混和して其100cc.中に1.5mg.を含ませ、連日培養を續行してチフス菌を全く檢出し得ざるに至らしむ。以上四季を通じて35回の實驗を行ひたるに夏に際しては10日前後に於て完全に死滅し、気温の低下と共に生存期間延長し、6月若は10月の候に於ては約1ヶ月、初夏、晩秋にありては2ヶ月に近く、更に五寒の期にありては少數の菌は冬を耐過して翌春に及ぶものがある。次は同一の便池につきて此の内に寄生蟲卵として十二指腸蟲卵及蛔蟲卵を

混入し、その死滅期間を検査したるに蛔蟲卵も十二指腸蟲卵も糞便中にありては發育することなく漸次死滅に向ひ、夏期に於ては最短の場合でも蛔蟲卵は2ヶ月、十二指腸蟲卵は1ヶ月、春秋に於ては、更に長く、蛔蟲卵にては秋末に實驗し、冬期を越したるもの或は1年にして漸く死滅するものもあつた。十二指腸蟲は春秋に於ては2、3ヶ月冬期にありては越冬生存せるものがある。

斯の如き基礎實驗からして著者の推賞して止まざる改良便所が考案されたるものにして、その構造並にチフス菌及寄生蟲卵の改良便所内の實驗成績が最後に詳述してある。

佐々木流道 蛔蟲感染の要約に就てビタミンの蛔蟲に及ぼす影響に関する實驗的研究 (日本微生物學病理學雜誌 22の12)

(1) 蛔蟲感染の要約として各種ビタミン過不及は重要なる關係を有するものである。(2) ビタミンA並にDの缺乏は蛔蟲の感染率を著しく高上せしむ。(3) ビタミンDと蛔蟲との關係は比較的意義淺きものゝ如し。(4) ビタミンAの過剰は蛔蟲感染率を減退せしむ。(5) ビタミンBの缺乏は蛔蟲感染率を稍高上せしむ。(6) ビタミンCの缺乏は蛔蟲感染率を減退せしむ。(7) ビタミンCの過剰は蛔蟲感染率を高上せしむ。(8) 斯の如くビタミン缺乏による蛔蟲感染率の高上する成因は恐らく直接作用にあらずして之れによりて膽汁分泌を減退せしめ以つて蛔蟲の感染を容易ならしむ故に膽汁分泌の多寡は蛔蟲感染に密接なる關係を有するものである。(9) 蛔蟲驅除の根幹は嚴密なる糞便政策の下に蛔蟲卵の絶滅を圖ると共に一方國民の營養に注意し、部分的營養障害、特にビタミンの過不及等蛔蟲感染の要約を芟除するに於て初めて十全なる目的を達し得べきものと信じる。

南崎雄七 自然界に於ける十二指腸蟲感染経路に関する研究 (慶應醫學 8の7-9)

自然界に於ける十二指腸蟲が如何にして人體内に侵入して行くかに就ての感染経路を明にしてものにして分ちて3篇をなし、第1篇及第2篇に於ては糞便を共に撒布せられたる十二指腸蟲卵が土壤中に於ては冬期以外の季節には孵化し得るこゝ且つ孵化したる仔蟲は6ヶ月間生存し得るこゝ並に水中に十二指腸蟲卵を投入するに夏期冬期何れにありても發育せぬこゝを明にし更に十二指腸蟲仔蟲を土壤中に共存する多數の自由生活圓蟲並に其の仔蟲を鑑別する標徴を明にして居る。第3篇に於ては人糞肥料を施す農村の畑地の土壤中には十二指腸蟲仔蟲普通生存し、著者の實驗によれば2-3週間前に施肥せりし稱する各種の畑地中50例

中、28例に於て確實に十二指腸蟲を證明し、其の十二指腸蟲を検出せる畑地を、跳走のまゝ1時間歩み、或は停立し、足部皮膚を土壤と接觸せしむるときは十二指腸蟲仔蟲の浸入を受け感染した實驗例を著者自身につき實證して居る。

要するに本邦農村住民の十二指腸蟲感染の主たる感染経路は、畑地に於ける跳走生活に依る皮膚感染なるべく、水田、沼池其他の水中感染は、特殊の場合を除きては稀有なるものと推定せざるを得ないを云つて居る。

南崎雄七 農村住民十二指腸蟲感染の統計的觀察 (醫海時報 1745-1746)

本邦農村住民の寄生蟲に於て十二指腸蟲の全國的分布に関する報告にして之を表示すれば次の如くである。

内務省調査農村住民寄生蟲検査成績 (7ヶ村計)

	男	女	計	對検査人員%
検査人員	6,830	6,961	13,791	100.0
十二指腸蟲	1,937	1,957	3,944	28.6
蛔蟲	4,691	4,976	9,667	70.1
鞭蟲	3,901	3,961	7,862	57.0
東洋毛線線蟲	196	195	391	2.8
横川氏吸蟲	78	38	116	0.8
蟯蟲	3	2	5	0.0
肺チストマ			5	0.0
肝チストマ			38	0.3
那々雜蟲			2	0.0

地方廳調査農村住民寄生蟲検査成績 (78ヶ村計)

	男	女	計	對検査人員%
検査人員	68,811	69,516	138,327	100.0
十二指腸蟲	15,198	14,803	30,001	21.7
蛔蟲	35,364	47,497	92,860	67.1
鞭蟲	26,196	26,739	52,935	38.3
東洋毛線線蟲	1,757	1,667	3,424	2.4
横川氏吸蟲	769	448	1,217	0.9
肝チストマ	345	218	563	0.4

肺デストマ	65	32	97	0.1
蛻 蟲	167	194	361	0.3
那々 糞 蟲	8	2	10	0.01
日本住血吸虫	51	32	83	0.1
糞 蟲	50	20	50	0.4
ストロンギロイデス	—	1	1	
ステルコラーリス	—	1	1	
ヘテロヒーエス	—	—	—	
槍形デストマ	1	—	1	
肥大吸蟲	1	—	1	

統計區別十二指腸蟲感染率

統計區名	検査村数	検査人員	十二指腸蟲感染者	同上%
北海道區	3ヶ村	10,460	12	0.11
東北區	13ヶ村	20,065	2,483	12.37
關東區	9ヶ村	18,146	5,979	32.95
北陸區	10ヶ村	20,802	4,098	19.70
東山區	6ヶ村	10,044	1,632	16.25
東海區	3ヶ村	4,205	1,880	44.71
近畿區	10ヶ村	15,121	1,114	7.37
中國區	8ヶ村	13,645	3,480	26.84
四國區	7ヶ村	14,158	3,216	22.72
九州區	15ヶ村	25,481	10,062	39.49
計		152,127	33,956	22.29

年齢別十二指腸蟲感染率

年齢	内務省調査			地方廳調査		
	検査人員	十二指腸蟲 (男女の差) 同 上 百分比		検査人員	十二指腸蟲 (男女の差) 同 上 百分比	
0-1	299	0	0	3,517	60(6)	1.71
1-	352	5(1)	1.42	4,107	119(3)	2.90
2-	288	11(3)	3.82	4,032	163(23)	4.04
3-	377	12(4)	3.18	3,808	233(1)	6.12
4-	380	34(14)	8.95	3,678	319(15)	8.67
5-10	1,874	304(6)	16.14	18,816	2,135(153)	11.35
10-15	1,609	330(16)	20.51	16,415	2,581(201)	15.72

15-20	1,240	396(14)	31.94	10,925	2,677(157)	24.50
20-25	952	347 15	37.51	9,017	2,581 81	28.62
25-30	871	348 20	39.95	3,395	2,500 48	29.78
30-35	873	344 2	39.40	8,016	2,363(47)	29.48
35-40	784	277 1	35.33	7,887	2,441 73	30.57
40-45	856	353(3)	41.24	8,160	2,527 9	30.97
45-50	698	255(3)	36.53	7,610	2,331 31	30.63
50-55	651	252(16)	38.71	6,075	1,841(95)	30.30
55-60	507	209 3	41.22	5,553	1,721 41	30.99
60-65	510	213(3)	41.76	4,313	1,309(41)	30.35
65-70	605	127(25)	34.79	3,758	1,020(40)	28.51
70-75	219	80(4)	36.53	2,446	647(5)	26.25
75-80	101	31 3	31.69	1,270	310 18	24.41
80-85	27	13(3)	48.15	457	102 22	22.32
85-90	10	2 2	20.00	117	31 7	26.50
90-95	4	1(1)	25.50	29	5 5	17.24
95以上	1	—	—	6	1	16.67

(備考) 十二指腸蟲人員の部の下に記載せる数字の()あるは男の女より多数なる差、—あるは女の男よりも多数なる差を示すものである。

三宅益順 三井三池礦業所坑夫並事業所職工の十二指腸蟲調査及其驅除に就て

(石炭時報 3の3)

坑夫並に事業所職工につきての十二指腸蟲検査成績にして之を表示すれば次の如くである

坑夫並事業所職工の十二指腸蟲寄生率

箇所	被検査人員	十二指腸蟲卵保有者	百分率	
炭 坑	四山坑	1,328	425	32.00
	万田坑	1,100	639	55.09
	勝立坑	656	335	51.07
	大浦坑	438	188	42.92
	宮浦坑	1,489	413	27.74
事業所	宮原坑	644	363	45.32
	三川社宅	322	111	34.47
	染料工業所	552	110	34.47
製煉所	830	228	27.47	

製作所	661	80	12.10
製作分工場	214	23	10.75

尙之れが驅蟲に際しては單に1回四鹽化炭素3.0瓦服用後硫麻10—20瓦を頓服するのみにて作業を休止することなく40%—74%の驅蟲率を示したと云つて居る。尙豫防方法としては糞池の改良、坑内脱糞の嚴禁寄生蟲に関する講話等は大いに意義あるものであると述べて居る。

上野 直 十二指腸蟲病貧血の臨床及び實驗的研究及び之れが貧血の本態に就て (日本内分必學會雜誌 4の2)

十二指腸蟲病患者に於ては、其赤血球、血色素及び血色素係数は、疾病の程度に従ひて、減少するものなるは從來熟知せられて居る、其血液粘稠度は其赤血球の減少及び血清粘稠度の下降によりて殆んど毎常下降する。而して本病に於ける血液粘稠度下降は之を他種疾患例之結核性疾患に於ける同程度の貧血の場合より強い。血清蛋白質は本病に於ては其全量に於て減少せるものが多い。之主としてアルブミンの損失によるものにしてグロブリンは其の絶對量に於て著變を示めさない。従つてグロブリンの對アルブミン比率は多少増加の傾向を示すに止る。赤血球沈降速度は貧血程度のもは正常範圍内に在るも貧血の高度なるものは血球減少の爲、或は時にグロブリン比率増加の爲、速度増加するも結核性疾患等に於けるが如く高度でない。

頸靜脈獨樂音は本病患者に於て殊に屢々且つ強度に之を聴取する。之が原因は其血液粘稠度下降と密接なる關係がある。

本病の貧血の本態については動物試験の結果十二指腸蟲體內は貧血を惹起せしむ可き物質を含有して居る。而して此の毒素の作用機軸は從來唱へられたるが如く、體內に於て溶血性に作用するものに非ずして骨髓機能に障害を與へ、赤血球發生を減じ以て貧血を惹起せしむるものである。尙甲状腺機能に對しては、本毒素は直接或は間接に之を刺戟して其機能を亢進せしめ、或は變性に陥らしむる傾向を有するものゝ様である。

戸所龜作 廣島縣に於ける日本住血吸蟲病(片山病)の沿革撲滅事業の概要、並將來の施設に就て (日本公衆保健協會雜誌 4の9)

藤浪博士等に依つて發見されたる日本住血吸蟲は其後中津原村役場内に廣島縣地方病撲滅組合なるものを設立した。同組合の主なる事業は中間宿主たる巻貝の剷滅、便池溜設置奨励、耕牛を耕馬に交換するこの奨励並に野鼠の驅除、其他本病に關する必要事項を印刷物講演等にて一般に周知せしむること等が今日の主

なる事業である、其の事蹟見るべきものありて今日では患者の發生もなく巻貝も殆んご影をひそめた状態に達して居る、併しながら尙之れ以上の撲滅を計るべく左記の事項を現在着手中である。(1)有毒地住民約23000人に對し全部の檢便を行ふこと。(2)牛馬の檢便を行ふこと。(3)有卵者の排便を別箇の便所に排泄させ絶對に肥料に供せざらしむること。(4)益々便所改造を奨励すること。(5)巻貝の調査殊にセルカリヤの存否を調査すること等である。

9 癩

林 文雄 癩に於ける赤血球沈降速度に就て (皮膚科泌尿器科雜誌 28の9)

著者は各種の癩の赤血球沈降速度を檢査したるに治療用に用ひる「クロールカルチウム」大風子油の注射は直接沈降速度に影響なく、癩性結節性紅斑の際特に急性のものに於ては沈降速度甚だ早く、勢及度に比例して沈降速度の上昇を見、發病後の年數はある程度迄一致する等の事實を知り得た。

藤原 皓 癩の「マラリア」療法成績 (岡山醫學會雜誌 463)

著者は12例の癩患者に「マラリア」を接種したるも其の結果は殆んご効果を認めず即ち癩菌は「マラリア」發作によつて影響を蒙らぬものゝ如くである。又癩患者のカタホレーゼにも大なる影響なく、黴毒血清反應陽性患者の血液(マラリア血液)を健康血液に移入するも被注入者の血清反應は陽性を示さない。

10 癌

渡邊貞恵 澤田 利 黒田茂二 胃癌の統計的觀察並に肝轉移に就て (醫事新聞 1237)

著者は大正9年より昭和2年に至る間8ヶ年間に至る小澤内科に入院せる胃癌患者113例について統計的觀察を行ひたる結果次の事實を知つた。即ち性別に見ると男2.7に對して女

子1.0にて、年齢的關係は、40—50代にして62%を占める。罹患平均年齢は49.8%である。職業は、農及商業に最も多く、遺傳的關係は11.5%あり、113例中80%は胃症狀なくして發生し、初發症候は心窩痛58.4%、を占めた。便の潜血反應は76.9%に於て陽性、X線にて其の九割以上陰影缺損を認め、胃癌の發生部位は小彎に存するものは肝臓に轉移すること尠なく大彎に存するものは轉移多し。

丸山一郎 剖検例に就て爲せる子宮癌に對する放射線作用の檢索 (岡山醫學會雜誌 462)

著者は子宮頸部癌によつて死亡せる患者の子宮を剔出し、子宮各部、各組織に於ける癌腫細胞の放射後に起る變化を顯微化學的に檢索し次の如き結果を得た。即ち子宮頸部に存在する癌細胞は子宮腔部に存するものより強い變化を示す。粘膜炎中に位置する癌細胞は筋膜層に存在するものに比して其の變化甚だし。又同一の癌胞集中に於ても各癌細胞は其の變化を異にするものにして Haendly の所謂雜色線を呈する等である。

11 助産及び婦人病

衛生局 産婆及看護婦數 衛生局年報 (大正15年、昭和元年)

産婆 昭和元年末現在産婆の總數は44,776人(外に外國人1名)にして前年に比し1899人を増加せり(外國人は前年と同數)。これを人口1萬に對比すれば7.40に該り前年に比し0.22を増加す。大正15年、昭和元年中産婆の犯罪若くは不正の行爲に依り行政處分を受けたる者の數は7人である。

療屬 各地方廳に於て免許を與へたる看護婦の昭和元年末現在總數は51,125人(内3145人は準看護婦)にして前年に比し3861人を増加せり。看護夫の各地方廳に於て免許を與へたるは昭和元年末現在總數は76人にして前年より6人を増加せり。鍼術、灸術、按摩術業者の各地方廳にて免許を下付せるは昭和元年末現在に於いて下の如し。

晴眼者			盲者		
男	女	計	男	女	計
22,317	7,848	30,165	25,587	11,003	36,590

なほこの合計は、人口一萬につき11.03人にあたる。

水原 滋 福井 進 本邦婦人の妊娠線に就いて (近畿婦人科學會雜誌 11の4)

妊娠線の成因は之れを妊娠反應と器械的擴張に歸せられてゐるが M.thes u. Krefthner 等は婦人の中には妊娠線を形成し易き一種の體質の存するこゝを發見せり。著者等は之れに鑑み、坐業を營む533例の妊婦について體質學的方面から統計的の觀察を行つた。其の結果を摘録するに大要次の如くである。即ち本邦妊婦の妊娠線は壯年型に於て最も多數にして其の發見は顯著であるが混合型之に次ぎ未來型は壯年型と反對に之を認めるこゝが最も少なく、發育不全型は發生程度僅少なれども著明に顯はれるもの亦少なくない。妊娠線は分娩と共に増加する。新妊娠線の新生は第1第2回分娩に於て其の大部分の發生を遂げ以後分娩を重ねるにつれ減少する。

太田作治郎 妊娠現象に關する婦人血液の生化學的研究、特に妊娠子宮、胎兒及び胎盤の代謝機能に就て (日本婦人科學會雜誌 23の5,6)

著者は生殖期間にある婦人に就き、同一被檢者より同時に多種の血液を採取し、同時に其主要成分、系統的分離微量定量法を施し、補遺として必要なる動物實驗を加へて主題の研究を行ひ、次の結果を得た。即ち A、生理的基礎的研究。(1)血清及び主要臓器間の水分分布状態は、家畜に於ては動脈血は静脈血より常に1.0%以上多量の水分を含み、臓器に於ては腦質、腎、肝の順序なり。(2)正常妊婦にては健常に比し、血水量は妊娠第3ヶ月より第9ヶ月まで漸増するも第10ヶ月には再び減少して第6ヶ月の高さを示す。血糖量は妊娠性血水量と殆んど平行する。血色素量は水血症のために漸次低下し、殘餘窒素は平均0.001%は減少する。如斯妊娠血液の特種變化は妊卵の發育に伴ふ發性變化に外ならざるべく、其の調節作用の由つて出る所は恐らく妊卵中の胎盤組織なるべし。B、病的妊娠状態の研究。(1)悪阻の輕症には認めないが症状の増悪と共に高度水血症貧血過血糖、殘餘窒素蓄積及び脂肪血症を成す。故に本症は肝臟機能失調と密接なる關係あるべし。(2)妊娠腎にありては高度の水血症、過血糖を特徴とする。脂肪の分布は高度脂肪血症にも關らず總ヒヨレステリンの減少は注目すべきである。C、四種血液成分比較検査成績。母體肘靜脈血、胎盤後血、臍帶靜脈血、臍帶動脈血の成分を同時に測定して、妊娠子宮、胎兒の物質代謝を論じ、進んで胎盤の機能に關し胎盤は自己及び胎兒の發育上必要なる榮養を母血より攝取し、之を通過せしめ、胎兒代謝作用の産物を母血に特送するのみならず、母血の不足を補ふべく、血色素糖質を合成して胎兒に與へ母體に對しても水血血色素、糖、殘餘窒素、脂肪質等の消長を調節する重要な機關なるべしと論ぜり。

内垣修一 不妊症の生物學的研究 附編子宮筋腫不妊の原因に關する實驗的研究 (近畿婦人科學會雜誌 11の1)

卵巢の機能不全に際し屢々筋腫の發生を見るが著者は之の逆に、筋腫は卵巢に對し影響するや否や、又子宮筋腫は子宮壁内異物であるといふ考から子宮壁内に軟骨片を移植してその動物の妊孕力に及ぼす影響あるやを知らんと企て、實驗の結果大要次の如き事實を知り得た即ち子宮筋腫水製エキスを連続注射すると卵巢濾胞装置の各階級に對して之を閉鎖變性に陥らしめる作用が強大である。又アルコール、エーテル製エキス連続注射は卵巢濾胞装置のグラフ氏濾胞及び成熟濾胞を閉鎖變性せしめ、原始濾胞に對しては之れが進んで發育成熟する事を阻止するものゝ如くである。又動物の子宮壁内に軟骨片を移植したる後交尾せしめたるに6例共妊娠せず、その移植せし軟骨片を切除したる後交尾せしめたるに2例の妊娠成立を見た。以上の事實から子宮筋腫成分の卵巢濾胞に對する毒力及び子宮筋に對する興奮作用並に筋腫結節の子宮壁内に於ける宛も異物の如き限局性存在は妊孕能力を障害するものなるべく、子宮筋腫不妊原因の因子として追加せられ得べきことを知つた。

八木日出雄 豫防産科學を提唱す (現代の醫學 10の3)

著者は豫防産科學として、産婆の知識向上即ち正常分娩を清潔にするこゝ、異常を速かに發見するこゝ、及産褥の清潔に保たるべきを提唱し、このために産婆の講習會を開催するをよしとし、其の他醫師と産婆の協力、妊婦相談所、妊婦預所等の社會施設の必要を叫んでゐる。

内藤勝利 妊娠末期に於ける最大腹圍及び其の胎兒體重との相關々係並に胎兒體重に對する胎盤實質量の比較調査 (日本婦人科學會雜誌 23の11)

著者は最近2000有餘の妊婦について調査したる結果次の事實を知り得た。即ち妊娠末期に於ける妊婦最大腹圍は平均87.46±0.104cmにして標準偏差は5.16±0.074cmであつた。而して初産婦はM=86.31±0.142σ=4.31±0.100、經産婦はM=88.12±0.176、σ=5.29±0.009である。胎兒體重(妊娠第10ヶ月)は平均2993.5±8.503g、其の標準偏差は418.98±6.017gにして初産婦にてはM=2901.09±12.298、σ=37.98±3.697、經産婦にてはM=3051.39±10.897σ=422.58±7.706であつた。最大腹圍と胎兒體重との間に於ける相関係数は0.546にして兩者の間には確かなる相關々係が存在する。胎兒體重と胎盤實質重量との比は6.75±0.014にして其の標準偏差はσ=1.00±0.010である。其の比と胎兒體重との間には多少の正比例がある而して胎盤の重量は胎兒の大なるもの程比較的小である。

久慈直太郎 不妊症の處置に於ける最近の進歩 (日新醫學 17の7)

著者は從來唱へ來つた不妊症の原因を擧げ最後に輸卵管の健否を診斷するに必要な新法として喇叭管通氣術と喇叭管造影寫眞術について述べてゐる。

12 眼病 耳病 鼻病 盲啞

内務省衛生局 トラホーム検診成績 (昭和3年7月)

本篇は昭和2年中ホラホーム豫防法の規定に基き各地方長官に於て施行したる検診の成績を輯録せるものなり。

	検診ヲ受ケタル人員	患者ト決定セラレタル人員				受診者ニ對スル患者百分比	從業停止ヲ命ゼラレタル人員	
		重症	輕症	疑似	計			
總數	大正12年	5,938,768	73,586	506,666	126,532	706,784	12.53	570
	同 13年	6,782,006	80,577	554,494	144,086	779,157	11.49	263
	同 14年	6,275,431	69,883	497,855	124,270	692,008	11.03	315
	昭和元年	6,167,652	60,321	472,232	118,055	650,612	10.55	177
	同 2年	6,847,467	59,160	476,944	142,395	678,499	9.91	183
工從業者	大正14年	43,543	4,063	38,503	12,110	54,676	8.50	
	昭和元年	657,806	3,552	40,066	11,076	54,694	8.31	
	同 2年	723,562	3,817	41,280	12,196	57,293	7.92	
壯丁	大正14年	295,123	2,879	29,753	12,200	44,830	15.19	
	昭和元年	291,011	2,624	27,344	12,143	42,111	14.47	
	同 2年	331,703	2,855	29,054	14,558	46,467	14.01	

宮下左右輔 宮下小眼科學 (南山堂 昭和3年7月)

大塚憲治 新潟縣下に於ける失明の原因 (日本眼科學會雜誌 32の1)

眼病國と稱せらるゝ本縣人の失明原因については、曩に河本教授、羽入氏等の調査あるが著者は最近恩光會の檢診に従事し、ツアーデー氏の定義に従ひて光覺なきもの及び視力1.0米指數以下のものを全盲とし、その1400人につき失明原因をフイツク氏の分類に従ひて統計的に研究した。その年齢的分布は

0—1年	191人 (13.64%)	6—10	89 (6.36%)
2—5	328 (23.43%)	11—20	176 (12.57%)

21—30	109	(7.76%)	51—60	110	(7.85%)
31—40	158	(11.29%)	61—70	73	(5.4%)
41—50	154	(11.00%)	71—80	13	(0.93%)

であり、先天性原因によるもの8.01%、後天性原因91.99%である。而して1才以内には先天性原因の大部分、角膜軟化症、初生兒膿漏眼最も多く、2—5才には角膜軟化症最多数を占め、膿漏眼、麻疹之に次ぎ、10—20才前後には膿漏眼を第一位とし、その他毒害原因、外傷等を主要なるものとし、30—50才にては毒害原因と耳症トラホームと緑内障を主とし、白内障も此の期に多い。之を百分率にて示せば、トラホーム1%、成人膿漏眼12—14%、毒害9—10%、角膜軟化症約8.0%、先天性原因8.0%、外傷及び緑内障は各5.0%内外、原因不明23%である。

又之を歐洲統計の先天性25%、後天性75%に比すれば、後天性の率非常に高く、原因不明のものを除くも約70%にして、従つて失明の半數は之を預防し得べしと思はる。之に對する著者の考案は、(1)幼時はクレーデ氏法の完全なる施行と人工栄養法の徹底、(2)少年時は淋毒、トラホームの預防及び治療、(3)成年期にはトラホームの治療、毒害の預防、治療(4)後年期には白内障の適當なる手術であると。

内田徳志 支那人に於ける聾啞の研究 (大日本耳鼻咽喉科會報 34の3, 4)

種々の困難なる事情を排して天津及び附近の支那人聾啞者369人について統計的、119名について臨床的の調査をなし、之を日本内地8校の統計資料、並に天津民學校の同年齡級正常兒に關する臨床所見と比較研究し、且、内外多數の文献を引用し、第1統計篇、第2臨時篇に分ちて詳細な研究をなしてゐる。今その結論の主なるものを摘録すると、支那人聾啞の數は人口一萬人中少くも3人餘あり、概して下級生活者に多く、資産階級者には、較的後天性のもの少く、一般に男性に多い。總じて先天性50%、後天性41%、不明9%で、先天性17名中遺傳の證明されたもの17名あり。即ち、尊親に神經系統の異常、身體諸部の畸形あり。殊に懸壘垂破裂最も多く(3.6%)、難聽者及吃吶者各2.3%、聯指、重唇、斜視等あり。又母が父より年長なるものに多く、第1項分娩の小兒に多發する。兩親祖先の飲酒、喫煙、阿片吸飲等は關係なきが如く、唯毒害とは主要の關係あり。後天性の原因中最も多數を占むるは流行性腦脊髄膜炎(32.8%)であつて、猩紅熱(18%)、麻疹(14.8%)、腦膜炎、痘瘡、頭部の外傷(各8.2%)等主なるものである。體質は概して正常兒より不良で、知能も勿論低劣である。鼻、口腔及び咽頭に種々の病變を有するものも正常兒に比して多く、外耳の形態、外強道、鼓膜等は聾啞者に特異の點なく、多數の聽覺殘遺者(連續音叉検査によれば先天性47.8%、後天性17.9%)を發見することは聾啞教育上重要な示唆を與ふるものであるといつてゐる。

13 齒科的疾患

川上爲次郎 齒科醫の現勢に就て (日本之齒界 96)

明治17年には齒科醫登録者2名、同18年には16名、19年には38名、20年には25名となつた而して明治25年には188名、35年には386名、之を漸次増加して大正5年には實に2485名となり大正15年には12,66名となり、實に世界第二位の齒科醫國となつた。最近に於ける世界各國の齒科醫師數を比較するに次の如くである。

國名	人口	齒科醫	齒科醫一名に對する人口
北米合衆國	110,000,000	50,000	2,200
英國(領地を含まず)	47,300,000	12,762	3,700
諾威	2,700,000	.700	3,860
佛國	40,000,000	7,000	5,714
瑞西	4,000,000	.700	5,770
瑞典	6,000,000	.837	1,170
アルゼンチン	9,000,000	1,200	7,500
獨逸	63,250,000	8,054	7,856
奧太利	6,500,000	.742	8,760
チエツコスロバキヤ	13,000,000	1,010	12,820
伊太利	40,000,000	2,800	14,300
ルーマニア	18,000,000	1,163	15,400
印度ビルマセイセン	35,000,000	5,000	70,000
日本	60,521,000	12,866	4,704

石井正 齒牙の過剩と減數に就て (日本之醫界 95)

人類に於ける齒式は次の如きものである。

$$\text{乳齒 } i^{2/}, c^{1/}, m^{2/2} = 20$$

$$\text{永久齒 } i^{2/2}, c^{1/}, Pm^{1/2}, m^{3/3} = 32$$

若し齒牙の數が上の齒式よりも多い時は之れを過剩と稱し、反對に齒式よりも不足する場合には減數といふ。著者は過剩齒、齒牙の減少合せて九例について報告し、其の結論に於て曰く、過剩齒は齒列に現はれて齒牙の排列を亂し咬合の不正を招來する他、顎骨内、鼻腔又は上顎竇内に埋伏又は出現し、或は膿胞性齒牙嚢腫を形成して、鼻科學的疾患を發することあり。又齒牙の減數も亦咬合の不正を招來する。埋伏又は逆生齒牙及び膿胞性齒牙嚢腫にして症候を示さざるものは該齒牙が齒列に現はれないから齒牙減數と誤ることがあるからX線

寫眞に據らねばならない。齒牙の過剰及減数は永久齒に多く、過剰齒は上顎門齒部に發生すること多く、齒牙の減数は上下顎智齒と上顎第二門齒とに於て稍々頻繁に遭遇する。齒牙數の異常と身體他部の畸形とが併發することあり。又若干の遺傳的關係がある。齒牙數の異常の原因は今尙不明である。

江川直武 口腔衛生の理論と實際 (齒科學報社 昭和2年10月)

著者は齒牙及口腔の一般的智識を極めて平易に説明して世上の注意を喚起せんがために公にした書物であつて、家庭の主婦、兒童教育に直接携られる教師諸氏には誠に好參考書である。

14 中 毒

菊地西治 朝鮮に於ける阿片モヒ害毒問題 (社會事業 12の3)

著者は朝鮮に於けるモヒ中毒患者の悲惨と其原因に就き詳細に説明し、植民地に於ける阿片政策上事實上の效果について解説し、密輸入關係経路と其手數方法をあばき、國際阿片會議と日本代表の聲價が尙ほ如何に衰れなるかを論じ、朝鮮に於ける取締令と其缺點並に支那禁煙團體と我が密賣者の責任に渡つて結論して曰く、即ち本問題の根本的解決法は毒物排止運動の社會民衆化に到達することに依つてのみ解決するこゝが出来ると力説してゐる。

黒井忠一 阿片モルヒネ中毒に対する變質劑の治療成績 (十全會雜誌 33の8)

著者は小澤篤次氏の合製にかゝる沃度亞比酸、塩化カルシウムの靜脈注射を實驗的に研究し、中毒患者に使用し漸減療法を助成する作用はあるが本劑は此の目的に對し唯一のものゝ斷言するのではないが合併症の多き患者には適當であるといつてゐる。

宇賀田爲吉 喫煙に就て (診斷と治療 15の67)

喫煙の沿革並に煙草の煙中にある化學的成分に關する觀察及び喫煙の臨床上に於ける意義として身體諸器官に及ぼすその影響を述し、次の諸項を以つて結んで居る。喫煙を避け得ざる場合は

- (1) 空腹時を避ける事
- (2) 喫煙の際に唾液を嘔み込まぬこと
- (3) 屢々含嗽をすること
- (4) 軟かな濕つてゐない煙草を用ゐること
- (5) 出來得れば成るべく長い冷たいパイプで(其際パイプに棉花を軽く詰めて)煙を濾過して喫煙すること
- (6) 靜かに喫煙すること 等の注意をしてゐる

今橋鐵三 「ニコチン」の血糖に及ぼす影響について (岡山醫學會雜誌 40の10)

「ニコチン」は血糖量増加を來し其の経過の全時間は約2—3時間に渡り、注射後急に増加し半時間にして急に頂點に達し後急に減する事實を發見したり。此の現象を助成又は減少せしむる即ち興奮又は抑制せしむる藥劑の作用を期するものにつぎいちいち詳細なる實驗的研究をさけそれ等の成績を發表してゐるのである。

Hayashi, Hirokichi, Experi. Studien über die Empfindlichkeit der Haut gegen äussere Reize, Insbesondere über die Beziehung zw. der Empf. u. d. Wasserstoffionen-konzentration. Japan. Jour. of Med. Sciences. Derma. u. Uro. Vol. I. No. 1.

著者は炎症性刺激に對する感敏性並に皮膚に於ける不揮發性アルカリ類の其れ並に其反對の關係に付て東西の文獻を述べ、其れに對する著者の實驗方法を解説し過敏性と水素イオン濃度の關係を説明してゐる。

Hayashi, Hirokichi, Exper. Studien über die Empfindlichkeit der Haut gegen den Japanlack. Japan. Jour. of Med. Sciences. Derma u. Uro. Vol. I. No. 1.

著者は日本ラックに對する過敏性並に非過敏性家兎の皮膚に於ける不揮發性の分布に就いて實驗的に研究を行つたのである。其の結果によれば、マグネシウム、カリウム、ナトリウム等、金屬分子の含有量は過敏性並に非過敏性の動物には左程の意義を有して居らぬもので其の個々の電解分物の絶對價値は殆んど過敏性の強さに關係を有して居らぬものであるといつてゐる。次に家兎の皮膚に於ける不揮發性アルカリ類の過敏度の變化並に皮膚に於ける外

的刺戟及び電解物質に対する皮膚の過敏度等に関して實驗的研究をなし、種々なる營養物質又は毒素等に対する影響を究め、又電解物質の影響等についての成績をあげてゐる。

15 疾病の雜

柏木正俊 簡明病理學總論 (金原商店 昭和3年5月)

病理及病理解剖學の目的とする所は其の疾病の原因、本態及症候經過を明にするにある。著者はこの見地から病理學總論を極めて簡明にカード式に類する方法によつて説明せんを努力した結果の成書にして、斯界に志すものゝ良參考書である。

佐野 保 日本佝僂病に関する知見補遺 (兒科雜誌 32の1,2)

著者は金澤醫科大學小兒科教室に於ける最近6ケ年の佝僂病患兒について、先づ統計的の觀察を行ひ、第2編に於て佝僂病の血液像、第3編に該病の化骨、第4編に佝僂病の骨成長に關して述べてゐる。

16 藥劑藥店

内務省 藥學者 (内務省衛生局年報 昭和3年)

藥劑師 昭和元年末現在の藥劑師中藥品を販賣し、又は製藥を爲す者の總數は8333人にして(藥劑師總數の56.21%に該る)前年に比し15人を減じたり之を地方別に觀れば其の最も多數なるは東京府の2417人、愛知縣の632人、大阪府の607人、兵庫縣の425人、京都府の370人等多きものに屬し、最も少數なるは沖繩縣の2人、奈良縣の10人等である。

藥種商 昭和元年末現在の藥種商總數は28,706人にして前年に比して76人を増加せり。此の中指定藥品販賣の資格者は5128人にして内藥劑師を使用するもの1244人藥品業並藥品取扱規則第三十二條の四に依る者136人附則第二項に該當する者3748人である。尙大正15年、昭和元年中行政處分をけたるもの數は3人にして内營業の禁止1人2ヶ月以上營業の停止1人2ヶ月未満停止1人なり。

製藥者 昭和元年末現在の總數は2367人にして最も多數なるは東京府の655人にして大阪府の413人之に次ぎ其他三重、愛知、兵庫、茨城、廣島、京都、石川等の府縣はその多きも

のに屬す又製藥者の最も少なきは群馬、岩手の2縣の共に2人にして沖繩縣の3人之に次ぐ

藥劑師數 衛生局年報 (大正15年、昭和元年)

藥劑師 大正15年、昭和元年中藥劑師免狀を下附したる總數は1097人にして前年に比し94人を減じたり。昭和元年末現在藥劑師の總數は14,826人(外に外國人11人)にして前年に比し1257人増加したり(外國人は2人増)。尙昭和元年末現在の藥劑師總數を醫師の員數に比例すれば、藥劑師1人に付醫師3.10に該り前年に比し0.24を減じたり。

17 看護學

篠原昌治 米國巡回看護婦制度の概況を述べ簡易保險巡回看護婦の利用を望む

(東京醫事新誌 2561)

著者は本邦に於ける當該制度の向上を要するの故を以て米國の制度を概説して參考の爲め述べてゐる。最後に一般開業醫師諸賢に對して、既に設けられてゐる簡易保險巡回看護婦の利用を切望してゐる。

濟生會 濟生會巡回看護婦班作業一覽 (大正13年、昭和2年度)

石川信男 簡易看護學後編 (南山堂 昭和3年)

18 醫療機關 醫療の社會化を含む

衛生局年報 病院數 (大正15年、昭和元年 衛生局)

公立病院(施療病院、傳染病院、娼妓病院を除く)の昭和元年末現在數は一般病院78、精神病院2、計80院にしてその病床數は一般病室合計7805床傳染病室合計434床結核病室合計114床精神病室合計361床なり。此の病院數及病床數を前年に比すれば病院は増減なく病床は一般病室3111床を増し、傳染病室34床を増し、結

核病室49床を減じ、精神病室7床を増加したり。是等公立病院に於ける大正15年昭和元年中の入院患者数は前年より繰越したるもの3923人本年入院せる者71,814人計75,737人(内3,019人は施療患者)にして前年に比し2,316人を増加せり。(施療患者は875人増)、外來患者總数は844,591人(内20,146人は施療患者)にして前年に比し83,555人を増加せり。(施療は1,193人増)但し施療患者の入院は18院同外來は19院に係るものさす。

私立病院(病床10箇以上を有するもの)の昭和元年末現在の總数は1749院(内4院は外國人の設立に係るもの)にして前年に比し90院を増したり(外國人の設立に係るものは1院減)尙私立病院を市部と郡部との所在によりて別てば市部は954院郡部は795院にして前者は總数の54.55%後者は45.45%に當り之を前年に比すれば市部は0.84%を増し郡部は0.84%を減じたり。

施療病院、昭和元年末現在公私立施療病院(病床10箇以上を有するもの)の總数は公立26院私立27院計53院(内3院は外國人の設立に係るもの)にして前年に比し7院を増したり(外國人設立のものは1院減)。

衛生局年報 醫師及齒科醫師數 (大正15年、昭和元年 衛生局)

醫師 大正15年、昭和元年中醫師免許證を下附したる總数は1212人(外に外國人18人)にして昭和元年末現在の醫師總数は45,900人(外に外國人31人)にして前年に比し573人を増加したり(外國人は2人増)。醫師の配置は昭和元年末現在醫師1人に對する人口の割合は1,319人に當り前年に比し1人を増したり。尙醫師の地方に於ける配置の状況を觀るに人口1萬に對する醫師の割合最も多きは東京府の14.06にして京都府11.77、石川縣9.31、佐賀縣の9.17等これに次ぎ其他福岡、熊本、岡山、大阪、大分、長崎、廣島、山口の諸府縣は各人口1萬に付8人以上の醫師を有す。又其割合の最も少なきは沖繩縣の2.58にして青森縣の4.55、岩手縣4.67、福島縣の4.86等之に次ぎ其他群馬、埼玉、秋田、岐阜、山形、宮崎、山梨、栃木、長野、新潟の諸縣は少きものに屬す。

齒科醫師 大正15年、昭和元年中齒科醫師免許證を下附したる總数は1271人にして前年に比し92人を増加した。昭和元年末現在の齒科醫師總数は12,548人(外に外國人1人あり)にして前年に比し1156人を増したり(外國人は前年と同數)。昭和元年末現在の齒科醫師總數を人

口1萬に對比すれば2.07に該り前年に比し0.16を増加した。此の比例數に依りて齒科醫師の地方に於ける配置の状況を見るにその最も多きは東京府の5.60にして大阪府の3.21、岡山縣の2.74、京都府の2.39等之に次ぎ其他愛知、神奈川、兵庫、静岡、和歌山、奈良、廣島、大分の諸縣はその少きものに屬す。最も少きは沖繩縣の0.31にして宮崎縣0.90、福井縣0.97、鹿児島縣の1.04等之に次ぐ。

紀本參次郎 東京市内に於ける社會事業の批判並に其の改善策中醫療保護事業に就て (日本公衆保健協會雜誌 4の7,8)

東京市に於ける重なる官立私立の施療入院患者調査を擧げ、其れより各區に渡りて患者數並に施療費等に付き調査し、現在状況を述べ、併せて著者の希望等を論述してあるのである。

鈴木悔四郎 醫業國營論 (實生活社出版部發行 昭和3年2月)

本書は著者の豊富なる經綸眼に映じたる醫業國營に関する獨創的提案を著者獨特なる縦横無盡の筆致を以て論述したるものにして、醫學醫術の性質を論じ現代醫業制度の欠陥を痛論罵倒し、以て此處に其の國營法を制定し、醫業の理想郷を出現すべき事の急務を痛切せる快書である。

板澤庄五郎 醫業20年の回顧 (一名醫業生活の實際) (吐鳳堂 昭和3年1月)

本書は著者が北海道室蘭病院に就職後同病院に於ける沿革史、並に同病院經營上の内的努力を叙説し、併せて同氏が今日至りし迄の自叙をも附言叙述せられたる醫業經營の苦闘成功史である。

紀本參次郎 醫療の普及と救療の合理化 (社會事業 12の1)

著書は人間の生命の至上至高なるの所以を説明し、教育、産業より以上眞先に醫療の普及即ち醫療の民衆化が行はれなければならぬと力説し、先づ第一歩として現在の開業醫制度を改革しなければならぬ理由を論じ、其の私見を概論して居るのである。

田結宗誠 救療事業改革を要望す (醫海時報 1791 濟生 5年)

救療の意義を説明し、低料診療と粗診粗療とを區別し、救療機關の擴張並に濟生會に於ける救療患者の生活内容、同會の使用、無料診療の弊害等いちいち個條書きを以て擧げ救療事業改革を力説したものである。

石原 修 医療の社會化 (醫事公論 845,846,847)

著者は醫學と民衆の隔離しつつある現代社會弊を解説せるが爲め、醫療職業人の發生、療屬、疾病の偏在、醫療の偏在、富者の醫療吸收、醫療の假面的社會化、醫療制度の崩壞、罹病の責任、醫療の根本的社會化等の項に渡つて説論し民衆の醫療制度に對しては我國陸海軍の醫療制度に對して正に模範的なりと其の制度の完全を推賞し民衆醫療制度をしてかくならしむるこゝが最も適當ならんことを推論よりして、陸海軍の醫療制度を根本的社會化の典型的のものなりと結論してゐる。

濟生會 東京市内診療統計 (昭和3年4月)

濟生會 濟生會の診療(3) (昭和3年6月)

濟生會 道府縣診療統計 (大正14年度報告)

各府縣別患者總數及延人員數(第10位迄)

患者數		延人員數	
東京府(東京市を除く)	93,579	東京市	1,667,662
東京市	41,298	大阪府	1,207,894
大阪府	25,035	東京府(東京市を除く)	1,180,067
神奈川縣	9,630	神奈川縣	234,739
兵庫縣	9,131	京都府	160,520
京都府	4,597	兵庫縣	141,940
福岡縣	2,738	福岡縣	141,755
奈良縣	2,652	熊本縣	55,642
熊本縣	1,766	三重縣	55,334
茨城縣	1,562	長崎縣	43,904

上記以外の主なる府縣の患者總數及延人員數

	患者數	延人員數
愛知縣	421	24,646
長崎縣	419	
廣島縣	200	6,990

自大正元年度至大正14年度延人員總計、第10位迄)

東京市	20,292,596
大阪府	10,820,810
東京府(東京市を除く)	4,297,478
兵庫縣	1,851,691
神奈川縣	1,757,312
福岡縣	1,523,271
京都府	865,587
三重縣	688,757
秋田縣	624,498
新潟縣	556,638

上記以外の主なる府縣の自大正元年至大正14年延人員總計

愛知縣	520,696
廣島縣	298,986
長崎縣	247,373

尙全國の總患者延人員總計は次の如く増加の傾向を示せり。

大正11年度	3,703,844
大正12年度	7,166,191
大正13年度	5,052,500
大正14年度	5,465,544

19 犯罪及自殺

金子準二 自殺の心理 (日本之醫界 18の71,72)

三田定則 自殺者の本態 (體性 11の5)

大林 新 各種死因の競合に就て (東京醫事新誌 2576—2589抜刷)

死因の競合の定義、死因の決定、種類法律的意義及び種々なる死因(死種)の組

合せ等につき、あらゆる場合を考察し之れが検案例を(京大小南教室)集めて説明せしものにして、著者は次の如き注意を與へてゐる。即ち

明かに直接の死因を決定するこゝが可能であるべき場合こそれが陰性の結果に終り、遂に不明であるこ是認すべき場合こ二種あるこ云ふ見解を持つべきこゝ、即ち強いて無理なる憶測を下すべきでないこゝ、又死因の競合なる問題は司法上最も必要なる主論題なる故一層研究せねばならぬ。それが爲めには、死體解剖の際、唯一部分でよいこ思はれる時でも必ず注意深い總ての體腔の検索が必要であるこ。

磯村英一 犯罪と財産との關係 (社會學雜誌 46)

此の問題に關する從來の研究を紹介し、我國に於ける之の關係を行刑統計を引用してその事實を調べ、更に物價との關係を明治33年より大正9年迄調査した結果、比較的米價高き年に犯罪數増加し、安き時は之に反しその並行關係は極めて密接であるこを指摘してゐる。又次に直接犯罪の原因としての貧困を統計的に研究して、その關係を明にし、社會學徒が此の方面へも關心を持たんこを要望してゐる。

金子準二 少年殺人の心理 (兒童研究 32の7)

少年が人を殺すに至つた心理狀態を種々の學說上から或ひは又實例から考察し更に少年殺人の精神狀態—精神病—を説明してゐる。

金子準二 少年嘘言の犯罪精神病學的考察 (日本之醫界 18の19—21)

少年の嘘言を云ふに至る經路並に心的過程を心理學的に述べ、種々の型を擧げて、眞の嘘言と外觀的嘘言との區別せねばならぬ所以を説き、更に病的嘘言の種々のタイプを列擧して、その原因、及びそれを如何に處置すべきかを犯罪精神病學的見地より説いてゐる。

中村隆治 式場隆三郎 犯罪者の精神研究 第1回報告、智能に關する研究
(北越醫學會雜誌 43の6)

新潟刑務所に收容された受刑者につき心理學的實驗を行ひたるものにして、男子、女子、少年合せて403名、三宅、内田氏の智能検査法を採用したものである。而して被験者の年齢、教育程度、罪質分類、總得點、罪質と智能、罪質と各問正答數、累犯と智能との項に分けて説明してゐるが、犯罪及び不良兒に於て被験者の30%が精神薄弱を含み又全體にしても一般人より智能が劣つてゐるこは想像以上であるこ云つてゐる。

犯罪問題研究號 (社會學雜誌 46)

本號の内容は、犯罪としての革命(本田喜代治)、刑事學の任務と方法(小野清一郎)住所關係を通じて見たる累犯現象の一瞥(加藤虎太)、犯罪と財産との關係刑罰觀念の變化とその處分法について(古坂明詮)の五篇を收めてゐる。

左座金藏 人類學の意味に於ける犯罪者の精神病理學 (行刑衛生會雜誌 3の3, 4, 5)

芥川 信 拘禁生活の衛生學的觀察 (刑政 41の1, 2)

拘禁生活の種々な様式、及び拘禁者の性、年齢に依る統計を各方面より擧げそれ等の衛生學的方面を研究せるものにして非常に詳細なる研究である。著者は結論として下の如く述べてゐる。(1)受刑者の死亡率は24.07%にして頗る高率である。(2)拘禁病とも云ふべき肺結核は4.63%胃の疾患は1.4%である。(3)死亡率の最も多き年齢は21—25才にして1000人中223人でありその主因は肺結核である。(4)2月3月は最も死亡率が大である。(5)受刑者中の死亡者にして收容後最も多く發病するは收容時及び收容後6—9ヶ月の期間である。(6)受刑者中の死亡者にして發病後最も多く死亡する期間は休養後10月以下のものにして死亡者

1000人中205人、その主要なる疾患は、急性肺炎及び腦溢血又は腦軟化等である。

勝水淳行 性格異常と犯罪 (刑政 41の3,4)

性格異常の中には種々あるがこゝでは所謂中間者、偏執狂、癲癩、ヒステリーと犯罪との関係を取扱ひ、各々につき實例を擧げて説明してゐる。

仁科正次 指紋上より見たる行刑成績 (法曹會雜誌 6の12)

渡部播太郎 八王子少年刑務所に於ける教育施設 (刑政 41の10)

教授科目—修身、國語、算術、地理、歴史、理科、唱歌、體操、時間—學課2時間、體操及運動2時間乃至3時間午前及午後、學級の編入及び進級はテストに依る。

設備—教場、圖書室、娛樂室、談話室、運動場、土俵、プール、花壇、ベンチ小禽、動物等。

盛岡少年刑務所 大正15、昭和元年度少年受刑者に關する統計

本書は盛岡少年刑務所に於ける少年受刑者に關する統計にしてその内容は、入所並に出所、處遇、作業、醫治衛生、教務、釋放者保護、再入者等に關する事項及び研究資料として生育と犯罪、罪質と性質及犯由、家庭、境遇、職業、宗教、教育、季節、性慾等と犯罪との關係、犯罪と贓物及就縛事由、感情、嗜好、學科等と犯罪との關係及び受刑者の感想等を收めてゐる。入所者中確定刑に就き罪名年齢別に調査せるもの次の如し。

	15才未満	16才未満	17才未満	18才未満	20才未満	20才以上	計
窃盜	—	—	—	—	17	3	20
窃盜私文書偽造	—	—	—	—	1	—	1
行使詐欺	—	—	—	—	1	—	1
窃盜誣告	—	—	—	—	—	1	1
森林窃盜詐偽	—	—	—	—	—	1	1
強盜傷人傷害	—	—	—	—	1	—	1
住居侵入	—	—	—	—	—	—	—
強盜窃盜	—	—	—	—	1	—	1

恐喝未遂	—	—	—	—	1	—	1
詐欺窃盜	—	—	—	—	2	—	2
詐欺窃盜横領	—	—	—	—	2	—	2
詐欺私文書偽造行使	—	—	—	—	2	—	2
營利誘拐	—	—	—	—	1	—	1
横領窃盜	—	—	—	—	1	—	1
業務上横領	—	—	—	—	1	—	1
殺人	—	—	—	—	1	—	1
放火	—	—	—	—	4	1	5
放火未遂	—	—	—	—	1	—	1
森林放火	—	—	—	—	—	1	1
合計	—	—	—	—	37	6	43

山崎 佐 教育と懲戒の範圍 (兒童研究 31の11)

小學校教員は教育上必要と認むる時は兒童に對し、懲戒を加ふることを得るも體罰を加ふることを得ざる旨を規定してゐる。その他法律上のことに就き判例を擧げて説明してゐる。

朝鮮の犯罪と環境 (朝鮮總督府調査資料 23) (昭和3年3月)

本書は朝鮮に於ける最近の犯罪現象を統計的に地理的に調査研究したもので、特に犯罪と社會環境との關係を精細に述べて居る。先づ第一に犯罪現象の觀察方法として Durkheim 及び Onestolait の主唱にかゝる刑事社會學説を採用し、朝鮮に於ける犯罪と經濟現象との關係、犯罪と文化現象との關係を明らかにして居る。第二に全體を四章に分ち、第一章は貧困と犯罪の關係を詳細なる統計を以て精叙し、貧困によりて發生する犯罪の中窃盜が最大なるを示し、第二章は文化と犯罪との關係を詳しく述べ、文化の所産たる智能犯等につきて述べ、第三章は犯罪の年次的消長を題して詳細なる統計を以て最近迄の犯罪を犯罪類型に従つて類別し、其の數を擧げ犯罪傾向を示し、第四章は犯罪の地理的考察として朝鮮と國境地方、山地帶、平野、市街地、沿海地方等に分ち此等の地方と犯罪とを結び

合せて考察し、文書偽造罪の如きは市街地に多く、南鮮地方には窃盜罪が多いと
して居る。最後に内地と朝鮮との犯罪の比較をなし、其の差異をあけ、殺人罪に
於ては内地は殆んど變化なきに不拘、朝鮮にては増加して居ると論じて居る。尙
犯罪を減少せしむるには其の發生原因を調べ此が對策を講ずべきであることを強
調して居る。

第四節 産業及労働の衛生

1 同 上 一 般

- 社會局 第10回國際労働總會報告書 (昭和3年3月)
第11回國際労働總會概況 (労働時報 5の7)
 美濃口時次郎 賃銀變動の國際的趨向 (社會政策時報 98)
 米窪満亮他3名 第11回國際労働總會報告書 (昭和3年10月)
 協調會 産業合理化と社會政策 (昭和3年5月)
 日本貿易協會 産業合理化問題 (昭和3年3月)
 北澤新次郎 米國に於ける産業合理化運動の反面 (中央公論 43の12)
 上野陽一 合理化は果して失業を産むか、國際労働局の發表に就て (産業能率
1の9)
 産業の合理化は失業を産むか否かを、米、獨等の統計について調べ、種々な事
 情の爲め、その統計の正確でないことを述べ、此の問題を解決するには更らに眞
 面目な、正確な統計を作る必要があるが、兎も角、此の合理化運動が幾分の失業
 を來すことを是認し、然し乍らこれは社會全般の利益の爲め止むを得ない。かゝ
 る失業者は戦争に於ける戦死者にも比し得べきものである故に失業保險の様にも

のを以つて充分保護せねばならぬ又合理化の觀念をもつと廣義に解せねばならぬ
と論じてゐる。

大河原昌勝 産業の合理化と労働問題 (共存 4の4)

著者は産業合理化の意義、合理化と労働組合運動、合理化と失業問題、合理化
と過勞、合理化と勞賃等の問題を説き、フォードの主義を批判して最後に次の如
く云つてゐる。即ち産業の合理化は自他共に利益あり、我國に於ては合理化は急
務中の急務でなければならぬ。併し又一方之れに隨伴して労働問題が生ずるであ
らうが、事業主は合理化に依る増加企業利得の公正なる分配をなし、無理解なる
處置を採らざる様に注意すべきである云々……と。

ロシアの労働生活力の減退 (世界の労働 5の11)

村本福松 産業の合理化の意義及合理化運動の發生とその將來に就て (商業及
經濟研究 50)

合理化實施に伴ふ難點に二つある。その1は、規格化或は標準化の困難なるこ
とである。その對策としては、規格制定の參畫者の範圍を合理的最大ならしむる
ことである。その2は對労働者關係に於てある。然しそれは労働者をしてその
合理化計畫に参加せしめ相協力することに依つて救はれる。尙此の合理化の將來
はさうなるであらうか、先づ問題となるのは生産過剩の爲めの不安であるがその
對策として國際的合理化を主張してゐる。

長岡保太郎 産業の合理化と労働階級 (社會政策時報 91)

大島三郎 我國に於ける労働市場の史的考察 (早稻田商業 4の1)

我國に於ける労働市場發達史は之を三期に大別し得、即ち奴隸賣買或は人身賣
買の時代、奉公人制度の時代、労働雇傭制度の時代であるとして各々につき詳述
してゐる。

向井鹿松 經營の合理化と企業の自主化 (國民經濟雜誌 44の5)

美濃口時次郎 獨逸産業合理化の經濟的及社會的効果 (社會政策時報 91)

獨逸に於ける、炭坑業、鐵工業、機械工業に於ける合理化とその影響を紹介してゐる。

東洋經濟新報社 日本産業の合理化 (昭和3年12月)

大原社會問題研究所 日本労働年鑑 (同人社書店 昭和3年10月)

氣賀勲重 工業政策 (丸善株式會社 昭和3年6月)

本書は工業に關する各種政策全般の大要と其の相互の關係を述べ、特に工業に關する施設と經濟政策の大本たる國民經濟全般の利益との關係に就て詳論して居る。即ち工業を其の主要業務が加工製作にある場合に限り、工業政策は國家其他の公共團體が國民經濟の進歩發達の爲、其の國家に於ける原料の加工製造を事とする生産行爲に對して加ふる一切の施設畫策を總稱するものである。然るに從來の工業政策は獨り労働者階級の保護と救済にのみ没頭し、國家産業上の發達に留意せざるを遺憾とし、將來は公平の立場に歸るべきであるを論じ、工業政策の各方面にわたる問題に就て述べて居る。即ち工業經營法の變遷、發達、往時並に現時の工業制度、手工業擁護に關する政策、工業上の利益代表團體、工業上の營利組織の發達、公團體と工業經營、工業教育の主眼及び手段、工業所有權の保護、工業信用の種類、特質及び機關、労働者の自衛策としての結社、同盟罷工及び労働組合、労働調和の方策、福利増進設備、労働者保護、労働者所得確保策としての労働紹介、失業者救済、失業保險及び労働保險、賃銀支拂制度の改善、實際賃銀増進策に就て述べてゐる。

2 労働の生理學及心理學

(産業生理學、産業心理學、適性考査並工場管理法)

田邊秀穂 基礎新陳代謝に及ぼす環境諸條件の影響に就て (労働科學研究 5の4)

Krogh の Spirometer を使用して、1人の健康男子が環境氣象條件を變化するこゝによつて、瓦斯代謝が如何なる影響を蒙るかに就て觀察されたものである。温度は15°C乃至40°Cの幅に於て5°Cの間隔毎のものに規定し、湿度は高湿度(80%以上)中等湿度(約60%)低湿度(50%以下)の3種類に分つた。結論を要約するに次の通りである。

(1) 脈搏数は温度35°C以上にて増加著明で、それ以下では温度の影響は著しくはない。湿度との關係は、高温時殊に40°Cにては高湿度は増脈的に作用するこゝ著甚である。35°C以下の温度では湿度の影響は僅少なる。感覺温度より觀れば低温より80度までは徐々に増脈せしめ、85度以上は急激なる増脈を惹起せしめる。體温と環境氣象との關係は脈搏数の場合と略同様である。

(2) 發汗は温度35°C比湿度44%を限界として、それ以上の温湿度に於て認めらる。

(3) 酸素消費量は温度のみの立場から考察するに、25°C—35°Cに於て最低にて、それよりも高温並に低温に於ては增高する。温度の増加は一般にO₂消失量を增高せしめるが、それは高温時に於て顯著である。30°C中等湿度の時に最低酸素消費量を示してゐる。これを感覺温度の點より觀る時は73乃至81度に相當する。實際に於ける體表1sq. m. 毎時平均7.3 litre 酸素消費を示す。

(4) 前項の成績は基礎新陳代謝は感覺温度73乃至81度に於て測定すべきものたることを示唆する。此際の酸素消費から熱量を算出するに、體表面積1sq. m. 當り毎時35.8(±2.18) Kalorie となる。

石川知福 環境温度の作業能並にその恢復過程に及ぼす影響 (労働科學研究 5)

の1)

實驗室溫度 5°C 乃至 45°C の幅に於て、それ等環境溫度が被験者の身體的諸機能作業缺並に作業による疲勞からの恢復過程に及ぼす影響に就て觀察せるものであつて、(1)身體の靜止時と作業時に於て、それぞれ生理的至適溫度と主觀的至適溫度と並に生産の爲の至適溫度とが存在する。而してこれ等の至適溫度は個人の心身狀態環境諸條件等の變化すると共に移動する。尙ほ一般には作業の内容の異なると共に移動し、同一種類の作業にありては、その勞作の激度の異なるほど低温に向つて移動する。(2)作業の爲の至適溫度と作業からの恢復の爲の至適溫度とは全く別個のものとして考察されるべきである。(3)體温以上の環境溫度中に於ては身體的機能の變調即ち一種麻痺的現象を想はるゝ症狀を發呈する等の結論に達してゐる。實驗項目は、脈搏數、體温、呼吸數、呼氣量、呼吸深度、呼吸瓦斯代謝に就てである。

桐原葆見 種々の大氣條件に於けるタイプライティング作業の實驗的研究
(勞働科學研究 5の2)

此の作業に練達せる男子を被験者として、溫度を攝氏 0° — 45° までの間を毎 5° に10段階に區分し、各段階に於いて、濕度を50—90%の間種々に變化して、實驗室無風狀態に於いて、無意味の手本を復寫せしめる作業を1時間づゝなさしめその作業量、作業速度の進路並に錯誤の數及び種類から、環境溫度及び濕度を作業能率との關係を考察したものであつて、その結果の主なものに摘記せば、(1)作業量は 30°C 以上及び 50°C 以下に於いては減退し、殊に 40°C 以上に至れば甚しく低下する。(2)濕度は一般に作業量と逆の關係を有つてゐるが、殊に乾球溫度 30° 以上にありては高濕は著しく作業量を減退せしめる。(3)1時打字速度は一般に凸狀をなしてゐる。(4)良好なる溫度の範圍内にありては、作業能率を決定するものは主として作業者の内的條件である。(5)錯誤の出現亦主として内的條

件による、一般に速度に努力する場合は、筋的反應態度をこる結果、倒錯、誤加等の錯誤が多く、感覺的態度をこる場合には速度は小となりて、誤脱及び誤字が多く出現する。(6)作業速度及び錯誤を、環境の所謂 effective temperature と關係せしめて見るときは、一層その間に緊密なものが認められる。

川上六馬 紡績工場の換氣について (勞働科學研究 5の3)

紡績工場に於ける空氣の炭酸瓦斯含量の日時的變化に就ての調査の成績に基き(1)我國一般紡績工場に於て屢々みる時間制たる15分間の休憩時間の挿入は、就業者の退場、戸窓の利用等適當なる方策を實行するに非ざれば、換氣の立場からは無意義たること。(2)作業室の構造の如何は、室内外の温差、從業者の員數並にその作業の激度等と同じく換氣上重要な意義を有すること。(3)空氣の理學的性狀からは、夏季に於ける對策が重要であるが、化學的性狀からは冬季に於ける對策が重要であること、等を論じてゐる。

八木高次 佐々木昌 松原フサ 勞働と尿の物理化學的性狀との關係について
(勞働科學研究 5の1)

トラウバーのスタラグモメーターを用ひ、紡績勞働婦人並に固定自轉車作業者に就て、勞働と尿の性狀との關係に就て實驗せる結果を報告したものである。それによること、勞働前の尿と勞働後の尿との間には大體に一定した變化がみられることである。著者等はその結果に就て温濕度、仕事量、休眠、食事等と間聯して考察してゐる。

松島周藏 精神行作時の酸素消費量に就て(其の二) (勞働科學研究 5の4)

年齢15乃至24歳の婦人に就て、酸素の消費量が精神作業時と絶對安靜時とで如何なる程度の相違を呈するかを就てクロークの呼吸裝置を使用して實驗せる成績である。精神作業による酸素消費量は女子に於ける方が男子に於けるよりも大で

あること、並に環境温濕度の酸素消費量に影響あることに就て述べてゐる。

若林米吉 歩行を主とする作業に関する一考察 (労働科學研究 5の3)

郵便物配達作業について、その歩行を調査したものであつて、その結果によれば、實際歩行速度は1分間約70-80m.にして平均1回7000m.の連続歩行をなし之を1日平均3、4回反覆する。作業者の携重量は4kg.を中間値とする。作業量の代表値は20000-24000kg.m.にして配達1回の作業時間は90分を以つて標準とする。作業線の形状を見るに、終末に向つて下降するもの52.6%、上昇するもの19.3%、終始平衡を保てるもの28.1%であつて、下降式が半数を占めてゐる。作業線の高低は必ずしも疲労の量に比例しない。又、初頭努力のあつた場合には結末振作の現はれない場合が多い。又歩行速度は、この調査の範囲にありては年齢及び経験とは無關係にして個人差は體質及び氣質等の先天的條件に因するものゝ如し。

原隼人 減壓(酸素缺乏)實驗に於ける體驗 (海軍々醫會雜誌 17の1)

容積769litreの低壓實驗室内に於て、氣壓を種々に變化する際に蒙る自覺症狀、呼吸數、脈搏數、尿反應等の變化に就て報告せるものである。尿所見に於ては酸性度の減少とアムモニア含量の減少とを來してゐる。

眞柄正直 低壓が航空機搭乗者に及ぼす影響の個人差に就て (海軍々醫會雜誌 17の3)

低壓實驗室に於て飛行機搭乗者に就て實驗せる結果、高空飛行家としての資格は低空飛行の技術優秀にして而も稀薄酸素呼吸に對する耐性の大なる者たるべきことを主張してゐる。

岐阜縣工場會 製絲女工の年齢と能率との關係その他 (昭和3年11月)

先づ縣下に於ける各製紙工場の設備繰絲釜數と女工數とを述べ、次で此等工場に於ける賃

銀を媒介して年齢と能率とを比較し、その熟練の速さ、即ち能率に於て年齢高き程高率を示し、14、5、6才の若き女工は、その保護の上からは勿論、工場能率に於ても不利なる事を述べてゐる。

逓信省 逓信能率 4 (昭和3年12月)

收むる所、電信作業女子、電報兼配に就ての一考察他一篇なり。

長島豊治 筋肉勞作後に於ける血液像の變化に就て (東京醫事新誌 2588)

家兎に就て回轉筒の内部を走行させることによる疲労の影響を實驗的に觀察せるものであつて、運動直後には血色素、赤血球數は僅かに増加し、尙ほ白血球總數、液巴球等も増加するが、假性エオヂン嗜好細胞、マスト細胞等は減少すること、並にこれ等血液像の運動後に於ける變化の経過に就て述べて居る。

鐵道大臣官房保健課 産業心理學と富の生産 (昭和3年)

本書は Industrial Psychology and the Production of Wealth, 1925, by H. D. Harrison の翻譯にして、内容は、第一章産業心理學と科學的管理法、第二章職業選擇と輔導、第三章疲労、第四章動作研究と労働者に對する物的狀態の適合、産業に影響を及ぼす諸種の心理學的素因、第六章結論に分れてゐる。

上野陽一 生活と能率 (同文館 昭和2年2月)

江田周三 生體に於ける電氣抵抗並にその疲労との關係に就いて (労働科學研究 5の3)

本研究は生體に於ける電氣現象即ち從來 Psychogalvanic Phenomena と稱されてゐるもの及び種々の動作電流に關する現象を心理學的に生理學的に或ひは又物理學的に追究し、出來得べくば個人の反應型、疲労等の問題と關連して見ようとする試みの先づその序論として從來の研究者の態度及びその實驗方法を概括的に批判し、以つて將來の研究方針を示したものである。